官報

（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕

○石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（三八五）　三

○石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（三八六）　五

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（三八七）　五

〔条　約〕

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約（一二）　三五

〔内閣官房令〕

○職員の退職管理に関する内閣官房令及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房一一）　三五

〔省　令〕

○建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通一一一）　三六

○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一六）　四三

〔法規的告示〕

○危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（総務三六九）　四四

○石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件（総務・経済産業二）　四四

○石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（総務・経済産業・国土交通二）　四四

○民間給与実態統計調査規則第六条第二項に規定する調査票の様式を定める件の一部を改正する件（国税庁一九）　四四

○マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針及びマンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の一部を改正する告示（国土交通一〇二一）　五〇

○海上運送法に基づく安全統括管理者講習及び運航管理者講習の内容及び方法の基準等を定める告示（同一〇二二）　五〇

○運航管理者を船舶に乗り組ませるために運航管理者及び陸上従業者に受講させなければならない講習に関する告示（同一〇二三）　六〇

〔その他告示〕

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の効力発生に関する件（外務四三九）　四三

〔官庁報告〕

官庁事項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について（農林水産省）　四四

〔公　告〕

諸事項

官庁

公示送達関係

裁判所

破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会公示送達関係　五〇

地方公共団体

教育職員免許状取上げ処分、特定空家等の除却命令、押収物還付関係　五九

会社その他

会社決算公告　六〇

本号で公布された法令のあらまし

◇石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（政令第三百八十五号）（総務省）

1　広域共同防災組織を設置することができる区域のうち、第四地区を廃止するとともに、第六地区及び第八地区について区域の縮小を行う。（本則関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則関係）

◇石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（政令第三百八十六号）（総務省）

1　別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行う。（本則関係）

2　石油コンビナート等特別防災区域のうち、田原地区及び阿南地区について区域の指定を解除するとともに、名古屋港臨海地区について区域の拡張を行う。（別表関係）

3　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則第一項関係）

4　罰則の適用について所要の経過措置を定める。（附則第二項関係）

5　広域共同防災組織を設置することができる区域について所要の改正を行う。（附則第三項関係）

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第三百八十七号）（厚生労働省）

第1　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正

1　匿名障害福祉等関連情報利用者が納付すべき手数料の額等を定める。（第五十条関係）

2　1の手数料を免除することができる者等を定める。（第五十一条関係）

3　その他所要の改正を行う。

第２　児童福祉法施行令の一部改正

１　匿名障害児福祉等関連情報利用者が納付すべき手数料の額等を定める。（第三十三条関係）

２　１の手数料を免除することができる者等を定める。（第三十三条の二関係）

３　その他所要の改正を行う。

第３　施行期日等

１　この政令は、令和七年十二月一日から施行する。（附則第一条関係）

２　その他所要の改正を行う。

◇所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約（条約第十二号）（外務省）

この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の除去等を目的として日本国とアルメニア共和国との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

１　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。アルメニア共和国においては利得税及び所得税について、日本国においては所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税について適用する。（第一条及び第二条関係）

２　この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の法令上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

３　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得に対してのみ当該他方の締約国において課税することができ、恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とする。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特別の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得に対して課税することができる。（第六条～第九条関係）

４　配当に対しては、源泉地国において、親会社が子会社から受け取る配当の場合には課税が免除され、その他の配当の場合には五パーセントを超えない税率により課税することができる。利子に対しては、源泉地国において、政府等が取得する利子の場合には課税が免除され、その他の利子の場合には五パーセントを超えない税率により課税することができる。使用料に対しては、源泉地国において、五パーセントを超えない税率により課税することができる。（第十条～第十二条関係）

５　不動産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第十三条関係）

６　一方の締約国の居住者がその勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、勤務が他方の締約国内において行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第十四条～第十六条関係）

７　一方の締約国の居住者が取得する退職年金等に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等に対して提供される役務について支払われる報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生等が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免除される。匿名組合契約等に基づいて行う出資について取得する所得に対しては、一定の要件を満たす場合には、源泉地国において課税することができる。（第十七条～第二十条関係）

８　この条約の各条に規定がない所得に対しては、所得の受益者の居住地国においてのみ課税することができる。（第二十一条関係）

９　アルメニア共和国の居住者が納付する日本国の租税の額は、アルメニア共和国の租税の額から控除する。日本国の居住者が納付するアルメニア共和国の租税の額は、日本国の租税の額から控除する。一方の締約国の国民及び企業は、他方の締約国において、租税に関し、同様の状況にある当該他方の締約国の国民及び同様の活動を行う当該他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二十二条及び第二十三条関係）

10　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの条約の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。納税者から申し立てられた事案について、二年以内に両締約国の権限のある当局間で合意によって解決することができない場合には、当該納税者の要請により仲裁に付託することができる。（第二十四条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二十五条関係）

12　両締約国は、租税債権の徴収について相互に支援を行う。（第二十六条関係）

13　この条約は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二十七条関係）

14　この条約の一定の特典を受けることができる者は一定の要件を満たす適格者等に限定され、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について当該第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には、条約の特典は、与えられない。（第二十八条関係）

15　この条約は、両締約国の法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。また、この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第二十九条及び第三十条関係）

16　アルメニア共和国が日本国以外の国又は地域との間で、利子所得に対する源泉地国における課税の軽減又は免除について定める規定に関してこの条約よりも有利な条件を規定する協定を締結する場合には、日本国の要請に基づき、その有利な条件をこの条約に規定することを目的として交渉を開始する。（議定書関係）

政令

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百八十五号

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十九条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第四地区の項を次のように改める。

第四地区	削除

別表第三第六地区の項中「、第二十五号」を削り、同表第八地区の項中「及び第四十五号から第四十七号まで」を「、第四十六号及び第四十七号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

総務大臣　林　芳正
経済産業大臣　赤澤　亮正
内閣総理大臣　高市　早苗

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百八十六号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和六年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

別表中第五十六号を削り、第五十五号を第五十六号とし、第三十六号から第五十四号までを一号ずつ繰り下げ、同表第三十五号ロ中「ワノ割及びカノ割」を「リノ割、ワノ割、カノ割及び船江」に改め、同号を同表第三十六号とし、同表中第三十四号を第三十五号とし、第三十三号を削り、第三十二号を第三十四号とし、第五号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の二を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の二を第四号とし、第一号を第三号とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

3　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一地区の項中「第三号及び第四号の二」を「第四号及び第六号」に改め、同表第二地区の項中「別表第五号及び第十号から第十二号まで」を「別表第七号及び第十二号から第十四号まで」に改め、同表第三地区の項中「別表第十三号から第十五号まで」を「別表第十五号から第十七号まで」に改め、同表第五地区の項中「別表第二十号及び第二十一号」を「別表第二十二号及び第二十三号」に改め、同表第六地区の項中「別表第二十二号、第二十七号及び第三十一号」を「別表第二十四号、第二十九号及び第三十三号」に改め、同表第七地区の項中「別表第三十五号及び第三十六号」を「別表第三十六号及び第三十七号」に改め、同表第八地区の項中「別表第三十八号、第四十六号及び第四十七号」を「別表第三十九号、第四十七号及び第四十八号」に改め、同表第九地区の項中「別表第四十三号、第四十八号、第五十六号」を「別表第四十四号、第四十九号」に改め、同表第十地区の項中「別表第五十号から第五十四号まで」を「別表第五十一号から第五十五号まで」に改める。

総務大臣　林　芳正
経済産業大臣　赤澤　亮正
内閣総理大臣　高市　早苗

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十九条の二の十一第一項及び第二項並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二十三の十一第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条の二・第四十三条の三」を「第四十四条・第四十五条」に、「第四十三条の四―第四十三条の六」を「第四十六条―第四十八条」に、「第三章　障害者支援施設（第四十三条の七）」を「第三章　障害者支援施設（第四十四条―第四十九条）」に、「第四章　手数料（第五十条・第五十一条）」を「第五章　手数料（第五十条―第五十五条）」に、「第五章」を「第六章」に、「第四十六条―第五十条」を「第五十六条―第六十条」に、「第六章」を「第七章」に、「第五十一条―第五十五条」を「第六十一条―第六十五条」に改める。

第十七条中「第四十三条の五第三項」を「第四十七条第三項」に改め、同条第四号中「第四十三条の三第二号、第四十三条の四第五項第二号及び第四十三条の五第六項」を「第四十五条第二号、第四十六条第五項第二号及び第四十七条第六項」に改める。

第二十六条の七中「第四十五条の三」を「第五十五条」に改める。

第五十五条中「第五十二条第一項各号」を「第六十二条第一項各号」に改め、同条を第六十五条とし、第五十四条を第六十四条とし、第五十一条から第五十三条までを十条ずつ繰り下げ、第六章を第七章とする。

第五章中第五十条を第六十条とし、第四十七条から第四十九条までを十条ずつ繰り下げる。

第四十六条中「第四十八条第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同条を第五十六条とし、第五章を第六章とする。

第四十五条の三中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、第四章中同条を第五十五条とし、第四十五条の二を第五十四条とし、第四十五条を第五十三条とし、第四十四条を第五十二条とし、第四章を第五章とする。

第三章中第四十三条の七を第四十九条とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章　手数料

第五十条　法第八十九条の二の十一第一項の規定により匿名障害福祉等関連情報利用者（法第八十九条の二の四に規定する匿名障害福祉等関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名障害福祉等関連情報（法第八十九条の二の三第一項に規定する匿名障害福祉等関連情報をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までごとに七千八百円とする。

2　前項の手数料は、主務省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、法第八十九条の二の十一第一項の規定により連合会等（法第八十九条の二の十に規定する連合会等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

第五十一条　法第八十九条の二の十一第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一　都道府県その他の法第八十九条の二の三第一項第一号に掲げる者

二　法第八十九条の二の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行う者

三　法第八十九条の二の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四　前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

2　主務大臣は、匿名障害福祉等関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第八十九条の二の十一第一項の手数料を免除する。

3　前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名障害福祉等関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を主務大臣（法第八十九条の二の十の規定により主務大臣からの委託を受けて、連合会等が法第八十九条の二の三第一項の規定による匿名障害福祉等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、連合会等）に提出しなければならない。

第二章第六節中第四十三条の六を第四十八条とし、第四十三条の五を第四十七条とし、第四十三条の四を第四十六条とする。

第四十三条の三中「第四十三条の五第一項第二号」を「第四十七条第一項第二号」に改め、第二章第五節中同条を第四十五条とする。

第四十三条の二第二項中「第四十三条の五第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条を第四十四条とする。

附則第二条の二中「第五十二条第一項各号」を「第六十二条第一項各号」に改める。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条を削り、第三十二条を第三十一条とし、第三十三条を第三十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

第三十三条　法第三十三条の二十三の十一第一項の規定により匿名障害児福祉等関連情報利用者（法第三十三条の二十三の四に規定する匿名障害児福祉等関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名障害児福祉等関連情報（法第三十三条の二十三の三第一項に規定する匿名障害児福祉等関連情報をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までごとに七千八百円とする。

前項の手数料は、内閣府令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、法第三十三条の二十三の十一第一項の規定により連合会等（法第三十三条の二十三の十に規定する連合会等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

第三十三条の二　法第三十三条の二十三の十一第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一　都道府県その他の法第三十三条の二十三の三第一項第一号に掲げる者

二　法第三十三条の二十三の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行う者

三　法第三十三条の二十三の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四　前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

内閣総理大臣は、匿名障害児福祉等関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第三十三条の二十三の十一第一項の手数料を免除する。

前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名障害児福祉等関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を内閣総理大臣（法第三十三条の二十三の十の規定により内閣総理大臣からの委託を受けて、連合会等が法第三十三条の二十三の三第一項の規定による匿名障害児福祉等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、連合会等）に提出しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年十二月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十二第三項及び第百七十四条の四十九の十二第二項中「第四十三条の七第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第三条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二十三号中「第四十三条の三、第四十三条の四第五項及び第四十三条の五第六項」を「第四十五条、第四十六条第五項及び第四十七条第六項」に改める。

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第四条　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項第八号及び第四項中「第四十三条の七」を「第四十九条」に改める。

（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正）

第五条　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四十三条の五第一項」を「第四十七条第一項」に、「第四十三条の六」を「第四十八条」に改め、同条第四項中「第四十三条の三」を「第四十五条」に改める。

附則第三条第三項中「第四十三条の三」を「第四十五条」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

条約

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

条約第十二号

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約

日本国及びアルメニア共和国は、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁（あさ）りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条　対象となる者

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。

2　この条約の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。

3　この条約は、第七条3、第九条2、第十八条、第十九条、第二十二条から第二十四条まで及び第二十七条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国における課税に影響を及ぼすものではない。

第二条　対象となる租税

1　この条約は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2　総所得又は所得の要素に対する全ての租税（財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む。）は、所得に対する租税とされる。

3　この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a)　アルメニアにおいては、

(i)　利得税

(ii)　所得税

（以下「アルメニアの租税」という。）

(b)　日本国においては、

(i)　所得税

(ii)　法人税

(iii)　復興特別所得税

(iv)　地方法人税

(v)　住民税

（以下「日本国の租税」という。）

4　この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第三条　一般的定義

1　この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「アルメニア」とは、アルメニア共和国をいい、地理的意味で用いる場合には、アルメニア共和国の領域（陸地、水域並びにこれらの下及び上空を含む。）であって、アルメニア共和国がアルメニア共和国の国内法令及び国際法に基づいて主権的権利及び管轄権を行使するものをいう。

(b)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領海の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(c)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はアルメニアをいう。

(d)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f)　「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(g)　「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h)　「国際運輸」とは、船舶又は航空機による運送（当該船舶又は航空機が一方の締約国内の地点の間においてのみ運用され、かつ、当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一方の締約国の企業でない場合における運送を除く。）をいう。

(i)　「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i)　アルメニアにおいては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii)　日本国においては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(j)　一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。

(i)　当該一方の締約国の国籍又は市民権を有する全ての個人

(ii)　当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(k)　「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

(l)　一方の締約国の「公認の年金基金」とは、当該一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みであって、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われ、かつ、次の(i)又は(ii)の規定に該当するものをいう。

(i)　専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的若しくは付随的な手当又は他のこれらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組みであって、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって規制されるもの

(ii)　専ら又は主として、当該一方の締約国の他の公認の年金基金の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組み

一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みが、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われるとしたならば(i)又は(ii)の規定に基づいて公認の年金基金に該当することとなる場合には、当該団体又は仕組みは、この条約の適用上、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において公認の年金基金として取り扱われる独立した者とみなし、かつ、当該団体又は仕組みの全ての資産及び所得は、他の者ではなく、当該独立した者によって保有される資産及び取得される所得として取り扱う。

2　一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合又は両締約国の権限のある当局が第二十四条の規定に基づいて異なる意義について合意する場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関して当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国においてにおいて適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条　居住者

1　この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、設立場所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準によって当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体及び当該一方の締約国の公認の年金基金を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得についてのみ当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。

2　1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a)　当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b)　その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。

(c)　その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d)　当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によって当該事案を解決する。

3　1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。

第五条　恒久的施設

1　この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。

2　「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a)　事業の管理の場所

(b)　支店

(c)　事務所

(d)　工場

(e)　作業場

(f)　鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を探査し、又は採取する場所

3　「恒久的施設」には、次のものを含む。

(a)　建築工事現場若しくは建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動。ただし、これらの現場、工事又は活動が九箇月を超える期間存続する場合に限る。

(b)　企業が行う役務の提供（コンサルタントの役務の提供を含む。）であって、使用人その他の職員（当該役務の提供のために採用されたものに限る。）を通じて行われるもの。ただし、このような活動が、単一の又は関連するプロジェクトにつき当該課税年度において開始し、又は終了するいずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える期間一方の締約国内において行われる場合に限る。

(a)に規定する活動の期間は、二以上の密接に関連する企業が一方の締約国内の同一の場所において行う活動の期間（それぞれ三十日を超えるものに限る。）を合計して決定する。ただし、一の企業が当該一方の締約国内において行う活動とその密接に関連する企業が当該一方の締約国内において行う活動とが関連している場合に限る。(a)に規定する活動の期間の決定に当たり、二以上の密接に関連する企業が同時に活動を行っている期間は、一度に限り算入する。

4　1から3までの規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。

(a)　企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。

(b)　企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。

(c)　企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d)　企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e)　企業のために(a)から(d)までに規定されていない活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

(f)　(a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5　4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次の(a)又は(b)の規定に該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。

(a)　この条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。

(b)　当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこと。

6　1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たって、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、その者の活動が、4に規定する活動であって、事業を行う一定の場所（5の規定が適用されることとなるものを除く。）を通じて行われたとしても4の規定により当該一定の場所が恒久的施設とはされないこととなるもののみである場合は、この限りでない。

(a)　当該企業の名において締結される契約

(b)　当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約

(c)　当該企業による役務の提供のための契約

7　6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行い、かつ、当該企業のために通常の方法で当該事業を行う場合には、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業につき、この7に規定する独立の代理人とはされない。

8　一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

9　この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者又は企業とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者若しくは企業がその者及びその企業の若しくはその二の企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合には、密接に関連するものとする。

第六条　不動産所得

1　一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（変動制であるか固定制であるかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3　1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4　1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条　事業利得

1　一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定によって当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　この条及び第二十二条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受ける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。

3　一方の締約国が、いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定によって調整し、それに伴い、他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合には、当該他方の締約国は、その利得に対する二重課税を除去するために必要な範囲に限り、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

4　他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条　国際海上運送及び国際航空運送

1　一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2　第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、アルメニアの企業である場合には日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税であってアルメニアにおいてこの条約の署名の日の後に課されるものを、免除される。

3　1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

第九条　関連企業

1　次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であって、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみられる利得であってその条件のために当該一方の企業の利得とならなかったものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a)　一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b)　同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2　一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

第十条　配当

1　一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の五パーセントを超えないものとする。

3　2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該配当の受益者が、他方の締約国の居住者であり、かつ、当該配当の支払を受ける者が特定される日を含む三百六十五日の期間を通じ、次の(a)又は(b)に掲げるものの二十五パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。当該期間の計算に当たり、当該配当の受益者である法人又は当該配当を支払う法人の合併、分割その他の組織再編成の直接の結果として行われる所有の変更は、考慮しない。

(a)　当該配当を支払う法人がアルメニアの居住者である場合には、当該法人の資本

(b)　当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該法人の議決権

4　2及び3の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人の支払う配当が当該一方の締約国における当該法人の課税所得の計算上控除される場合には、当該配当に対しては、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

5　2から4までの規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

6　この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及び他の権利から生ずる所得であって分配を行う法人が居住者である締約国の法令上租税に関し株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

7　1から4までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

8　一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生ずる利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内に存在する恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条　利子

1　一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　一方の締約国内において生ずる利子に対しては、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の五パーセントを超えないものとする。

3　2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であって次の(a)又は(b)の規定に該当するものに対しては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a)　当該利子の受益者が、当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって全面的に所有される機関である場合

(b)　当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該利子が当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって全面的に所有されている債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによって行われた間接融資に係る債権に関して支払われる場合

4　この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生ずる所得、特に、公債、債券又は社債から生ずる所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び他の所得であって当該所得が生ずる締約国の法令上租税に関し貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得及び支払の遅延に対して課される損害金は、この条の規定の適用上、利子には該当しない。

5　1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が当該利子の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

6　利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

7　利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によって、当該利子の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十二条　使用料

1　一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　一方の締約国内において生ずる使用料に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の五パーセントを超えないものとする。

3　この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。

4　1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が当該使用料の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5　使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、使用料の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

6　使用料の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によって、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十三条　譲渡収益

1　一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であって他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（第六条に規定する不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3　船舶又は航空機を国際運輸に運用する一方の締約国の企業が当該船舶若しくは航空機の譲渡又は当該船舶若しくは航空機の運用に係る財産（第六条に規定する不動産を除く。）の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4　一方の締約国の居住者が法人の株式又は同等の持分（組合又は信託財産の持分を含む。）の譲渡によって取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセント以上が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、第六条に規定する不動産であって他方の締約国内に存在するものによって直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、当該株式又は同等の持分が第二十八条4(b)に規定する公認の有価証券市場において取引される場合において、当該一方の締約国の居住者及びその特殊関係者が所有する当該株式又は同等の持分の数の合計がその種類の株式又は同等の持分の総数の五パーセント以下であるときは、この限りでない。

5　1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条　給与所得

1　次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a)　当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b)　当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c)　当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。

3　1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が、船舶又は航空機の通常の乗組員の一員として、国際運輸に運用される船舶内又は航空機内において行う勤務（他方の締約国内においてのみ運用される船舶内又は航空機内において行う勤務を除く。）について取得する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十五条　役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条　芸能人及び運動家

1　第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができる。

第十七条　退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が取得する退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十八条　政府職員

1　(a)　一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b)　もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供される場合において、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者であるときは、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i)　当該他方の締約国の国民

(ii)　専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの

2　(a)　1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b)　もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3　一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務について支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条　学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約国外から支払われるものに限る。）に対しては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。事業修習者の場合には、この条に定める租税の免除は、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条　匿名組合

この条約の他の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が匿名組合契約その他これに類する契約に基づいて行う出資について取得する所得に対しては、当該所得が他方の締約国内において生じ、かつ、当該他方の締約国における当該所得の支払者の課税所得の計算上控除される場合には、当該他方の締約国において、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。

第二十一条　その他の所得

1　一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であって前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2　1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3　1に規定する所得の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によって、当該所得の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超える場合には、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該所得の額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第二十二条　二重課税の除去

1　アルメニアにおいては、二重課税は、次の方法によって除去される。

(a)　アルメニアの居住者がこの条約の規定に従って日本国において租税を課することができる所得を取得する場合には、アルメニアは、日本国において納付される日本国の租税の額を当該居住者の所得に対するアルメニアの租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、当該控除が行われる前に算定されたアルメニアの租税の額のうち、日本国において租税を課することができる所得に対応する部分を超えないものとする。

(b)　アルメニアの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従ってアルメニアにおいて租税が免除される場合においても、アルメニアは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たり、その免除された所得を考慮に入れることができる。

2　日本国においては、二重課税は、次の方法によって除去される。

日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従ってアルメニアにおいて租税を課することができる所得をアルメニア内において取得する場合には、当該所得について納付されるアルメニアの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する額を超えないものとする。

第二十三条　無差別待遇

1　一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、特に居住者であるか否かに関して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者についても、適用する。

2　一方の締約国の居住者である無国籍者は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、特に居住者であるか否かに関して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

3　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この3の規定は、一方の締約国に対して、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

4　第九条1、第十一条7、第十二条6又は第二十一条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税利得の算定に当たり、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

5　一方の締約国の企業であってその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によって直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

6　この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税について適用する。

第二十四条　相互協議手続

1　一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2　1に規定する申立てを受けた一方の締約国の権限のある当局は、当該申立てを正当と認めるが自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によってその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3　両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4　両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に連絡すること（両締約国の権限のある当局又はその代表者によって構成される合同委員会を通じて連絡することを含む。）ができる。

5　(a)　一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従って当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b)　当該事案に対処するために両締約国の権限のある当局が要請した全ての情報が両締約国の権限のある当局に提供された日から二年以内に、2の規定に従い両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が書面により要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によって定める。

第二十五条　情報の交換

1　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2　1の規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、当該租税に関する執行若しくは訴追、当該租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。

3　1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c)　営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにすることとなる情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

4　一方の締約国がこの条の規定に従って情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5　3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十六条　租税の徴収における支援

1　両締約国は、租税債権の徴収について相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法を合意によって定めることができる。

2　この条において、「租税債権」とは、次に掲げる租税（その課税がこの条約又は両締約国が当事国となっている他の取極の規定に反しない場合に限る。）の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徴収又は保全の費用をいう。

(a)　アルメニアにおいては、

(i)　第二条3(a)に掲げる租税

(ii)　付加価値税

(b)　日本国においては、

(i)　第二条3(b)(i)から(iv)までに掲げる租税

(ii)　復興特別法人税

(iii)　消費税

(iv)　地方消費税

(v)　相続税

(vi)　贈与税

(c)　その他の租税で両締約国の政府が外交上の公文の交換によって随時合意するもの

(d)　(a)から(c)までに掲げる租税に加えて又はこれらに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、これらの規定に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの

3　一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国において当該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によって徴収のために引き受けられるものとする。当該租税債権は、この3の規定に基づいて当該他方の締約国が要請することができる条件を満たす当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国により、当該他方の締約国の租税の執行及び徴収について適用される当該他方の締約国の法令に従って徴収される。

4　一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によって保全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時において当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徴収を停止させる権利を有する場合であっても、当該租税債権が当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該租税債権について、当該他方の締約国の法令に従って当該保全の措置をとる。

5　3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下において租税債権であるとの理由によって適用される時効の対象とされず、また、その理由によって適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下において当該租税債権について適用される優先権を有するものではない。

6　3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権の徴収に当たって当該一方の締約国がとった措置は、当該措置が他方の締約国によってとられたならば当該他方の締約国の法令に従い当該租税債権について適用される時効を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下において同様の効果を有する。当該一方の締約国の権限のある当局は、当該一方の締約国が当該租税債権の徴収についてとった措置について当該他方の締約国の権限のある当局に通知する。

7　一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。

8　一方の締約国の権限のある当局が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対してその事実を速やかに通知し、当該他方の締約国の権限のある当局の選択により、当該一方の締約国の権限のある当局は、その要請を停止し、又は撤回する。

(a)　3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができないものであること。

(b)　4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。

9　この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c)　他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づいて徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。

(d)　当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

第二十七条　外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条　特典を受ける権利

1　一方の締約国の居住者である法人は、第十条3の規定に基づいて特典が与えられる時において2に規定する適格者に該当する場合を除くほか、当該特典を受ける権利を有しない。ただし、当該特典を受けることに関して、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2　一方の締約国の居住者である法人は、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、第十条3の規定に基づいて特典が与えられる時において、適格者とする。

(a)　当該特典が与えられる時において、その主たる種類の株式が一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されている場合

(b)　当該特典が与えられる時及びその時を含む十二箇月の期間の総日数の半数以上の日において、当該一方の締約国の居住者である者であって次の(i)から(iii)までの規定のいずれかに該当するものが、当該法人の株式の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合

(i)　個人

(ii)　当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該一方の締約国の中央銀行又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の機関

(iii)　(a)の規定に基づいて適格者とされる法人

3　一方の締約国の居住者である法人が適格者に該当しない場合においても、当該法人が、1及び2の規定に基づいて特典を与えない締約国の権限のある当局に対して、当該法人の設立、取得若しくは維持又はその業務の遂行が第十条3の規定に基づいて与えられる特典を受けることをその主たる目的の一つとしたものでないことについて十分に立証するときに限り、当該権限のある当局は、この条約の目的を考慮した上で、当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者である法人からこの3の規定に基づく要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

4　この条の規定の適用上、

(a)　「主たる種類の株式」とは、合計して法人の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(b)　「公認の有価証券市場」とは、次の有価証券市場をいう。

(i)　いずれかの締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される有価証券市場

(ii)　両締約国の権限のある当局が合意するその他の有価証券市場

5　一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、当該一方の締約国において当該所得が両締約国以外の国又は地域の内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、

(a)　(i)(ii)　当該一方の締約国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合

において、

両締約国以外の国又は地域において当該所得に対して課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の締約国内に存在したならば当該一方の締約国において当該所得に対して課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、この条約に基づく特典は、与えられない。この場合には、この5の規定が適用される所得に対しては、この条約の他の規定にかかわらず、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。

(b)　(a)の規定は、(a)に規定する他方の締約国内において取得される所得が恒久的施設を通じて行われる事業の活動から生じ、又は当該活動に付随するものである場合には、適用しない。ただし、当該事業には、企業が自己の勘定のために投資を行い、管理し、又は単に保有するもの（銀行が行う銀行業、保険会社が行う保険業又は登録された証券会社が行う証券業を除く。）を含まない。

(c)　一方の締約国の居住者が取得する所得について(a)の規定に基づいてこの条約に基づく特典が与えられない場合においても、他方の締約国の権限のある当局は、当該居住者からの要請に応じて、当該居住者が(a)及び(b)の要件を満たさなかった理由（例えば、損失の存在）を考慮した上で、当該特典を与えることが正当であると判断するときは、当該所得について当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

6　この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十九条　効力発生

1　この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、次のものについて適用する。

(a)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

3　(a)　2の規定にかかわらず、第二十四条5の規定は、次の事案について適用する。

(i)　両締約国の政府が外交上の公文の交換によって合意する日以後に第二十四条1の規定に従って申し立てられた事案

(ii)　(i)に規定する日の前に第二十四条1の規定に従って申し立てられた事案。この場合には、当該事案の未解決の事項は、同日から二年を経過するまでは、仲裁に付託されない。

(b)　アルメニアが第二十四条5の規定を実施するための国内的な根拠及び手続を導入した場合又はアルメニアが、この条約の署名の日の後に、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための協定であって、仲裁に関する規定（同条1の規定に相当する当該協定の規定に従って事案の申立てをする者からの要請にのみ基づいて日本国以外の国又は地域とアルメニアとの間で適用されるものに限る。）を含むものを締結する場合には、両締約国の政府は、(a)(i)に規定する日について合意する。アルメニアの権限のある当局は、これらの場合に該当することとなった後直ちに、日本国の権限のある当局に対してその旨を通知する。

4　2の規定にかかわらず、第二十五条及び第二十六条の規定は、これらの規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この条約の効力発生の日から適用する。

5　千九百八十六年一月十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約及び議定書（以下「旧条約」という。）は、2及び4の規定に従ってこの条約が適用される日以後、日本国とアルメニアとの間において適用されなくなる。

6　この条約の効力発生の時において旧条約第十七条の規定に基づく特典を受ける権利を有する個人であっていずれかの締約国の居住者であるものは、この条約の効力発生の後においても、旧条約がなおその効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

7　旧条約は、1から6までの規定に従って適用される最後の日に日本国とアルメニアとの間において終了する。

第三十条　終了

1　この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の経路を通じて他方の締約国に対して終了の通告を行うことによって、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものについて適用されなくなる。

(a)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十四年十二月二十六日にエレバンで、ひとしく正文である日本語、アルメニア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
青木　豊

アルメニア共和国のために
ヴァーヘ・ホヴァニシャン

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びアルメニア共和国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　条約第五条の規定に関し、同条2に規定する事業の場所は、それぞれ、同条1の要件を満たす場合に限り、同条1に規定する恒久的施設を構成することが了解される。

2　条約第十一条の規定に関し、アルメニアが、条約の署名の日の後に、日本国以外の国又は地域との間の協定であって、同条2に定める所得に対するアルメニアにおける課税を同条2に規定する税率よりも低い税率に制限し、又は当該所得についてアルメニアにおける租税を免除する規定を含むものを締結する場合には、両締約国は、日本国の要請に基づき、その低い税率又は租税の免除を条約に規定することを目的として交渉を開始する。アルメニアの権限のある当局は、この場合に該当することとなった後直ちに、日本国の権限のある当局に対してその旨を通知する。

3　条約第二十四条5の規定に関し、

(a)　(i)　一又は二以上の同一の事項に関する事案について裁判所又は行政審判所において手続が係属中であることを理由として、一方の締約国の権限のある当局が、当該事案について、条約第二十四条1及び2の規定に従って両締約国の権限のある当局の合意によって事案を解決するための手続（以下この3において「相互協議手続」という。）を停止した場合には、同条5(b)に規定する期間は、当該事案に係る裁判所若しくは行政審判所の手続が停止され、又は当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取り下げられるまで、進行を停止する。

(ii)　事案の申立てをした者及び一方の締約国の権限のある当局が、相互協議手続を停止することについて合意した場合には、条約第二十四条5(b)に規定する期間は、当該相互協議手続の停止が解除されるまで、進行を停止する。

(iii)　事案によって直接に影響を受ける者が条約第二十四条5(b)に規定する期間の開始の後にいずれかの締約国の権限のある当局によって要請された追加の重要な情報を適時に提供しなかったことについて両締約国の権限のある当局が合意する場合には、当該期間は、その要請された情報の提出の期限とされた日に開始し当該情報が提供された日に終了する期間と等しい期間延長する。

(b)　(i)　仲裁人の任命については、次の規則を適用する。

(aa)　仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の個人である仲裁人によって構成される。

(bb)　各締約国の権限のある当局は、一人の仲裁人を任命する。このようにして任命された二人の仲裁人は、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。仲裁のための委員会の長は、いずれの締約国の国民又は居住者でもあってはならない。

(cc)　仲裁人は、それぞれ、任命を受諾する時において、両締約国の権限のある当局、税務当局及び財務省並びに事案によって直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対して公平でなければならず、かつ、これらの者から独立していなければならず、当該事案に係る仲裁手続を通じて、その公平性及び独立性を維持しなければならず、並びに当該仲裁手続の後の妥当な期間において、当該仲裁手続に関して仲裁人が公平であり、かつ、独立しているという外観を損なうおそれのある行為を行ってはならない。

(ii)　両締約国の権限のある当局は、仲裁人及びその職員が、仲裁手続の実施に先立って、条約第二十五条2及び両締約国の関係法令に規定する秘密及び不開示に関する義務に従って仲裁手続に関する情報を取り扱うことについて書面によって合意することを確保する。

(iii)　条約第二十四条及び第二十五条の規定並びに情報の交換、秘密及び行政支援に関する両締約国の法令の適用上、仲裁人及びその職員（仲裁人一人について三人までに限る。）並びに仲裁人の候補者は、情報（当該候補者については、当該候補者が仲裁人の要件を満たすことができることを確認するために必要な範囲に限る。）の開示を受けることができる者又は当局とみなす。仲裁のための委員会又は仲裁人の候補者が受領する情報及び両締約国の権限のある当局が仲裁のための委員会から受領する情報は、条約第二十五条1の規定に基づいて交換された情報とみなす。

(c)　(i)　仲裁決定は、最終的なものとする。

(ii)　仲裁決定は、いずれかの締約国の裁判所による最終的な決定によって当該仲裁決定が無効とされる場合には、両締約国を拘束しない。この場合には、条約第二十四条5に規定する仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続（(b)(ii)及び(iii)並びに(f)の規定に係るものを除く。）は、行われなかったものとする。この場合には、両締約国の権限のある当局が新たな仲裁の要請は認められないことについて合意する場合を除くほか、新たな仲裁の要請を行うことができる。

(iii)　仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(d)　(i)　事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われない。

(ii)　事案によって直接に影響を受けるいずれかの者が、当該事案に係る仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以内に、裁判所若しくは行政審判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げない場合又は当該合意と整合的な方法によって当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合には、当該合意は、当該事案によって直接に影響を受ける者によって受け入れられなかったものとする。

(e)　条約第二十四条及びこの3の規定の適用上、仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間に、次の(i)から(iii)までの規定のいずれかに該当する場合には当該事案に関する仲裁手続は終了し、次の(i)又は(ii)の規定に該当する場合には当該事案に関する相互協議手続も終了する。

(i)　両締約国の権限のある当局が、条約第二十四条2の規定に従い当該事案を解決するための合意に達する場合

(ii)　当該事案の申立てをした者が、仲裁の要請又は相互協議手続の申立てを撤回する場合

(iii)　当該事案の未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合

(f)　各締約国の権限のある当局は、自らの費用及び自らが任命する仲裁人の費用を負担する。両締約国の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁のための委員会の長の費用その他仲裁手続の実施に関する費用は、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

(g)　条約第二十四条5及びこの3の規定は、条約第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十四年十二月二十六日にエレバンで、ひとしく正文である日本語、アルメニア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
青木　豊

アルメニア共和国のために
ヴァーヘ・ホヴァニシャン

総務大臣　林　芳正
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

（右条約の英文）

CONVENTION BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF ARMENIA FOR THE ELIMINATION OF DOUBLE TAXATION WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME AND THE PREVENTION OF TAX EVASION AND AVOIDANCE

Japan and the Republic of Armenia,

Desiring to further develop their economic relationship and to enhance their co-operation in tax matters,

Intending to conclude a Convention for the elimination of double taxation with respect to taxes on income without creating opportunities for non-taxation or reduced taxation through tax evasion or avoidance (including through treaty-shopping arrangements aimed at obtaining reliefs provided in this Convention for the indirect benefit of residents of third States),

Have agreed as follows:

ARTICLE 1
PERSONS COVERED

1. This Convention shall apply to persons who are residents of one or both of the Contracting States.

2. For the purposes of this Convention, income derived by or through an entity or arrangement that is treated as wholly or partly fiscally transparent under the tax law of either Contracting State shall be considered to be income of a resident of a Contracting State but only to the extent that the income is treated, for purposes of taxation by that Contracting State, as the income of a resident of that Contracting State.

3. This Convention shall not affect the taxation, by a Contracting State, of its residents except with respect to the benefits granted under paragraph 3 of Article 7, paragraph 2 of Article 9 and Articles 18, 19, 22, 23, 24 and 27.

ARTICLE 2
TAXES COVERED

1. This Convention shall apply to taxes on income imposed on behalf of a Contracting State or of its political subdivisions or local authorities, irrespective of the manner in which they are levied.

2. There shall be regarded as taxes on income all taxes imposed on total income or on elements of income, including taxes on gains from the alienation of any property, taxes on the total amounts of wages or salaries paid by enterprises, as well as taxes on capital appreciation.

3. The existing taxes to which this Convention shall apply are:

(a) in Armenia:

(i) the profit tax; and

(ii) the income tax

(hereinafter referred to as “Armenian tax”);

(b) in Japan:

(i) the income tax;

(ii) the corporation tax;

(iii) the special income tax for reconstruction;

(iv) the local corporation tax; and

(v) the local inhabitant taxes

(hereinafter referred to as “Japanese tax”).

4. This Convention shall apply also to any identical or substantially similar taxes that are imposed after the date of signature of the Convention in addition to, or in place of, the existing taxes. The competent authorities of the Contracting States shall notify each other of any significant changes that have been made in their taxation laws.

ARTICLE 3
GENERAL DEFINITIONS

1. For the purposes of this Convention, unless the context otherwise requires:

(a) the term “Armenia” means the Republic of Armenia and, when used in a geographical sense, means the territory of the Republic of Armenia, including land, waters, subsoil and air space, upon which the Republic of Armenia exercises its sovereign rights and jurisdiction according to its national legislation and international law;

(b) the term “Japan”, when used in a geographical sense, means all the territory of Japan, including its territorial sea, in which the laws relating to Japanese tax are in force, and all the area beyond its territorial sea, including the seabed and subsoil thereof, over which Japan has sovereign rights in accordance with international law and in which the laws relating to Japanese tax are in force;

(c) the terms “a Contracting State” and “the other Contracting State” mean Japan or Armenia, as the context requires;

(d) the term “person” includes an individual, a company and any other body of persons;

(e) the term “company” means any body corporate or any entity that is treated as a body corporate for tax purposes;

(f) the term “enterprise” applies to the carrying on of any business;

(g) the terms “enterprise of a Contracting State” and “enterprise of the other Contracting State” mean respectively an enterprise carried on by a resident of a Contracting State and an enterprise carried on by a resident of the other Contracting State;

(h) the term “international traffic” means any transport by a ship or aircraft except when the ship or aircraft is operated solely between places in a Contracting State and the enterprise that operates the ship or aircraft is not an enterprise of that Contracting State;

(i) the term “competent authority” means:

(i) in Armenia, the Ministry of Finance and State Revenue Committee or their authorised representatives;

(ii) in Japan, the Minister of Finance or his or her authorised representative;

(j) the term “national”, in relation to a Contracting State, means:

(i) any individual possessing the nationality or citizenship of that Contracting State; and

(ii) any legal person, partnership or association deriving its status as such from the laws in force in that Contracting State;

(k) the term “business” includes the performance of professional services and of other activities of an independent character;

(l) the term “recognised pension fund” of a Contracting State means an entity or arrangement established under the law of that Contracting State that is treated as a separate person under the taxation laws of that Contracting State and:

(i) that is established and operated exclusively or almost exclusively to administer or provide retirement benefits and ancillary or incidental benefits or other similar remuneration to individuals and that is regulated as such by that Contracting State or one of its political subdivisions or local authorities; or

(ii) that is established and operated exclusively or almost exclusively to invest funds for the benefit of other recognised pension funds of that Contracting State.

Where an entity or arrangement established under the law of a Contracting State would constitute a recognised pension fund under clause (i) or (ii) if it were treated as a separate person under the taxation laws of that Contracting State, it shall be considered, for the purposes of the Convention, as a separate person treated as such under the taxation laws of that Contracting State and all the assets and income of the entity or arrangement shall be treated as assets held and income derived by that separate person and not by another person.

2. As regards the application of this Convention at any time by a Contracting State, any term not defined therein shall, unless the context otherwise requires or the competent authorities agree to a different meaning pursuant to the provisions of Article 24, have the meaning that it has at that time under the law of that Contracting State for the purposes of the taxes to which the Convention applies, any meaning under the applicable tax laws of that Contracting State prevailing over a meaning given to the term under other laws of that Contracting State.

ARTICLE 4
RESIDENT

1. For the purposes of this Convention, the term “resident of a Contracting State” means any person who, under the laws of that Contracting State, is liable to tax therein by reason of his domicile, residence, place of incorporation, place of head or main office, place of management or any other criterion of a similar nature, and also includes that Contracting State and any political subdivision or local authority thereof as well as a recognised pension fund of that Contracting State. This term, however, does not include any person who is liable to tax in that Contracting State in respect only of income from sources in that Contracting State.

2. Where by reason of the provisions of paragraph 1 an individual is a resident of both Contracting States, then his status shall be determined as follows:

(a) he shall be deemed to be a resident only of the Contracting State in which he has a permanent home available to him; if he has a permanent home available to him in both Contracting States, he shall be deemed to be a resident only of the Contracting State with which his personal and economic relations are closer (centre of vital interests);

(b) if the Contracting State in which he has his centre of vital interests cannot be determined, or if he has not a permanent home available to him in either Contracting State, he shall be deemed to be a resident only of the Contracting State in which he has an habitual abode;

(c) if he has an habitual abode in both Contracting States or in neither of them, he shall be deemed to be a resident only of the Contracting State of which he is a national;

(d) if he is a national of both Contracting States or of neither of them, the competent authorities of the Contracting States shall settle the question by mutual agreement.

3. Where by reason of the provisions of paragraph 1 a person other than an individual is a resident of both Contracting States, the competent authorities of the Contracting States shall endeavour to determine by mutual agreement the Contracting State of which such person shall be deemed to be a resident for the purposes of this Convention, having regard to its place of head or main office, its place of effective management, the place where it is incorporated or otherwise constituted and any other relevant factors. In the absence of such agreement, such person shall not be entitled to any relief or exemption from tax provided by the Convention.

ARTICLE 5
PERMANENT ESTABLISHMENT

1. For the purposes of this Convention, the term “permanent establishment” means a fixed place of business through which the business of an enterprise is wholly or partly carried on.

2. The term “permanent establishment” includes especially:

(a) a place of management;

(b) a branch;

(c) an office;

(d) a factory;

(e) a workshop, and

(f) a mine, an oil or gas well, a quarry or any other place of exploration or extraction of natural resources.

3. The term “permanent establishment” also encompasses:

(a) a building site, a construction, assembly or installation project or supervisory activities in connection therewith, but only if such site, project or activities last more than nine months;

(b) the furnishing of services, including consultancy services, by an enterprise through employees or other personnel engaged by the enterprise for such purpose, but only if activities of that nature continue (for the same or a connected project) within a Contracting State for a period or periods aggregating more than 183 days in any twelve month period commencing or ending in the taxable year concerned.

The duration of activities under subparagraph (a) shall be determined by aggregating the periods, each exceeding 30 days, during which activities are carried on at the same place in a Contracting State by closely related enterprises, provided that the activities of such a closely related enterprise in that Contracting State are connected with the activities carried on in that Contracting State by its closely related enterprises. The period during which two or more closely related enterprises are carrying on concurrent activities shall be counted only once for the purpose of determining the duration of activities.

4. Notwithstanding the preceding provisions of this Article, the term “permanent establishment” shall be deemed not to include:

(a) the use of facilities solely for the purpose of storage or display of goods or merchandise belonging to the enterprise;

(b) the maintenance of a stock of goods or merchandise belonging to the enterprise solely for the purpose of storage or display;

(c) the maintenance of a stock of goods or merchandise belonging to the enterprise solely for the purpose of processing by another enterprise;

(d) the maintenance of a fixed place of business solely for the purpose of purchasing goods or merchandise or of collecting information, for the enterprise;

(e) the maintenance of a fixed place of business solely for the purpose of carrying on, for the enterprise, any activity not listed in subparagraphs (a) to (d), provided that this activity has a preparatory or auxiliary character;

(f) the maintenance of a fixed place of business solely for any combination of activities mentioned in subparagraphs (a) to (e), provided that the overall activity of the fixed place of business resulting from this combination is of a preparatory or auxiliary character.

5. Paragraph 4 shall not apply to a fixed place of business that is used or maintained by an enterprise if the same enterprise or a closely related enterprise carries on business activities at the same place or at another place in the same Contracting State and

(a) that place or other place constitutes a permanent establishment for the enterprise or the closely related enterprise under the provisions of this Article, or

(b) the overall activity resulting from the combination of the activities carried on by the two enterprises at the same place, or by the same enterprise or closely related enterprises at the two places, is not of a preparatory or auxiliary character,

provided that the business activities carried on by the two enterprises at the same place, or by the same enterprise or closely related enterprises at the two places, constitute complementary functions that are part of a cohesive business operation.

6. Notwithstanding the provisions of paragraphs 1 and 2 but subject to the provisions of paragraph 7, where a person is acting in a Contracting State on behalf of an enterprise and, in doing so, habitually concludes contracts, or habitually plays the principal role leading to the conclusion of contracts that are routinely concluded without material modification by the enterprise, and these contracts are

(a) in the name of the enterprise, or

(b) for the transfer of the ownership of, or for the granting of the right to use, property owned by that enterprise or that the enterprise has the right to use, or

(c) for the provision of services by that enterprise,

that enterprise shall be deemed to have a permanent establishment in that Contracting State in respect of any activities which that person undertakes for the enterprise, unless the activities of such person are limited to those mentioned in paragraph 4 which, if exercised through a fixed place of business (other than a fixed place of business to which paragraph 5 would apply), would not make this fixed place of business a permanent establishment under the provisions of paragraph 4.

7. Paragraph 6 shall not apply where the person acting in a Contracting State on behalf of an enterprise of the other Contracting State carries on business in the first-mentioned Contracting State as an independent agent and acts for the enterprise in the ordinary course of that business. Where, however, a person acts exclusively or almost exclusively on behalf of one or more enterprises to which it is closely related, that person shall not be considered to be an independent agent within the meaning of this paragraph with respect to any such enterprise.

8. The fact that a company which is a resident of a Contracting State controls or is controlled by a company which is a resident of the other Contracting State, or which carries on business in that other Contracting State (whether through a permanent establishment or otherwise), shall not of itself constitute either company a permanent establishment of the other.

9. For the purposes of this Article, a person or enterprise is closely related to an enterprise if, based on all the relevant facts and circumstances, one has control of the other or both are under the control of the same persons or enterprises. In any case, a person or enterprise shall be considered to be closely related to an enterprise if one possesses directly or indirectly more than 50 per cent of the beneficial interest in the other (or, in the case of a company, more than 50 per cent of the aggregate vote and value of the company's shares or of the beneficial equity interest in the company) or if another person or enterprise possesses directly or indirectly more than 50 per cent of the beneficial interest (or, in the case of a company, more than 50 per cent of the aggregate vote and value of the company's shares or of the beneficial equity interest in the company) in the person and the enterprise or in the two enterprises.

ARTICLE 6
INCOME FROM IMMOVABLE PROPERTY

1. Income derived by a resident of a Contracting State from immovable property (including income from agriculture or forestry) situated in the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

2. The term “immovable property” shall have the meaning which it has under the law of the Contracting State in which the property in question is situated. The term shall in any case include property accessory to immovable property, livestock and equipment used in agriculture and forestry, rights to which the provisions of general law respecting landed property apply, usufruct of immovable property and rights to variable or fixed payments as consideration for the working of, or the right to work, mineral deposits, sources and other natural resources; ships and aircraft shall not be regarded as immovable property.

3. The provisions of paragraph 1 shall apply to income derived from the direct use, letting, or use in any other form of immovable property.

4. The provisions of paragraphs 1 and 3 shall also apply to the income from immovable property of an enterprise.

ARTICLE 7
BUSINESS PROFITS

1. Profits of an enterprise of a Contracting State shall be taxable only in that Contracting State unless the enterprise carries on business in the other Contracting State through a permanent establishment situated therein. If the enterprise carries on business as aforesaid, the profits that are attributable to the permanent establishment in accordance with the provisions of paragraph 2 may be taxed in that other Contracting State.

2. For the purposes of this Article and Article 22, the profits that are attributable in each Contracting State to the permanent establishment referred to in paragraph 1 are the profits it might be expected to make, in particular in its dealings with other parts of the enterprise, if it were a separate and independent enterprise engaged in the same or similar activities under the same or similar conditions, taking into account the functions performed, assets used and risks assumed by the enterprise through the permanent establishment and through the other parts of the enterprise.

3. Where, in accordance with paragraph 2, a Contracting State adjusts the profits that are attributable to a permanent establishment of an enterprise of one of the Contracting States and taxes accordingly profits of the enterprise that have been charged to tax in the other Contracting State, that other Contracting State shall, to the extent necessary to eliminate double taxation on these profits, make an appropriate adjustment to the amount of the tax charged therein on those profits. In determining such adjustment, the competent authorities of the Contracting States shall if necessary consult each other.

4. Where profits include items of income which are dealt with separately in other Articles of this Convention, then the provisions of those Articles shall not be affected by the provisions of this Article.

ARTICLE 8
INTERNATIONAL SHIPPING AND AIR TRANSPORT

1. Profits of an enterprise of a Contracting State from the operation of ships or aircraft in international traffic shall be taxable only in that Contracting State.

2. Notwithstanding the provisions of Article 2, an enterprise of a Contracting State shall be exempt in respect of its carrying on the operation of ships or aircraft in international traffic from, in the case of an enterprise of Armenia, the enterprise tax of Japan and, in the case of an enterprise of Japan, any tax similar to the enterprise tax of Japan which is imposed after the date of signature of this Convention in Armenia.

3. The provisions of paragraphs 1 and 2 shall also apply to profits from the participation in a pool, a joint business or an international operating agency.

ARTICLE 9
ASSOCIATED ENTERPRISES

1. Where

(a) an enterprise of a Contracting State participates directly or indirectly in the management, control or capital of an enterprise of the other Contracting State, or

(b) the same persons participate directly or indirectly in the management, control or capital of an enterprise of a Contracting State and an enterprise of the other Contracting State,

and in either case conditions are made or imposed between the two enterprises in their commercial or financial relations which differ from those which would be made between independent enterprises, then any profits which would, but for those conditions, have accrued to one of the enterprises, but, by reason of those conditions, have not so accrued, may be included in the profits of that enterprise and taxed accordingly.

2. Where a Contracting State includes in the profits of an enterprise of that Contracting State - and taxes accordingly - profits on which an enterprise of the other Contracting State has been charged to tax in that other Contracting State and the profits so included are profits which would have accrued to the enterprise of the first-mentioned Contracting State if the conditions made between the two enterprises had been those which would have been made between independent enterprises, then that other Contracting State shall make an appropriate adjustment to the amount of the tax charged therein on those profits. In determining such adjustment, due regard shall be had to the other provisions of this Convention and the competent authorities of the Contracting States shall if necessary consult each other.

ARTICLE 10
DIVIDENDS

1. Dividends paid by a company which is a resident of a Contracting State to a resident of the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

2. However, dividends paid by a company which is a resident of a Contracting State may also be taxed in that Contracting State according to the laws of that Contracting State, but if the beneficial owner of the dividends is a resident of the other Contracting State, the tax so charged shall not exceed 5 per cent of the gross amount of the dividends.

3. Notwithstanding the provisions of paragraph 2, dividends paid by a company which is a resident of a Contracting State shall be taxable only in the other Contracting State if the beneficial owner of the dividends is a resident of that other Contracting State and is a company which has owned directly or indirectly, throughout a 365 day period that includes the date on which entitlement to the dividends is determined (for the purpose of computing that period, no account shall be taken of changes of ownership that would directly result from a corporate reorganisation, such as a merger or divisive reorganisation, of the company that is the beneficial owner of the dividends or that pays the dividends), at least 25 per cent of:

(a) in the case where the company paying the dividends is a resident of Armenia, the capital of that company;

(b) in the case where the company paying the dividends is a resident of Japan, the voting power of that company.

4. Notwithstanding the provisions of paragraphs 2 and 3, where dividends paid by a company which is a resident of a Contracting State are deductible in computing the taxable income of that company in that Contracting State, such dividends may be taxed in that Contracting State according to the laws of that Contracting State, but if the beneficial owner of the dividends is a resident of the other Contracting State, the tax so charged shall not exceed 10 per cent of the gross amount of the dividends.

5. The provisions of paragraphs 2, 3 and 4 shall not affect the taxation of the company in respect of the profits out of which the dividends are paid.

6. The term “dividends” as used in this Article means income from shares or other rights, not being debt-claims, participating in profits, as well as income from other rights which is subjected to the same taxation treatment as income from shares by the laws of the Contracting State of which the company making the distribution is a resident.

7. The provisions of paragraphs 1, 2, 3 and 4 shall not apply if the beneficial owner of the dividends, being a resident of a Contracting State, carries on business in the other Contracting State of which the company paying the dividends is a resident through a permanent establishment situated therein and the holding in respect of which the dividends are paid is effectively connected with such permanent establishment. In such case the provisions of Article 7 shall apply.

8. Where a company which is a resident of a Contracting State derives profits or income from the other Contracting State, that other Contracting State may not impose any tax on the dividends paid by the company, except insofar as such dividends are paid to a resident of that other Contracting State or insofar as the holding in respect of which the dividends are paid is effectively connected with a permanent establishment situated in that other Contracting State, nor subject the company's undistributed profits to a tax on the company's undistributed profits, even if the dividends paid or the undistributed profits consist wholly or partly of profits or income arising in such other Contracting State.

ARTICLE 11
INTEREST

1. Interest arising in a Contracting State and paid to a resident of the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

2. However, interest arising in a Contracting State may also be taxed in that Contracting State according to the laws of that Contracting State, but if the beneficial owner of the interest is a resident of the other Contracting State, the tax so charged shall not exceed 5 per cent of the gross amount of the interest.

3. Notwithstanding the provisions of paragraph 2, interest arising in a Contracting State shall be taxable only in the other Contracting State if:

(a) the interest is beneficially owned by that other Contracting State, a political subdivision or local authority thereof, the central bank of that other Contracting State or any institution wholly owned by that other Contracting State or a political subdivision or local authority thereof; or

(b) the interest is beneficially owned by a resident of that other Contracting State with respect to debt-claims guaranteed, insured or indirectly financed by that other Contracting State, a political subdivision or local authority thereof, the central bank of that other Contracting State or any institution wholly owned by that other Contracting State or a political subdivision or local authority thereof.

4. The term "interest" as used in this Article means income from debt-claims of every kind, whether or not secured by mortgage and whether or not carrying a right to participate in the debtor's profits, and in particular, income from government securities and income from bonds or debentures, including premiums and prizes attaching to such securities, bonds or debentures as well as other income that is subjected to the same taxation treatment as income from money lent by the laws of the Contracting State in which the income arises. Income dealt with in Article 10 and penalty charges for late payment shall not be regarded as interest for the purposes of this Article.

5. The provisions of paragraphs 1, 2 and 3 shall not apply if the beneficial owner of the interest, being a resident of a Contracting State, carries on business in the other Contracting State in which the interest arises through a permanent establishment situated therein and the debt-claim in respect of which the interest is paid is effectively connected with such permanent establishment. In such case the provisions of Article 7 shall apply.

6. Interest shall be deemed to arise in a Contracting State when the payer is a resident of that Contracting State. Where, however, the person paying the interest, whether he is a resident of a Contracting State or not, has in a Contracting State a permanent establishment in connection with which the indebtedness on which the interest is paid was incurred, and such interest is borne by such permanent establishment, then such interest shall be deemed to arise in the Contracting State in which the permanent establishment is situated.

7. Where, by reason of a special relationship between the payer and the beneficial owner or between both of them and some other person, the amount of the interest, having regard to the debt-claim for which it is paid, exceeds the amount which would have been agreed upon by the payer and the beneficial owner in the absence of such relationship, the provisions of this Article shall apply only to the last-mentioned amount. In such case, the excess part of the payments shall remain taxable according to the laws of each Contracting State, due regard being had to the other provisions of this Convention.

ARTICLE 12
ROYALTIES

1. Royalties arising in a Contracting State and paid to a resident of the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

2. However, royalties arising in a Contracting State may also be taxed in that Contracting State according to the laws of that Contracting State, but if the beneficial owner of the royalties is a resident of the other Contracting State, the tax so charged shall not exceed 5 per cent of the gross amount of the royalties.

3. The term “royalties” as used in this Article means payments of any kind received as a consideration for the use of, or the right to use, any copyright of literary, artistic or scientific work including cinematograph films, or any patent, trade mark, design or model, plan, or secret formula or process, or for information concerning industrial, commercial or scientific experience.

4. The provisions of paragraphs 1 and 2 shall not apply if the beneficial owner of the royalties, being a resident of a Contracting State, carries on business in the other Contracting State in which the royalties arise through a permanent establishment situated therein and the right or property in respect of which the royalties are paid is effectively connected with such permanent establishment. In such case the provisions of Article 7 shall apply.

5. Royalties shall be deemed to arise in a Contracting State when the payer is a resident of that Contracting State. Where, however, the person paying the royalties, whether he is a resident of a Contracting State or not, has in a Contracting State a permanent establishment in connection with which the liability to pay the royalties was incurred, and such royalties are borne by such permanent establishment, then such royalties shall be deemed to arise in the Contracting State in which the permanent establishment is situated.

6. Where, by reason of a special relationship between the payer and the beneficial owner or between both of them and some other person, the amount of the royalties, having regard to the use, right or information for which they are paid, exceeds the amount which would have been agreed upon by the payer and the beneficial owner in the absence of such relationship, the provisions of this Article shall apply only to the last-mentioned amount. In such case, the excess part of the payments shall remain taxable according to the laws of each Contracting State, due regard being had to the other provisions of this Convention.

ARTICLE 13
CAPITAL GAINS

1. Gains derived by a resident of a Contracting State from the alienation of immovable property referred to in Article 6 and situated in the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

2. Gains from the alienation of any property, other than immovable property referred to in Article 6, forming part of the business property of a permanent establishment which an enterprise of a Contracting State has in the other Contracting State, including such gains from the alienation of such a permanent establishment (alone or with the whole enterprise), may be taxed in that other Contracting State.

3. Gains that an enterprise of a Contracting State that operates ships or aircraft in international traffic derives from the alienation of such ships or aircraft, or of any property, other than immovable property referred to in Article 6, pertaining to the operation of such ships or aircraft, shall be taxable only in that Contracting State.

4. Gains derived by a resident of a Contracting State from the alienation of shares of a company or comparable interests, such as interests in a partnership or trust, may be taxed in the other Contracting State if, at any time during the 365 days preceding the alienation, these shares or comparable interests derived at least 50 per cent of their value directly or indirectly from immovable property, as defined in Article 6, situated in that other Contracting State, unless such shares or comparable interests are traded on a recognised stock exchange specified in subparagraph (b) of paragraph 4 of Article 28 and the resident and persons related to that resident own in the aggregate 5 per cent or less of the class of such shares or comparable interests.

5. Gains from the alienation of any property, other than that referred to in paragraphs 1, 2, 3 and 4, shall be taxable only in the Contracting State of which the alienator is a resident.

ARTICLE 14
INCOME FROM EMPLOYMENT

1. Subject to the provisions of Articles 15, 17 and 18, salaries, wages and other similar remuneration derived by a resident of a Contracting State in respect of an employment shall be taxable only in that Contracting State unless the employment is exercised in the other Contracting State. If the employment is so exercised, such remuneration as is derived therefrom may be taxed in that other Contracting State.

2. Notwithstanding the provisions of paragraph 1, remuneration derived by a resident of a Contracting State in respect of an employment exercised in the other Contracting State shall be taxable only in the first-mentioned Contracting State if:

(a) the recipient is present in the other Contracting State for a period or periods not exceeding in the aggregate 183 days in any twelve month period commencing or ending in the taxable year concerned, and

(b) the remuneration is paid by, or on behalf of, an employer who is not a resident of the other Contracting State, and

(c) the remuneration is not borne by a permanent establishment which the employer has in the other Contracting State.

3. Notwithstanding the preceding provisions of this Article, remuneration derived by a resident of a Contracting State in respect of an employment, as a member of the regular complement of a ship or aircraft, that is exercised aboard a ship or aircraft operated in international traffic, other than aboard a ship or aircraft operated solely within the other Contracting State, shall be taxable only in the first-mentioned Contracting State.

ARTICLE 15
DIRECTORS' FEES

Directors' fees and other similar payments derived by a resident of a Contracting State in his capacity as a member of the board of directors, or of a similar organ, of a company which is a resident of the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

ARTICLE 16
ENTERTAINERS AND SPORTSPERSONS

1. Notwithstanding the provisions of Article 14, income derived by a resident of a Contracting State as an entertainer, such as a theatre, motion picture, radio or television artiste, or a musician, or as a sportsperson, from that resident's personal activities as such exercised in the other Contracting State, may be taxed in that other Contracting State.

2. Where income in respect of personal activities exercised by an entertainer or a sportsperson acting as such accrues not to the entertainer or sportsperson but to another person, that income may, notwithstanding the provisions of Article 14, be taxed in the Contracting State in which the activities of the entertainer or sportsperson are exercised.

ARTICLE 17
PENSIONS

Subject to the provisions of paragraph 2 of Article 18, pensions and other similar remuneration derived by a resident of a Contracting State shall be taxable only in that Contracting State.

ARTICLE 18
GOVERNMENT SERVICE

1. (a) Salaries, wages and other similar remuneration paid by a Contracting State or a political subdivision or local authority thereof to an individual in respect of services rendered to that Contracting State or political subdivision or local authority shall be taxable only in that Contracting State.

(b) However, such salaries, wages and other similar remuneration shall be taxable only in the other Contracting State if the services are rendered in that other Contracting State and the individual is a resident of that other Contracting State who:

(i) is a national of that other Contracting State; or

(ii) did not become a resident of that other Contracting State solely for the purpose of rendering the services.

2. (a) Notwithstanding the provisions of paragraph 1, pensions and other similar remuneration paid by, or out of funds which are created by or to which contributions are made by, a Contracting State or a political subdivision or local authority thereof to an individual in respect of services rendered to that Contracting State or political subdivision or local authority shall be taxable only in that Contracting State.

(b) However, such pensions and other similar remuneration shall be taxable only in the other Contracting State if the individual is a resident of, and a national of, that other Contracting State.

3. The provisions of Articles 14, 15, 16 and 17 shall apply to salaries, wages, pensions, and other similar remuneration in respect of services rendered in connection with a business carried on by a Contracting State or a political subdivision or local authority thereof.

ARTICLE 19
STUDENTS

Payments which a student or business apprentice who is or was immediately before visiting a Contracting State a resident of the other Contracting State and who is present in the first-mentioned Contracting State solely for the purpose of his education or training receives for the purpose of his maintenance, education or training shall not be taxed in that Contracting State, provided that such payments arise from sources outside that Contracting State. In the case of a business apprentice, the exemption provided by this Article shall apply only for a period not exceeding one year from the date on which he first begins his training in that Contracting State.

ARTICLE 20
SILENT PARTNERSHIP

Notwithstanding any other provisions of this Convention, any income derived by a resident of a Contracting State in respect of contributions made pursuant to a silent partnership (in the case of Japan, Tokumei Kumiai) contract or another similar contract may be taxed in the other Contracting State according to the laws of that other Contracting State, provided that such income arises in that other Contracting State and is deductible in computing the taxable income of the payer in that other Contracting State.

ARTICLE 21
OTHER INCOME

1. Items of income beneficially owned by a resident of a Contracting State, wherever arising, not dealt with in the foregoing Articles of this Convention shall be taxable only in that Contracting State.

2. The provisions of paragraph 1 shall not apply to income, other than income from immovable property as defined in paragraph 2 of Article 6, if the beneficial owner of such income, being a resident of a Contracting State, carries on business in the other Contracting State through a permanent establishment situated therein and the right or property in respect of which the income is paid is effectively connected with such permanent establishment. In such case the provisions of Article 7 shall apply.

3. Where, by reason of a special relationship between the payer and the beneficial owner or between both of them and some other person, the amount of the income referred to in paragraph 1 exceeds the amount which would have been agreed upon by the payer and the beneficial owner in the absence of such relationship, the provisions of this Article shall apply only to the last-mentioned amount. In such case, the excess part of the income shall remain taxable according to the laws of each Contracting State, due regard being had to the other provisions of this Convention.

ARTICLE 22
ELIMINATION OF DOUBLE TAXATION

1. In Armenia, double taxation shall be eliminated as follows:

(a) Where a resident of Armenia derives income which, in accordance with the provisions of this Convention, may be taxed in Japan, Armenia shall allow as a deduction from the Armenian tax on the income of that resident, an amount equal to the Japanese tax paid in Japan. Such deduction shall not, however, exceed that part of the Armenian tax, as computed before the deduction is given, which is attributable to the income which may be taxed in Japan.

(b) Where, in accordance with any provision of the Convention, income derived by a resident of Armenia is exempt from tax in Armenia, Armenia may nevertheless, in calculating the amount of tax on the remaining income of such resident, take into account the exempted income.

2. In Japan, double taxation shall be eliminated as follows:

Subject to the provisions of the laws of Japan regarding the allowance as a credit against Japanese tax of tax payable in any country other than Japan, where a resident of Japan derives income from Armenia which may be taxed in Armenia in accordance with the provisions of this Convention, the amount of Armenian tax payable in respect of that income shall be allowed as a credit against the Japanese tax imposed on that resident. The amount of credit, however, shall not exceed the amount of the Japanese tax which is appropriate to that income.

ARTICLE 23
NON-DISCRIMINATION

1. Nationals of a Contracting State shall not be subjected in the other Contracting State to any taxation or any requirement connected therewith, which is other or more burdensome than the taxation and connected requirements to which nationals of that other Contracting State in the same circumstances, in particular with respect to residence, are or may be subjected. The provisions of this paragraph shall, notwithstanding the provisions of Article 1, also apply to persons who are not residents of one or both of the Contracting States.

2. Stateless persons who are residents of a Contracting State shall not be subjected in the other Contracting State to any taxation or any requirement connected therewith, which is other or more burdensome than the taxation and connected requirements to which nationals of that other Contracting State in the same circumstances, in particular with respect to residence, are or may be subjected.

3. The taxation on a permanent establishment which an enterprise of a Contracting State has in the other Contracting State shall not be less favourably levied in that other Contracting State than the taxation levied on enterprises of that other Contracting State carrying on the same activities. The provisions of this paragraph shall not be construed as obliging a Contracting State to grant to residents of the other Contracting State any personal allowances, reliefs and reductions for taxation purposes on account of civil status or family responsibilities which it grants to its own residents.

4. Except where the provisions of paragraph 1 of Article 9, paragraph 7 of Article 11, paragraph 6 of Article 12 or paragraph 3 of Article 21 apply, interest, royalties and other disbursements paid by an enterprise of a Contracting State to a resident of the other Contracting State shall, for the purpose of determining the taxable profits of such enterprise, be deductible under the same conditions as if they had been paid to a resident of the first-mentioned Contracting State.

5. Enterprises of a Contracting State, the capital of which is wholly or partly owned or controlled, directly or indirectly, by one or more residents of the other Contracting State, shall not be subjected in the first-mentioned Contracting State to any taxation or any requirement connected therewith which is other or more burdensome than the taxation and connected requirements to which other similar enterprises of the first-mentioned Contracting State are or may be subjected.

6. The provisions of this Article shall, notwithstanding the provisions of Article 2, apply to taxes of every kind and description imposed on behalf of a Contracting State or of its political subdivisions or local authorities.

ARTICLE 24
MUTUAL AGREEMENT PROCEDURE

1. Where a person considers that the actions of one or both of the Contracting States result or will result for him in taxation not in accordance with the provisions of this Convention, he may, irrespective of the remedies provided by the domestic law of those Contracting States, present his case to the competent authority of either Contracting State. The case must be presented within three years from the first notification of the action resulting in taxation not in accordance with the provisions of the Convention.

2. The competent authority shall endeavour, if the objection appears to it to be justified and if it is not itself able to arrive at a satisfactory solution, to resolve the case by mutual agreement with the competent authority of the other Contracting State, with a view to the avoidance of taxation which is not in accordance with the provisions of this Convention. Any agreement reached shall be implemented notwithstanding any time limits in the domestic law of the Contracting States.

3. The competent authorities of the Contracting States shall endeavour to resolve by mutual agreement any difficulties or doubts arising as to the interpretation or application of this Convention. They may also consult together for the elimination of double taxation in cases not provided for in the Convention.

4. The competent authorities of the Contracting States may communicate with each other directly, including through a joint commission consisting of themselves or their representatives, for the purpose of reaching an agreement in the sense of the preceding paragraphs of this Article.

5. Where,

(a) under paragraph 1, a person has presented a case to the competent authority of a Contracting State on the basis that the actions of one or both of the Contracting States have resulted for that person in taxation not in accordance with the provisions of this Convention, and

(b) the competent authorities are unable to reach an agreement to resolve that case pursuant to paragraph 2 within two years from the date when all the information required by the competent authorities in order to address the case has been provided to both competent authorities,

any unresolved issues arising from the case shall be submitted to arbitration if the person so requests in writing. These unresolved issues shall not, however, be submitted to arbitration if a decision on these issues has already been rendered by a court or administrative tribunal of either Contracting State. Unless a person directly affected by the case does not accept the mutual agreement that implements the arbitration decision, that decision shall be binding on both Contracting States and shall be implemented notwithstanding any time limits in the domestic laws of these Contracting States. The competent authorities of the Contracting States shall by mutual agreement settle the mode of application of this paragraph.

ARTICLE 25
EXCHANGE OF INFORMATION

1. The competent authorities of the Contracting States shall exchange such information as is foreseeably relevant for carrying out the provisions of this Convention or to the administration or enforcement of the domestic laws concerning taxes of every kind and description imposed on behalf of the Contracting States, or of their political subdivisions or local authorities, insofar as the taxation thereunder is not contrary to the Convention. The exchange of information is not restricted by Articles 1 and 2.

2. Any information received under paragraph 1 by a Contracting State shall be treated as secret in the same manner as information obtained under the domestic laws of that Contracting State and shall be disclosed only to persons or authorities (including courts and administrative bodies) concerned with the assessment or collection of, the enforcement or prosecution in respect of, the determination of appeals in relation to the taxes referred to in paragraph 1, or the oversight of the above. Such persons or authorities shall use the information only for such purposes. They may disclose the information in public court proceedings or in judicial decisions. Notwithstanding the foregoing, information received by a Contracting State may be used for other purposes when such information may be used for such other purposes under the laws of both Contracting States and the competent authority of the Contracting State supplying the information authorises such use.

3. In no case shall the provisions of paragraphs 1 and 2 be construed so as to impose on a Contracting State the obligation:

(a) to carry out administrative measures at variance with the laws and administrative practice of that or of the other Contracting State;

(b) to supply information which is not obtainable under the laws or in the normal course of the administration of that or of the other Contracting State;

(c) to supply information which would disclose any trade, business, industrial, commercial or professional secret or trade process, or information the disclosure of which would be contrary to public policy (ordre public).

4. If information is requested by a Contracting State in accordance with this Article, the other Contracting State shall use its information gathering measures to obtain the requested information, even though that other Contracting State may not need such information for its own tax purposes. The obligation contained in the preceding sentence is subject to the limitations of paragraph 3 but in no case shall such limitations be construed to permit a Contracting State to decline to supply information solely because it has no domestic interest in such information.

5. In no case shall the provisions of paragraph 3 be construed to permit a Contracting State to decline to supply information solely because the information is held by a bank, other financial institution, nominee or person acting in an agency or a fiduciary capacity or because it relates to ownership interests in a person.

ARTICLE 26
ASSISTANCE IN THE COLLECTION OF TAXES

1. The Contracting States shall lend assistance to each other in the collection of revenue claims. This assistance is not restricted by Articles 1 and 2. The competent authorities of the Contracting States may by mutual agreement settle the mode of application of this Article.

2. The term “revenue claim” as used in this Article means an amount owed in respect of the following taxes, insofar as the taxation thereunder is not contrary to this Convention or any other instrument to which the Contracting States are parties, as well as interest, administrative penalties and costs of collection or conservancy related to such amount:

(a) in Armenia:

(i) the taxes referred to in subparagraph (a) of paragraph 3 of Article 2; and

(ii) the value added tax;

(b) in Japan:

(i) the taxes referred to in clauses (i) to (iv) of subparagraph (b) of paragraph 3 of Article 2;

(ii) the special corporation tax for reconstruction;

(iii) the consumption tax;

(iv) the local consumption tax;

(v) the inheritance tax; and

(vi) the gift tax;

(c) any other tax as may be agreed upon from time to time between the Governments of the Contracting States through an exchange of diplomatic notes; and

(d) any identical or substantially similar taxes that are imposed after the date of signature of the Convention in addition to, or in place of, the taxes referred to in subparagraph (a), (b) or (c).

3. When a revenue claim of a Contracting State is enforceable under the laws of that Contracting State and is owed by a person who, at that time, cannot, under the laws of that Contracting State, prevent its collection, that revenue claim shall, at the request of the competent authority of that Contracting State, be accepted for purposes of collection by the competent authority of the other Contracting State. That revenue claim shall be collected by that other Contracting State in accordance with the provisions of its laws applicable to the enforcement and collection of its own taxes as if the revenue claim were a revenue claim of that other Contracting State that met the conditions allowing that other Contracting State to make a request under this paragraph.

4. When a revenue claim of a Contracting State is a claim in respect of which that Contracting State may, under its law, take measures of conservancy with a view to ensure its collection, that revenue claim shall, at the request of the competent authority of that Contracting State, be accepted for purposes of taking measures of conservancy by the competent authority of the other Contracting State. That other Contracting State shall take measures of conservancy in respect of that revenue claim in accordance with the provisions of its laws as if the revenue claim were a revenue claim of that other Contracting State even if, at the time when such measures are applied, the revenue claim is not enforceable in the first-mentioned Contracting State or is owed by a person who has a right to prevent its collection.

5. Notwithstanding the provisions of paragraphs 3 and 4, a revenue claim accepted by the competent authority of a Contracting State for purposes of paragraph 3 or 4 shall not, in that Contracting State, be subject to the time limits or accorded any priority applicable to a revenue claim under the laws of that Contracting State by reason of its nature as such. In addition, a revenue claim accepted by the competent authority of a Contracting State for the purposes of paragraph 3 or 4 shall not, in that Contracting State, have any priority applicable to that revenue claim under the laws of the other Contracting State.

6. Acts carried out by a Contracting State in the collection of a revenue claim accepted by the competent authority of that Contracting State for purposes of paragraph 3 or 4 which if they were carried out by the other Contracting State would have the effect of suspending or interrupting the time limits applicable to the revenue claim in accordance with the laws of that other Contracting State shall have such effect under the laws of that other Contracting State. The competent authority of the first-mentioned Contracting State shall inform the competent authority of the other Contracting State of the acts which the first-mentioned Contracting State has carried out in the collection of the revenue claim.

7. Proceedings with respect to the existence, validity or the amount of a revenue claim of a Contracting State shall not be brought before the courts or administrative bodies of the other Contracting State.

8. Where, at any time after a request has been made by the competent authority of a Contracting State under paragraph 3 or 4 and before the other Contracting State has collected and remitted the relevant revenue claim to the first-mentioned Contracting State, the relevant revenue claim ceases to be

(a) in the case of a request under paragraph 3, a revenue claim of the first-mentioned Contracting State that is enforceable under the laws of that Contracting State and is owed by a person who, at that time, cannot, under the laws of that Contracting State, prevent its collection, or

(b) in the case of a request under paragraph 4, a revenue claim of the first-mentioned Contracting State in respect of which that Contracting State may, under its laws, take measures of conservancy with a view to ensure its collection

the competent authority of the first-mentioned Contracting State shall promptly notify the competent authority of the other Contracting State of that fact and, at the option of the competent authority of that other Contracting State, the competent authority of the first-mentioned Contracting State shall either suspend or withdraw its request.

9. In no case shall the provisions of this Article be construed so as to impose on a Contracting State the obligation:

(a) to carry out administrative measures at variance with the laws and administrative practice of that or of the other Contracting State;

(b) to carry out measures which would be contrary to public policy (ordre public);

(c) to provide assistance if the other Contracting State has not pursued all reasonable measures of collection or conservancy, as the case may be, available under its laws or administrative practice;

(d) to provide assistance in those cases where the administrative burden for that Contracting State is clearly disproportionate to the benefit to be derived by the other Contracting State.

ARTICLE 27
MEMBERS OF DIPLOMATIC MISSIONS AND CONSULAR POSTS

Nothing in this Convention shall affect the fiscal privileges of members of diplomatic missions or consular posts under the general rules of international law or under the provisions of special agreements.

ARTICLE 28
ENTITLEMENT TO BENEFITS

1. Except as otherwise provided in this Article, a company which is a resident of a Contracting State shall not be entitled to a benefit that would otherwise be accorded under the provisions of paragraph 3 of Article 10 unless such company is a qualified person, as defined in paragraph 2, at the time when the benefit would otherwise be accorded.

2. A company which is a resident of a Contracting State shall be a qualified person at a time when a benefit would otherwise be accorded under the provisions of paragraph 3 of Article 10 if:

(a) at that time, the principal class of its shares is regularly traded on one or more recognised stock exchanges; or

(b) at that time and on at least half of the days of a twelve month period that includes that time, the following persons that are residents of that Contracting State own, directly or indirectly, at least 50 per cent of the shares of the company:

(i) an individual;

(ii) that Contracting State, a political subdivision or local authority thereof, the central bank of that Contracting State, or an agency or instrumentality of that Contracting State or political subdivision or local authority; or

(iii) a company that is a qualified person under subparagraph (a).

3. If a company which is a resident of a Contracting State is not a qualified person, the competent authority of the Contracting State in which a benefit is denied under the preceding paragraphs of this Article may, nevertheless, grant a benefit that would otherwise be accorded under the provisions of paragraph 3 of Article 10, taking into account the object and purpose of this Convention, but only if such company demonstrates to the satisfaction of such competent authority that neither its establishment, acquisition or maintenance, nor the conduct of its operations, had as one of its principal purposes the obtaining of such benefit. The competent authority of the Contracting State to which a request has been made under this paragraph by a company, being a resident of the other Contracting State, shall consult with the competent authority of that other Contracting State before either granting or denying the request.

4. For the purposes of this Article:

(a) the term “principal class of shares” means the class or classes of shares of a company which represents the majority of the aggregate vote and value of the company;

(b) the term “recognised stock exchange” means:

(i) any stock exchange established and regulated as such under the laws of either Contracting State; and

(ii) any other stock exchange agreed upon by the competent authorities of the Contracting States.

5. (a) Where

(i) an enterprise of a Contracting State derives income from the other Contracting State and the first-mentioned Contracting State treats such income as attributable to a permanent establishment of the enterprise situated in a third jurisdiction, and

(ii) the profits attributable to that permanent establishment are exempt from tax in the first-mentioned Contracting State,

the benefits under this Convention shall not apply to any item of income on which the tax in the third jurisdiction is less than 60 per cent of the tax that would be imposed in the first-mentioned Contracting State on that item of income if that permanent establishment were situated in the first-mentioned Contracting State. In such a case, any income to which the provisions of this paragraph apply shall remain taxable according to the domestic law of the other Contracting State, notwithstanding any other provisions of the Convention.

(b) The provisions of subparagraph (a) shall not apply if the income derived from the other Contracting State described in that subparagraph emanates from, or is incidental to, the active conduct of a business carried on through the permanent establishment (other than the business of making, managing or simply holding investments for the enterprise’s own account, unless these activities are banking, insurance or securities activities carried on by a bank, insurance enterprise or registered securities dealer, respectively).

(c) If the benefits under the Convention are denied pursuant to the provisions of subparagraph (a) with respect to an item of income derived by a resident of a Contracting State, the competent authority of the other Contracting State may, nevertheless, grant these benefits with respect to that item of income if, in response to a request by such resident, such competent authority determines that granting such benefits is justified in light of the reasons such resident did not satisfy the requirements of subparagraphs (a) and (b) (such as the existence of losses). The competent authority of the Contracting State to which a request has been made under the preceding sentence by a resident of the other Contracting State shall consult with the competent authority of that other Contracting State before either granting or denying the request.

6. Notwithstanding the other provisions of this Convention, a benefit under the Convention shall not be granted in respect of an item of income if it is reasonable to conclude, having regard to all relevant facts and circumstances, that obtaining that benefit was one of the principal purposes of any arrangement or transaction that resulted directly or indirectly in that benefit, unless it is established that granting that benefit in these circumstances would be in accordance with the object and purpose of the relevant provisions of the Convention.

ARTICLE 29
ENTRY INTO FORCE

1. This Convention shall be approved in accordance with the legal procedures of each of the Contracting States and shall enter into force on the thirtieth day after the date of exchange of diplomatic notes indicating such approval.

2. This Convention shall have effect:

(a) with respect to taxes levied on the basis of a taxable year, for taxes for any taxable years beginning on or after 1 January in the calendar year next following that in which the Convention enters into force;

(b) with respect to taxes levied not on the basis of a taxable year, for taxes levied on or after 1 January in the calendar year next following that in which the Convention enters into force.

3. (a) Notwithstanding the provisions of paragraph 2, the provisions of paragraph 5 of Article 24 shall have effect:

(i) with respect to cases presented pursuant to paragraph 1 of Article 24 on or after the date to be agreed between the Governments of the Contracting States through an exchange of diplomatic notes;

(ii) with respect to cases presented pursuant to paragraph 1 of Article 24 before that date; in this case, no unresolved issues of such case shall be submitted to arbitration before two years have elapsed from that date.

(b) The Governments of the Contracting States shall agree on the date referred to in clause (i) of subparagraph (a) where Armenia has put into place its internal basis and procedures for the implementation of paragraph 5 of Article 24 or where, after the date of signature of the Convention, Armenia concludes an agreement for the avoidance of double taxation with respect to taxes on income containing provisions for arbitration which are applicable between a third jurisdiction and Armenia solely on request by the person who presents a case under the provisions of that agreement corresponding to the provisions of paragraph 1 of that Article. The competent authority of Armenia shall notify the competent authority of Japan of such event immediately after it has happened.

4. Notwithstanding the provisions of paragraph 2, the provisions of Articles 25 and 26 shall have effect from the date of entry into force of this Convention without regard to the date on which the taxes are levied or the taxable year to which the taxes relate.

5. The Convention between the Government of Japan and the Government of the Union of Soviet Socialist Republics for the Avoidance of Double Taxation with respect to Taxes on Income, with Protocol, signed at Tokyo on 18 January, 1986 (hereinafter referred to as “the prior Convention”) shall between Japan and Armenia cease to be applicable from the date upon which this Convention applies in respect of the taxes to which this Convention applies in accordance with the provisions of paragraphs 2 and 4.

6. Notwithstanding the entry into force of this Convention, an individual who is a resident of either Contracting State and entitled to the benefits of Article 17 of the prior Convention at the time of the entry into force of this Convention shall continue to be entitled to such benefits until such time as the individual would have ceased to be entitled to such benefits if the prior Convention had remained in force.

7. The prior Convention shall between Japan and Armenia terminate on the last date on which it applies in accordance with the provisions of the preceding paragraphs of this Article.

ARTICLE 30
TERMINATION

This Convention shall remain in force until terminated by a Contracting State. Either Contracting State may terminate the Convention by giving notice of termination through diplomatic channels to the other Contracting State at least six months before the end of any calendar year beginning after expiry of five years from the date of entry into force of the Convention. In such event, the Convention shall cease to have effect:

(a) with respect to taxes levied on the basis of a taxable year, for taxes for any taxable years beginning on or after 1 January in the calendar year next following that in which the notice is given;

(b) with respect to taxes levied not on the basis of a taxable year, for taxes levied on or after 1 January in the calendar year next following that in which the notice is given.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, being duly authorised thereto by their respective Governments, have signed this Convention.

DONE in duplicate at Yerevan this twenty-sixth day of December, 2024, in the Japanese, Armenian and English languages, all texts being equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

For Japan:
青木　豊

For the Republic of Armenia:
Վահե Միշայի Հովհաննիսյան

PROTOCOL

At the signing of the Convention between Japan and the Republic of Armenia for the Elimination of Double Taxation with respect to Taxes on Income and the Prevention of Tax Evasion and Avoidance (hereinafter referred to as “the Convention”), Japan and the Republic of Armenia have agreed upon the following provisions which shall form an integral part of the Convention.

1. With reference to Article 5 of the Convention:

It is understood that each of the places of business listed in paragraph 2 of Article 5 of the Convention constitutes a permanent establishment as defined in paragraph 1 of that Article only if it meets the requirements of paragraph 1 of that Article.

2. With reference to Article 11 of the Convention:

If, after the date of signature of the Convention, Armenia concludes an agreement with a third jurisdiction containing provisions which limit taxation in Armenia on an item of income described in paragraph 2 of Article 11 of the Convention to a rate of tax lower than that provided for in that paragraph or exempt such item of income from tax in Armenia, the Contracting States shall, at the request of Japan, enter into negotiations with a view to incorporating such lower rate of tax or exemption from tax into the Convention. The competent authority of Armenia shall notify the competent authority of Japan of such event immediately after it has happened.

3. With reference to paragraph 5 of Article 24 of the Convention:

(a)　(i)　Where the competent authority of a Contracting State has suspended the procedure for resolving a case by mutual agreement pursuant to paragraphs 1 and 2 of Article 24 of the Convention (hereinafter in this paragraph referred to as the "mutual agreement procedure") with respect to a case because a case with respect to one or more of the same issues is pending before a court or administrative tribunal, the period provided in subparagraph (b) of paragraph 5 of that Article shall stop running until the case pending before the court or administrative tribunal has been suspended or withdrawn.

(ii)　Where a person who presented a case and the competent authority of a Contracting State have agreed to suspend the mutual agreement procedure, the period provided in subparagraph (b) of paragraph 5 of Article 24 of the Convention shall stop running until the suspension has been lifted.

(iii)　Where the competent authorities of the Contracting States agree that a person directly affected by the case has failed to provide in a timely manner any additional material information requested by either competent authority after the start of the period provided in subparagraph (b) of paragraph 5 of Article 24 of the Convention, that period shall be extended for an amount of time equal to the period beginning on the date by which the information was requested and ending on the date on which that information was provided.

(b)　(i)　The following rules shall govern the appointment of arbitrators:

(aa)　An arbitration panel shall consist of three individual arbitrators with expertise or experience in international tax matters.

(bb)　Each of the competent authorities of the Contracting States shall appoint one arbitrator. The two arbitrators so appointed shall appoint the third arbitrator who shall serve as Chair of the arbitration panel. The Chair shall not be a national or resident of either Contracting State.

(cc)　Each arbitrator must be impartial and independent of the competent authorities, tax administrations, and ministries of finance of the Contracting States and of all persons directly affected by the case (as well as their advisors) at the time of accepting an appointment, maintain his or her impartiality and independence throughout the arbitration proceedings, and avoid any conduct for a reasonable period of time thereafter which may damage the appearance of impartiality and independence of the arbitrators with respect to the arbitration proceedings.

(ii)　The competent authorities of the Contracting States shall ensure that arbitrators and their staff agree in writing, prior to their acting in the arbitration proceedings, to treat any information relating to the arbitration proceedings consistently with the confidentiality and non-disclosure obligations provided for in paragraph 2 of Article 25 of the Convention and the applicable laws of the Contracting States.

(iii) Solely for the purposes of the application of the provisions of Articles 24 and 25 of the Convention and of the domestic laws of the Contracting States related to the exchange of information, confidentiality, and administrative assistance, arbitrators and a maximum of three staff per arbitrator (and prospective arbitrators solely to the extent necessary to verify their ability to fulfil the requirements of arbitrators) shall be considered to be persons or authorities to whom information may be disclosed. Information received by the arbitration panel or prospective arbitrators and information that the competent authorities of the Contracting States receive from the arbitration panel shall be considered information that is exchanged under the provisions of paragraph 1 of Article 25 of the Convention.

(c) (i) An arbitration decision shall be final.

(ii) The arbitration decision shall not be binding on both Contracting States, if a final decision of the courts of one of the Contracting States holds that the arbitration decision is invalid. In such a case, the request for arbitration under paragraph 5 of Article 24 of the Convention shall be considered not to have been made, and the arbitration proceedings shall be considered not to have taken place (except for the purposes of clauses (ii) and (iii) of subparagraph (b), and subparagraph (f)). In such a case, a new request for arbitration may be made unless the competent authorities of the Contracting States agree that such a new request should not be permitted.

(iii) An arbitration decision shall have no precedential value.

(d) (i) If a person directly affected by the case does not accept the mutual agreement that implements the arbitration decision, the case shall not be eligible for any further consideration by the competent authorities of the Contracting States.

(ii) The mutual agreement that implements the arbitration decision on the case shall be considered not to be accepted by a person directly affected by the case if any person directly affected by the case does not, within 60 days after the date on which notification of the mutual agreement is sent to the person, withdraw all issues resolved in the mutual agreement implementing the arbitration decision from consideration by any court or administrative tribunal or otherwise terminate any pending court or administrative proceedings with respect to such issues in a manner consistent with that mutual agreement.

(e) For the purposes of Article 24 of the Convention and this paragraph, the arbitration proceedings, as well as, in the case of clauses (i) and (ii), the mutual agreement procedure, with respect to a case shall terminate if, at any time after the request for arbitration has been made and before the arbitration panel has delivered its decision to the competent authorities of the Contracting States:

(i) the competent authorities of the Contracting States reach a mutual agreement to resolve the case pursuant to paragraph 2 of Article 24 of the Convention;

(ii) the person who presented the case withdraws the request for arbitration or the request for the mutual agreement procedure; or

(iii) a decision concerning the unresolved issues arising from the case is rendered by a court or administrative tribunal of one of the Contracting States.

(f) Each of the competent authorities of the Contracting States shall bear its own expenses and those of its appointed arbitrator. Unless otherwise agreed by the competent authorities of the Contracting States, the cost of the Chair of the arbitration panel and other expenses associated with the conduct of the arbitration proceedings shall be borne by the competent authorities of the Contracting States in equal shares.

(g)　The provisions of paragraph 5 of Article 24 of the Convention and this paragraph shall not apply to cases falling within paragraph 3 of Article 4 of the Convention.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, being duly authorised thereto by their respective Governments, have signed this Protocol.

DONE in duplicate at Yerevan this twenty-sixth day of December, 2024, in the Japanese, Armenian and English languages, all texts being equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

For Japan:
青木　豊

For the Republic of Armenia:
Դաիհ Սիշույի Հովհաննիսյան

内閣官房令

○内閣官房令第十一号

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第三十三条第四号及び行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）第十九条第二号の規定に基づき、職員の退職管理に関する内閣官房令及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和七年十一月二十一日　内閣総理大臣　高市　早苗

職員の退職管理に関する内閣官房令及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

（職員の退職管理に関する内閣官房令の一部改正）

第一条　職員の退職管理に関する内閣官房令（平成二十年内閣府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額）	（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額）
第十条　令第三十三条第四号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあっては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。	**第十条**　令第三十三条第四号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第一項第一号に掲げる場合における同条の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

（行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部改正）

第二条　行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成二十年内閣府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額）	（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額）
第九条　令第十九条第二号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若	**第九条**　令第十九条第二号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若

しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあっては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。	しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第一項第一号に掲げる場合における同条の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

附　則

（施行期日）

1　この内閣官房令は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和七年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の職員の退職管理に関する内閣官房令第十条の規定は、この内閣官房令の施行の日以後に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合（職員の退職管理に関する政令第三十三条第一号から第三号までに掲げる場合を除く。以下、この項において同じ。）について適用し、同日前に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合については、なお従前の例による。

3　第二条の規定による改正後の行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令第九条の規定は、この内閣官房令の施行の日以後に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合（行政執行法人の役員の退職管理に関する政令第十九条第一号に掲げる場合を除く。以下、この項において同じ。）について適用し、同日前に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合については、なお従前の例による。

省　令

○国土交通省令第百十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第三十五号）の一部の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の六十四（同法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）及び情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第四条の規定に基づき、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（確認申請書の様式） **第一条の三**　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の㈠項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二十三)項の㈢欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十八)項の㈢欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(二十九)項の㈢欄に掲げる日影図と、表一の㈢項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十八)項の㈢欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十五)項の㈢欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。 一　別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。） イ　（略）	（確認申請書の様式） **第一条の三**　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の㈠項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二十三)項の㈢欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十八)項の㈢欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(二十九)項の㈢欄に掲げる日影図と、表一の㈢項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十八)項の㈢欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十五)項の㈢欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。 一　別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。） イ　（略）

ロ　申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1)　(略)

(2)　次のi)及びii)に掲げる建築物（用途変更をする建築物を除く。）　それぞれ当該i)及びii)に定める図書（国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては、当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書）。ただし、i)及びii)に掲げる建築物について法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）並びにi)及びii)に定める図書のうち国土交通大臣が指定したものをもつて代えることができる。

i)・ii)　(略)

(3)　(略)

二～四　(略)

2～11　(略)

（登録）

第十条の八　国土交通大臣は、前条の規定による申請（一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者の申請に限る。）があつた場合においては、登録申請書の記載事項を審査し、申請者が建築基準適合判定資格者となる資格を有すると認めたときは、法第七十七条の五十八第二項の一級建築基準適合判定資格者登録簿（以下「一級登録簿」という。）に登録し、かつ、申請者に別記第五十二号様式（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、当該様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録）による一級建築基準適合判定資格者登録証（以下「一級登録証」という。）を交付する。

2　国土交通大臣は、前条の規定による申請（二級建築基準適合判定資格者検定に合格した者の申請に限る。）があつた場合においては、登録申請書の記載事項を審査し、申請者が建築基準適合判定資格者となる資格を有すると認めたときは、法第七十七条の五十八第二項の二級建築基準適合判定資格者登録簿（以下「二級登録簿」という。）に登録し、かつ、申請者に別記第五十二号の二様式（電子申請による場合にあつては、当該様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録）による二級建築基準適合判定資格者登録証（以下「二級登録証」という。）を交付する。

3　(略)

（登録事項）

第十条の九　法第七十七条の五十八第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　(略)

五　法第七十七条の六十三第一項に規定する登録の消除及び同条第二項の規定による禁止又は登録の消除の処分を受けた場合においては、その旨及びその年月日

ロ　申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1)　(略)

(2)　次のi)及びii)に掲げる建築物（用途変更をする建築物を除く。）　それぞれ当該i)及びii)に定める図書（国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては、当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書）。ただし、i)及びii)に掲げる建築物について法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三条の二十二第一項及び第二項において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）並びにi)及びii)に定める図書のうち国土交通大臣が指定したものをもつて代えることができる。

i)・ii)　(略)

(3)　(略)

二～四　(略)

2～11　(略)

（登録）

第十条の八　国土交通大臣は、前条の規定による申請（一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者の申請に限る。）があつた場合においては、登録申請書の記載事項を審査し、申請者が建築基準適合判定資格者となる資格を有すると認めたときは、法第七十七条の五十八第二項の一級建築基準適合判定資格者登録簿（以下「一級登録簿」という。）に登録し、かつ、申請者に別記第五十二号様式による一級建築基準適合判定資格者登録証（以下「一級登録証」という。）を交付する。

2　国土交通大臣は、前条の規定による申請（二級建築基準適合判定資格者検定に合格した者の申請に限る。）があつた場合においては、登録申請書の記載事項を審査し、申請者が建築基準適合判定資格者となる資格を有すると認めたときは、法第七十七条の五十八第二項の二級建築基準適合判定資格者登録簿（以下「二級登録簿」という。）に登録し、かつ、申請者に別記第五十二号の二様式による二級建築基準適合判定資格者登録証（以下「二級登録証」という。）を交付する。

3　(略)

（登録事項）

第十条の九　法第七十七条の五十八第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　(略)

五　法第七十七条の六十二第一項に規定する登録の消除及び同条第二項の規定による禁止又は登録の消除の処分を受けた場合においては、その旨及びその年月日

（心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない者）

第十条の九の二　法第七十七条の六十の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により確認検査の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（変更の登録）

第十条の十　法第七十七条の六十一に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

2　法第七十七条の六十一の規定によつて登録の変更を申請しようとする者は、その変更を生じた日から三十日以内に、別記第五十三号様式による変更登録申請書に、一級登録証又は二級登録証及び本籍地の都道府県名の変更を申請する場合にあつては戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写しを、氏名の変更を申請する場合にあつては戸籍謄本又は戸籍抄本を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3　国土交通大臣は、法第七十七条の六十一の規定による申請があつた場合においては、一級登録簿又は二級登録簿を訂正し、かつ、本籍地の都道府県名又は氏名の変更に係る申請にあつては一級登録証又は二級登録証を書き換えて、申請者に交付する。

（心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない場合）

第十条の十一の二　法第七十七条の六十二第三号の国土交通省令で定める場合は、建築基準適合判定資格者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつた場合とする。

（死亡等の届出）

第十条の十二　法第七十七条の六十二の規定により、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める様式に、第一号の場合においては一級登録証又は二級登録証及び戸籍謄本又は戸籍抄本を、第二号から第四号までの場合においては一級登録証又は二級登録証を、第五号の場合においては病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを届け出なければならない。

一　法第七十七条の六十二第一号の相続人　別記第五十五号様式

二　法第七十七条の六十二第二号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第七十七条の五十九第二号に該当するもの　別記第五十六号様式

三　法第七十七条の六十二第二号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第七十七条の五十九第五号に該当するもの　別記第五十七号様式

四　法第七十七条の六十二第二号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第七十七条の五十九第六号に該当するもの　別記第五十八号様式

五　法第七十七条の六十二第三号の建築基準適合判定資格者本人又はその法定代理人若しくは同居の親族　別記第五十九号様式

（登録の消除の申請及び登録証の返納）

第十条の十三　（略）

2　建築基準適合判定資格者が法第七十七条の六十三第一項（第一号及び第二号に係る部分を除く。）又は第二項の規定によつて登録を消除された場合においては、当該建築基準適合判定資格者（法第七十七条の六十二第一号に該当する事実が判明したときにあつては相続人、同条（第三号に係る部分に限る。）の規定による届出があつたとき及び同条第三号に該当する事実が判明したときにあつては当該建築基準適合判定資格者又はその法定代理人若しくは同居の親族）は、消除の通知を受けた日から十日以内に、一級登録証又は二級登録証を国土交通大臣に返納しなければならない。

（心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない者）

第十条の九の二　法第七十七条の五十九の二の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により確認検査の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（変更の登録）

第十条の十　法第七十七条の六十に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

2　法第七十七条の六十の規定によつて登録の変更を申請しようとする者は、その変更を生じた日から三十日以内に、別記第五十三号様式による変更登録申請書に、一級登録証又は二級登録証及び本籍地の都道府県名の変更を申請する場合にあつては戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写しを、氏名の変更を申請する場合にあつては戸籍謄本又は戸籍抄本を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3　国土交通大臣は、法第七十七条の六十の規定による申請があつた場合においては、一級登録簿又は二級登録簿を訂正し、かつ、本籍地の都道府県名又は氏名の変更に係る申請にあつては一級登録証又は二級登録証を書き換えて、申請者に交付する。

（心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない場合）

第十条の十一の二　法第七十七条の六十一第三号の国土交通省令で定める場合は、建築基準適合判定資格者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつた場合とする。

（死亡等の届出）

第十条の十二　法第七十七条の六十一の規定により、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める様式に、第一号の場合においては一級登録証又は二級登録証及び戸籍謄本又は戸籍抄本を、第二号から第四号までの場合においては一級登録証又は二級登録証を、第五号の場合においては病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを届け出なければならない。

一　法第七十七条の六十一第一号の相続人　別記第五十五号様式

二　法第七十七条の六十一第二号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第七十七条の五十九第二号に該当するもの　別記第五十六号様式

三　法第七十七条の六十一第二号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第七十七条の五十九第五号に該当するもの　別記第五十七号様式

四　法第七十七条の六十一第二号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第七十七条の五十九第六号に該当するもの　別記第五十八号様式

五　法第七十七条の六十一第三号の建築基準適合判定資格者本人又はその法定代理人若しくは同居の親族　別記第五十九号様式

（登録の消除の申請及び登録証の返納）

第十条の十三　（略）

2　建築基準適合判定資格者が法第七十七条の六十二第一項（第一号及び第二号に係る部分を除く。）又は第二項の規定によつて登録を消除された場合においては、当該建築基準適合判定資格者（法第七十七条の六十一第一号に該当する事実が判明したときにあつては相続人、同条（第三号に係る部分に限る。）の規定による届出があつたとき及び同条第三号に該当する事実が判明したときにあつては当該建築基準適合判定資格者又はその法定代理人若しくは同居の親族）は、消除の通知を受けた日から十日以内に、一級登録証又は二級登録証を国土交通大臣に返納しなければならない。

（登録証の領置）

第十条の十五　国土交通大臣は、法第七十七条の六十三第二項の規定によつて建築基準適合判定資格者に業務を行うことを禁止した場合においては、当該建築基準適合判定資格者に対して、一級登録証又は二級登録証の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

（処分の公告）

第十条の十五の二　法第七十七条の六十三第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について、官報で行うものとする。

一～四　（略）

（登録事項）

第十条の十五の五　法第七十七条の六十六第二項において準用する法第七十七条の五十八第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　法第七十七条の六十六第二項において読み替えて準用する法第七十七条の六十三第一項に規定する登録の消除及び法第七十七条の六十六第二項において準用する法第七十七条の六十三第二項の規定による禁止又は登録の消除の処分を受けた場合においては、その旨及びその年月日

第五十一号様式（第十条の七関係）（Ａ４）

（略）

（略）		
現住所	〒　（電話　）	
勤務先の名称		
勤務先の所在地	〒　（電話　）	
（略）		
※審査	登録手数料	
	住民票照合	
	合格者名簿照合	
	欠格審査	
	名簿登録	
	登録証発行	
※登録番号		※登録年月日　年　月　日
（略）		

第五十三号様式（第十条の十関係）（Ａ４）

（略）

登録事項に下記のとおり変更がありましたので、建築基準法第77条の61の規定により申請します。

（略）

第五十五号様式（第十条の十二関係）（Ａ４）

（略）

下記の者は、　年　月　日死亡いたしましたので、建築基準法第77条の62の規定により届け出ます。

（略）

（登録証の領置）

第十条の十五　国土交通大臣は、法第七十七条の六十三第二項の規定によつて建築基準適合判定資格者に業務を行うことを禁止した場合においては、当該建築基準適合判定資格者に対して、一級登録証又は二級登録証の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

（処分の公告）

第十条の十五の二　法第七十七条の六十三第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について、官報で行うものとする。

一～四　（略）

（登録事項）

第十条の十五の五　法第七十七条の六十六第二項において準用する法第七十七条の五十八第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　法第七十七条の六十六第二項において読み替えて準用する法第七十七条の六十三第一項に規定する登録の消除及び法第七十七条の六十六第二項において準用する法第七十七条の六十三第二項の規定による禁止又は登録の消除の処分を受けた場合においては、その旨及びその年月日

第五十一号様式（第十条の七関係）（Ａ４）

（略）

（略）										
現住所	〒									
勤務先の名称										
勤務先の所在地	〒									
（略）										
※審査	登録手数料	経由庁	住民票照合	合格者名簿照合	欠格審査	副申審査	名簿登録	登録証発行	※経由庁記載欄 責任者（職氏名）	
※登録番号		※登録年月日	年　月　日			※都道府県受付番号				
（略）										

第五十三号様式（第十条の十関係）（Ａ４）

（略）

登録事項に下記のとおり変更がありましたので、建築基準法第77条の60の規定により申請します。

（略）

第五十五号様式（第十条の十二関係）（Ａ４）

（略）

下記の者は、　年　月　日死亡いたしましたので、建築基準法第77条の61の規定により届け出ます。

（略）

第五十六号様式（第十条の十二関係）（Ａ４）

建築基準法第77条の62第２号に係る届出書

（略）

私はこのたび、拘禁刑以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられたので、建築基準法第77条の62の規定により、下記のとおり届け出ます。

（略）

第五十七号様式（第十条の十二関係）（Ａ４）

建築基準法第77条の62第２号に係る届出書

（略）

私はこのたび、建築士法第10条第１項の規定により建築士の免許を取り消されたので、建築基準法第77条の62の規定により、下記のとおり届け出ます。

（略）

第五十八号様式（第十条の十二関係）（Ａ４）

建築基準法第77条の62第２号に係る届出書

（略）

私はこのたび、公務員で懲戒免職の処分を受けたので、建築基準法第77条の62の規定により、下記のとおり届け出ます。

（略）

第五十九号様式（第十条の十二関係）（Ａ４）

建築基準法第77条の62第３号に係る届出書

下記の者は、精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたので、建築基準法第77条の62の規定により届け出ます。

（略）

第六十号の二様式（第十条の十五の四関係）（Ａ４）

（略）

（略）									
現住所	〒　　（電話　　）								
勤務先の名称									
勤務先の所在地	〒　　（電話　　）								
（略）									
※審査	登録手数料	住民票照合	合格者名簿照合	欠格審査	名簿登録	登録証発行			
※登録番号		※登録年月日	年　月　日						
（略）									

第五十六号様式（第十条の十二関係）（Ａ４）

建築基準法第77条の61第２号に係る届出書

（略）

私はこのたび、拘禁刑以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられたので、建築基準法第77条の61の規定により、下記のとおり届け出ます。

（略）

第五十七号様式（第十条の十二関係）（Ａ４）

建築基準法第77条の61第２号に係る届出書

（略）

私はこのたび、建築士法第10条第１項の規定により建築士の免許を取り消されたので、建築基準法第77条の61の規定により、下記のとおり届け出ます。

（略）

第五十八号様式（第十条の十二関係）（Ａ４）

建築基準法第77条の61第２号に係る届出書

（略）

私はこのたび、公務員で懲戒免職の処分を受けたので、建築基準法第77条の61の規定により、下記のとおり届け出ます。

（略）

第五十九号様式（第十条の十二関係）（Ａ４）

建築基準法第77条の61第３号に係る届出書

下記の者は、精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたので、建築基準法第77条の61第３号の規定により届け出ます。

（略）

第六十号の二様式（第十条の十五の四関係）（Ａ４）

（略）

（略）										
現住所	〒									
勤務先の名称										
勤務先の所在地	〒									
（略）										
※審査	登録手数料	経由庁	住民票照合	合格者名簿照合	欠格条項	副申審査	名簿登録	登録証発行	※経由庁記載欄 責任者（職氏名）	
※登録番号		※登録年月日	年　月　日		※都道府県受付番号					
（略）										

改正後	改正前
第六十号の四様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４） （略） 登録事項に下記のとおり変更がありましたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の61の規定により申請します。 （略） 第六十号の六様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４） （略） 下記の者は、　　年　　月　　日死亡いたしましたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の62の規定により届け出ます。 （略） 第六十号の七様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４） 建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の62第２号に係る届出書 （略） 私はこのたび、拘禁刑以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の62の規定により、下記のとおり届け出ます。 （略） 第六十号の八様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４） 建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の62第２号に係る届出書 （略） 私はこのたび、建築士法第10条第１項の規定により建築士の免許を取り消されたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の62の規定により、下記のとおり届け出ます。 （略） 第六十号の九様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４） 建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の62第２号に係る届出書 （略） 私はこのたび、公務員で懲戒免職の処分を受けたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の62の規定により、下記のとおり届け出ます。 （略） 第六十号の十様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４） 建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の62第３号に係る届出書 下記の者は、精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の62の規定により届け出ます。 （略）	第六十号の四様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４） （略） 登録事項に下記のとおり変更がありましたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の60の規定により申請します。 （略） 第六十号の六様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４） （略） 下記の者は、　　年　　月　　日死亡いたしましたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の61の規定により届け出ます。 （略） 第六十号の七様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４） 建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の61第２号に係る届出書 （略） 私はこのたび、拘禁刑以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の61の規定により、下記のとおり届け出ます。 （略） 第六十号の八様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４） 建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の61第２号に係る届出書 （略） 私はこのたび、建築士法第10条第１項の規定により建築士の免許を取り消されたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の61の規定により、下記のとおり届け出ます。 （略） 第六十号の九様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４） 建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の61第２号に係る届出書 （略） 私はこのたび、公務員で懲戒免職の処分を受けたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の61の規定により、下記のとおり届け出ます。 （略） 第六十号の十様式（第十条の十五の六関係）（Ａ４） 建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の61第３号に係る届出書 下記の者は、精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたので、建築基準法第77条の66第２項において準用する同法第77条の61第３号の規定により届け出ます。 （略）

（国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和四年国土交通省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
別表（第三条関係）	別表（第三条関係）
項名	歳入等	項名	歳入等
一	イ　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十八第一項の登録又は登録証の訂正若しくは再交付の申請をしようとする者（市町村又は都道府県の職員である者を除く。）が同法第七十七条の六十五の規定により国に納めなければならない手数料	一	イ　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百二条第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号に掲げる者又は第十一号に掲げる者（自動車検査証又は検査標章の再交付を申請する場合に限る。）が同項の規定により国に納めなければならない手数料

ロ　建築基準法第七十七条の六十六第一項の登録又は登録証の訂正若しくは再交付の申請をしようとする者が同条第二項において準用する同法第七十七条の六十五の規定により国に納めなければならない手数料	
二　イ　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百二条第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号に掲げる者又は第十一号に掲げる者（自動車検査証又は検査標章の再交付を申請する場合に限る。）が同項の規定により国に納めなければならない手数料 ロ　道路運送車両法第百二条第二項に規定する者が同項又は同条第三項の規定により国に納めなければならない手数料	ロ　道路運送車両法第百二条第二項に規定する者が同項又は同条第三項の規定により国に納めなければならない手数料

（建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（令和七年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、建築基準法施行規則第十一条の二の三の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
（手数料の額） **第十一条の二の三**　法第九十七条の四第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　構造方法等の認定　申請一件につき、四万二百円（電子申請による場合にあつては、一万九千五百円）に、別表第二の(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額を加算した額（次項第一号において「基本額」という。）（法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、申請一件につき、四万二百円（電子申請による場合にあつては、一万九千五百円）） 二　特殊構造方法等認定　申請一件につき、二百十二万円（参考図書を提出する場合にあつては、十七万三千五百円） 三～五　（略） 2　前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、当該各号に定める額とする。 一　構造方法等の認定のための審査に当たつて実物等の提出を受けて試験その他の方法により評価を行うことが困難であることその他の理由により申請者が工場等において行う試験又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を目視その他適切な方法により確認する必要がある場合として国土交通大臣が定める場合　申請一件につき、基本額に、当該目視その他適切な方法による確認を行うために必要な費用として国土交通大臣が定める額を加算した額（法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、申請一件につき、四万二百円（電子申請による場合にあつては、一万九千五百円）） 二　既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる評価に基づいて行われる認定を受けようとする場合　申請一件につき、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める額（法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、四万二百円（電子申請による場合にあつては、一万九千五百円）） イ　法第二条第九号若しくは第九号の二ロ、法第二十七条第一項（防火設備に関するものに限る。）若しくは法第六十一条第一項（防火設備に関するものに限る。）又は令第一条第五号若しくは第六号、令第二十条の七第二項から第四項まで、令第百十二条第一項若しくは第十二項ただし書、令第百十四条第五項若しくは令第百三十七条の十第一号ロ(4)の規定に基づく認定の場合　三十七万二百円（電子申請による場合にあつては、三十四万九千五百円）	（手数料の額） **第十一条の二の三**　法第九十七条の四第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　構造方法等の認定　申請一件につき、二万円に、別表第二の(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額を加算した額。ただし、法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円とする。 二　特殊構造方法等認定　申請一件につき、二百十二万円 三～五　（略） 2　前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、当該各号に定める額とする。 一　構造方法等の認定のための審査に当たつて実物等の提出を受けて試験その他の方法により評価を行うことが困難であることその他の理由により申請者が工場等において行う試験又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を目視その他適切な方法により確認する必要がある場合として国土交通大臣が定める場合　申請一件につき、前項第一号本文に定める額に、当該目視その他適切な方法による確認を行うために必要な費用として国土交通大臣が定める額を加算した額（ただし、法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円） 二　既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる評価に基づいて行われる認定を受けようとする場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める額（ただし、法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円） イ　法第二条第九号若しくは第九号の二ロ、法第二十七条第一項（防火設備に関するものに限る。）若しくは法第六十一条第一項（防火設備に関するものに限る。）又は令第一条第五号若しくは第六号、令第二十条の七第二項から第四項まで、令第百十二条第一項若しくは第十二項ただし書、令第百十四条第五項若しくは令第百三十七条の十第一号ロ(4)の規定に基づく認定の場合　三十五万円

ロ　令第四十六条第四項の規定に基づく認定の場合（令第四十五条第一項又は第二項の規定に基づく認定を併せて受けようとする場合を含む。）又は第八条の三の規定に基づく認定の場合　百四十一万二百円（電子申請による場合にあつては、百三十八万九千五百円）

ハ　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。第五項第一号において「機関省令」という。）第六十三条第四号に掲げる認定のうち、イ又はロの認定以外の認定の場合　四十八万二百円（電子申請による場合にあつては、四十五万九千五百円）

三　既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合　申請一件につき、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額（法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、四万二百円（電子申請による場合にあつては、一万九千五百円））

イ　法第二十条第一項第一号の認定又は法第三十七条第二号の認定（コンクリート又は膜材料に係るものに限る。）の場合　四万二百円（電子申請による場合にあつては、一万九千五百円）に、別表第二(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の三分の一の額を加算した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

ロ　イに掲げる場合以外の場合　四万二百円（電子申請による場合にあつては、一万九千五百円）に、別表第二(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の十分の一の額を加算した額

四　既に特殊構造方法等認定を受けた構造方法又は建築材料の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合　申請一件につき、五十七万円（参考図書を提出する場合にあつては、四万六千二百円）

五～九　（略）

3～8　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○防衛省令第十六号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第八十七条の三十第四号の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十一日

防衛大臣　小泉進次郎

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額） **第六十五条の十四**　令第八十七条の三十第四号に規定する防衛省令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定す	（防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額） **第六十五条の十四**　令第八十七条の三十第四号に規定する防衛省令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号括弧書に

る給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和七年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の自衛隊法施行規則第六十五条の十四の規定は、この省令の施行の日以後に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合（自衛隊法施行令第八十七条の三十第一号から第三号までに掲げる場合を除く。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合については、なお従前の例による。

法規的告示

○総務省告示第三百六十九号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百八十六号）の施行に伴い、及び危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十条の四第四項の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和七年十一月二十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（地震の影響） **第四条の二十**　［略］ 2　地震の影響に関する特定屋外貯蔵タンクの設計震度の計算方法は、次に定めるとおりとする。 ［一・二　略］ 三　液面揺動の設計水平震度は次の式によること。 イ　石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この号において「区域令」という。）別表第二号、第二十四号及び第二十五号に掲げる地区ごとの区域 ［図　略］ ロ　区域令別表第十八号から第二十三号までに掲げる地区ごとの区域 ［図　略］ ハ　区域令別表第三号、第五号、第十四号及び第三十四号から第四十号までに掲げる地区ごとの区域 ［図　略］	（地震の影響） **第四条の二十**　［同上］ 2　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ イ　石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この号において「区域令」という。）別表第二号、第二十二号及び第二十三号に掲げる地区ごとの区域 ［図　同上］ ロ　区域令別表第十六号から第二十一号までに掲げる地区ごとの区域 ［図　同上］ ハ　区域令別表第二号の二、第四号、第十二号、第三十二号及び第三十四号から第三十九号までに掲げる地区ごとの区域 ［図　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省・経済産業省告示第二号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年通商産業省・自治省告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和七年十一月二十一日

総務大臣　林　芳正
経済産業大臣　赤澤　亮正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
一・二　略	一・二　同上
三　略	二の二　同上
四・五　略	三・四　同上
六　略	四の二　同上
七～十三　略	五～十一　同上
十四　秋田地区	十二　秋田地区
秋田県秋田市飯島字古道下川端二百十七番地の三、二百十七番地の九、二百十九番地の四及び二百二十番地の七、字堀川八十三番地の二並びに字砂田二十六番地の六及び二十六番地の七、土崎港相染町字土浜二十番地の一及び二十番地の六、字浜ナシ山六番地の二十三、七番地の四、七番地の六、七番地の七、八番地の一、八番地の二、九番地の二及び九番地の四、字大浜一番地の一、九番地の一から九番地の三まで及び九番地の十一並びに字中島下六十一番地の三十九並びに寺内字後城三百二十二番地の一から三百二十二番地の九まで並びに字大小路二百七番地の六から二百七番地の十二まで及び二百七番地の二十九の区域	秋田県秋田市飯島字古道下川端二百十七番地の三、二百十七番地の六、二百十七番地の八、二百十七番地の九、二百十七番地の二十四、二百十七番地の二十八、二百十七番地の三十九、二百十七番地の四十四から二百十七番地の四十九まで、二百十七番地の七十五、二百十八番地、二百十九番地の四及び二百二十番地の七、字堀川八十三番地の二並びに字砂田二十六番地の六及び二十六番地の七、土崎港相染町字土浜二十番地の一及び二十番地の六、字浜ナシ山六番地の二十三、七番地の三、七番地の四、七番地の六、七番地の七、八番地の一、八番地の二、九番地の二及び九番地の四、字大浜一番地の一、九番地の一から九番地の三まで及び九番地の十一並びに字中島下六十一番地の三十九並びに寺内字後城三百二十二番地の一から三百二十二番地の九まで並びに字大小路二百七番地の六から二百七番地の十二まで及び二百七番地の二十九の区域
十五　略	十三　同上
十六　いわき地区	十四　いわき地区
福島県いわき市の次の区域	福島県いわき市の次の区域
(4)　錦町徳力四番地の四、五十三番地の四及び五十三番地の七、落合十六番地、七十三番地の二、七十三番地の三、七十四番地、七十六番地の一から七十六番地の三まで、七十七番地、七十八番地、七十九番地の一、七十九番地の三から七十九番地の五まで、八十番地、八十一番地、八十二番地の一、八十二番地の二、八十八番地の三、九十四番地の一、九十五番地の三、九十五番地の四、九十六番地から九十八番地まで、九十九番地の一、九十九番地の二、百番地から百二番地まで、百二番地の二、百三番地から百五番地まで、百六番地の一、百六番地の二、百七番地の二、百八番地の二、百八番地の三、百九番地の一、百九番地の三、百九番地の四、百十五番地、百十七番地の二、百二十番地、百二十一番地、百二十二番地の一、百二十二番地の二、百二十三番地から百二十六番地まで、百三十五番地の四、百三十六番地の一、百三十七番地の三、百七十八番地から百八十四番地まで、百八十七番地、百八十九番地の二、百八十九番地の三、百九十番地、百九十一番地、百九十二番地の二、百九十七番地の三、百九十八番地の二及び百九十九番地、堰下一番地の一、五十三番地の一から五十三番地の七まで、五十五番地の一、五十五番地の五、五十六番地、五十九番地、七十二番地及び七十三番地、曲田十七番地の三、四反田一番地の一、一番地の四、一番地の六、一番地の十、一番地の十一から一番地の十五まで、二番地の一、二番地の二、二番地の四、二番地の五、三番地の一、三番地の二、四番地の一、四番地の二、五番地の一、五番地の二、六番地の一、六番地の二、七番地の一、七番地の四、八番地の一、九番地の一、九番地の四、九番地の五、二十四番地から三十番地まで、三十一番地の一、三十一番地の二、三十二番地の一、三十二番地の二、三十三番地の一から三十三番地の三まで、三十四番地の一、三十四番地の四、三十四番地の五、三十五番地の一、三十五番地の二、三十五番地の三、三十六番地の一、三十六番地の二、三十七番地の一、三十七番地の二、三十八番地の一、三十八番地の二、三十九番地の一、三十九番地の二、四十番地の一、四十番地の二、四十一番地の一、四十一番地の二、四十二番地の一、四十二番地の二、四十三番地の一、四十三番地の二、四十四番地の一、四十四番地の二、四十五番地の一、四十五番地の二、四十六番地の一、四十六番地の二、四十七番地の一、四十七番地の二、四十八番地の一、四十八番地の二、四十九番地の一、四十九番地の二、五十番地の一、五十番地の二、五十一番地の一、五十一番地の二、五十二番地の一、五十二番地の二、五十三番地の一、五十三番地の二、五十四番地の一、五十四番地の二、五十五番地の一、五十五番地の二、五十六番地の一、五十六番地の二、五十七番地の一、五十七番地の二、五十八番地の一、五十八番地の二、五十九番地の一、五十九番地の二、六十番地の一、六十番地の二、六十一番地の一、六十一番地の二、六十二番地の一、六十二番地の二、六十三番地の一、六十三番地の二、六十四番地の一、六十四番地の二、六十五番地の一、六十五番地の二、六十六番地の一、六十六番地の二、六十七番地の一、六十七番地の二、六十八番地の一、六十八番地の二、六十九番地の一、六十九番地の二、七十番地の一、七十番地の二、七十一番地の一、七十一番地の二、七十二番地の一、七十二番地の二、七十三番地の一、七十三番地の二、七十四番地の一、七十四番地の二、七十五番地の一、七十五番地の二、七十六番地の一、七十六番地の二、七十七番地の一、七十七番地の二、七十八番地の一、七十八番地の二、七十九番地の一、七十九番地の二、八十番地の一、八十番地の二、八十一番地の一、八十一番地の二、八十二番地の一、八十二番地の二、八十三番地の一、八十三番地の二、八十四番地の一、八十四番地の二、八十五番地の一、八十五番地の二、八十六番地の一、八十六番地の二、八十七番地の一、八十七番地の二、八十八番地の一、八十八番地の二、八十九番地の一、八十九番地の二、九十番地の一、九十番地の二、九十一番地の一、九十一番地の二、九十二番地の一、九十二番地の二、九十三番地の一、九十三番地の二、九十四番地の一、九十四番地の二、九十五番地の一、九十五番地の二、九十六番地の一、九十六番地の二、九十七番地の一、九十七番地の二、九十八番地の一、九十八番地の二、九十九番地の一、九十九番地の二、百番地の一、百番地の二、百一番地の一、百一番地の二、百二番地の一、百二番地の二、百三番地の一、百三番地の二、百四番地の一、百四番地の二、百五番地の一、百五番地の二、百六番地の一、百六番地の二、百七番地の一、百七番地の二、百八番地の一、百八番地の二、百九番地の一、百九番地の二、百十番地の一、百十番地の二、百十一番地の一、百十一番地の二、百十二番地の一、百十二番地の二、百十三番地の一、百十三番地の二、百十四番地の一、百十四番地の二、百十五番地の一、百十五番地の二、百十六番地の一、百十六番地の二、百十七番地の一、百十七番地の二、百十八番地の一、百十八番地の二、百十九番地の一、百十九番地の二、百二十番地の一、百二十番地の二、百二十一番地の一、百二十一番地の二、百二十二番地の一、百二十二番地の二、百二十三番地の一、百二十三番地の二、百二十四番地の一、百二十四番地の二、百二十五番地の一、百二十五番地の二、百二十六番地の一、百二十六番地の二、百二十七番地の一、百二十七番地の二、百二十八番地の一、百二十八番地の二、百二十九番地の一、百二十九番地の二、百三十番地の一、百三十番地の二、百三十一番地の一、百三十一番地の二、百三十二番地の一、百三十二番地の二、百三十三番地の一、百三十三番地の二、百三十四番地の一、百三十四番地の二、百三十五番地の一、百三十五番地の二、百三十六番地の一、百三十六番地の二、百三十七番地の一、百三十七番地の二、百三十八番地の一、百三十八番地の二、百三十九番地の一、百三十九番地の二、百四十番地の一、百四十番地の二、百四十一番地の一、百四十一番地の二、百四十二番地の一、百四十二番地の二、百四十三番地の一、百四十三番地の二、百四十四番地の一、百四十四番地の二、百四十五番地の一、百四十五番地の二、百四十六番地の一、百四十六番地の二、百四十七番地の一、百四十七番地の二、百四十八番地の一、百四十八番地の二、百四十九番地の一、百四十九番地の二、百五十番地の一、百五十番地の二、百五十一番地の一、百五十一番地の二、百五十二番地の一、百五十二番地の二、百五十三番地の一、百五十三番地の二、百五十四番地の一、百五十四番地の二、百五十五番地の一、百五十五番地の二、百五十六番地の一、百五十六番地の二、百五十七番地の一、百五十七番地の二、百五十八番地の一、百五十八番地の二、百五十九番地の一、百五十九番地の二、百六十番地の一、百六十番地の二、百六十一番地の一、百六十一番地の二、百六十二番地の一、百六十二番地の二、百六十三番地の一、百六十三番地の二、百六十四番地の一、百六十四番地の二、百六十五番地の一、百六十五番地の二、百六十六番地の一、百六十六番地の二、百六十七番地の一、百六十七番地の二、百六十八番地の一、百六十八番地の二、百六十九番地の一、百六十九番地の二、百七十番地の一、百七十番地の二、百七十一番地の一、百七十一番地の二、百七十二番地の一、百七十二番地の二、百七十三番地の一、百七十三番地の二、百七十四番地の一、百七十四番地の二、百七十五番地の一、百七十五番地の二、百七十六番地の一、百七十六番地の二、百七十七番地の一、百七十七番地の二、百七十八番地の一、百七十八番地の二、百七十九番地の一、百七十九番地の二、百八十番地の一、百八十番地の二、百八十一番地の一、百八十一番地の二、百八十二番地の一、百八十二番地の二、百八十三番地の一、百八十三番地の二、百八十四番地の一、百八十四番地の二、百八十五番地の一、百八十五番地の二、百八十六番地の一、百八十六番地の二、百八十七番地の一、百八十七番地の二、百八十八番地の一、百八十八番地の二、百八十九番地の一、百八十九番地の二、百九十番地の一、百九十番地の二、百九十一番地の一、百九十一番地の二、百九十二番地の一、百九十二番地の二、百九十三番地の一、百九十三番地の二、百九十四番地の一、百九十四番地の二、百九十五番地の一、百九十五番地の二、百九十六番地の一、百九十六番地の二、百九十七番地の一、百九十七番地の二、百九十八番地の一、百九十八番地の二、百九十九番地の一、百九十九番地の二、二百番地の一、二百番地の二、二百一番地の一、二百一番地の二、二百二番地の一、二百二番地の二、二百三番地の一、二百三番地の二、二百四番地の一、二百四番地の二、二百五番地の一、二百五番地の二、二百六番地の一、二百六番地の二、二百七番地の一、二百七番地の二、二百八番地の一、二百八番地の二、二百九番地の一、二百九番地の二、二百十番地の一、二百十番地の二、二百十一番地の一、二百十一番地の二、二百十二番地の一、二百十二番地の二、二百十三番地の一、二百十三番地の二、二百十四番地の一、二百十四番地の二、二百十五番地の一、二百十五番地の二、二百十六番地の一、二百十六番地の二、二百十七番地の一、二百十七番地の二、二百十八番地の一、二百十八番地の二、二百十九番地の一、二百十九番地の二、二百二十番地の一、二百二十番地の二、二百二十一番地の一、二百二十一番地の二、二百二十二番地の一、二百二十二番地の二、二百二十三番地の一、二百二十三番地の二、二百二十四番地の一、二百二十四番地の二、二百二十五番地の一、二百二十五番地の二、二百二十六番地の一、二百二十六番地の二、二百二十七番地の一、二百二十七番地の二、二百二十八番地の一、二百二十八番地の二、二百二十九番地の一、二百二十九番地の二、二百三十番地の一、二百三十番地の二、二百三十一番地の一、二百三十一番地の二、二百三十二番地の一、二百三十二番地の二、二百三十三番地の一、二百三十三番地の二、二百三十四番地の一、二百三十四番地の二、二百三十五番地の一、二百三十五番地の二、二百三十六番地の一、二百三十六番地の二、二百三十七番地の一、二百三十七番地の二、二百三十八番地の一、二百三十八番地の二、二百三十九番地の一、二百三十九番地の二、二百四十番地の一、二百四十番地の二、二百四十一番地の一、二百四十一番地の二、二百四十二番地の一、二百四十二番地の二、二百四十三番地の一、二百四十三番地の二、二百四十四番地の一、二百四十四番地の二、二百四十五番地の一、二百四十五番地の二、二百四十六番地の一、二百四十六番地の二、二百四十七番地の一、二百四十七番地の二、二百四十八番地の一、二百四十八番地の二、二百四十九番地の一、二百四十九番地の二、二百五十番地の一、二百五十番地の二、二百五十一番地の一、二百五十一番地の二、二百五十二番地の一、二百五十二番地の二、二百五十三番地の一、二百五十三番地の二、二百五十四番地の一、二百五十四番地の二、二百五十五番地の一、二百五十五番地の二、二百五十六番地の一、二百五十六番地の二、二百五十七番地の一、二百五十七番地の二、二百五十八番地の一、二百五十八番地の二、二百五十九番地の一、二百五十九番地の二、二百六十番地の一、二百六十番地の二、二百六十一番地の一、二百六十一番地の二、二百六十二番地の一、二百六十二番地の二、二百六十三番地の一、二百六十三番地の二、二百六十四番地の一、二百六十四番地の二、二百六十五番地の一、二百六十五番地の二、二百六十六番地の一、二百六十六番地の二、二百六十七番地の一、二百六十七番地の二、二百六十八番地の一、二百六十八番地の二、二百六十九番地の一、二百六十九番地の二、二百七十番地の一、二百七十番地の二、二百七十一番地の一、二百七十一番地の二、二百七十二番地の一、二百七十二番地の二、二百七十三番地の一、二百七十三番地の二、二百七十四番地の一、二百七十四番地の二、二百七十五番地の一、二百七十五番地の二、二百七十六番地の一、二百七十六番地の二、二百七十七番地の一、二百七十七番地の二、二百七十八番地の一、二百七十八番地の二、二百七十九番地の一、二百七十九番地の二、二百八十番地の一、二百八十番地の二、二百八十一番地の一、二百八十一番地の二、二百八十二番地の一、二百八十二番地の二、二百八十三番地の一、二百八十三番地の二、二百八十四番地の一、二百八十四番地の二、二百八十五番地の一、二百八十五番地の二、二百八十六番地の一、二百八十六番地の二、二百八十七番地の一、二百八十七番地の二、二百八十八番地の一、二百八十八番地の二、二百八十九番地の一、二百八十九番地の二、二百九十番地の一、二百九十番地の二、二百九十一番地の一、二百九十一番地の二、二百九十二番地の一、二百九十二番地の二、二百九十三番地の一、二百九十三番地の二、二百九十四番地の一、二百九十四番地の二、二百九十五番地の一、二百九十五番地の二、二百九十六番地の一、二百九十六番地の二、二百九十七番地の一、二百九十七番地の二、二百九十八番地の一、二百九十八番地の二、二百九十九番地の一、二百九十九番地の二、三百番地の一、三百番地の二、三百一番地の一、三百一番地の二、三百二番地の一、三百二番地の二、三百三番地の一、三百三番地の二、三百四番地の一、三百四番地の二、三百五番地の一、三百五番地の二、三百六番地の一、三百六番地の二、三百七番地の一、三百七番地の二、三百八番地の一、三百八番地の二、三百九番地の一、三百九番地の二、三百十番地の一、三百十番地の二、三百十一番地の一、三百十一番地の二、三百十二番地の一、三百十二番地の二、三百十三番地の一、三百十三番地の二、三百十四番地の一、三百十四番地の二、三百十五番地の一、三百十五番地の二、三百十六番地の一、三百十六番地の二、三百十七番地の一、三百十七番地の二、三百十八番地の一、三百十八番地の二、三百十九番地の一、三百十九番地の二、三百二十番地の一、三百二十番地の二、三百二十一番地の一、三百二十一番地の二、三百二十二番地の一、三百二十二番地の二、三百二十三番地の一、三百二十三番地の二、三百二十四番地の一、三百二十四番地の二、三百二十五番地の一、三百二十五番地の二、三百二十六番地の一、三百二十六番地の二、三百二十七番地の一、三百二十七番地の二、三百二十八番地の一、三百二十八番地の二、三百二十九番地の一、三百二十九番地の二、三百三十番地の一、三百三十番地の二、三百三十一番地の一、三百三十一番地の二、三百三十二番地の一、三百三十二番地の二、三百三十三番地の一、三百三十三番地の二、三百三十四番地の一、三百三十四番地の二、三百三十五番地の一、三百三十五番地の二、三百三十六番地の一、三百三十六番地の二、三百三十七番地の一、三百三十七番地の二、三百三十八番地の一、三百三十八番地の二、三百三十九番地の一、三百三十九番地の二、三百四十番地の一、三百四十番地の二、三百四十一番地の一、三百四十一番地の二、三百四十二番地の一、三百四十二番地の二、三百四十三番地の一、三百四十三番地の二、三百四十四番地の一、三百四十四番地の二、三百四十五番地の一、三百四十五番地の二、三百四十六番地の一、三百四十六番地の二、三百四十七番地の一、三百四十七番地の二、三百四十八番地の一、三百四十八番地の二、三百四十九番地の一、三百四十九番地の二、三百五十番地の一、三百五十番地の二、三百五十一番地の一、三百五十一番地の二、三百五十二番地の一、三百五十二番地の二、三百五十三番地の一、三百五十三番地の二、三百五十四番地の一、三百五十四番地の二、三百五十五番地の一、三百五十五番地の二、三百五十六番地の一、三百五十六番地の二、三百五十七番地の一、三百五十七番地の二、三百五十八番地の一、三百五十八番地の二、三百五十九番地の一、三百五十九番地の二、三百六十番地の一、三百六十番地の二、三百六十一番地の一、三百六十一番地の二、三百六十二番地の一、三百六十二番地の二、三百六十三番地の一、三百六十三番地の二、三百六十四番地の一、三百六十四番地の二、三百六十五番地の一、三百六十五番地の二、三百六十六番地の一、三百六十六番地の二、三百六十七番地の一、三百六十七番地の二、三百六十八番地の一、三百六十八番地の二、三百六十九番地の一、三百六十九番地の二、三百七十番地の一、三百七十番地の二、三百七十一番地の一、三百七十一番地の二、三百七十二番地の一、三百七十二番地の二、三百七十三番地の一、三百七十三番地の二、三百七十四番地の一、三百七十四番地の二、三百七十五番地の一、三百七十五番地の二、三百七十六番地の一、三百七十六番地の二、三百七十七番地の一、三百七十七番地の二、三百七十八番地の一、三百七十八番地の二、三百七十九番地の一、三百七十九番地の二、三百八十番地の一、三百八十番地の二、三百八十一番地の一、三百八十一番地の二、三百八十二番地の一、三百八十二番地の二、三百八十三番地の一、三百八十三番地の二、三百八十四番地の一、三百八十四番地の二、三百八十五番地の一、三百八十五番地の二、三百八十六番地の一、三百八十六番地の二、三百八十七番地の一、三百八十七番地の二、三百八十八番地の一、三百八十八番地の二、三百八十九番地の一、三百八十九番地の二、三百九十番地の一、三百九十番地の二、三百九十一番地の一、三百九十一番地の二、三百九十二番地の一、三百九十二番地の二、三百九十三番地の一、三百九十三番地の二、三百九十四番地の一、三百九十四番地の二、三百九十五番地の一、三百九十五番地の二、三百九十六番地の一、三百九十六番地の二、三百九十七番地の一、三百九十七番地の二、三百九十八番地の一、三百九十八番地の二、三百九十九番地の一、三百九十九番地の二、四百番地の一、四百番地の二、四百一番地の一、四百一番地の二、四百二番地の一、四百二番地の二、四百三番地の一、四百三番地の二、四百四番地の一、四百四番地の二、四百五番地の一、四百五番地の二、四百六番地の一、四百六番地の二、四百七番地の一、四百七番地の二、四百八番地の一、四百八番地の二、四百九番地の一、四百九番地の二、四百十番地の一、四百十番地の二、四百十一番地の一、四百十一番地の二、四百十二番地の一、四百十二番地の二、四百十三番地の一、四百十三番地の二、四百十四番地の一、四百十四番地の二、四百十五番地の一、四百十五番地の二、四百十六番地の一、四百十六番地の二、四百十七番地の一、四百十七番地の二、四百十八番地の一、四百十八番地の二、四百十九番地の一、四百十九番地の二、四百二十番地の一、四百二十番地の二、四百二十一番地の一、四百二十一番地の二、四百二十二番地の一、四百二十二番地の二、四百二十三番地の一、四百二十三番地の二、四百二十四番地の一、四百二十四番地の二、四百二十五番地の一、四百二十五番地の二、四百二十六番地の一、四百二十六番地の二、四百二十七番地の一、四百二十七番地の二、四百二十八番地の一、四百二十八番地の二、四百二十九番地の一、四百二十九番地の二、四百三十番地の一、四百三十番地の二、四百三十一番地の一、四百三十一番地の二、四百三十二番地の一、四百三十二番地の二、四百三十三番地の一、四百三十三番地の二、四百三十四番地の一、四百三十四番地の二、四百三十五番地の一、四百三十五番地の二、四百三十六番地の一、四百三十六番地の二、四百三十七番地の一、四百三十七番地の二、四百三十八番地の一、四百三十八番地の二、四百三十九番地の一、四百三十九番地の二、四百四十番地の一、四百四十番地の二、四百四十一番地の一、四百四十一番地の二、四百四十二番地の一、四百四十二番地の二、四百四十三番地の一、四百四十三番地の二、四百四十四番地の一、四百四十四番地の二、四百四十五番地の一、四百四十五番地の二、四百四十六番地の一、四百四十六番地の二、四百四十七番地の一、四百四十七番地の二、四百四十八番地の一、四百四十八番地の二、四百四十九番地の一、四百四十九番地の二、四百五十番地の一、四百五十番地の二、四百五十一番地の一、四百五十一番地の二、四百五十二番地の一、四百五十二番地の二、四百五十三番地の一、四百五十三番地の二、四百五十四番地の一、四百五十四番地の二、四百五十五番地の一、四百五十五番地の二、四百五十六番地の一、四百五十六番地の二、四百五十七番地の一、四百五十七番地の二、四百五十八番地の一、四百五十八番地の二、四百五十九番地の一、四百五十九番地の二、四百六十番地の一、四百六十番地の二、四百六十一番地の一、四百六十一番地の二、四百六十二番地の一、四百六十二番地の二、四百六十三番地の一、四百六十三番地の二、四百六十四番地の一、四百六十四番地の二、四百六十五番地の一、四百六十五番地の二、四百六十六番地の一、四百六十六番地の二、四百六十七番地の一、四百六十七番地の二、四百六十八番地の一、四百六十八番地の二、四百六十九番地の一、四百六十九番地の二、四百七十番地の一、四百七十番地の二、四百七十一番地の一、四百七十一番地の二、四百七十二番地の一、四百七十二番地の二、四百七十三番地の一、四百七十三番地の二、四百七十四番地の一、四百七十四番地の二、四百七十五番地の一、四百七十五番地の二、四百七十六番地の一、四百七十六番地の二、四百七十七番地の一、四百七十七番地の二、四百七十八番地の一、四百七十八番地の二、四百七十九番地の一、四百七十九番地の二、四百八十番地の一、四百八十番地の二、四百八十一番地の一、四百八十一番地の二、四百八十二番地の一、四百八十二番地の二、四百八十三番地の一、四百八十三番地の二、四百八十四番地の一、四百八十四番地の二、四百八十五番地の一、四百八十五番地の二、四百八十六番地の一、四百八十六番地の二、四百八十七番地の一、四百八十七番地の二、四百八十八番地の一、四百八十八番地の二、四百八十九番地の一、四百八十九番地の二、四百九十番地の一、四百九十番地の二、四百九十一番地の一、四百九十一番地の二、四百九十二番地の一、四百九十二番地の二、四百九十三番地の一、四百九十三番地の二、四百九十四番地の一、四百九十四番地の二、四百九十五番地の一、四百九十五番地の二、四百九十六番地の一、四百九十六番地の二、四百九十七番地の一、四百九十七番地の二、四百九十八番地の一、四百九十八番地の二、四百九十九番地の一、四百九十九番地の二、五百番地の一、五百番地の二、五百一番地の一、五百一番地の二、五百二番地の一、五百二番地の二、五百三番地の一、五百三番地の二、五百四番地の一、五百四番地の二、五百五番地の一、五百五番地の二、五百六番地の一、五百六番地の二、五百七番地の一、五百七番地の二、五百八番地の一、五百八番地の二、五百九番地の一、五百九番地の二、五百十番地の一、五百十番地の二、五百十一番地の一、五百十一番地の二、五百十二番地の一、五百十二番地の二、五百十三番地の一、五百十三番地の二、五百十四番地の一、五百十四番地の二、五百十五番地の一、五百十五番地の二、五百十六番地の一、五百十六番地の二、五百十七番地の一、五百十七番地の二、五百十八番地の一、五百十八番地の二、五百十九番地の一、五百十九番地の二、五百二十番地の一、五百二十番地の二、五百二十一番地の一、五百二十一番地の二、五百二十二番地の一、五百二十二番地の二、五百二十三番地の一、五百二十三番地の二、五百二十四番地の一、五百二十四番地の二、五百二十五番地の一、五百二十五番地の二、五百二十六番地の一、五百二十六番地の二、五百二十七番地の一、五百二十七番地の二、五百二十八番地の一、五百二十八番地の二、五百二十九番地の一、五百二十九番地の二、五百三十番地の一、五百三十番地の二、五百三十一番地の一、五百三十一番地の二、五百三十二番地の一、五百三十二番地の二、五百三十三番地の一、五百三十三番地の二、五百三十四番地の一、五百三十四番地の二、五百三十五番地の一、五百三十五番地の二、五百三十六番地の一、五百三十六番地の二、五百三十七番地の一、五百三十七番地の二、五百三十八番地の一、五百三十八番地の二、五百三十九番地の一、五百三十九番地の二、五百四十番地の一、五百四十番地の二、五百四十一番地の一、五百四十一番地の二、五百四十二番地の一、五百四十二番地の二、五百四十三番地の一、五百四十三番地の二、五百四十四番地の一、五百四十四番地の二、五百四十五番地の一、五百四十五番地の二、五百四十六番地の一、五百四十六番地の二、五百四十七番地の一、五百四十七番地の二、五百四十八番地の一、五百四十八番地の二、五百四十九番地の一、五百四十九番地の二、五百五十番地の一、五百五十番地の二、五百五十一番地の一、五百五十一番地の二、五百五十二番地の一、五百五十二番地の二、五百五十三番地の一、五百五十三番地の二、五百五十四番地の一、五百五十四番地の二、五百五十五番地の一、五百五十五番地の二、五百五十六番地の一、五百五十六番地の二、五百五十七番地の一、五百五十七番地の二、五百五十八番地の一、五百五十八番地の二、五百五十九番地の一、五百五十九番地の二、五百六十番地の一、五百六十番地の二、五百六十一番地の一、五百六十一番地の二、五百六十二番地の一、五百六十二番地の二、五百六十三番地の一、五百六十三番地の二、五百六十四番地の一、五百六十四番地の二、五百六十五番地の一、五百六十五番地の二、五百六十六番地の一、五百六十六番地の二、五百六十七番地の一、五百六十七番地の二、五百六十八番地の一、五百六十八番地の二、五百六十九番地の一、五百六十九番地の二、五百七十番地の一、五百七十番地の二、五百七十一番地の一、五百七十一番地の二、五百七十二番地の一、五百七十二番地の二、五百七十三番地の一、五百七十三番地の二、五百七十四番地の一、五百七十四番地の二、五百七十五番地の一、五百七十五番地の二、五百七十六番地の一、五百七十六番地の二、五百七十七番地の一、五百七十七番地の二、五百七十八番地の一、五百七十八番地の二、五百七十九番地の一、五百七十九番地の二、五百八十番地の一、五百八十番地の二、五百八十一番地の一、五百八十一番地の二、五百八十二番地の一、五百八十二番地の二、五百八十三番地の一、五百八十三番地の二、五百八十四番地の一、五百八十四番地の二、五百八十五番地の一、五百八十五番地の二、五百八十六番地の一、五百八十六番地の二、五百八十七番地の一、五百八十七番地の二、五百八十八番地の一、五百八十八番地の二、五百八十九番地の一、五百八十九番地の二、五百九十番地の一、五百九十番地の二、五百九十一番地の一、五百九十一番地の二、五百九十二番地の一、五百九十二番地の二、五百九十三番地の一、五百九十三番地の二、五百九十四番地の一、五百九十四番地の二、五百九十五番地の一、五百九十五番地の二、五百九十六番地の一、五百九十六番地の二、五百九十七番地の一、五百九十七番地の二、五百九十八番地の一、五百九十八番地の二、五百九十九番地の一、五百九十九番地の二、六百番地の一、六百番地の二、六百一番地の一、六百一番地の二、六百二番地の一、六百二番地の二、六百三番地の一、六百三番地の二、六百四番地の一、六百四番地の二、六百五番地の一、六百五番地の二、六百六番地の一、六百六番地の二、六百七番地の一、六百七番地の二、六百八番地の一、六百八番地の二、六百九番地の一、六百九番地の二、六百十番地の一、六百十番地の二、六百十一番地の一、六百十一番地の二、六百十二番地の一、六百十二番地の二、六百十三番地の一、六百十三番地の二、六百十四番地の一、六百十四番地の二、六百十五番地の一、六百十五番地の二、六百十六番地の一、六百十六番地の二、六百十七番地の一、六百十七番地の二、六百十八番地の一、六百十八番地の二、六百十九番地の一、六百十九番地の二、六百二十番地の一、六百二十番地の二、六百二十一番地の一、六百二十一番地の二、六百二十二番地の一、六百二十二番地の二、六百二十三番地の一、六百二十三番地の二、六百二十四番地の一、六百二十四番地の二、六百二十五番地の一、六百二十五番地の二、六百二十六番地の一、六百二十六番地の二、六百二十七番地の一、六百二十七番地の二、六百二十八番地の一、六百二十八番地の二、六百二十九番地の一、六百二十九番地の二、六百三十番地の一、六百三十番地の二、六百三十一番地の一、六百三十一番地の二、六百三十二番地の一、六百三十二番地の二、六百三十三番地の一、六百三十三番地の二、六百三十四番地の一、六百三十四番地の二、六百三十五番地の一、六百三十五番地の二、六百三十六番地の一、六百三十六番地の二、六百三十七番地の一、六百三十七番地の二、六百三十八番地の一、六百三十八番地の二、六百三十九番地の一、六百三十九番地の二、六百四十番地の一、六百四十番地の二、六百四十一番地の一、六百四十一番地の二、六百四十二番地の一、六百四十二番地の二、六百四十三番地の一、六百四十三番地の二、六百四十四番地の一、六百四十四番地の二、六百四十五番地の一、六百四十五番地の二、六百四十六番地の一、六百四十六番地の二、六百四十七番地の一、六百四十七番地の二、六百四十八番地の一、六百四十八番地の二、六百四十九番地の一、六百四十九番地の二、六百五十番地の一、六百五十番地の二、六百五十一番地の一、六百五十一番地の二、六百五十二番地の一、六百五十二番地の二、六百五十三番地の一、六百五十三番地の二、六百五十四番地の一、六百五十四番地の二、六百五十五番地の一、六百五十五番地の二、六百五十六番地の一、六百五十六番地の二、六百五十七番地の一、六百五十七番地の二、六百五十八番地の一、六百五十八番地の二、六百五十九番地の一、六百五十九番地の二、六百六十番地の一、六百六十番地の二、六百六十一番地の一、六百六十一番地の二、六百六十二番地の一、六百六十二番地の二、六百六十三番地の一、六百六十三番地の二、六百六十四番地の一、六百六十四番地の二、六百六十五番地の一、六百六十五番地の二、六百六十六番地の一、六百六十六番地の二、六百六十七番地の一、六百六十七番地の二、六百六十八番地の一、六百六十八番地の二、六百六十九番地の一、六百六十九番地の二、六百七十番地の一、六百七十番地の二、六百七十一番地の一、六百七十一番地の二、六百七十二番地の一、六百七十二番地の二、六百七十三番地の一、六百七十三番地の二、六百七十四番地の一、六百七十四番地の二、六百七十五番地の一、六百七十五番地の二、六百七十六番地の一、六百七十六番地の二、六百七十七番地の一、六百七十七番地の二、六百七十八番地の一、六百七十八番地の二、六百七十九番地の一、六百七十九番地の二、六百八十番地の一、六百八十番地の二、六百八十一番地の一、六百八十一番地の二、六百八十二番地の一、六百八十二番地の二、六百八十三番地の一、六百八十三番地の二、六百八十四番地の一、六百八十四番地の二、六百八十五番地の一、六百八十五番地の二、六百八十六番地の一、六百八十六番地の二、六百八十七番地の一、六百八十七番地の二、六百八十八番地の一、六百八十八番地の二、六百八十九番地の一、六百八十九番地の二、六百九十番地の一、六百九十番地の二、六百九十一番地の一、六百九十一番地の二、六百九十二番地の一、六百九十二番地の二、六百九十三番地の一、六百九十三番地の二、六百九十四番地の一、六百九十四番地の二、六百九十五番地の一、六百九十五番地の二、六百九十六番地の一、六百九十六番地の二、六百九十七番地の一、六百九十七番地の二、六百九十八番地の一、六百九十八番地の二、六百九十九番地の一、六百九十九番地の二、七百番地の一、七百番地の二、七百一番地の一、七百一番地の二、七百二番地の一、七百二番地の二、七百三番地の一、七百三番地の二、七百四番地の一、七百四番地の二、七百五番地の一、七百五番地の二、七百六番地の一、七百六番地の二、七百七番地の一、七百七番地の二、七百八番地の一、七百八番地の二、七百九番地の一、七百九番地の二、七百十番地の一、七百十番地の二、七百十一番地の一、七百十一番地の二、七百十二番地の一、七百十二番地の二、七百十三番地の一、七百十三番地の二、七百十四番地の一、七百十四番地の二、七百十五番地の一、七百十五番地の二、七百十六番地の一、七百十六番地の二、七百十七番地の一、七百十七番地の二、七百十八番地の一、七百十八番地の二、七百十九番地の一、七百十九番地の二、七百二十番地の一、七百二十番地の二、七百二十一番地の一、七百二十一番地の二、七百二十二番地の一、七百二十二番地の二、七百二十三番地の一、七百二十三番地の二、七百二十四番地の一、七百二十四番地の二、七百二十五番地の一、七百二十五番地の二、七百二十六番地の一、七百二十六番地の二、七百二十七番地の一、七百二十七番地の二、七百二十八番地の一、七百二十八番地の二、七百二十九番地の一、七百二十九番地の二、七百三十番地の一、七百三十番地の二、七百三十一番地の一、七百三十一番地の二、七百三十二番地の一、七百三十二番地の二、七百三十三番地の一、七百三十三番地の二、七百三十四番地の一、七百三十四番地の二、七百三十五番地の一、七百三十五番地の二、七百三十六番地の一、七百三十六番地の二、七百三十七番地の一、七百三十七番地の二、七百三十八番地の一、七百三十八番地の二、七百三十九番地の一、七百三十九番地の二、七百四十番地の一、七百四十番地の二、七百四十一番地の一、七百四十一番地の二、七百四十二番地の一、七百四十二番地の二、七百四十三番地の一、七百四十三番地の二、七百四十四番地の一、七百四十四番地の二、七百四十五番地の一、七百四十五番地の二、七百四十六番地の一、七百四十六番地の二、七百四十七番地の一、七百四十七番地の二、七百四十八番地の一、七百四十八番地の二、七百四十九番地の一、七百四十九番地の二、七百五十番地の一、七百五十番地の二、七百五十一番地の一、七百五十一番地の二、七百五十二番地の一、七百五十二番地の二、七百五十三番地の一、七百五十三番地の二、七百五十四番地の一、七百五十四番地の二、七百五十五番地の一、七百五十五番地の二、七百五十六番地の一、七百五十六番地の二、七百五十七番地の一、七百五十七番地の二、七百五十八番地の一、七百五十八番地の二、七百五十九番地の一、七百五十九番地の二、七百六十番地の一、七百六十番地の二、七百六十一番地の一、七百六十一番地の二、七百六十二番地の一、七百六十二番地の二、七百六十三番地の一、七百六十三番地の二、七百六十四番地の一、七百六十四番地の二、七百六十五番地の一、七百六十五番地の二、七百六十六番地の一、七百六十六番地の二、七百六十七番地の一、七百六十七番地の二、七百六十八番地の一、七百六十八番地の二、七百六十九番地の一、七百六十九番地の二、七百七十番地の一、七百七十番地の二、七百七十一番地の一、七百七十一番地の二、七百七十二番地の一、七百七十二番地の二、七百七十三番地の一、七百七十三番地の二、七百七十四番地の一、七百七十四番地の二、七百七十五番地の一、七百七十五番地の二、七百七十六番地の一、七百七十六番地の二、七百七十七番地の一、七百七十七番地の二、七百七十八番地の一、七百七十八番地の二、七百七十九番地の一、七百七十九番地の二、七百八十番地の一、七百八十番地の二、七百八十一番地の一、七百八十一番地の二、七百八十二番地の一、七百八十二番地の二、七百八十三番地の一、七百八十三番地の二、七百八十四番地の一、七百八十四番地の二、七百八十五番地の一、七百八十五番地の二、七百八十六番地の一、七百八十六番地の二、七百八十七番地の一、七百八十七番地の二、七百八十八番地の一、七百八十八番地の二、七百八十九

番地の五、三十五番地の一、三十五番地の三、三十五番地の四、三十六番地から四十番地まで、四十番地の一、四十一番地、四十一番地の一、四十二番地、四十二番地の一、六十四番地の一、六十四番地の四から六十四番地の六まで、六十五番地の一、六十五番地の二及び六十六番地の一から六十六番地の三まで、沼ノ川一番地の一、江栗七反田一番地の一及び二番地の十三、江栗大町一番地の十三、江栗大町一番地の十二、四十一番地の七及び五十九番地の十並びに柳町二十二番地の一、二十二番地の五、二十六番地の二、三十六番地の三、四十四番地の二、四十七番地の一、四十八番地の二、四十九番地の二、五十番地の三、五十一番地の三、五十七番地の一、五十七番地の三、六十六番地及び七十番地並びに勿来町大高舘下四番地の一及び十五番地の一、大高大高下五番地の三及び八番地の一、大高京田三番地の四、四番地の一、五番地の一、六番地の一、六番地の三、二十四番地の二、二十五番地の一、二十六番地の一、二十六番地の三、三十番地の一、三十番地の五、三十一番地の三及び八十二番地から八十六番地まで、四沢塚田二番地の一、四沢谷地四番地、四沢長町一番地、三番地、七番地、九番地の一、十番地から十八番地まで、二十二番地の一及び二十三番地から二十八番地まで並びに窪田十条一番地の一、一番地の二、二番地の一、四番地及び五番地の一から五番地の七までの区域並びに錦町徳力のうち市道徳力二号線、江栗馬場・沼ノ川線、江栗大町・沼ノ川線、川部・錦線に囲まれた区域

十七　鹿島臨海地区

［イ　略］

ロ　茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一（工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五（工業専用地域に限る。）、六千二百二十三番地六十から六千二百二十三番地六十二まで並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十、六千二百二十五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田（三十九番地一及び三十九番地二を除く。）並びに東深芝一番地一から一番地七まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地十まで、十四番地一から十四番地八まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地三十三まで、十七番地一から十七番地十八まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三から二十二番地二十五まで、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

十八～三十四　［略］

［削る］

の三、三十五番地の四、三十六番地から四十番地まで、四十番地の一、四十一番地、四十一番地の一、四十二番地、四十二番地の一、六十四番地の一、六十四番地の四から六十四番地の六まで、六十五番地の一、六十五番地の二及び六十六番地の一から六十六番地の三まで、沼ノ川一番地の一、江栗七反田一番地の一及び二番地の十三、江栗大町一番地の十二、四十一番地の七及び五十九番地の十並びに柳町二十二番地の一、二十二番地の五、二十六番地の二、三十六番地の三、四十四番地の二、四十七番地の一、四十八番地の二、四十九番地の二、五十番地の三、五十一番地の三、五十七番地の一、五十七番地の三、六十六番地及び七十番地並びに勿来町大高舘下四番地の一及び十五番地の一、大高大高下五番地の三及び八番地の一、大高京田三番地の四、四番地の一、五番地の一、六番地の一、六番地の三、二十四番地の二、二十五番地の一、二十六番地の一、二十六番地の三、三十番地の一、三十番地の五、三十一番地の三及び八十二番地から八十六番地まで、四沢塚田二番地の一、四沢谷地四番地、四沢長町一番地、三番地、七番地、九番地の一、十番地から十八番地まで、二十二番地の一及び二十三番地から二十八番地まで並びに窪田十条一番地の一、一番地の二、二番地の一、四番地及び五番地の一から五番地の七までの区域並びに錦町徳力のうち市道徳力二号線、江栗馬場・沼ノ川線、江栗大町・沼ノ川線、川部・錦線に囲まれた区域

十五　鹿島臨海地区

［イ　同上］

ロ　茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一（工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五（工業専用地域に限る。）、六千二百二十三番地六十から六千二百二十三番地六十二まで並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十、六千二百二十五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田（三十九番地一及び三十九番地二を除く。）並びに東深芝一番地一から一番地七まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地十まで、十四番地一から十四番地八まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地三十二まで、十七番地一から十七番地十八まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三から二十二番地二十五まで、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

十六～三十二　［同上］

三十三　田原地区

愛知県田原市緑が浜一号一番、一番一、二番、三番一、三番二及び五番並びに二号二番三、二番四、二番九から二番十一まで、二番二十七から二番三十まで、二番三十二から二番三十七まで、二番四十から二番四十二まで、二番四十四、二番五十二、二番五十三及び二番五十五から二番六十一までの区域

三十五　［略］

三十六　名古屋港臨海地区

［イ　略］

ロ　愛知県東海市元浜町の区域のうち一般国道二百四十七号線、大田川左岸及び海岸線で囲まれた区域（元浜町六十番地の五を除く。）、南柴田町イノ割四十四番地の一及び四十四番地の九から四十四番地の三十七まで、新宝町三番地、四番地、五番地の一から五番地の三まで、六番地の一から六番地の三まで、七番地、九番地から二十番地まで、二十二番地の一から二十二番地の三まで、二十四番地の一から二十四番地の六まで、二十五番地の四、二十七番地の一から二十七番地の四まで、二十八番地の一から二十八番地の五まで、二十八番地の八、二十九番地の一から二十九番地の四まで、三十番地の一から三十番地の十まで、三十一番地、三十一番地の一から三十一番地の十五まで、三十二番地、三十三番地の一から三十三番地の二十二まで及び五百七番地の二、名和町南埋田六十六番地の一及び六十六番地の二並びに荒尾町池下一番地の一、リノ割百九十五番地の六及び二百三十五番地の六、ワノ割一番地、一番地の四、一番地の五、六番地の七、三十五番地の二及び六十六番地の二、カノ割九番地の一及び九番地の七並びに船江一番地及び六番地の六の区域

［ハ・ニ　略］

三十七～五十四　［略］

五十五　宇部・小野田地区

イ　山口県宇部市の次の区域

(1)　東見初町五百二十六番地の五十、五百四十一番地の二百六十一のうち五百二十六番地の五十及び五百四十一番地の二百六十二に接する部分から六十八・三メートルまでの区間並びに五百四十一番地の二百六十二並びに大字沖宇部字沖ノ山五百二十五番地の十三、五百二十五番地の十四、五百二十五番地の二十七、五百二十五番地の二十八、五百二十五番地の二十九のうちＭＵアークライン株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の三十一、五百二十五番地の三十三のうちＭＵアークライン株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の八十一、五百二十五番地の百四のうちＭＵアークライン株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の百二十五、五百二十五番地の百二十六、五百二十五番地の百三十六、五千二百五十三番地、五千二百五十三番地の一から五千二百五十三番地の七まで、五千二百五十四番地の二のうちセントラル硝子株式会社引込専用線より西側、五千二百五十四番地の七から五千二百五十四番地の十一まで、五千二百五十四番地の十五から五千二百五十四番地の二十まで、五千二百五十四番地の二十一、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十二、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十三、五千二百五十四番地の二十七から五千二百五十四番地の二十九まで、五千二百五十四番地の三十一、五千二百五十四番地の三十二、五千二百五十四番地の三十五、五千二百五十四番地の三十八、五千二百五十五番地の三から五千二百五十五番地の五まで、五千二百五十六番地の二、五千二百五十六番地の三、五千二百五十六番地の四、五千二百五十八番地の二、五千二百五十九番地の二、五千二百六十二番地の九、五千二百七十番地の一、五千二百七十番地の七、五千二百七十一番地の一、五千二百七十一番地の三から五千二百七十一番地の五まで、五千二百七十二番地の一から五千二百七十二番地の六まで、五千二百七十二番地の十一から五千二百七十二番地の二十二まで、五千二百七十三番地の三、五千二百七十三番地の四及び五千二百七十七番地の一から五千二百七十七番地の五までの区域並びに当該区域に介在する道路の区域

(2)～(4)　略

［ロ　略］

三十四　［同上］

三十五　名古屋港臨海地区

［イ　同上］

ロ　愛知県東海市元浜町の区域のうち一般国道二百四十七号線、大田川左岸及び海岸線で囲まれた区域（元浜町六十番地の五を除く。）、南柴田町イノ割四十四番地の一及び四十四番地の九から四十四番地の三十六まで、新宝町三番地、四番地、五番地の一から五番地の三まで、六番地の一から六番地の三まで、七番地、九番地から二十番地まで、二十二番地の一から二十二番地の三まで、二十四番地の一、二十四番地の二、二十七番地の一から二十七番地の四まで、二十八番地の一から二十八番地の五まで、二十九番地の一から二十九番地の四まで、三十番地の一から三十番地の八まで、三十一番地、三十一番地の一から三十一番地の十五まで、三十二番地、三十三番地の一から三十三番地の二十一まで及び五百七番地の二、名和町南埋田六十六番地の一及び六十六番地の二並びに荒尾町池下一番地の一、ワノ割一番地の一、三十五番地の一及び六十六番地の一並びにカノ割九番地の一及び九番地の五の区域

［ハ・ニ　同上］

三十六～五十三　［同上］

五十四　宇部・小野田地区

イ　山口県宇部市の次の区域

(1)　東見初町五百二十六番地の五十、五百四十一番地の二百六十一のうち五百二十六番地の五十及び五百四十一番地の二百六十二に接する部分から六十八・三メートルまでの区間並びに五百四十一番地の二百六十二並びに大字沖宇部字沖ノ山五百二十五番地の十三、五百二十五番地の十四、五百二十五番地の二十七、五百二十五番地の二十八、五百二十五番地の二十九のうち宇部興産海運株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の三十一、五百二十五番地の三十三のうち宇部興産海運株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の五十二、五百二十五番地の八十一、五百二十五番地の百四のうち宇部興産海運株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の百二十五、五百二十五番地の百二十六、五百二十五番地の百三十六、五千二百五十三番地、五千二百五十三番地の一から五千二百五十三番地の七まで、五千二百五十四番地の二のうちセントラル硝子株式会社引込専用線より西側、五千二百五十四番地の七から五千二百五十四番地の十一まで、五千二百五十四番地の十五から五千二百五十四番地の二十まで、五千二百五十四番地の二十一、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十二、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十三、五千二百五十四番地の二十七から五千二百五十四番地の二十九まで、五千二百五十四番地の三十一、五千二百五十四番地の三十二、五千二百五十四番地の三十五、五千二百五十四番地の三十八、五千二百五十五番地の三から五千二百五十五番地の五まで、五千二百五十六番地の二、五千二百五十六番地の三、五千二百五十六番地の四、五千二百五十八番地の二、五千二百五十九番地の二、五千二百六十二番地の九、五千二百七十番地の一、五千二百七十番地の七、五千二百七十一番地の一、五千二百七十一番地の三から五千二百七十一番地の五まで、五千二百七十二番地の一から五千二百七十二番地の六まで、五千二百七十二番地の十一から五千二百七十二番地の二十二まで、五千二百七十三番地の三、五千二百七十三番地の四及び五千二百七十七番地の一から五千二百七十七番地の五までの区域並びに当該区域に介在する道路の区域

(2)～(4)　同上

［ロ　同上］

五十六　［略］ ［削る］	五十五　［同上］ 五十六　阿南地区 徳島県阿南市橘町幸野六十一番地の一、六十一番地の六、六十一番地の九、六十一番地の十四、六十一番地の十五、六十二番地の一、六十二番地の十九から六十二番地の三十まで、百番地の一、百六番地の一、百六番地の二、百七番地の一から百七番地の三まで、百七番地の八から百七番地の十四まで、百八番地の一、百八番地の二及び百九番地の一から百九番地の四までの区域
［五十七～七十四　略］	［五十七～七十四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省・経済産業省・国土交通省告示第二号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百八十六号）の施行に伴い、及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第二号）第五十五条第二項第二号の規定に基づき、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十八年通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和七年十一月二十一日

総務大臣　林　芳正
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（地震の影響） **第六十八条の七**　［略］ ２　地震の影響に関する特定屋外タンクの設計震度等の計算方法は、次の各号に掲げるとおりとする。 ［一・二　略］ 二の二　液面揺動の設計水平震度は、次の式によること。 イ　石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この号において「区域令」という。）別表第二号、第二十四号及び第二十五号に掲げる地区ごとの区域 ［図　略］ ロ　区域令別表第十八号から第二十三号までに掲げる地区ごとの区域 ［図　略］ ハ　区域令別表第三号、第五号、第十四号及び第三十四号から第四十号までに掲げる地区ごとの区域 ［図　略］ ［三　略］	（地震の影響） **第六十八条の七**　［同上］ ２　［同上］ ［一・二　同上］ 二の二　［同上］ イ　石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この号において「区域令」という。）別表第二号、第二十二号及び第二十三号に掲げる地区ごとの区域 ［図　同上］ ロ　区域令別表第十六号から第二十一号までに掲げる地区ごとの区域 ［図　同上］ ハ　区域令別表第二号の二、第四号、第十二号、第三十二号及び第三十四号から第三十九号までに掲げる地区ごとの区域 ［図　同上］ ［三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

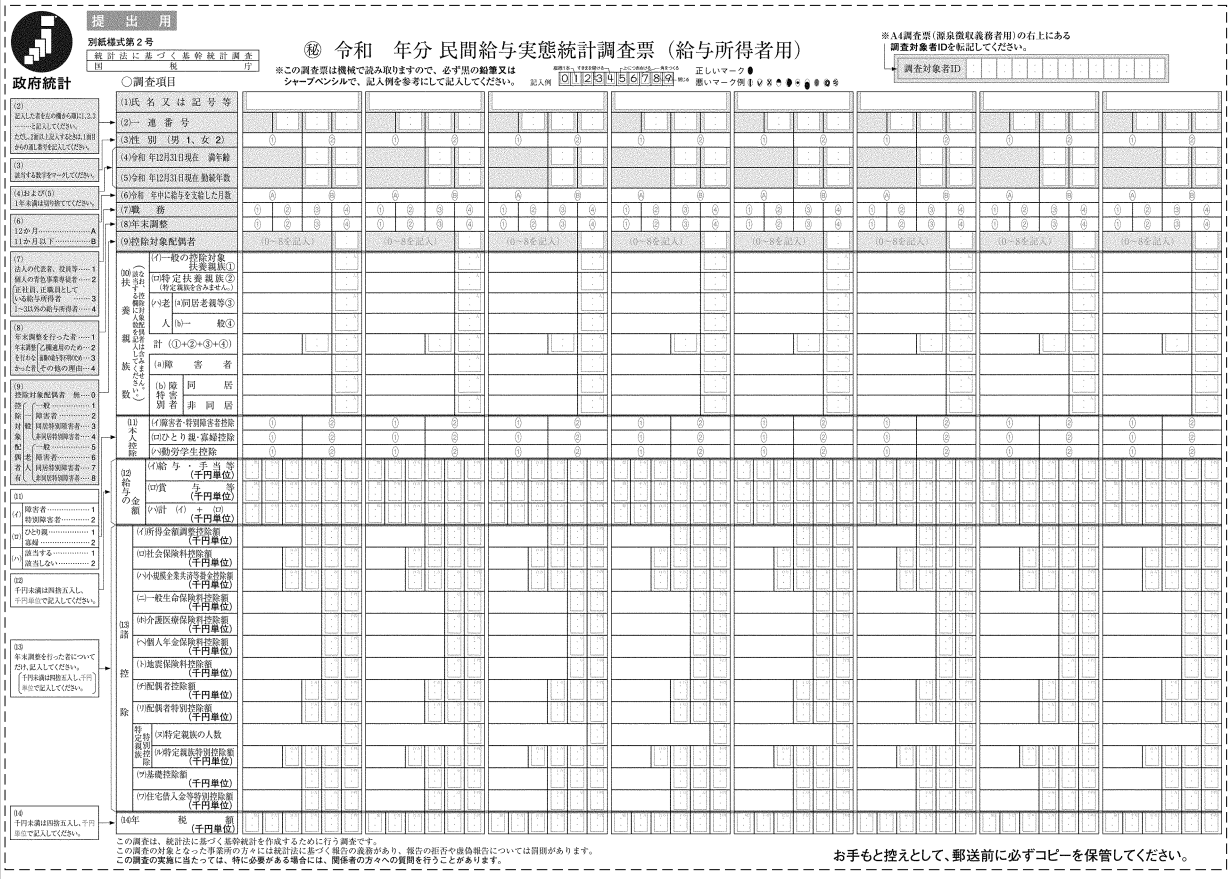
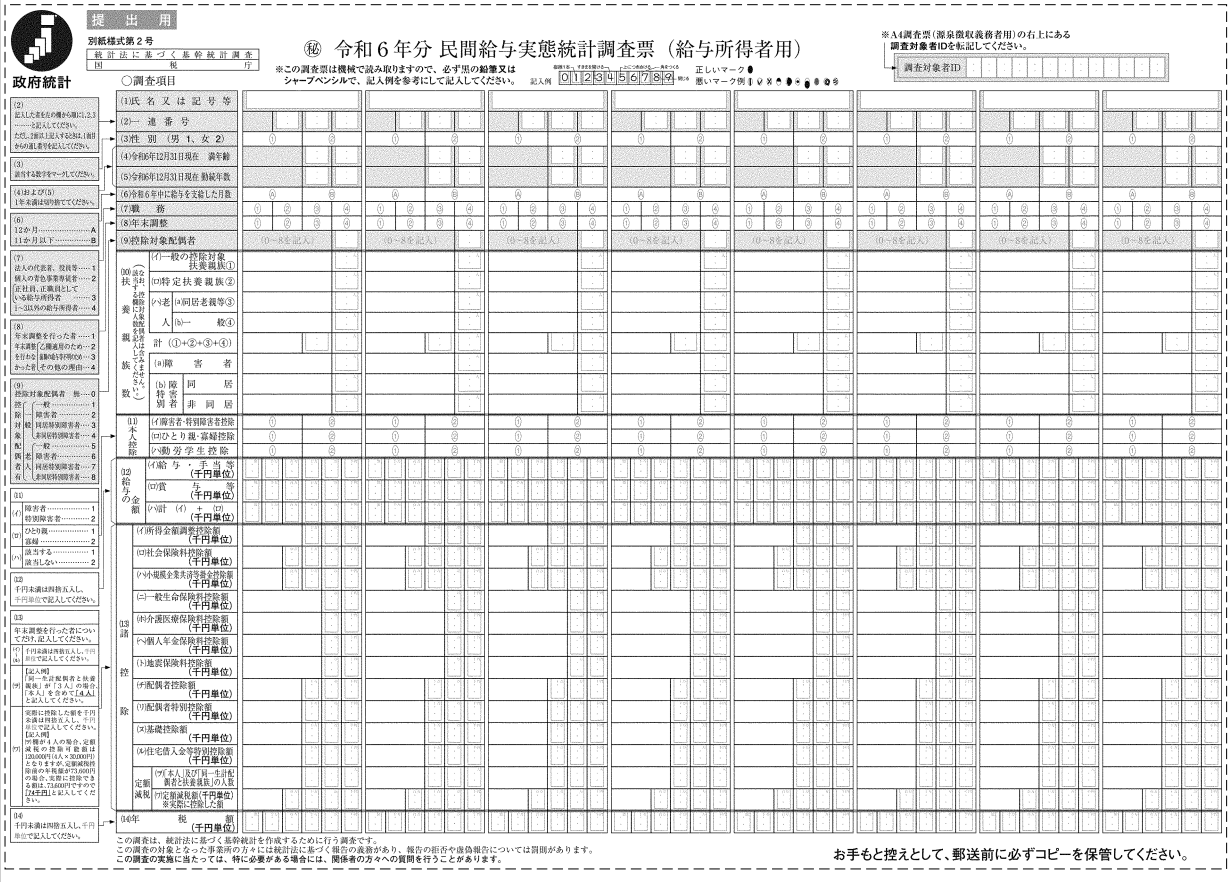
○国税庁告示第十九号

民間給与実態統計調査規則第六条第二項に規定する調査票の様式を定める件（平成二十五年国税庁告示第一号）の一部を次のように改正し、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十一月二十一日

国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式第２号 	別紙様式第２号 

○国土交通省告示第千二十一号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の施行に伴い、並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第三条第一項及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第四条第一項の規定に基づき、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針及びマンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十一月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針及びマンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の一部を改正する告示

（マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針の一部改正）

第一条　マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針（令和三年国土交通省告示第千二百八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
我が国におけるマンションは、土地利用の高度化の進展に伴い、職住近接という利便性や住空間の有効活用という機能性に対する積極的な評価、マンションの建設・購入に対する融資制度や税制の整備を背景に、都市部を中心に持家として定着し、重要な居住形態となっており、国民の一割以上が居住していると推計される。 その一方で、一つの建物を多くの人が区分して所有するマンションは、各区分所有者等の共同生活に対する意識の相違、多様な価値観を持った区分所有者等間の意思決定の難しさ、利用形態の混在による権利・利用関係の複雑さ、建物構造上の技術的判断の難しさなど建物を維持管理していく上で、多くの課題を有している。 特に今後、建設後相当の期間が経過したマンションが急激に増大していくものと見込まれるが、これらに対して適切な修繕がなされないままに放置されると、老朽化したマンションは、区分所有者等自らの居住環境の低下のみならず、外壁等の剥落などによる居住者や近隣住民の生命・身体に危害、ひいては周辺の住環境や都市環境の低下を生じさせるなど深刻な問題を引き起こす可能性がある。 このような状況の中で、我が国における国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与するためには、管理組合がマンションを適正に管理するとともに、行政はマンションの管理状況、建物・設備の老朽化や区分所有者等の高齢化の状況等を踏まえてマンションの管理の適正化の推進のための施策を講じていく必要がある。 この基本的な方針は、このような認識の下に、マンションの管理の適正化の推進を図るため、必要な事項を定めるものである。 一　マンションの管理の適正化の推進に関する基本的な事項 管理組合、国、地方公共団体、マンション管理士、マンション管理業者その他の関係者は、それぞれの役割を認識するとともに、効果的にマンションの管理の適正化及びその推進を図るため、相互に連携して取組を進める必要がある。 1　管理組合及び区分所有者の役割 マンションは私有財産の集合体であり、その管理の主体は、あくまでマンションの区分所有者等で構成される管理組合である。マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号。以下「法」という。）第五条第一項においても、管理組合は、マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針の定めるところに留意して、マンションを適正に管理するよう自ら努めなければならないとされている。マンション	我が国におけるマンションは、土地利用の高度化の進展に伴い、職住近接という利便性や住空間の有効活用という機能性に対する積極的な評価、マンションの建設・購入に対する融資制度や税制の整備を背景に、都市部を中心に持家として定着し、重要な居住形態となっており、国民の一割以上が居住していると推計される。 その一方で、一つの建物を多くの人が区分して所有するマンションは、各区分所有者等の共同生活に対する意識の相違、多様な価値観を持った区分所有者等間の意思決定の難しさ、利用形態の混在による権利・利用関係の複雑さ、建物構造上の技術的判断の難しさなど建物を維持管理していく上で、多くの課題を有している。 特に、今後、建設後相当の期間が経過したマンションが、急激に増大していくものと見込まれるが、これらに対して適切な修繕がなされないままに放置されると、老朽化したマンションは、区分所有者等自らの居住環境の低下のみならず、外壁等の剥落などによる居住者や近隣住民の生命・身体に危害、ひいては周辺の住環境や都市環境の低下を生じさせるなど深刻な問題を引き起こす可能性がある。 このような状況の中で、我が国における国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与するためには、管理組合がマンションを適正に管理するとともに、行政はマンションの管理状況、建物・設備の老朽化や区分所有者等の高齢化の状況等を踏まえてマンションの管理の適正化の推進のための施策を講じていく必要がある。 この基本的な方針は、このような認識の下に、マンションの管理の適正化の推進を図るため、必要な事項を定めるものである。 一　マンションの管理の適正化の推進に関する基本的な事項 管理組合、国、地方公共団体、マンション管理士、マンション管理業者その他の関係者は、それぞれの役割を認識するとともに、効果的にマンションの管理の適正化及びその推進を図るため、相互に連携して取組を進める必要がある。 1　管理組合及び区分所有者の役割 マンションは私有財産の集合体であり、その管理の主体は、あくまでマンションの区分所有者等で構成される管理組合である。法第五条第一項においても、管理組合は、マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針の定めるところに留意して、マンションを適正に管理するよう自ら努めなければならないとされている。マンションストックの高経年化が進む中、これらを可能な限り長く活用するよう努めることが重要であり、管理

ストックの高経年化が進む中、これらを可能な限り長く活用するよう努めることが重要であり、管理組合は、自らの責任を自覚し、必要に応じて専門家の支援も得ながら、適切に管理を行うとともに、国及び地方公共団体が講じる施策に協力するよう努める必要がある。

マンションの区分所有者等は、管理組合の運用を外部の専門家等に委ねる場合も含め、管理組合の一員としての役割及び修繕の必要性を十分認識して、管理組合の運営に関心を持ち、積極的に参加する等、その役割を適切に果たすよう努める必要がある。

2　（略）

3　地方公共団体の役割

地方公共団体は、区域内のマンションの管理状況等を踏まえ、計画的にマンションの管理の適正化の推進に関する施策を講じていくよう努める必要がある。

このため、区域内のマンションの実態把握を進めるとともに、法第三条の二に基づくマンション管理適正化推進計画を作成し、施策の方向性等を明らかにして法第三章に基づく管理計画認定制度を適切に運用することで、マンションの管理水準の維持向上と管理状況が市場において評価される環境整備を図っていくことが望ましい。

その際、特に必要がある場合には、関係地方公共団体、管理組合、マンション管理士、マンション管理業者、マンションの管理に関する知識や経験を生かして活動等を行うＮＰＯ法人（以下「ＮＰＯ法人」という。）等の関係者に対し、調査に必要な協力を求めることも検討し、これらの関係者と連携を図りながら、効果的に施策を進めることが望ましい。

さらに、マンション管理士等専門的知識を有する者やＮＰＯ法人等の経験豊かで地元の実情に精通したマンションの区分所有者等から信頼される者等の協力を得て、マンションに係る相談体制の充実を図るとともに、管理組合等からの求めに応じ、必要な情報提供等に努める必要がある。

これらの取組をより効果的に実施していく上では、マンション管理士等専門的知識を有する者の団体やＮＰＯ法人等と平素から密接な連携体制を構築することが必要であり、法第五条の三に基づくマンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録等により、そうした連携体制の構築に取り組むことが望ましい。

また、法第五条の二に基づく助言・指導又は勧告（以下「助言・指導等」という。）の措置を検討するに当たり、必要な限度において、マンションの管理組合の管理者等に対して、法第五条の二第六項に基づく管理状況に関する報告の徴収等を行うことが考えられる。この報告を通じて得られた管理の実態を踏まえ、管理が適正に行われていないマンションに対しては、マンション管理適正化指針等に即し、助言・指導等適切な措置を講じるとともに、勧告を行った場合においては、必要に応じて専門家のあっせんに努めるなど、能動的かつ継続的に関与していくことが重要である。

4　マンション管理士及びマンション管理業者等の役割

マンションの管理には専門的知識を要することが多いため、マンション管理士には、管理組合等からの相談に応じ、助言等の支援を適切に行うことが求められており、誠実にその業務を行う必要がある。また、マンション管理業者においても、管理組合から管理事務の委託等を受けた場合には、誠実にその業務を行う必要がある。

さらに、マンション管理士及びマンション管理業者は、地方公共団体等からの求めに応じ、必要な協力をするよう努める必要がある。

組合は、自らの責任を自覚し、必要に応じて専門家の支援も得ながら、適切に管理を行うとともに、国及び地方公共団体が講じる施策に協力するよう努める必要がある。

マンションの区分所有者等は、管理組合の一員としての役割及び修繕の必要性を十分認識して、管理組合の運営に関心を持ち、積極的に参加する等、その役割を適切に果たすよう努める必要がある。

2　（略）

3　地方公共団体の役割

地方公共団体は、区域内のマンションの管理状況等を踏まえ、計画的にマンションの管理の適正化の推進に関する施策を講じていくよう努める必要がある。

このため、区域内のマンションの実態把握を進めるとともに、法第三条の二に基づくマンション管理適正化推進計画を作成し、施策の方向性等を明らかにして法第三章に基づく管理計画認定制度を適切に運用することで、マンションの管理水準の維持向上と管理状況が市場において評価される環境整備を図っていくことが望ましい。

その際、特に必要がある場合には、関係地方公共団体、管理組合、マンション管理士、マンション管理業者、マンションの管理に関する知識や経験を生かして活動等を行うＮＰＯ法人（以下「ＮＰＯ法人」という。）等の関係者に対し、調査に必要な協力を求めることも検討し、これらの関係者と連携を図りながら、効果的に施策を進めることが望ましい。

さらに、マンション管理士等専門的知識を有する者や経験豊かで地元の実情に精通したマンションの区分所有者等から信頼される者等の協力を得て、マンションに係る相談体制の充実を図るとともに、管理組合等からの求めに応じ、必要な情報提供等に努める必要がある。

なお、管理が適正に行われていないマンションに対しては、マンション管理適正化指針等に即し、必要に応じて法第五条の二に基づく助言、指導等を行うとともに、専門家を派遣するなど能動的に関与していくことが重要である。

4　マンション管理士及びマンション管理業者等の役割

マンションの管理には専門的知識を要することが多いため、マンション管理士には、管理組合等からの相談に応じ、助言等の支援を適切に行うことが求められており、誠実にその業務を行う必要がある。また、マンション管理業者においても、管理組合から管理事務の委託等を受けた場合には、誠実にその業務を行う必要がある。

さらに、マンション管理士及びマンション管理業者は、地方公共団体等からの求めに応じ、必要な協力をするよう努める必要がある。

また、分譲会社は、管理組合の立ち上げや運営の円滑化のため、分譲時に管理規約や長期修繕計画、修繕積立金の金額等の案について適切に定めるとともに、これらの内容を購入者に対して説明し理解を得るよう努める必要がある。

また、マンションの管理においては、マンション管理士等専門的知識を有する者やマンション管理業者等が管理組合の管理者等に就任する外部管理者方式の採用例が増加しつつある。特にマンション管理業者が管理組合の管理者等を兼ねる場合には、修繕工事等の実施に当たり、区分所有者の利益に反する事態が生じる懸念があることから、法及び「マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドライン」も踏まえながら、自己取引等を行おうとする際には、区分所有者に対して取引相手や取引内容等を事前説明するなど、適切に管理者事務を行う必要がある。

5　支援法人の役割

管理組合等は、マンション管理士等専門的知識を有する者やＮＰＯ法人等から助言等を受けながら、マンションの管理に取り組むことが有効であると考えられる。都道府県知事等から登録を受け、支援法人として活動する法人は、管理組合等からの相談対応や合意形成等の支援を適切に行うことが求められており、誠実にその業務を行う必要がある。

また、支援法人は、地方公共団体に対するマンション管理適正化推進計画の作成又は変更の提案をはじめとした権限のほか、地方公共団体が行うマンションの管理の適正化の推進に関する施策に対し、必要な協力を行うことが求められる。

三　管理組合によるマンションの管理の適正化に関する基本的な指針（マンション管理適正化指針）に関する事項

マンション管理適正化指針は、管理組合によるマンションの管理の適正化を推進するため、その基本的な考え方を示すとともに、地方公共団体が法第五条の二に基づき管理組合の管理者等に対して助言・指導等を行う場合の判断基準の目安を別紙一に、法第五条の十四に基づき管理計画を認定する際の基準を別紙二に示すものである。

1　管理組合によるマンションの管理の適正化の基本的方向

マンションは、我が国における重要な居住形態であり、その適切な管理は、マンションの区分所有者等だけでなく、社会的にも要請されているところである。

このようなマンションの重要性にかんがみ、マンションを社会的資産として、この資産価値をできる限り保全し、かつ、快適な居住環境が確保できるように、以下の点を踏まえつつ、マンションの管理を行うことを基本とするべきである。

(1)～(3)　（略）

(4)　マンションの状況によっては、外部の専門家が、管理組合の管理者等又は役員に就任することも考えられるが、その場合には、マンションの区分所有者等が当該管理者等又は役員の選任や業務の監視等を適正に行うとともに、監視・監督の強化のための措置等を講じることにより適正な業務運営を担保することが重要である。

(5)　管理組合においては、管理計画認定制度のほか、民間におけるマンション管理の評価・認定等に関する各種制度も併せて活用しつつ、多面的にマンション管理の質の向上を図ることも考えられる。

また、分譲会社は、管理組合の立ち上げや運営の円滑化のため、分譲時に管理規約や長期修繕計画、修繕積立金の金額等の案について適切に定めるとともに、これらの内容を購入者に対して説明し理解を得るよう努める必要がある。

（新設）

三　管理組合によるマンションの管理の適正化の推進に関する基本的な指針（マンション管理適正化指針）に関する事項

本マンション管理適正化指針は、管理組合によるマンションの管理の適正化を推進するため、その基本的な考え方を示すとともに、地方公共団体が法第五条の二に基づき管理組合の管理者等に対して助言、指導等を行う場合の判断基準の目安を別紙一に、法第五条の四に基づき管理計画を認定する際の基準を別紙二に示すものである。

1　管理組合によるマンションの管理の適正化の基本的方向

マンションは、我が国における重要な居住形態であり、その適切な管理は、マンションの区分所有者等だけでなく、社会的にも要請されているところである。

このようなマンションの重要性にかんがみ、マンションを社会的資産として、この資産価値をできる限り保全し、かつ、快適な居住環境が確保できるように、以下の点を踏まえつつ、マンションの管理を行うことを基本とするべきである。

(1)～(3)　（略）

(4)　さらに、マンションの状況によっては、外部の専門家が、管理組合の管理者等又は役員に就任することも考えられるが、その場合には、マンションの区分所有者等が当該管理者等又は役員の選任や業務の監視等を適正に行うとともに、監視・監督の強化のための措置等を講じることにより適正な業務運営を担保することが重要である。

（新設）

2　マンションの管理の適正化のために管理組合が留意すべき事項

(1)　管理組合の運営

管理組合の自立的な運営は、マンションの区分所有者等の全員が参加し、その意見を反映することにより成り立つものである。そのため、管理組合の運営は、情報の開示、運営の透明化等を通じ、開かれた民主的なものとする必要がある。また、集会は、管理組合の最高意思決定機関である。したがって、管理組合の管理者等は、その意思決定に当たっては、事前に必要な資料を整備し、集会において適切な判断が行われるよう配慮する必要がある。管理組合の管理者等は、マンション管理の目的が達成できるように、法令等を遵守し、マンションの区分所有者等のため、誠実にその職務を執行する必要がある。

(2)　管理規約

管理規約は、マンション管理の最高自治規範であることから、管理組合として管理規約を作成する必要がある。その作成に当たっては、管理組合は、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）に則り、「マンション標準管理規約」を参考として、当該マンションの実態及びマンションの区分所有者等の意向を踏まえ、適切なものを作成し、必要に応じてその改正を行うこと、これらを十分周知することが重要である。さらに、快適な居住環境を目指し、マンションの区分所有者等間のトラブルを未然に防止するために、使用細則等マンションの実態に即した具体的な住まい方のルールを定めておくことも重要である。

また、管理費等の滞納など管理規約又は使用細則等に違反する行為があった場合、管理組合の管理者等は、その是正のため、必要な勧告、指示等を行うとともに、法令等に則り、少額訴訟等その是正又は排除を求める法的措置をとることが重要である。

(3)・(4)　（略）

(5)　長期修繕計画の作成及び見直し等

マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持向上を図るためには、適時適切な維持修繕を行うことが重要である。特に、経年による劣化に対応するため、あらかじめ長期修繕計画を作成し、必要な修繕積立金を積み立てておく必要がある。

長期修繕計画の作成及び見直しに当たっては、「長期修繕計画作成ガイドライン」を参考に、必要に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の意見を求め、また、あらかじめ建物診断等を行って、その計画を適切なものとするよう配慮する必要がある。長期修繕計画の実効性を確保するためには、修繕内容、資金計画を適正かつ明確に定め、それらをマンションの区分所有者等に十分周知させることが必要である。

管理組合の管理者等は、維持修繕を円滑かつ適切に実施するため、設計に関する図書等を保管することが重要である。また、この図書等について、マンションの区分所有者等の求めに応じ、適時閲覧できるようにすることが重要である。

なお、建設後相当の期間が経過したマンションにおいては、長期修繕計画の検討を行う際には、必要に応じ、建替え等についても視野に入れて検討することが望ましい。建替え等の検討に当たっては、その過程をマンションの区分所有者等に周知するなど透明性に配慮しつつ、各区分所有者等の意向を十分把握し、合意形成を図りながら進める必要がある。

(6)‖　マンションの修繕の実施

マンションの経年に伴い、建物・設備の劣化や性能・機能の低下が進んだ場合、劣化した建物・設備又はその部分の性能・機能を実用上支障のない状態まで回復させるため、修繕を行うことが重要であり、適時適切な維持修繕に当たっては、保守点検や、軽微な破損

2　マンションの管理の適正化のために管理組合が留意すべき事項

(1)　管理組合の運営

管理組合の自立的な運営は、マンションの区分所有者等の全員が参加し、その意見を反映することにより成り立つものである。そのため、管理組合の運営は、情報の開示、運営の透明化等を通じ、開かれた民主的なものとする必要がある。また、集会は、管理組合の最高意思決定機関である。したがって、管理組合の管理者等は、その意思決定に当たっては、事前に必要な資料を整備し、集会において適切な判断が行われるよう配慮する必要がある。管理組合の管理者等は、マンション管理の目的が達成できるように、法令等を遵守し、マンションの区分所有者等のため、誠実にその職務を執行する必要がある。

(2)　管理規約

管理規約は、マンション管理の最高自治規範であることから、管理組合として管理規約を作成する必要がある。その作成に当たっては、管理組合は、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）に則り、「マンション標準管理規約」を参考として、当該マンションの実態及びマンションの区分所有者等の意向を踏まえ、適切なものを作成し、必要に応じてその改正を行うこと、これらを十分周知することが重要である。さらに、快適な居住環境を目指し、マンションの区分所有者等間のトラブルを未然に防止するために、使用細則等マンションの実態に即した具体的な住まい方のルールを定めておくことも重要である。

また、管理費等の滞納など管理規約又は使用細則等に違反する行為があった場合、管理組合の管理者等は、その是正のため、必要な勧告、指示等を行うとともに、法令等に則り、少額訴訟等その是正又は排除を求める法的措置をとることが重要である。

(3)・(4)　（略）

(5)　長期修繕計画の作成及び見直し等

マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持向上を図るためには、適時適切な維持修繕を行うことが重要である。特に、経年による劣化に対応するため、あらかじめ長期修繕計画を作成し、必要な修繕積立金を積み立てておく必要がある。

長期修繕計画の作成及び見直しにあたっては、「長期修繕計画作成ガイドライン」を参考に、必要に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の意見を求め、また、あらかじめ建物診断等を行って、その計画を適切なものとするよう配慮する必要がある。長期修繕計画の実効性を確保するためには、修繕内容、資金計画を適正かつ明確に定め、それらをマンションの区分所有者等に十分周知させることが必要である。

管理組合の管理者等は、維持修繕を円滑かつ適切に実施するため、設計に関する図書等を保管することが重要である。また、この図書等について、マンションの区分所有者等の求めに応じ、適時閲覧できるようにすることが重要である。

なお、建設後相当の期間が経過したマンションにおいては、長期修繕計画の検討を行う際には、必要に応じ、建替え等についても視野に入れて検討することが望ましい。建替え等の検討にあたっては、その過程をマンションの区分所有者等に周知させるなど透明性に配慮しつつ、各区分所有者等の意向を十分把握し、合意形成を図りながら進める必要がある。

（新設）

などに対して行う経常的な補修のほか、長期修繕計画に基づき、一定の年数の経過ごとに計画的に修繕を行うことが必要である。

また、大規模修繕の実施に当たっては、建物・設備の調査・診断を行い、現状の劣化・損傷の程度等を正確に把握し、必要と考えられる修繕工事の内容を検討することが重要である。

修繕のほか、マンションの居住環境や資産価値を良好に維持するためには、修繕による性能・機能の回復に加えて、生活様式や社会環境の変化等を踏まえ、性能・機能を向上させる改良を行うことも考えられる。

(7)・(8)　（略）

(9)　その他配慮すべき事項

マンションが団地を構成する場合には、各棟固有の事情を踏まえつつ、全棟の連携をとって、全体としての適切な管理がなされるように配慮することが重要である。

複合用途型マンションにあっては、住宅部分と非住宅部分との利害の調整を図り、その管理、費用負担等について適切な配慮をすることが重要である。

また、管理組合は、組合員名簿や居住者名簿の管理方法等、個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）による個人情報取扱事業者としての義務を負うことに十分に留意する必要がある。

3・4　（略）

四　マンションがその建設後相当の期間が経過した場合その他の場合において当該マンションの建替えその他の措置に向けたマンションの区分所有者等の合意形成の促進に関する事項

日常のマンションの管理を適正に行い、そのストックを有効に活用していくことは重要だが、一方で、修繕や耐震改修等のみでは良好な居住環境の確保や地震によるマンションの倒壊、老朽化したマンションの損壊その他の被害からの生命、身体及び財産の保護が困難な場合には、マンションの建替え等を円滑に行い、より長期の耐用性能を確保するとともに、良好な居住環境や地震に対する安全性等の向上を実現することが重要である。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）では、地震に対する安全性が不足しているマンションや外壁等の剝落により周囲に危害を生ずるおそれのあるマンション等を、建替え時の容積率特例やマンション敷地売却事業及び団地型マンションにおける敷地分割事業の対象とし、また、バリアフリー性能が不足しているマンション等を含めて建替え時の容積率特例の対象としている。

マンションが建設後相当の期間が経過した場合等に、修繕等のほか、これらの特例を活用した建替え等を含め、どのような措置をとるべきか、様々な区分所有者等間の意向を調整し、合意形成を図っておくことが重要である。管理組合においては、区分所有者等の連絡先等を把握しておき、必要に応じて外部の専門家を活用しつつ、適切に集会を開催して検討を重ね、長期修繕計画において建替え等の時期を明記しておくこと等が重要である。

五　マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

マンションの管理の適正化を推進するためには、必要な情報提供、技術的支援等が不可欠であることから、国及び地方公共団体は、マンションの実態の調査及び把握に努め、必要な情報提供等について、その充実を図ることが重要である。

(6)・(7)　（略）

(8)　その他配慮すべき事項

マンションが団地を構成する場合には、各棟固有の事情を踏まえつつ、全棟の連携をとって、全体としての適切な管理がなされるように配慮することが重要である。

複合用途型マンションにあっては、住宅部分と非住宅部分との利害の調整を図り、その管理、費用負担等について適切な配慮をすることが重要である。

また、管理組合は、組合員名簿や居住者名簿の管理方法等、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）による個人情報取扱事業者としての義務を負うことに十分に留意する必要がある。

3・4　（略）

四　マンションがその建設後相当の期間が経過した場合その他の場合において当該マンションの建替えその他の措置に向けたマンションの区分所有者等の合意形成の促進に関する事項

日常のマンションの管理を適正に行い、そのストックを有効に活用していくことは重要だが、一方で、修繕や耐震改修等のみでは良好な居住環境の確保や地震によるマンションの倒壊、老朽化したマンションの損壊その他の被害からの生命、身体及び財産の保護が困難な場合には、マンションの建替え等を円滑に行い、より長期の耐用性能を確保するとともに、良好な居住環境や地震に対する安全性等の向上を実現することが重要である。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）では、地震に対する安全性が不足しているマンションや外壁等の剝落により周囲に危害を生ずるおそれのあるマンション等を、建替え時の容積率特例やマンション敷地売却事業及び団地型マンションにおける敷地分割事業の対象とし、また、バリアフリー性能が不足しているマンション等を含めて建替え時の容積率特例の対象としている。

マンションが建設後相当の期間が経過した場合等に、修繕等のほか、これらの特例を活用した建替え等を含め、どのような措置をとるべきか、様々な区分所有者等間の意向を調整し、合意形成を図っておくことが重要である。管理組合においては、区分所有者等の連絡先等を把握しておき、必要に応じて外部の専門家を活用しつつ、適切に集会を開催して検討を重ね、長期修繕計画において建替え等の時期を明記しておくこと等が重要である。

五　マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

マンションの管理の適正化を推進するためには、必要な情報提供、技術的支援等が不可欠であることから、国及び地方公共団体は、マンションの実態の調査及び把握に努め、必要な情報提供等について、その充実を図ることが重要である。

国においては、法及びマンション管理適正化指針の内容の周知を行うとともに、「マンション標準管理規約」や各種ガイドライン・マニュアルの策定や適時適切な見直しとその周知を行っていくほか、地方公共団体が能動的にマンションの管理等の円滑化に取り組むことができるよう、地方公共団体の担当者向けの研修を実施するなど、地方公共団体の体制の強化に向けた総合的な支援に努める必要がある。

国、地方公共団体、マンション管理適正化推進センター、マンション管理士、支援法人等の関係者が相互に連携をとり、管理組合等の相談に応じられるネットワークを整備することが重要である。

地方公共団体においては、必要に応じてマンション管理士等専門的知識を有する者や経験豊かで地元の実情に精通したマンションの区分所有者等から信頼される者、支援法人等の協力を得て、セミナーの開催やマンションに係る相談体制の充実を図るよう努める必要がある。

マンション管理適正化推進センターにおいては、関係機関及び関係団体との連携を密にし、管理組合等に対する積極的な情報提供を行う等、管理適正化業務を適正かつ確実に実施する必要がある。

これらのほか、国、地方公共団体、関係機関等は、管理計画認定制度の周知等を通じて、これから管理組合の一員たる区分所有者等としてマンションの管理に携わることとなるマンションを購入しようとする者に対しても、マンションの管理の重要性を認識させるように取り組むことも重要である。

六　マンション管理適正化推進計画の策定に関する基本的な事項

マンションは全国的に広く分布しており、各地域に一定のストックが存在するが、中でも大都市圏への集中が見られ、建設後相当の期間が経過し、管理上の課題が顕在化しているものも多い。また、大都市以外でも、都市近郊の観光地等で主に別荘として利用される、いわゆるリゾートマンションを多く有する地域もある。

地方公共団体は、このように各地域で異なるマンションの状況等を踏まえつつ、法及び本基本方針に基づき、住生活基本計画（都道府県計画）（市町村にあっては住生活基本計画（全国計画）（令和三年三月十九日閣議決定）第４（４）に基づく市町村計画を含む。以下同じ。）と調和を図るほか、マンションの管理の適正化の推進に関する施策の担当部局と福祉関連部局、防災関連部局、まちづくり関連部局、空き家対策関連部局、地方住宅供給公社等と連携し、マンション管理適正化推進計画を策定することが望ましい。

１・２　（略）

３　マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

地域の実情に応じてニーズを踏まえつつ、適切な施策を行っていくことが重要であり、管理組合向けのセミナーの開催、相談窓口の設置、マンション管理士等の専門家の派遣、長期修繕計画の作成等に必要な取組に対する財政支援等を位置づけることが考えられる。

また、きめ細やかな施策を推進するため、地方公共団体、地域の実情に精通したマンション管理士等の専門家、マンション管理業者等の事業者、管理組合の代表者、支援法人等で協議会を設置することも考えられる。

このほか、必要に応じ、地方住宅供給公社によるマンションの修繕その他の管理に関する事業を定めることが考えられる。この場合において、地方住宅供給公社は、当該都道府県等の区域内において、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、管理組合の委託により、当該事業を行うことができる。

国においては、法及びマンション管理適正化指針の内容の周知を行うほか、「マンション標準管理規約」や各種ガイドライン・マニュアルの策定や適時適切な見直しとその周知を行っていく必要がある。

また、国、地方公共団体、マンション管理適正化推進センター、マンション管理士、ＮＰＯ法人等の関係者が相互に連携をとり、管理組合等の相談に応じられるネットワークを整備することが重要である。

地方公共団体においては、必要に応じてマンション管理士等専門的知識を有する者や経験豊かで地元の実情に精通したマンションの区分所有者等から信頼される者、ＮＰＯ法人等の協力を得て、セミナーの開催やマンションに係る相談体制の充実を図るよう努める必要がある。

マンション管理適正化推進センターにおいては、関係機関及び関係団体との連携を密にし、管理組合等に対する積極的な情報提供を行う等、管理適正化業務を適正かつ確実に実施する必要がある。

これらのほか、国、地方公共団体、関係機関等は、管理計画認定制度の周知等を通じて、これから管理組合の一員たる区分所有者等としてマンションの管理に携わることとなるマンションを購入しようとする者に対しても、マンションの管理の重要性を認識させるように取り組むことも重要である。

六　マンション管理適正化推進計画の策定に関する基本的な事項

マンションは全国的に広く分布しており、各地域に一定のストックが存在するが、中でも大都市圏への集中が見られ、建設後相当の期間が経過し、管理上の課題が顕在化しているものも多い。また、大都市以外でも、都市近郊の観光地等で主に別荘として利用される、いわゆるリゾートマンションを多く有する地域もある。

地方公共団体は、このように各地域で異なるマンションの状況等を踏まえつつ、法及び本基本方針に基づき、住生活基本計画（都道府県計画）（市町村にあっては住生活基本計画（全国計画）（令和三年三月十九日閣議決定）第４（４）に基づく市町村計画を含む。以下同じ。）と調和を図るほか、マンションの管理の適正化の推進に関する施策の担当部局と福祉関連部局、防災関連部局、まちづくり関連部局、空き家対策関連部局、地方住宅供給公社等と連携し、マンション管理適正化推進計画を策定することが望ましい。

１・２　（略）

３　マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

地域の実情に応じてニーズを踏まえつつ、適切な施策を行っていくことが重要であり、管理組合向けのセミナーの開催、相談窓口の設置、マンション管理士等の専門家の派遣、長期修繕計画の作成等に必要な取組に対する財政支援等を位置づけることが考えられる。

また、きめ細やかな施策を推進するため、地方公共団体、地域の実情に精通したマンション管理士等の専門家、マンション管理業者等の事業者、管理組合の代表者、ＮＰＯ法人等で協議会を設置することも考えられる。

このほか、必要に応じ、地方住宅供給公社によるマンションの修繕その他の管理に関する事業を定めることが考えられる。この場合において、地方住宅供給公社は、当該都道府県等の区域内において、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、管理組合の委託により、当該事業を行うことができる。

４　管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（都道府県等マンション管理適正化指針）に関する事項

法第五条第一項に基づき、管理組合は、マンション管理適正化指針のほか、都道府県等マンション管理適正化指針にも留意してマンションを適正に管理するよう努めることとなるほか、都道府県等マンション管理適正化指針は、法第五条の二に基づく助言・指導等の基準や、法第五条の十四に基づく管理計画の認定の基準ともなり得るものである。

マンション管理適正化指針と同様のものとすることも差し支えないが、必要に応じ、例えば、浸水が想定される区域においては適切な防災対策を講じていることなど地域の実情を踏まえたマンションの管理に求められる観点や水準を定めることが望ましい。

５　マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションの管理の適正化の推進を図るためには、必要な情報提供、技術的支援等が不可欠であることから、マンション管理適正化推進センターやマンション管理士会、支援法人等と連携したセミナーの開催、相談窓口の設置、専門家の派遣や、これらの取組を広く周知することを位置づけることなどが考えられる。

６　（略）

７　その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

管理計画認定制度の運用に当たって、例えば、法第五条の二十二に基づく指定認定事務支援法人を活用する場合にはその旨等を定めることが考えられる。

このほか、地域の実情に応じて取り組む独自の施策を積極的に位置づけることが望ましい。

七　その他マンションの管理の適正化の推進に関する重要事項

１　（略）

２　管理計画認定制度の適切な運用

管理計画認定制度の活用によって、マンションの管理水準の維持向上と管理状況が市場において評価される環境整備が図られることが期待されることから、同制度を運用する地方公共団体においては、その積極的な周知を図るなど適切に運用していくことが重要である。

また、国においては、管理計画認定制度の拡充を図る中で、管理組合の意向に応じて管理に関する詳細な情報を公表し、比較や検討が容易となる仕組みの構築に取り組むほか、既存マンションが対象となる管理計画認定制度に加え、マンションの適切な管理を担保するためには分譲時点から適切な管理を確保することが重要であることから、新築分譲マンションを対象とした管理計画を予備的に認定する仕組みについても、マンション管理適正化推進センターと連携しながら、必要な施策を講じていく必要がある。

なお、地方公共団体は、指定認定事務支援法人に、認定に係る調査に関する事務を委託することも可能であり、必要に応じてこれを活用するとともに、指定認定事務支援法人は個人情報等も扱う可能性があることや利益相反も想定されることに鑑み、委託する際は適切に監督を行う必要がある。

３　（略）

４　修繕等が適切に行われていないマンションに対する措置

法第五条の二において、都道府県等は管理組合の管理者等に対してマンションの管理の適正化を図るために必要な助言・指導等を行うことができることとされているが、助言及び指導を繰り返し行っても、なおマンションの管理の適正化が図られないことも考えられる。

例えば、修繕等が適切に行われなかった結果、老朽化したマンションをそのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害な状態となる恐れがあると認められるに至った場合には、都道府県知事等が同条第二項に基づき勧告の措置を講じることや、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づき特定行政庁である地方公共団体が改善の命令等の強制力を伴う措置を講じることも考えられる。

４　管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（都道府県等マンション管理適正化指針）に関する事項

法第五条第一項に基づき、管理組合は、マンション管理適正化指針のほか、都道府県等マンション管理適正化指針にも留意してマンションを適正に管理するよう努めることとなるほか、都道府県等マンション管理適正化指針は、法第五条の二に基づく助言・指導等の基準や、法第五条の四に基づく管理計画の認定の基準ともなり得るものである。

マンション管理適正化指針と同様のものとすることも差し支えないが、必要に応じ、例えば、浸水が想定される区域においては適切な防災対策を講じていることなど地域の実情を踏まえたマンションの管理に求められる観点や水準を定めることが望ましい。

５　マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションの管理の適正化の推進を図るためには、必要な情報提供、技術的支援等が不可欠であることから、マンション管理適正化推進センターやマンション管理士会、ＮＰＯ法人等と連携したセミナーの開催、相談窓口の設置、専門家の派遣や、これらの取組を広く周知することを位置づけることなどが考えられる。

６　（略）

７　その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

管理計画認定制度の運用にあたって、例えば、法第五条の十三に基づく指定認定事務支援法人を活用する場合にはその旨等を定めることが考えられる。

このほか、地域の実情に応じて取り組む独自の施策を積極的に位置づけることが望ましい。

七　その他マンションの管理の適正化の推進に関する重要事項

１　（略）

２　管理計画認定制度の適切な運用

管理計画認定制度の活用によって、マンションの管理水準の維持向上と管理状況が市場において評価される環境整備が図られることが期待されることから、同制度を運用する地方公共団体においては、その積極的な周知を図るなど適切に運用していくことが重要である。

また、国においては、既存マンションが対象となる管理計画認定制度に加え、マンションの適切な管理を担保するためには分譲時点から適切な管理を確保することが重要であることから、新築分譲マンションを対象とした管理計画を予備的に認定する仕組みについても、マンション管理適正化推進センターと連携しながら、必要な施策を講じていく必要がある。

なお、地方公共団体は、指定認定事務支援法人に、認定に係る調査に関する事務を委託することも可能であり、必要に応じてこれを活用するとともに、指定認定事務支援法人は個人情報等も扱う可能性があることや利益相反も想定されることに鑑み、委託する際は適切に監督を行う必要がある。

３　（略）

４　修繕等が適切に行われていないマンションに対する措置

法第五条の二において、都道府県等は管理組合の管理者等に対してマンションの管理の適正化を図るために必要な助言、指導及び勧告を行うことができることとされているが、助言等を繰り返し行っても、なおマンションの管理の適正化が図られないことも考えられる。修繕等が適切に行われなかった結果、老朽化したマンションがそのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害な状態となる恐れがあると認められるに至ったなどの場合には、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づき、特定行政庁である地方公共団体が改善の命令等の強制力を伴う措置を講じることも考えられる。

その他、マンションの経年に伴う劣化や不具合が著しく、修繕を行っても、マンション管理の立て直しが困難である場合には、マンションの建替え等の観点から、「マンションの建替えその他の措置の実施の円滑化に関する基本的な指針」に即した助言・指導等を行うことも考えられる。

5　修繕工事及び設計コンサルタントの業務の適正化

マンションの修繕工事や長期修繕計画の見直しに当たっては、管理組合の専門的知識が不足し、修繕工事業者や設計コンサルタント等との間に情報の非対称性が存在する場合が多いことから、国は、管理組合に対する様々な工事発注の方法の周知や修繕工事の実態に関する情報発信、関係機関とも連携した相談体制の強化等を通じて、マンションの修繕工事や設計コンサルタントの業務の適正化が図られるよう、必要な取組を行う必要がある。

また、修繕工事業者や設計コンサルタント等の関係者は、修繕工事等の入札や実施に当たり、関係法令等を遵守するとともに、管理組合の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図ることがないよう、誠実かつ適正にその業務を行う必要がある。

6　（略）

別紙一　法第五条の二に基づく助言・指導等を行う際の判断の基準の目安

法第五条の二に基づき管理組合の管理者等に対して助言・指導等を行う際の判断の基準の目安は、以下の場合とする。

なお、個別の事案に応じて以下の事項以外の事項についても、基本方針三のマンション管理適正化指針や基本方針六４の都道府県等マンション管理適正化指針に即し、必要な助言・指導等を行うことは差し支えない。

（助言・指導等）

1　管理組合の運営

(1)　管理組合の運営を円滑に行うための管理者等が定められていない場合

(2)　集会が年に一回以上開催されていない場合

2　管理規約

管理規約が作成されておらず、また、必要に応じた改正が行われていない場合

3　管理組合の経理

管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていないなど、適正な管理が行われていない場合

4　長期修繕計画の作成及び見直し等

長期修繕計画が作成されておらず、また、必要に応じた見直しが行われていない場合や、適時適切な維持修繕を行うための修繕積立金が積み立てられていない場合

5　マンションの修繕の実施

（助言・指導）長期修繕計画に基づく適切な修繕が行われていない場合

（勧告）長期修繕計画に基づき、適切な修繕が行われておらず、老朽化したマンションをそのまま放置すれば、著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他マンションにおける居住環境の保全を図るために放置することが不適切である状態となると認められる場合

5　修繕工事及び設計コンサルタントの業務の適正化

マンションの修繕工事や長期修繕計画の見直しにあたっては、管理組合の専門的知識が不足し、修繕工事業者や設計コンサルタント等との間に情報の非対称性が存在する場合が多いことから、国は、管理組合に対する様々な工事発注の方法の周知や修繕工事の実態に関する情報発信、関係機関とも連携した相談体制の強化等を通じて、マンションの修繕工事や設計コンサルタントの業務の適正化が図られるよう、必要な取組を行う必要がある。

6　（略）

別紙一　法第五条の二に基づく助言、指導及び勧告を行う際の判断の基準の目安

法第五条の二に基づき管理組合の管理者等に対して助言、指導及び勧告を行う際の判断の基準の目安は、以下の事項が遵守されていない場合とする。

なお、個別の事案に応じて以下の事項以外の事項についても、基本方針三のマンション管理適正化指針や基本方針六４の都道府県等マンション管理適正化指針に即し、必要な助言及び指導を行うことは差し支えない。

1　管理組合の運営

(1)　管理組合の運営を円滑に行うため管理者等を定めること

(2)　集会を年に一回以上開催すること

2　管理規約

管理規約を作成し、必要に応じ、その改正を行うこと

3　管理組合の経理

管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理を行い、適正に管理すること

4　長期修繕計画の作成及び見直し等

適時適切な維持修繕を行うため、修繕積立金を積み立てておくこと

（新設）

別紙二　法第五条の十四に基づく管理計画の認定の基準

法第五条の十四に基づく管理計画の認定の基準は、以下の基準のいずれにも適合することとする。

1　（略）

2　管理規約

(1)・(2)　（略）

(3)　マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（又は電磁的方法による提供）について定められていること

3　（略）

4　長期修繕計画の作成及び見直し等

(1)　（略）

(2)　長期修繕計画の作成又は見直しが七年以内に行われていること

(3)～(6)　（略）

5　（略）

第二条　マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	前条の規定による改正後
一　マンションの管理の適正化の推進に関する基本的な事項 管理組合、国、地方公共団体、マンション管理士、マンション管理業者その他の関係者は、それぞれの役割を認識するとともに、効果的にマンションの管理の適正化及びその推進を図るため、相互に連携して取組を進める必要がある。 1　管理組合及び区分所有者の役割 マンションは私有財産の集合体であり、その管理の主体は、あくまでマンションの区分所有者等で構成される管理組合である。マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号。以下「法」という。）第五条第一項においても、管理組合は、マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針の定めるところに留意して、マンションを適正に管理するよう自ら努めなければならないとされている。マンションストックの高経年化が進む中、これらを可能な限り長く活用するよう努めることが重要であり、管理組合は、自らの責任を自覚し、必要に応じて専門家の支援や財産管理制度なども活用しながら、適切に管理を行うとともに、国及び地方公共団体が講じる施策に協力するよう努める必要がある。 マンションの区分所有者等は、管理組合の運用を外部の専門家等に委ねる場合も含め、管理組合の一員としての役割及び修繕の必要性を十分認識して、管理組合の運営に関心を持ち、積極的に参加する等、その役割を適切に果たすよう努める必要がある。 特に、管理組合の集会における意思決定は出席者の多数決により行われるものの、海外に居住している場合など、集会への出席が困難な区分所有者等においては、書面又は委任による議決権行使や国内管理人の選任といった手段を活用し、管理組合の意思決定に関わっていくことが重要である。	一　マンションの管理の適正化の推進に関する基本的な事項 管理組合、国、地方公共団体、マンション管理士、マンション管理業者その他の関係者は、それぞれの役割を認識するとともに、効果的にマンションの管理の適正化及びその推進を図るため、相互に連携して取組を進める必要がある。 1　管理組合及び区分所有者の役割 マンションは私有財産の集合体であり、その管理の主体は、あくまでマンションの区分所有者等で構成される管理組合である。マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号。以下「法」という。）第五条第一項においても、管理組合は、マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針の定めるところに留意して、マンションを適正に管理するよう自ら努めなければならないとされている。マンションストックの高経年化が進む中、これらを可能な限り長く活用するよう努めることが重要であり、管理組合は、自らの責任を自覚し、必要に応じて専門家の支援も得ながら、適切に管理を行うとともに、国及び地方公共団体が講じる施策に協力するよう努める必要がある。 マンションの区分所有者等は、管理組合の運用を外部の専門家等に委ねる場合も含め、管理組合の一員としての役割及び修繕の必要性を十分認識して、管理組合の運営に関心を持ち、積極的に参加する等、その役割を適切に果たすよう努める必要がある。
2　（略）	2　（略）

別紙二　法第五条の四に基づく管理計画の認定の基準

法第五条の四に基づく管理計画の認定の基準は、以下の基準のいずれにも適合することとする。

1　（略）

2　管理規約

(1)・(2)　（略）

(3)　マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（または電磁的方法による提供）について定められていること

3　（略）

4　長期修繕計画の作成及び見直し等

(1)　（略）

(2)　長期修繕計画の作成または見直しが七年以内に行われていること

(3)～(6)　（略）

5　（略）

3　地方公共団体の役割

地方公共団体は、区域内のマンションの管理状況等を踏まえ、計画的にマンションの管理の適正化の推進に関する施策を講じていくよう努める必要がある。

このため、区域内のマンションの実態把握を進めるとともに、法第三条の二に基づくマンション管理適正化推進計画を作成し、施策の方向性等を明らかにして法第三章に基づく管理計画認定制度を適切に運用することで、マンションの管理水準の維持向上と管理状況が市場において評価される環境整備を図っていくことが望ましい。その際、特に必要がある場合には、関係地方公共団体、管理組合、マンション管理士、マンション管理業者、マンションの管理に関する知識や経験を生かして活動等を行うＮＰＯ法人（以下「ＮＰＯ法人」という。）等の関係者に対し、調査に必要な協力を求めることも検討し、これらの関係者と連携を図りながら、効果的に施策を進めることが望ましい。

さらに、マンション管理士等専門的知識を有する者やＮＰＯ法人等の経験豊かで地元の実情に精通したマンションの区分所有者等から信頼される者等の協力を得て、マンションに係る相談体制の充実を図るとともに、管理組合等からの求めに応じ、必要な情報提供等に努める必要がある。

これらの取組をより効果的に実施していく上では、マンション管理士等専門的知識を有する者の団体やＮＰＯ法人等と平素から密接な連携体制を構築することが必要であり、法第五条の三に基づくマンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録等により、そうした連携体制の構築に取り組むことが望ましい。

また、法第五条の二に基づく助言・指導等（以下「助言・指導等」という。）の措置を検討するに当たり、必要な限度において、マンションの管理組合の管理者等に対して、法第五条の二第六項に基づく管理状況に関する報告の徴収等を行うことが考えられる。この報告を通じて得られた管理の実態を踏まえ、管理が適正に行われていないマンションに対しては、マンション管理適正化指針等に即し、助言・指導等適切な措置を講じるとともに、勧告を行った場合においては、必要に応じて専門家のあっせんに努めることや、地方公共団体としても財産管理人制度の活用を検討するなど、能動的かつ継続的に関与していくことが重要である。

4・5　（略）

四　マンションがその建設後相当の期間が経過した場合その他の場合において当該マンションの建替えその他の措置に向けたマンションの区分所有者等の合意形成の促進に関する事項

日常のマンションの管理を適正に行い、そのストックを有効に活用していくことは重要だが、一方で、修繕や耐震改修等のみでは良好な居住環境の確保や地震によるマンションの倒壊、老朽化したマンションの損壊その他の被害からの生命、身体及び財産の保護が困難な場合には、マンションの建替え等を円滑に行い、より長期の耐用性能を確保するとともに、良好な居住環境や地震に対する安全性等の向上を実現することが重要である。

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）では、地震に対する安全性が不足しているマンションや外壁等の剝落により周囲に危害を生ずるおそれのあるマンション等を、建替え又は更新時の容積率又は各部分の高さの特例や団地型マンションにおける敷地分割事業の対象としている。

マンションが建設後相当の期間が経過した場合等に、修繕等のほか、これらの特例を活用した建替え等を含め、どのような措置をとるべきか、様々な区分所有者等間の意向を調整し、合意形成を図っておくことが重要である。管理組合においては、区分所有者等の連絡先等を把握しておき、必要に応じて外部の専門家を活用しつつ、適切に集会を開催して検討を重ね、長期修繕計画において建替え等の時期を明記しておくこと等が重要である。

3　地方公共団体の役割

地方公共団体は、区域内のマンションの管理状況等を踏まえ、計画的にマンションの管理の適正化の推進に関する施策を講じていくよう努める必要がある。

このため、区域内のマンションの実態把握を進めるとともに、法第三条の二に基づくマンション管理適正化推進計画を作成し、施策の方向性等を明らかにして法第三章に基づく管理計画認定制度を適切に運用することで、マンションの管理水準の維持向上と管理状況が市場において評価される環境整備を図っていくことが望ましい。その際、特に必要がある場合には、関係地方公共団体、管理組合、マンション管理士、マンション管理業者、マンションの管理に関する知識や経験を生かして活動等を行うＮＰＯ法人（以下「ＮＰＯ法人」という。）等の関係者に対し、調査に必要な協力を求めることも検討し、これらの関係者と連携を図りながら、効果的に施策を進めることが望ましい。

さらに、マンション管理士等専門的知識を有する者やＮＰＯ法人等の経験豊かで地元の実情に精通したマンションの区分所有者等から信頼される者等の協力を得て、マンションに係る相談体制の充実を図るとともに、管理組合等からの求めに応じ、必要な情報提供等に努める必要がある。

これらの取組をより効果的に実施していく上では、マンション管理士等専門的知識を有する者の団体やＮＰＯ法人等と平素から密接な連携体制を構築することが必要であり、法第五条の三に基づくマンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録等により、そうした連携体制の構築に取り組むことが望ましい。

また、法第五条の二に基づく助言・指導等（以下「助言・指導等」という。）の措置を検討するに当たり、必要な限度において、マンションの管理組合の管理者等に対して、法第五条の二第六項に基づく管理状況に関する報告の徴収等を行うことが考えられる。この報告を通じて得られた管理の実態を踏まえ、管理が適正に行われていないマンションに対しては、マンション管理適正化指針等に即し、助言・指導等適切な措置を講じるとともに、勧告を行った場合においては、必要に応じて専門家のあっせんに努めることや、地方公共団体としても財産管理人制度の活用を検討するなど、能動的かつ継続的に関与していくことが重要である。

4・5　（略）

四　マンションがその建設後相当の期間が経過した場合その他の場合において当該マンションの建替えその他の措置に向けたマンションの区分所有者等の合意形成の促進に関する事項

日常のマンションの管理を適正に行い、そのストックを有効に活用していくことは重要だが、一方で、修繕や耐震改修等のみでは良好な居住環境の確保や地震によるマンションの倒壊、老朽化したマンションの損壊その他の被害からの生命、身体及び財産の保護が困難な場合には、マンションの建替え等を円滑に行い、より長期の耐用性能を確保するとともに、良好な居住環境や地震に対する安全性等の向上を実現することが重要である。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）では、地震に対する安全性が不足しているマンションや外壁等の剝落により周囲に危害を生ずるおそれのあるマンション等を、建替え時の容積率特例やマンション敷地売却事業及び団地型マンションにおける敷地分割事業の対象とし、また、バリアフリー性能が不足しているマンション等を含めて建替え時の容積率特例の対象としている。

マンションが建設後相当の期間が経過した場合等に、修繕等のほか、これらの特例を活用した建替え等を含め、どのような措置をとるべきか、様々な区分所有者等間の意向を調整し、合意形成を図っておくことが重要である。管理組合においては、区分所有者等の連絡先等を把握しておき、必要に応じて外部の専門家を活用しつつ、適切に集会を開催して検討を重ね、長期修繕計画において建替え等の時期を明記しておくこと等が重要である。

七　その他マンションの管理の適正化の推進に関する重要事項

１～３　（略）

４　修繕等が適切に行われていないマンションに対する措置

法第五条の二において、都道府県等は管理組合の管理者等に対してマンションの管理の適正化を図るために必要な助言・指導等を行うことができることとされているが、助言及び指導を繰り返し行っても、なおマンションの管理の適正化が図られないことも考えられる。

例えば、修繕等が適切に行われなかった結果、老朽化したマンションをそのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害な状態となる恐れがあると認められるに至った場合には、都道府県知事等が同条第二項に基づき勧告の措置を講じることや、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づき特定行政庁である地方公共団体が改善の命令等の強制力を伴う措置を講じることも考えられる。

また、都道府県知事等は、マンションの専有部分又は共用部分が適正に管理されていないことにより、そのまま放置すれば、著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他マンションにおける居住環境の保全を図るために放置することが不適切である状態となり、適正な管理のため特に必要があると認められるときは、裁判所に対し、当該部分について財産管理人を選任し管理を命ずる処分等をすることを請求することも考えられる。

その他、マンションの経年に伴う劣化や不具合が著しく、修繕を行っても、マンション管理の立て直しが困難である場合には、マンションの建替え等の観点から、「マンションの建替えその他の措置の実施の円滑化に関する基本的な指針」に即した助言・指導等を行うことも考えられる。

５・６　（略）

（マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の一部改正）

第三条　マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針（平成二十六年国土交通省告示第千百三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
七　その他マンションの管理の適正化の推進に関する重要事項 １～３　（略） ４　修繕等が適切に行われていないマンションに対する措置 法第五条の二において、都道府県等は管理組合の管理者等に対してマンションの管理の適正化を図るために必要な助言・指導等を行うことができることとされているが、助言及び指導を繰り返し行っても、なおマンションの管理の適正化が図られないことも考えられる。 例えば、修繕等が適切に行われなかった結果、老朽化したマンションをそのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害な状態となる恐れがあると認められるに至った場合には、都道府県知事等が同条第二項に基づき勧告の措置を講じることや、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づき特定行政庁である地方公共団体が改善の命令等の強制力を伴う措置を講じることも考えられる。 その他、マンションの経年に伴う劣化や不具合が著しく、修繕を行っても、マンション管理の立て直しが困難である場合には、マンションの建替え等の観点から、「マンションの建替えその他の措置の実施の円滑化に関する基本的な指針」に即した助言・指導等を行うことも考えられる。 ５・６　（略）	七　その他マンションの管理の適正化の推進に関する重要事項 １～３　（略） ４　修繕等が適切に行われていないマンションに対する措置 法第五条の二において、都道府県等は管理組合の管理者等に対してマンションの管理の適正化を図るために必要な助言・指導等を行うことができることとされているが、助言及び指導を繰り返し行っても、なおマンションの管理の適正化が図られないことも考えられる。 例えば、修繕等が適切に行われなかった結果、老朽化したマンションをそのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害な状態となる恐れがあると認められるに至った場合には、都道府県知事等が同条第二項に基づき勧告の措置を講じることや、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づき特定行政庁である地方公共団体が改善の命令等の強制力を伴う措置を講じることも考えられる。 その他、マンションの経年に伴う劣化や不具合が著しく、修繕を行っても、マンション管理の立て直しが困難である場合には、マンションの建替え等の観点から、「マンションの建替えその他の措置の実施の円滑化に関する基本的な指針」に即した助言・指導等を行うことも考えられる。 ５・６　（略）
我が国におけるマンションは、土地利用の高度化の進展に伴い、都市部を中心に持家として定着し、重要な居住形態となっている。 その一方で、一つの建物を多くの人が区分して所有するマンションは、多様な価値観を持った区分所有者間の意思決定の難しさ、利用形態の混在による権利及び利用関係の複雑さなど、戸建住宅とは異なる多くの課題を有している。 今後、建築後相当の年数を経たマンションが急激に増大していくものと見込まれるが、マンションの老朽化は、区分所有者自らの居住環境の低下のみならず、ひいては市街地環境の低下など、深刻な問題を引き起こす可能性がある。 特に、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の巨大地震の発生のおそれがある中、耐震性が不十分なマンションの耐震化等については喫緊の課題となっているほか、今後は、耐震性は有する一方で人命の危険があるものや配管設備等が劣化しているなど住宅としての基本的条件を欠く老朽化マンションも急激に増大していくおそれもあることから、この点についても早急な対応が必要となっている。	我が国におけるマンションは、土地利用の高度化の進展に伴い、都市部を中心に持家として定着し、重要な居住形態となっている。 その一方で、一つの建物を多くの人が区分して所有するマンションは、多様な価値観を持った区分所有者間の意思決定の難しさ、利用形態の混在による権利及び利用関係の複雑さなど、戸建住宅とは異なる多くの課題を有している。 今後、建築後相当の年数を経たマンションが急激に増大していくものと見込まれるが、マンションの老朽化は、区分所有者自らの居住環境の低下のみならず、ひいては市街地環境の低下など、深刻な問題を引き起こす可能性がある。 特に、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の巨大地震の発生のおそれがある中、耐震性が不十分なマンションの耐震化等については喫緊の課題となっているほか、今後は、耐震性は有する一方で人命の危険があるものや配管設備等が劣化しているなど住宅としての基本的条件を欠く老朽化マンションも急激に増大していくおそれもあることから、この点についても早急な対応が必要となっている。

また、区分所有者の高齢化も急速に進んでいる中、管理組合の総会運営や集会決議の困難化などの課題が顕在化していくおそれもあり、管理不全マンションの発生を含む深刻な問題が発生し得る。

このような状況の中で、都市の再生と良好な居住環境の確保、地震によるマンションの倒壊、老朽化したマンションの損壊その他の被害からの国民の生命、身体及び財産の保護を図り、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与するためには、適切な修繕や耐震改修等により既存ストックを有効に活用するとともに、マンションの建替え又は除却する必要のあるマンションに係るマンション敷地売却若しくは敷地分割（以下「マンションの建替え等」という。）の円滑化を図ることが重要である。

この基本的な方針は、このような認識の下に、マンションの建替え等の円滑化を図るため、必要な事項を定めるものである。

第一　マンションの建替え等の円滑化を図るため講ずべき施策の基本的な方向

マンションは今や我が国における主要な居住形態の一つとなっており、マンションを社会的資産として位置付け、その資産価値をできる限り保全し、快適な居住環境が確保できるよう、日常の管理を適正に実施しそのストックを有効に活用していくことが重要である。しかし、修繕や耐震改修等のみでは良好な居住環境の確保や地震によるマンションの倒壊、老朽化したマンションの損壊その他の被害からの生命、身体及び財産の保護が困難な場合には、円滑にマンションの建替え等を行い、より長期の耐用性能を確保するとともに、良好な居住環境や地震等に対する安全性の向上を実現することが必要である。

マンションは私有財産の集合体であり、マンションの建替え等はあくまでも区分所有者等の自助努力で行うことが基本であり、区分所有者等のマンションの建替え等関係者は、適切な役割分担の下で、建築、マンション管理、まちづくり、権利調整等の技術及び経験を有する、一級建築士、マンション管理士、マンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）その他の専門家を適宜活用し、積極的にマンションの建替え等の円滑化に努力することが必要である。

地方公共団体においても、老朽化が進行し、維持修繕が困難なマンションに対しては、能動的に当該マンションの建替え等の円滑化に関与することが必要である。

しかし、マンションは一つの建物を多くの人が区分して所有するものであり、区分所有者が容易にマンションの建替え等を決定できない環境下にあることから、マンションの建替え等について、国及び地方公共団体は緊密に連携して相談体制の整備、情報提供等に積極的に努めるとともに、一定の要件を満たすマンションの建替え等については、適切に財政上の支援その他の多様な支援を行うこととする。

第二　マンションの建替え等に向けた区分所有者等の合意形成の促進に関する事項

１　マンションの建替え等に向けた区分所有者等の合意形成の促進のため管理組合等が取り組むべき事項

イ・ロ　（略）

ハ　マンションの建替え等手法と修繕、耐震改修等の長寿命化手法に要する費用、改善効果等を客観的かつ総合的に把握し、比較することが望ましい。この際、マンションの建替え等手法と長寿命化手法の検討に当たっては、一部の手法に絞った上で比較するなど管理組合等の状況に応じて判断することは差し支えない。

ニ～ヘ　（略）

このような状況の中で、都市の再生と良好な居住環境の確保、地震によるマンションの倒壊、老朽化したマンションの損壊その他の被害からの国民の生命、身体及び財産の保護を図り、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与するためには、適切な修繕や耐震改修等により既存ストックを有効に活用するとともに、マンションの建替え又は除却する必要のあるマンションに係るマンション敷地売却若しくは敷地分割（以下「マンションの建替え等」という。）の円滑化を図ることが重要である。

この基本的な方針は、このような認識の下に、マンションの建替え等の円滑化を図るため、必要な事項を定めるものである。

第一　マンションの建替え等の円滑化を図るため講ずべき施策の基本的な方向

マンションは今や我が国における主要な居住形態の一つとなっており、マンションを社会的資産として位置付け、その資産価値をできる限り保全し、快適な居住環境が確保できるよう、日常の管理を適正に実施しそのストックを有効に活用していくことが重要である。しかし、修繕や耐震改修等のみでは良好な居住環境の確保や地震によるマンションの倒壊、老朽化したマンションの損壊その他の被害からの生命、身体及び財産の保護が困難な場合には、円滑にマンションの建替え等を行い、より長期の耐用性能を確保するとともに、良好な居住環境や地震等に対する安全性の向上を実現することが必要である。

マンションは私有財産の集合体であり、マンションの建替え等はあくまでも区分所有者等の自助努力で行うことが基本であり、区分所有者等のマンションの建替え等関係者は、適切な役割分担の下で、建築、マンション管理、まちづくり、権利調整等の技術及び経験を有する、一級建築士、マンション管理士その他の専門家を適宜活用し、積極的にマンションの建替え等の円滑化に努力することが必要である。

しかし、マンションは一つの建物を多くの人が区分して所有するものであり、区分所有者が容易にマンションの建替え等を決定できない環境下にあることから、マンションの建替え等について、国及び地方公共団体は緊密に連携して相談体制の整備、情報提供等に積極的に努めるとともに、一定の要件を満たすマンションの建替え等については、適切に財政上の支援その他の多様な支援を行うこととする。

第二　マンションの建替え等に向けた区分所有者等の合意形成の促進に関する事項

１　マンションの建替え等に向けた区分所有者等の合意形成の促進のため管理組合等が取り組むべき事項

イ・ロ　（略）

ハ　マンションの建替え等と修繕、耐震改修等による所要費用、改善効果等を客観的に把握し、比較するよう努める必要がある。

ニ～ヘ　（略）

２　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ～ニ　（略）

ホ　国は、地域の実情、従前のマンションの規模及び立地、区分所有者の資金力等を踏まえ、マンションの建替え等手法と長寿命化手法を総合的に判断し、区分所有者を支援できる専門家の育成の推進に努めることとする。

ヘ・ト　（略）

チ　地方公共団体は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）第四条の二に規定する助言、指導又は勧告の措置を検討するに当たり、必要な限度において、マンションの区分所有者に対し、報告徴収等を実施し、当該マンションの管理状況、劣化状況、建替え等に向けた検討状況等の把握に努めることとする。

リ　地方公共団体は、老朽化が進行し、維持修繕が困難であるおそれがあると認めるマンションについては、当該マンションの区分所有者に対し、マンションの建替えその他の措置の実施の円滑化を図るために必要な助言又は指導を、また、外壁等の剥落により周囲に危害等を生ずるおそれがあるマンションについては、当該マンションの区分所有者に対し、マンションの建替えその他の措置を実施すべきことの勧告を適切に実施するよう努めることとする。

ヌ　地方公共団体は、勧告を受けたマンションの区分所有者に対し、マンションの建替えその他の措置の実施について特別の知識経験を有する者のあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めることとする。

ル　地方公共団体は、勧告を受けたマンションの区分所有者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することを検討するほか、建築行政主務部局（当該地方公共団体が特定行政庁でない場合、当該マンションが存する区域を所轄する特定行政庁の建築行政主務部局をいう。）等とも連携し、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づく除却の命令等の強制力を伴う措置を、また、必要に応じて空き家対策関連部局とも連携し、当該マンション全体で居住その他の使用がなされている部屋等がない場合においては、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）に基づく強制力を伴う措置を検討するよう努めることとする。

第三　マンション建替事業その他のマンションの建替えに関する事業の円滑な実施に関する事項

１　マンション建替事業の施行者等が取り組むべき事項

イ　（略）

ロ　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第六十三条第五項又は法第十五条第一項若しくは法第六十四条第一項に規定する売渡請求権の行使に当たっては、先行事例を参考とするとともに、審査委員の意見を聞くことなどにより、区分所有権及び敷地利用権の時価を適正に評価しなければならない。

ハ～ヘ　（略）

２　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ～ニ　（略）

２　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ～ニ　（略）

（新設）

ホ・ヘ　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

第三　マンション建替事業その他のマンションの建替えに関する事業の円滑な実施に関する事項

１　マンション建替事業の施行者等が取り組むべき事項

イ　（略）

ロ　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第六十三条第四項又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）第十五条第一項若しくは同法第六十四条第一項に規定する売渡請求権の行使に当たっては、先行事例を参考とするとともに、審査委員の意見を聞くことなどにより、区分所有権及び敷地利用権の時価を適正に評価しなければならない。

ハ～ヘ　（略）

２　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ～ニ　（略）

ホ　地方公共団体は、マンションの建替えの円滑化のため、必要に応じ、建築基準法第五十九条の二第一項に規定するいわゆる総合設計制度等による容積率制限又は高さ制限の緩和、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく地区計画制度の活用等により良好な居住環境を確保した上での一団地の住宅施設を定めた都市計画の廃止等適切な対応に努めることとする。

へ　（略）

ト　地方公共団体は、マンション建替事業の円滑な施行を図るため、マンション建替組合等に対する援助の必要があると認めるときは、支援法人に必要な協力を要請するよう努めることとする。

第七　マンション敷地売却事業その他の除却する必要のあるマンションに係るマンション敷地売却の円滑な実施に関する事項

1　マンション敷地売却組合等が取り組むべき事項

イ　法第百八条第十項において読み替えて準用する区分所有法第六十三条第五項又は法第百二十四条第一項に規定する売渡請求権の行使に当たっては、マンション建替事業その他のマンションの建替えに関する事業も含めた先行事例を参考とするとともに、審査委員の意見を聞くことなどにより、区分所有権及び敷地利用権の時価を適正に評価しなければならない。

ロ～ト　（略）

2　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ・ロ　（略）

ハ　地方公共団体は、マンション敷地売却事業の円滑な実施を図るため、マンション敷地売却組合に対する援助の必要があると認めるときは、支援法人に必要な協力を要請するよう努めることとする。

第九　敷地分割事業その他の除却する必要のある団地内のマンションに係る敷地分割の円滑な実施に関する事項

1　（略）

2　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ　国及び地方公共団体は、敷地分割に対して、税制特例等の資金面での総合的な支援及び技術的援助に努めることとする。

ロ　地方公共団体は、敷地分割事業の円滑な実施を図るため、敷地分割組合に対する援助の必要があると認めるときは、支援法人に必要な協力を要請するよう努めることとする。

第九の二　マンションの建替えその他の措置の実施の円滑化に関する基本的な指針（以下「マンション建替等円滑化指針」という。）に関する事項

マンション建替等円滑化指針は、管理組合及びマンションの区分所有者等によるマンションの建替え等の円滑化を推進するため、その基本的な考え方を示すとともに、地方公共団体が法第四条の二に基づきマンションの区分所有者に対して助言、指導又は勧告を行う場合の判断の基準の目安を別紙に示すものである。

1　マンションの建替え等の円滑化の基本的方向

日常のマンションの管理を適正に行い、そのストックを有効に活用していくことは重要だが、一方で、老朽化が進むことにより、修繕、耐震改修等の長寿命化手法のみでは良好な居住環境の確保や地震によるマンションの倒壊、老朽化したマンションの損壊その他の被害からの生命、身体及び財産の保護が困難であると想定される場合には、マンションの建替え等を円滑に行い、より長期の耐用性能を確保するとともに、良好な居住環境や地震に対する安全性等の向上を実現することが重要である。

ホ　地方公共団体は、マンションの建替えの円滑化のため、必要に応じ、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十九条の二第一項に規定するいわゆる総合設計制度等による容積率制限又は高さ制限の緩和、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく地区計画制度の活用等により良好な居住環境を確保した上での一団地の住宅施設を定めた都市計画の廃止等適切な対応に努めることとする。

へ　（略）

（新設）

第七　マンション敷地売却事業その他の除却する必要のあるマンションに係るマンション敷地売却の円滑な実施に関する事項

1　マンション敷地売却組合等が取り組むべき事項

イ　法第百八条第十項において読み替えて準用する区分所有法第六十三条第四項又は法第百二十四条第一項に規定する売渡請求権の行使に当たっては、マンション建替事業その他のマンションの建替えに関する事業も含めた先行事例を参考とするとともに、審査委員の意見を聞くことなどにより、区分所有権及び敷地利用権の時価を適正に評価しなければならない。

ロ～ト　（略）

2　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ・ロ　（略）

（新設）

第九　敷地分割事業その他の除却する必要のある団地内のマンションに係る敷地分割の円滑な実施に関する事項

1　（略）

2　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

国及び地方公共団体は、敷地分割に対して、税制特例等の資金面での総合的な支援及び技術的援助に努めることとする。

（新設）

管理組合及び区分所有者等は、マンションを社会的資産として、この資産価値をできる限り保全し、かつ、快適な居住環境が確保できるように、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九条）第三条第二項第三号に規定するマンションの管理の適正化に関する基本的な指針（マンション管理適正化指針）等に即し、マンションを適正に管理するよう自ら努めなければならないとされている。

老朽化が進み、維持修繕が困難と想定されるマンションについては、当該状態が継続した場合、外壁等の剝落により周囲に危害等を生ずるおそれもあることから、当該マンションの建替え等を円滑に行い、当該状態の解消にも努める必要がある。

このような基本的な責務の認識の下に、この基本的な方針第一から第九及び第十に規定する必要な事項に十分に留意しつつ、中長期的な見通しを持って、マンションの建替え等の円滑化に努める必要がある。

なお、借家権者、マンションを購入しようとする者等においても、マンションの適正な管理に加え、マンションの建替え等の円滑化の重要性を十分に認識することが重要である。

2　マンションの建替え等の円滑化に向けた合意形成の進め方

マンションの建替え等の円滑な実現に向けては、中長期的なマンションの建替え等の方針の検討段階から、マンション建替事業等の実施段階に至る全ての段階にわたって、関係権利者の合意形成が円滑に図られることが重要であり、その一般的な進め方は次に示すとおりである。

イ　中長期的なマンションの建替え等の方針の検討

建設後相当の期間（築約四十年等）が経過したマンションにおいて、長期修繕計画の検討を行う場合等にあっては、マンションの建替え等も視野に入れて当該マンションの将来像を検討し、中長期的な建替え等の方針の検討を行うことが望ましい。

ロ　マンションの建替え等の提起の検討段階

一部の区分所有者からマンションの建替え等の発意がなされ、これに賛同する有志による勉強会等が発足し、マンションの建替え等を提起するための基礎的な検討が行われる段階である。この段階においては、管理組合として、マンションの建替え等の検討を行うことを目標とする。

マンションの建替え等の提起の検討に当たっては、まず、長寿命化又はマンションの建替え等が実現した先行事例の収集、専門家への相談等を行うことにより、幅広い情報収集に努めることが望ましい。なお、情報収集に当たっては、より多くの区分所有者において、客観的かつ総合的に取り組むよう十分に留意する必要がある。

情報収集後には、勉強会等においてマンションの建替え等の必要性、マンションの建替え等を行う際の希望等を幅広く議論することが重要である。当該議論の結果については、管理組合の理事会に示した上、管理組合としてマンションの建替え等の検討を行う必要性が認められる場合には、集会又は総会の決議によって、管理組合としてマンションの建替え等の検討を行う合意形成が図られることとなる。

ハ　マンションの建替え等の提起段階

管理組合としてマンションの建替え等の検討を行う合意形成が図られた後、長寿命化手法とマンションの建替え等手法を総合的に比較検討し、マンションの建替え等の構想及び必要性について検討する段階である。この段階においては、管理組合として、マンションの建替え等の必要性を踏まえ、マンションの建替え等を計画することの合意を得ること（以下「推進決議」という。）を目標とする。

管理組合としてのマンションの建替え等の検討に当たっては、まず、検討組織の発足が想定されるが、検討内容に関する区分所有者向けの情報提供を徹底するなど、透明かつ公正な組織運営に努める必要がある。また、マンションの建替え等には専門的な知識を有する事項が多いため、必要に応じ、一級建築士、マンション管理士、支援法人その他の専門的知識を有する者の支援を得ることも重要であるが、特に利益相反の観点にも留意して、透明かつ公正な手続により選定するよう努める必要がある。

また、専門家の支援を得ることに加え、ヒアリングやアンケート等による区分所有者の意向把握を行うこと等により、長寿命化手法とマンションの建替え等手法に要する費用、改善効果等を総合的に比較検討することも重要である。

専門家による支援、区分所有者の意向把握等の結果を踏まえ、マンションの建替え等の必要性に対して多数の区分所有者の理解が得られた場合、管理組合として推進決議を行うこととなる。推進決議については、区分所有法で規定される手続ではないが、マンションの建替え等に向けた区分所有者の合意形成の円滑化を図る上では重要である。

ニ　マンションの建替え等の計画段階

管理組合として、マンションの建替え等の推進決議を踏まえ、各区分所有者の合意形成を図りながら、マンションの建替え等の計画を本格的に検討する段階である。この段階においては、建替え等の計画を策定するとともに、当該計画を前提として、マンション建替え決議等を成立させることを目標とする。

管理組合としてのマンションの建替え等の計画の策定に当たっては、多様な価値観を持った区分所有者間の意向を調整し、合意形成を図るための計画組織の発足が想定される。この場合、建築、マンション管理、まちづくり、権利調整等の技術及び経験を有する専門家及び協力事業者について、特に利益相反の観点にも留意して、透明かつ公正な手続により選定し、適宜活用することが重要である。

マンションの建替え等の計画の策定に当たっては、区分所有者の意向、資金力等を踏まえた丁寧な合意形成を図ることが重要であり、その過程を区分所有者等に周知するなど、透明性にも十分に配慮する必要がある。また、マンションの建替え等の計画の策定の合意が得られていない区分所有者に対しても十分に配慮し、可能な限り最大多数の区分所有者の合意形成が図られるよう努める必要がある。

このような過程により策定されたマンションの建替え等の計画に基づき、区分所有法に規定する建替え決議等が成立した場合には、マンション建替事業等が実施されることとなる。

別紙

法第四条の二に基づく助言、指導又は勧告を行う際の判断の基準の目安

法第四条の二に基づき、都道府県（市の区域内にあっては、当該市）がマンションの区分所有者に対して助言又は指導を行う際の判断の基準の目安は、当該マンションが法第百二条第二項各号に規定する要除却認定の基準に該当する可能性があると認める場合とする。

（新設）

また、法第四条の二に基づき、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）がマンションの区分所有者に対して勧告を行う際の判断の基準の目安は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合とする。

一　当該マンションが、法第百二条第二項各号（第五号を除く。）に規定する要除却認定の基準の複数に該当する可能性が高いこと。

二　当該マンションが、法第百二条第二項各号（第五号を除く。）に規定する要除却認定の基準よりも安全性が低いことにより、又は、更なる劣化が進行することにより、著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあること。

なお、個別の事案に応じ、当該マンションが法第四条の二に基づく助言、指導又は勧告を行う際の判断の基準のいずれに該当しない場合についても、マンション建替等円滑化指針等に即し、必要な助言、指導又は勧告を行うことは差し支えない。

第四条　マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	前条の規定による改正後
マンションの再生等の円滑化に関する基本的な方針	マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針
我が国におけるマンションは、土地利用の高度化の進展に伴い、都市部を中心に持家として定着し、重要な居住形態となっている。	我が国におけるマンションは、土地利用の高度化の進展に伴い、都市部を中心に持家として定着し、重要な居住形態となっている。
その一方で、一つの建物を多くの人が区分して所有するマンションは、多様な価値観を持った区分所有者間の意思決定の難しさ、利用形態の混在による権利及び利用関係の複雑さなど、戸建住宅とは異なる多くの課題を有している。	その一方で、一つの建物を多くの人が区分して所有するマンションは、多様な価値観を持った区分所有者間の意思決定の難しさ、利用形態の混在による権利及び利用関係の複雑さなど、戸建住宅とは異なる多くの課題を有している。
今後、建築後相当の年数を経たマンションが急激に増大していくものと見込まれるが、マンションの老朽化は、区分所有者自らの居住環境の低下のみならず、ひいては市街地環境の低下など、深刻な問題を引き起こす可能性がある。	今後、建築後相当の年数を経たマンションが急激に増大していくものと見込まれるが、マンションの老朽化は、区分所有者自らの居住環境の低下のみならず、ひいては市街地環境の低下など、深刻な問題を引き起こす可能性がある。
特に、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の巨大地震の発生のおそれがある中、耐震性が不十分なマンションの耐震化等については喫緊の課題となっているほか、今後は、耐震性は有するが一方で人命の危険があるものや配管設備等が劣化しているなど住宅としての基本的条件を欠く老朽化マンションも急激に増大していくおそれもあることから、この点についても早急な対応が必要となっている。	特に、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の巨大地震の発生のおそれがある中、耐震性が不十分なマンションの耐震化等については喫緊の課題となっているほか、今後は、耐震性は有するが一方で人命の危険があるものや配管設備等が劣化しているなど住宅としての基本的条件を欠く老朽化マンションも急激に増大していくおそれもあることから、この点についても早急な対応が必要となっている。
また、区分所有者の高齢化も急速に進んでいる中、管理組合の総会運営や集会決議の困難化などの課題が顕在化していくおそれもあり、管理不全マンションの発生を含む深刻な問題が発生し得る。	また、区分所有者の高齢化も急速に進んでいる中、管理組合の総会運営や集会決議の困難化などの課題が顕在化していくおそれもあり、管理不全マンションの発生を含む深刻な問題が発生し得る。
このような状況の中で、都市の再生と良好な居住環境の確保、地震によるマンションの倒壊、老朽化したマンションの損壊その他の被害からの国民の生命、身体及び財産の保護を図り、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与するためには、マンションの新築から再生までのライフサイクル全体を見通して、適切な修繕や耐震改修等により既存ストックを有効に活用するとともに、マンションの建替え、マンションの更新、マンションの再建、マンション敷地売却、マンション除却敷地売却、敷地売却若しくはマンションの除却又は除却する必要のあるマンションに係る敷地分割（以下「マンションの再生等」という。）の円滑化を図ることが重要である。	このような状況の中で、都市の再生と良好な居住環境の確保、地震によるマンションの倒壊、老朽化したマンションの損壊その他の被害からの国民の生命、身体及び財産の保護を図り、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与するためには、適切な修繕や耐震改修等により既存ストックを有効に活用するとともに、マンションの建替え又は除却する必要のあるマンションに係るマンション敷地売却若しくは敷地分割（以下「マンションの建替え等」という。）の円滑化を図ることが重要である。
この基本的な方針（以下「基本方針」という。）は、このような認識の下に、マンションの再生等の円滑化を図るため、必要な事項を定めるものである。	この基本的な方針は、このような認識の下に、マンションの建替え等の円滑化を図るため、必要な事項を定めるものである。

第一　マンションの再生等の円滑化を図るため講ずべき施策の基本的な方向

マンションは今や我が国における主要な居住形態の一つとなっており、マンションを社会的資産として位置付け、その資産価値をできる限り保全し、快適な居住環境が確保できるよう、日常の管理を適正に実施しそのストックを有効に活用していくことが重要である。しかし、修繕や耐震改修等のみでは良好な居住環境の確保や地震によるマンションの倒壊、老朽化したマンションの損壊その他の被害からの生命、身体及び財産の保護が困難な場合には、円滑にマンションの再生等を行い、より長期の耐用性能を確保するとともに、良好な居住環境や地震等に対する安全性の向上を実現することが必要である。

マンションは私有財産の集合体であり、マンションの再生等はあくまでも区分所有者等の自助努力で行うことが基本であるため、区分所有者等のマンションの再生等関係者は、適切な役割分担の下で、建築、マンション管理、まちづくり、権利調整等の技術及び経験を有する、一級建築士、マンション管理士、マンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）その他の専門家を適宜活用し、積極的にマンションの再生等の円滑化に努力することが必要である。

地方公共団体においても、老朽化が進行し、維持修繕が困難なマンションに対しては、能動的に当該マンションの再生等の円滑化に関与することが必要である。

しかし、マンションは一つの建物を多くの人が区分して所有するものであり、区分所有者が容易にマンションの再生等を決定できない環境下にあることから、マンションの再生等について、国及び地方公共団体は緊密に連携して相談体制の整備、情報提供等に積極的に努めるとともに、一定の要件を満たすマンションの再生等については、適切に財政上の支援その他の多様な支援を行うこととする。

第二　マンションの再生等に向けた区分所有者等の合意形成の促進に関する事項

1　マンションの再生等に向けた区分所有者等の合意形成の促進のため管理組合等が取り組むべき事項

イ　マンションの再生等の検討に当たっては、特にその初動期において、適切な時期に説明会を開催するなど区分所有者等のマンションの再生等に関する知識の普及に努めるとともに、各区分所有者等の意向把握を十分に行うよう努める必要がある。

ロ　マンションの再生等の検討に当たっては、検討内容の区分所有者向けの情報提供の徹底による透明性の確保に努めるとともに、必要に応じ、高齢者世帯等に配慮したマンションの再生等計画の作成に留意する必要がある。

ハ　マンションの建替え、マンションの更新、マンション敷地売却、マンション除却敷地売却又はマンションの除却（以下「マンションの建替え等」という。）による多様なマンションの建替え等手法と修繕、耐震改修等の長寿命化の手法に要する費用、改善効果等を客観的かつ総合的に把握し、比較することが望ましい。この際、マンションの建替え等手法と長寿命化手法の検討に当たっては、一部の手法に絞った上で比較するなど管理組合等の状況に応じて判断することは差し支えない。

第一　マンションの建替え等の円滑化を図るため講ずべき施策の基本的な方向

マンションは今や我が国における主要な居住形態の一つとなっており、マンションを社会的資産として位置付け、その資産価値をできる限り保全し、快適な居住環境が確保できるよう、日常の管理を適正に実施しそのストックを有効に活用していくことが重要である。しかし、修繕や耐震改修等のみでは良好な居住環境の確保や地震によるマンションの倒壊、老朽化したマンションの損壊その他の被害からの生命、身体及び財産の保護が困難な場合には、円滑にマンションの建替え等を行い、より長期の耐用性能を確保するとともに、良好な居住環境や地震等に対する安全性の向上を実現することが必要である。

マンションは私有財産の集合体であり、マンションの建替え等はあくまでも区分所有者等の自助努力で行うことが基本であり、区分所有者等のマンションの建替え等関係者は、適切な役割分担の下で、建築、マンション管理、まちづくり、権利調整等の技術及び経験を有する、一級建築士、マンション管理士、マンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）その他の専門家を適宜活用し、積極的にマンションの建替え等の円滑化に努力することが必要である。

地方公共団体においても、老朽化が進行し、維持修繕が困難なマンションに対しては、能動的に当該マンションの建替え等の円滑化に関与することが必要である。

しかし、マンションは一つの建物を多くの人が区分して所有するものであり、区分所有者が容易にマンションの建替え等を決定できない環境下にあることから、マンションの建替え等について、国及び地方公共団体は緊密に連携して相談体制の整備、情報提供等に積極的に努めるとともに、一定の要件を満たすマンションの建替え等については、適切に財政上の支援その他の多様な支援を行うこととする。

第二　マンションの建替え等に向けた区分所有者等の合意形成の促進に関する事項

1　マンションの建替え等に向けた区分所有者等の合意形成の促進のため管理組合等が取り組むべき事項

イ　マンションの建替え等の検討に当たっては、特にその初動期において、適切な時期に説明会を開催するなど区分所有者等のマンションの建替え等に関する知識の普及に努めるとともに、各区分所有者等の意向把握を十分に行うよう努める必要がある。

ロ　マンションの建替え等の検討に当たっては、検討内容の区分所有者向けの情報提供の徹底による透明性の確保に努めるとともに、必要に応じ、高齢者世帯等に配慮したマンションの建替え等計画の作成に留意する必要がある。

ハ　マンションの建替え等手法と修繕、耐震改修等の長寿命化手法に要する費用、改善効果等を客観的かつ総合的に把握し、比較することが望ましい。この際、マンションの建替え等手法と長寿命化手法の検討に当たっては、一部の手法に絞った上で比較するなど管理組合等の状況に応じて判断することは差し支えない。

ニ　マンションの再生等の検討に必要な費用について、各区分所有者の衡平な費用分担に配慮するとともに、管理費又は修繕積立金の充当について、明確に取決めを行うよう努める必要がある。

ホ　同一敷地に複数のマンションが存する場合において、一部のマンションについて先行して建替え、更新又は再建を行う際には、当該マンションの建替え、更新又は再建の計画のみならず、その他のマンションが建替え、更新又は再建を行うことを仮定した場合の建替え、更新又は再建の構想を示しつつ、当該建替え、更新又は再建による影響の程度が容易に把握できるよう努める必要がある。

ヘ　同一敷地にマンションを含む複数の建物が存する場合において、敷地を分割してマンションの建替え又は除却を行う際には、団地全体の将来像を踏まえたうえで敷地分割の必要性等の検討を行い、敷地分割に対する団地建物所有者全体の理解を得るよう努める必要がある。

2　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ　国及び地方公共団体は、マンションの再生等に関する窓口を整備するとともに、マンションの再生等に関する情報提供や相談体制等の整備に努めることとする。

ロ　国及び地方公共団体は、インターネットの活用等によってマンションの再生等に関する専門的な知識の普及に努めることとする。

ハ～ホ　（略）

ヘ　国は、マンションの再生等の進め方に関する実務的指針を作成し、地方公共団体と連携し、その普及に努めることとする。

ト　国及び地方公共団体は、管理組合等がマンションの再生等のための検討を円滑に行うことが可能となるよう、当該検討費用について、優良な建築物等の整備に対する補助等により必要な支援に努めることとする。

チ　地方公共団体は、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）第四条の二に規定する助言、指導又は勧告の措置を検討するに当たり、必要な限度において、マンションの区分所有者に対し、報告徴収等を実施し、当該マンションの管理状況、劣化状況、建替え等に向けた検討状況等の把握に努めることとする。

リ～ル　（略）

第三　マンション再生事業その他のマンションの建替え、マンションの更新又はマンションの再建に関する事業の円滑な実施に関する事項

1　マンション再生事業の施行者等が取り組むべき事項

イ　再生決議後において建替え、更新又は再建に関する事業の方法を円滑かつ迅速に決定するよう努めることとする。

ロ　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第六十三条第五項又は法第十五条第一項若しくは法第六十四条第一項に規定する売渡請求権の行使に当たっては、先行事例を参考とするとともに、審査委員の意見を聞くことなどにより、区分所有権及び敷地利用権又は敷地共有持分等の時価を適正に評価しなければならない。

ハ　法第十五条の二第一項に規定する賃貸借の終了請求権の行使に当たっては、賃貸借の終了により通常生ずる損失の補償金を賃借人に対して支払わなければならない。

ニ　マンションの建替え等の検討に必要な費用について、各区分所有者の衡平な費用分担に配慮するとともに、管理費又は修繕積立金の充当について、明確に取決めを行うよう努める必要がある。

ホ　同一敷地に複数のマンションが存する場合において、一部のマンションを先行して建て替える際には、当該マンションの建替え計画のみならず、その他のマンションが建替えを行うことを仮定した場合の建替え構想を示しつつ、当該建替えによる影響の程度が容易に把握できるよう努める必要がある。

ヘ　同一敷地にマンションを含む複数の建物が存する場合において、敷地を分割してマンションの建替え又はマンションの敷地売却を行う際には、団地全体の将来像を踏まえたうえで敷地分割の必要性等の検討を行い、敷地分割に対する団地建物所有者全体の理解を得るよう努める必要がある。

2　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ　国及び地方公共団体は、マンションの建替え等に関する窓口を整備するとともに、マンションの建替え等に関する情報提供や相談体制等の整備に努めることとする。

ロ　国及び地方公共団体は、インターネットの活用等によってマンションの建替え等に関する専門的な知識の普及に努めることとする。

ハ～ホ　（略）

ヘ　国は、マンションの建替え等の進め方に関する実務的指針を作成し、地方公共団体と連携し、その普及に努めることとする。

ト　国及び地方公共団体は、管理組合等がマンションの建替え等のための検討を円滑に行うことが可能となるよう、当該検討費用について優良建築物等整備事業の活用等により必要な支援に努めることとする。

チ　地方公共団体は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）第四条の二に規定する助言、指導又は勧告の措置を検討するに当たり、必要な限度において、マンションの区分所有者に対し、報告徴収等を実施し、当該マンションの管理状況、劣化状況、建替え等に向けた検討状況等の把握に努めることとする。

リ～ル　（略）

第三　マンション建替事業その他のマンションの建替えに関する事業の円滑な実施に関する事項

1　マンション建替事業の施行者等が取り組むべき事項

イ　建替え決議後において建替えに関する事業の方法を円滑かつ迅速に決定するよう努めることとする。

ロ　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第六十三条第五項又は法第十五条第一項若しくは法第六十四条第一項に規定する売渡請求権の行使に当たっては、先行事例を参考とするとともに、審査委員の意見を聞くことなどにより、区分所有権及び敷地利用権の時価を適正に評価しなければならない。

（新設）

ニ　建替え工事又は更新工事の期間中の仮住居の確保に際して、適切な住宅のあっせん又は提供に努めることとする。

ホ　居住環境を改善するためにマンションの各戸の床面積を増やす場合等にあっては、隣接する土地を隣接施行敷地としてマンション再生事業の区域に組み入れる方法、隣接する土地をあらかじめ区分所有法第五条第一項に基づく規約による敷地とした上で当該土地の地権者が参加組合員として参画する方法等により、土地の合理的な利用を図りつつ、建替え、更新又は再建を円滑に行うことが望ましい。

ヘ　借地権設定型のマンションの建替え等にあっては、区分所有者、底地権者等の意向を踏まえ、底地をマンション再生事業に組み入れて権利変換を実施する方法等により、建替え、更新又は再建を円滑に行うことが望ましい。

ト　同一敷地に存する複数のマンションの建替え、更新又は再建に当たっては、敷地の規模等を勘案の上、当該複数のマンションの建替え、更新又は再建を目的とする一のマンション再生組合を設立することにより、効率的な建替え、更新又は再建に努めることとする。

チ　マンション再生組合の組合員は、マンション再生事業の円滑な実施のためマンション再生組合の運営等に積極的に協力しなければならない。

2　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ　（略）

ロ　国及び地方公共団体は、マンションの建替え、更新又は再建に関する事業に対して、優良な建築物等の整備に対する補助、独立行政法人住宅金融支援機構による融資、民間再開発促進基金による債務保証、税制特例等の資金面での総合的な支援並びに技術的援助に努めることとする。

ハ　国及び地方公共団体は、高齢者等の建替え又は更新のための資金の確保を容易にし、その建替え又は更新への参加を支援するため、独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け返済特例制度の普及等に努めることとする。

ニ　地方公共団体は、工事期間中の仮住居の確保について、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅等の公的賃貸住宅の活用その他の多様な支援に努めることとする。

ホ　地方公共団体は、マンションの建替え、更新又は再建の円滑化のため、必要に応じ、建築基準法第五十九条の二第一項に規定するいわゆる総合設計制度等による容積率制限又は高さ制限の緩和、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく地区計画制度の活用等により良好な居住環境を確保した上での一団地の住宅施設を定めた都市計画の廃止等適切な対応に努めることとする。

ヘ　国は、マンション再生組合等による売渡請求権行使に当たっての時価の算定基準の明確化に資するよう、事例の集積に努めることとする。

ト　地方公共団体は、マンション再生事業の円滑な施行を図るため、マンション再生組合等に対する援助の必要があると認めるときは、支援法人に必要な協力を要請するよう努めることとする。

第四　再生マンションにおける良好な居住環境の確保に関する事項

1　マンション再生事業の施行者等が取り組むべき事項

イ　（略）

ロ　再生マンションについて、耐久性、耐震性、省エネルギー性、バリアフリー対応、防犯性等良好な居住環境を備えたものとなるよう努めることとする。

ハ　建替え工事期間中の仮住居の確保に際して、適切な住宅のあっせん又は提供に努めることとする。

ニ　居住環境を改善するためにマンションの各戸の床面積を増やす場合等にあっては、隣接する土地を隣接施行敷地としてマンション建替事業の区域に組み入れる方法、隣接する土地をあらかじめ区分所有法第五条第一項に基づく規約による敷地とした上で当該土地の地権者が参加組合員として参画する方法等により、土地の合理的な利用を図りつつ、建替えを円滑に行うことが望ましい。

（新設）

ホ　同一敷地に存する複数のマンションの建替えに当たっては、敷地の規模等を勘案の上、当該複数のマンションの建替えを目的とする一のマンション建替組合を設立することにより、効率的な建替えに努めることとする。

ヘ　マンション建替組合の組合員は、マンション建替事業の円滑な実施のためマンション建替組合の運営等に積極的に協力しなければならない。

2　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ　（略）

ロ　国及び地方公共団体は、マンションの建替えに関する事業に対して、優良建築物等整備事業及び都市再生住宅制度による補助、独立行政法人住宅金融支援機構によるまちづくり融資、民間再開発促進基金による債務保証、税制特例等の資金面での総合的な支援並びに技術的援助に努めることとする。

ハ　国及び地方公共団体は、高齢者等の建替え資金の確保を容易にし、その建替えへの参加を支援するため、独立行政法人住宅金融支援機構によるまちづくり融資の高齢者向け返済特例制度の普及等に努めることとする。

ニ　地方公共団体は、工事期間中の仮住居の確保について、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅等の公共賃貸住宅の活用その他の多様な支援に努めることとする。

ホ　地方公共団体は、マンションの建替えの円滑化のため、必要に応じ、建築基準法第五十九条の二第一項に規定するいわゆる総合設計制度等による容積率制限又は高さ制限の緩和、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく地区計画制度の活用等により良好な居住環境を確保した上での一団地の住宅施設を定めた都市計画の廃止等適切な対応に努めることとする。

ヘ　国は、マンション建替組合等による売渡請求権行使に当たっての時価の算定基準の明確化に資するよう、事例の集積に努めることとする。

ト　地方公共団体は、マンション建替事業の円滑な施行を図るため、マンション建替組合等に対する援助の必要があると認めるときは、支援法人に必要な協力を要請するよう努めることとする。

第四　再建マンションにおける良好な居住環境の確保に関する事項

1　マンション建替事業の施行者等が取り組むべき事項

イ　（略）

ロ　再建マンションについて、耐久性、耐震性、省エネルギー性、バリアフリー対応、防犯性等良好な居住環境を備えたものとなるよう努めることとする。

ハ・ニ　（略）

ホ　法第百六十三条の五十六第一項に規定する除却等の必要性に係る認定（以下「要除却等認定」という。）を受けたマンション（以下「要除却等認定マンション」という。）の建替えにより新たに建築されるマンション又は更新がされた後の要除却等認定マンションが、再び要除却等認定の基準に該当することのないよう、適切な配管設備の整備やバリアフリー化に努めることとする。

ヘ　マンションが区分所有法第六十二条第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数で建物更新決議をしたときは、マンションの更新により、当該事由の解消に努めることとする。

2　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ　国及び地方公共団体は、良好な居住環境を創出する優良なマンションの建替え、更新又は再建に関する事業については、優良な建築物等の整備に対する補助等により必要な支援に努めることとする。

ロ　地方公共団体は、市街地の環境の整備改善に資する空地等を備えるなど優良なマンションの建替え、更新又は再建に関する事業については、建築基準法第五十九条の二第一項に規定するいわゆる総合設計制度等建築規制の特例制度の積極的活用により必要な支援に努めることとする。

第五　マンションの建替え又はマンションの更新が行われる場合における従前のマンションに居住していた借家権者及び転出区分所有者の居住の安定の確保に関する事項

1　マンション建替事業又はマンション更新事業の施行者等が取り組むべき事項

イ　早期の段階からヒアリングやアンケート等による区分所有者又は借家権者の意向把握を行うとともに、区分所有者又は借家権者に対する相談窓口の設置を行うよう努めなければならない。

ロ　代替住宅の確保に際して、そのあっせん、情報提供等により借家権者及び転出区分所有者の居住の安定に努めなければならない。

2　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ　国及び地方公共団体は、建替前マンション又は更新前マンションに居住していた高齢者について、再生マンション又は転出後の住宅の購入資金の確保を容易にするため、独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け返済特例制度の普及等に努めることとする。

ロ　国及び地方公共団体は、マンションの建替え又は更新において区分所有権及び敷地利用権又は敷地共有持分等の売却による代金を得てもなお住宅ローンを完済できない区分所有者について、住宅ローンの一括返済により抵当権を抹消するための金融機関からの借入を容易にするため、民間再開発促進基金による債務保証の普及等に努めることとする。

ハ　地方公共団体は、移転料等の支払いに対して、優良な建築物等の整備に対する補助、高齢の区分所有者や借家権者など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定のため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅等の公的賃貸住宅の活用、都市再生住宅等の整備に対する補助、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第五十九条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人、同法第八十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会及び高齢者等を対象とした家賃債務保証の活用その他の多様な支援に努めることとする。

ハ・ニ　（略）

ホ　法第百二条第一項に規定する除却の必要性に係る認定（以下「要除却認定」という。）を受けたマンションの建替えにより新たに建築されるマンションが、再び要除却認定の基準に該当することのないよう、適切な配管設備の整備やバリアフリー化に努めることとする。

（新設）

2　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ　国及び地方公共団体は、良好な居住環境を創出する優良なマンションの建替えに関する事業については、優良建築物等整備事業の活用等により必要な支援に努めることとする。

ロ　地方公共団体は、市街地の環境の整備改善に資する空地等を備えるなど優良なマンションの建替えに関する事業については、建築基準法第五十九条の二第一項に規定するいわゆる総合設計制度等建築規制の特例制度の積極的活用により必要な支援に努めることとする。

第五　マンションの建替えが行われる場合における従前のマンションに居住していた借家権者及び転出区分所有者の居住の安定の確保に関する事項

1　マンション建替事業の施行者等が取り組むべき事項

代替住宅の確保に際して、そのあっせん、情報提供等により借家権者及び転出区分所有者の居住の安定に努めなければならない。

2　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ　地方公共団体は、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅等の公共賃貸住宅への優先入居その他の多様な支援に努めることとする。

ロ　地方公共団体は、都市再生住宅制度の活用等により、従前居住者用賃貸住宅の供給の促進及び家賃対策の実施に努めることとする。

ハ　地方公共団体は、移転料等の支払いに対して優良建築物等整備事業の活用等により必要な支援に努めることとする。

（削る）

第六　除却する必要のあるマンションに係る特別の措置に関する事項

1　管理組合等が取り組むべき事項

イ　要除却認定の申請に当たっては、建築、まちづくり等の技術及び経験を有する一級建築士その他の専門家を適宜活用して、マンションの建替え等のみならず改修についても検討するよう努めることとし、法第百二条第二項第一号に該当するものとして申請を行う場合には、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二十五条第一項に規定する区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請も併せて検討し、十分に合意形成が図られた段階で管理者等がいずれかの申請を行うよう努める必要がある。

ロ　法第百八条第二項第一号に規定する買受人の選定に当たっては、特に利益相反の観点にも留意して、選定する手続を透明かつ公正に行うよう努める必要がある。

ハ　法第百八条第二項第二号に規定する売却による代金の見込額を各区分所有者が適切に評価し、マンション敷地売却決議における賛否等の判断ができるよう、不動産の鑑定評価等の活用に努める必要がある。

ニ　同一敷地に存する複数のマンションの全部について法第百二条第一項の認定（同条第二項第一号から第三号までのいずれかに係るものに限る。以下「特定要除却認定」という。）がなされ、マンション敷地売却事業が予定されている場合において、法第百八条第二項第二号に規定する売却による代金の見込額は、当該複数のマンションにおいてそれぞれのマンションごとに設立されるマンション敷地売却組合間の衡平を害しないよう適切に定める必要がある。

ホ　法第百八条第二項第三号に規定する算定方法は、例えば敷地の持分割合で配分するなど、各区分所有者の衡平を害しないよう適切に定めなければならない。

ヘ　法第百八条第五項に規定する区分所有者集会の招集通知や同条第七項に規定する説明会を行う際、各区分所有者が適切に判断できるよう、集会を招集する者が買受計画について情報提供することが望ましい。

ト　除却マンション敷地となるべき土地の区域及び非除却マンション敷地となるべき土地の区域については、敷地分割後のマンションの建替え又はマンション敷地売却が円滑かつ確実に実施され、かつ、分割後の各敷地の衡平を害しないよう、不動産鑑定評価等の土地に対する客観的な評価に基づき設定するよう努める必要がある。

2　買受人等が取り組むべき事項

イ　法第百五条第一項に規定する容積率の特例を活用しようとする場合は、法第百九条第一項に規定する買受計画の認定の申請と並行して手続を行うことも制度上可能であり、早期に特定行政庁と許可に係る相談を行うよう努めるとともに、当該許可については、売却による代金の見込額や分配金の価額に適切に反映させるよう努めることとする。

ロ　法第百九条第一項に規定する買受計画の認定の申請や法第百五条第一項に規定する容積率の特例の許可の申請に当たっては、あらかじめ管理組合等とその内容や手続の進め方等について十分に調整を行うよう努めることとする。

ハ　同一敷地に存する複数のマンションの全部について特定要除却認定がなされ、マンション敷地売却事業が予定されている場合において、法第百十条に規定する買受計画の認定基準に基づき、マンション敷地売却事業が円滑かつ確実に実施され、かつ、各区分所有者の衡平を害しないよう、当該複数のマンション及びその敷地の全部について、単独で又は共同して、買受計画の認定を申請するよう努めることとする。

3　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ　国及び地方公共団体は、マンションの耐震診断に対して、住宅・建築物安全ストック形成事業による補助等の資金面での総合的な支援及び技術的援助に努めることとする。

ロ　国は、マンションの管理者等による要除却認定の申請が適切かつ円滑に行われるよう、地方公共団体と連携し、要除却認定の基準やその申請手続に関する知識の普及に努めることとする。

ハ　国は、地方公共団体における法第百五条第一項に規定する容積率の特例の許可が円滑に行われるよう、当該許可に係る許可準則を作成し、地方公共団体における許可基準の策定の促進に努めるとともに、地方公共団体と連携し、当該許可に係る事例の集積を行い、必要な助言、情報提供等に努めることとする。

ニ　地方公共団体は、法第百五条第一項に規定する容積率の特例の許可については、地域の実情を考慮しつつ、要除却認定を受けたマンションが除却されることの公益性等を踏まえ、制度の積極的な活用の促進や許可の手続の早期化、申請予定者からの相談への対応等に努めることとする。なお、高齢者等の良好な居住環境を確保するため、容積率の特例の許可に当たっては、基本的に建物だけでなく敷地内の通路も含めたバリアフリー化を求めることとする。

ホ　地方公共団体は、要除却認定を受けたマンションを建て替える場合等において特に必要があるときは、地域の実情に応じ、市街地環境の確保に配慮しつつ、高度地区その他の都市計画の弾力的な運用について検討することが望ましい。

4　独立行政法人都市再生機構が取り組むべき事項

独立行政法人都市再生機構は、要除却認定を受けたマンションが除却されることについて公益性が認められるとき及び民間の主体に委ねた場合には必ずしも円滑にマンションの建替え等が行われないおそれがあるときに限り、独立行政法人都市再生機構の有するノウハウ、中立性及び公平性の活用を図り、委託を受けてマンションの建替え等を行うために必要なコーディネート業務を行うこととする。

第七　マンション敷地売却事業その他の除却する必要のあるマンションに係るマンション敷地売却の円滑な実施に関する事項

（新設）

第六　マンション敷地売却事業、マンション除却敷地売却事業又は敷地売却事業（以下「マンション等売却事業」と総称する。）その他のマンション敷地売却、マンション除却敷地売却又は敷地売却の円滑な実施に関する事項

1　管理組合等が取り組むべき事項

イ　管理組合は、法第百十三条第二項第一号に規定する売却決議マンション又は同項第三号に規定する売却決議マンション群（以下「売却決議マンション等」と総称する。）を買い受けようとする者の選定に当たっては、特に利益相反の観点にも留意して、選定する手続を透明かつ公正に行うよう努める必要がある。

ロ　売却決議マンション等を買い受けようとする者は、法第百四条第二項第三号に規定する売却決議マンション等の除却等に関する資金計画を各区分所有者が適切に評価し、マンション等売却決議における賛否等の判断ができるよう、その作成に当たって、不動産の鑑定評価等の活用に努める必要がある。

ハ　売却決議マンション等を買い受けようとする者は、法第百四条第一項に規定する除却等計画の認定の申請や法第百六十三条の五十九第一項に規定する容積率又は各部分の高さの特例の許可の申請に当たっては、あらかじめ管理組合等とその内容や手続の進め方等について十分に調整を行うよう努める必要がある。

ニ　売却決議マンション等を買い受けようとする者は、法第百六十三条の五十九第一項に規定する容積率又は各部分の高さの特例を活用しようとする場合は、建物敷地売却決議より前に手続を行うことも制度上可能であり、早期に特定行政庁と許可に係る相談を行うよう努めるとともに、当該許可については、売却による代金の見込額や分配金の価額に適切に反映させるよう努める必要がある。

ホ　法第百六条第一項に規定する認定買受人は、除却等計画に従い、売却決議マンション等の除却等を実施しなければならない。

2　マンション等売却組合等が取り組むべき事項

イ　区分所有法第六十四条の六第三項、第六十四条の七第三項若しくは第七十一条第五項において読み替えて準用する区分所有法第六十三条第五項又は法第百二十一条第一項に規定する売渡請求権の行使に当たっては、マンション再生事業その他のマンションの建替え、更新又は再建に関する事業も含めた先行事例を参考とするとともに、審査委員の意見を聞くことなどにより、区分所有権及び敷地利用権又は敷地共有持分等の時価を適正に評価しなければならない。

ロ　法第百二十二条第一項に規定する賃貸借の終了請求権の行使に当たっては、賃貸借の終了により通常生ずる損失の補償金を賃借人に対して支払わなければならない。

ハ　反対区分所有者の区分所有権及び敷地利用権又は敷地共有持分等については売渡請求権の行使等により適切に取得を行うとともに、これらに抵当権が設定されている場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百七十九条に規定する抵当権消滅請求等により適切な手続を行うよう努めることとする。

ニ　法第百四十二条第一項第五号に規定する損失の額の算定に当たり、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）第六十七条第二項各号に定める損失の額は公共用地の取得に伴う損失補償基準に準じた適正な額として算定しなければならない。

ホ　（略）

ヘ　同一敷地に存する複数のマンションの全部についてマンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業が実施される場合において、各マンションの売却合意者は、マンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業の円滑かつ確実な実施のため、各マンションにマンション等売却組合を設立し、相互に連携する必要がある。

ト　同一敷地に存する複数のマンションの全部についてマンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業が実施される場合において、マンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業が円滑かつ確実に実施され、かつ、各区分所有者の衡平を害しないよう、分配金取得計画の権利消滅期日を同一とすることについて十分に調整を行うよう努めることとする。

チ　同一敷地に存する複数のマンションの全部について、マンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業が予定されている場合において、法第百四十二条第一項第三号に規定する組合員が取得することとなる分配金の価額は、当該複数のマンションにおいてそれぞれのマンションごとに設立されるマンション等売却組合間の衡平を害しないよう適切に定める必要がある。

リ　法第百四十三条第一項に規定する分配金の価額の算定方法は、例えば敷地の持分割合で配分するなど、各区分所有者の衡平を害しないよう適切に定めなければならない。

1　マンション敷地売却組合等が取り組むべき事項

イ　法第百八条第十項において読み替えて準用する区分所有法第六十三条第五項又は法第百二十四条第一項に規定する売渡請求権の行使に当たっては、マンション建替事業その他のマンションの建替えに関する事業も含めた先行事例を参考とするとともに、審査委員の意見を聞くことなどにより、区分所有権及び敷地利用権の時価を適正に評価しなければならない。

（新設）

ロ　反対区分所有者の区分所有権及び敷地利用権については売渡請求権の行使等により適切に取得を行うとともに、これらに抵当権が設定されている場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百七十九条に規定する抵当権消滅請求等により適切な手続を行うよう努めることとする。

ハ　法第百四十二条第一項第五号に規定する損失の額の算定に当たり、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）第六十七条第二項各号に定める損失の額は公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和三十七年十月十二日用地対策連絡会決定）に準じた適正な額として算定しなければならない。

ニ　（略）

ホ　同一敷地に存する複数のマンションの全部についてマンション敷地売却事業が実施される場合において、各マンションのマンション敷地売却合意者は、マンション敷地売却事業の円滑かつ確実な実施のため、各マンションにマンション敷地売却組合を設立し、相互に連携する必要がある。

へ　同一敷地に存する複数のマンションの全部についてマンション敷地売却事業が実施される場合において、マンション敷地売却事業が円滑かつ確実に実施され、かつ、各区分所有者の衡平を害しないよう、分配金取得計画の権利消滅期日を同一とすることについて十分に調整を行うよう努めることとする。

（新設）

（新設）

ヌ　法第百十四条第二項に規定する売却合意者集会の招集を通知する際、各売却合意者が適切に判断できるよう、集会を招集する者が分配金取得計画等について情報提供することが望ましい。

ル　マンション等売却組合の組合員は、マンション等売却事業の円滑な実施のため、マンション等売却組合の運営等に積極的に協力しなければならない。

３　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ　国及び地方公共団体は、除却等をする必要のあるマンションに係るマンション敷地売却又はマンション除却敷地売却に対して、優良な建築物等の整備に対する補助、独立行政法人住宅金融支援機構による融資、民間再開発促進基金による債務保証、税制特例等の資金面での総合的な支援並びに技術的援助に努めることとする。

ロ　地方公共団体は、同一敷地に存する複数のマンションの全部についてマンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業が実施される場合において、マンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業が円滑かつ確実に実施され、かつ、各区分所有者の衡平を害しないよう、法第百二十条第一項に規定する公告の日を同一とするよう努めることとする。

ハ　地方公共団体は、マンション等売却事業の円滑な実施を図るため、マンション等売却組合に対する援助の必要があると認めるときは、支援法人に必要な協力を要請するよう努めることとする。

第七　売却マンション又は除却敷地売却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に関する事項

１　マンション等売却組合等が取り組むべき事項

イ　（略）

ロ　代替住宅の確保に際して、そのあっせん、情報提供等により借家権者及び転出区分所有者の居住の安定に努めなければならない。

（削る）

２　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ　国及び地方公共団体は、売却マンション又は除却敷地売却マンションに居住していた高齢者について、売却後に再生されたマンション又は転出後の住宅の購入資金の確保を容易にするため、独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け返済特例制度の普及等に努めることとする。

ロ　国及び地方公共団体は、マンション敷地売却又はマンション除却敷地売却によってもなお住宅ローンを完済できない区分所有者について、住宅ローンの一括返済により抵当権を抹消するための金融機関からの借入を容易にするため、民間再開発促進基金による債務保証の普及等に努めることとする。

ハ　地方公共団体は、高齢の区分所有者や借家権者など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定のため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅等の公的賃貸住宅の活用、都市再生住宅等の整備に対する補助、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第五十九条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人、同法第八十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会及び高齢者等を対象とした家賃債務保証の活用その他の多様な支援に努めることとする。

（新設）

ト　マンション敷地売却組合の組合員は、マンション敷地売却事業の円滑な実施のため、マンション敷地売却組合の運営等に積極的に協力しなければならない。

２　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ　国及び地方公共団体は、除却する必要のあるマンションに係るマンション敷地売却に対して、優良建築物等整備事業及び都市再生住宅制度による補助、独立行政法人住宅金融支援機構によるまちづくり融資、民間再開発促進基金による債務保証、税制特例等の資金面での総合的な支援並びに技術的援助に努めることとする。

ロ　地方公共団体は、同一敷地に存する複数のマンションの全部についてマンション敷地売却事業が実施される場合において、マンション敷地売却事業が円滑かつ確実に実施され、かつ、各区分所有者の衡平を害しないよう、法第百二十三条第一項に規定する公告の日を同一とするよう努めることとする。

ハ　地方公共団体は、マンション敷地売却事業の円滑な実施を図るため、マンション敷地売却組合に対する援助の必要があると認めるときは、支援法人に必要な協力を要請するよう努めることとする。

第八　売却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に関する事項

１　買受人等が取り組むべき事項

イ　（略）

ロ　区分所有者又は借家権者の要請があった場合には、その要請が過度なものでない限りにおいて、法第百九条第二項第四号の規定により定められた代替建築物提供等計画に従い、流通している物件や新たに建設される再建マンション等の中で各区分所有者又は借家権者の希望に最も近い代替建築物の提供等を行うよう努めなければならない。

２　管理組合等が取り組むべき事項

借家権者への適切な情報提供を行うことにより、借家権者においてもマンション敷地売却に係る検討状況が把握できるよう努める必要がある。

３　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ　国及び地方公共団体は、再建マンションへの入居を希望する高齢者について、その購入資金の確保を容易にするため、独立行政法人住宅金融支援機構によるまちづくり融資の高齢者向け返済特例制度の普及等に努めることとする。

ロ　国及び地方公共団体は、マンション敷地売却によってもなお住宅ローンを完済できない区分所有者について、住宅ローンの一括返済により既抵当権を抹消するための金融機関からの借入を容易にするため、民間再開発促進基金による債務保証の普及等に努めることとする。

ハ　地方公共団体は、高齢の区分所有者や借家権者など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定のため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅等の公共賃貸住宅の活用、都市再生住宅制度の活用、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第八十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会の活用、高齢者等を対象とした家賃債務保証の活用その他の多様な支援に努めることとする。

第八　マンション除却事業その他のマンションの除却の円滑な実施に関する事項

1　マンション除却組合等が取り組むべき事項

イ　区分所有法第六十四条の八第三項において読み替えて準用する区分所有法第六十三条第五項又は法第百六十三の十四第三項に規定する売渡請求権の行使に当たっては、マンション再生事業その他のマンションの建替え、更新又は再建に関する事業も含めた先行事例を参考とするとともに、審査委員の意見を聞くことなどにより、区分所有権及び敷地利用権の時価を適正に評価しなければならない。

ロ　反対区分所有者の区分所有権及び敷地利用権については売渡請求権の行使等により適切に取得を行うとともに、これらに抵当権が設定されている場合には、民法第三百七十九条に規定する抵当権消滅請求等により適切な手続を行うよう努めることとする。

ハ　法第百六十三条の十五第一項に規定する賃貸借の終了請求権の行使に当たっては、賃貸借の終了により通常生ずる損失の補償金を賃借人に対して支払わなければならない。

ニ　除却マンションに関する権利を有する者に対しては、法第百六十三条の四十四に規定する補償金を支払わなければならない。この際、法第百六十三条の三十六第一項の規定により、近傍類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格に準じた適正な額として算定される除却マンションの価額及び法第百六十三条の三十六第二項の規定により、除却マンションに関する権利を有する者が除却マンションの明渡しにより通常受ける損失として政令で定める価額を算出しなければならない。

ホ　法第百六十三条の四十四に規定する補償金の支払に当たって、除却マンションに関する権利を有する者が借家権者であり、賃貸人である区分所有者とその他の区分所有者との間でその負担を調整する必要がある場合には、法第百六十三条の二十八に規定する賦課金の徴収等により調整することが可能であることに留意して、具体的な調整方法について検討を行うよう努める必要がある。

ヘ　同一敷地に存する複数のマンションの全部についてマンション除却事業が実施される場合において、各マンションのマンション除却合意者は、マンション除却事業の円滑かつ確実な実施のため、各マンションにマンション除却組合を設立し、相互に連携する必要がある。

ト　同一敷地に存する複数のマンションの全部についてマンション除却事業が実施される場合において、マンション除却事業が円滑かつ確実に実施され、かつ、各区分所有者の衡平を害しないよう、補償金支払計画の権利消滅期日を同一とすることについて十分に調整を行うよう努めることとする。

チ　マンション除却組合の組合員は、マンション除却事業の円滑な実施のため、マンション除却組合の運営等に積極的に協力しなければならない。

2　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ　国及び地方公共団体は、マンションの除却に対して、独立行政法人住宅金融支援機構による融資、税制特例等の資金面での総合的な支援及び技術的援助に努めることとする。

ロ　国は、マンションの除却を進める場合等には、除却費用の確保が課題となるため、当該費用の確保手法について検討するよう努めることとする。

（新設）

ハ　地方公共団体は、同一敷地に存する複数のマンションの全部についてマンション除却事業が実施される場合において、マンション除却事業が円滑かつ確実に実施され、かつ、各区分所有者の衡平を害しないよう、法第百六十三条の六第一項に規定する公告の日を同一とするよう努めることとする。

ニ　地方公共団体は、マンション除却事業の円滑な実施を図るため、マンション除却組合に対する援助の必要があると認めるときは、支援法人に必要な協力を要請するよう努めることとする。

第八の二　除却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に関する事項　（新設）

１　マンション除却組合等が取り組むべき事項

イ　早期の段階からヒアリングやアンケート等による区分所有者又は借家権者の意向把握を行うとともに、区分所有者又は借家権者に対する相談窓口の設置を行うよう努めなければならない。

ロ　代替住宅の確保に際して、そのあっせん、情報提供等により借家権者及び転出区分所有者の居住の安定に努めなければならない。

２　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ　国及び地方公共団体は、除却マンションに居住していた高齢者について、転出後の住宅の購入資金の確保を容易にするため、独立行政法人住宅金融支援機構と民間金融機関が連携して提供するリバースモーゲージ型住宅ローンの普及等に努めることとする。

ロ　国及び地方公共団体は、マンションの除却によってもなお住宅ローンを完済できない区分所有者について、住宅ローンの一括返済により抵当権を抹消するための金融機関からの借入を容易にするため、民間再開発促進基金による債務保証の普及等に努めることとする。

ハ　地方公共団体は、高齢の区分所有者や借家権者など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定のため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅等の公的賃貸住宅の活用、都市再生住宅等の整備に対する補助、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第五十九条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人、同法第八十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会及び高齢者等を対象とした家賃債務保証の活用その他の多様な支援に努めることとする。

第八の三　除却等をする必要のあるマンションに係る特別の措置に関する事項　（新設）

１　管理組合等が取り組むべき事項

イ　要除却等認定の申請に当たっては、建築、まちづくり等の技術及び経験を有する一級建築士その他の専門家を適宜活用して、マンションの建替え又は更新のみならず改修についても検討するよう努めることとし、法第百六十三条の五十六第二項第一号に該当するものとして申請を行う場合には、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二十五条第一項に規定する区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請も併せて検討し、十分に合意形成が図られた段階で管理者等がいずれかの申請を行うよう努める必要がある。

ロ　除却マンション敷地となるべき土地の区域及び非除却マンション敷地となるべき土地の区域については、敷地分割後のマンションの建替え、マンションの更新、マンション敷地売却、マンション除却敷地売却、敷地売却又はマンションの除却が円滑かつ確実に実施され、かつ、分割後の各敷地の衡平を害しないよう、不動産鑑定評価等の土地に対する客観的な評価に基づき設定するよう努める必要がある。

2　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ　国及び地方公共団体は、マンションの耐震診断に対する補助等の資金面での総合的な支援及び技術的援助に努めることとする。

ロ　国及び地方公共団体は、要除却等認定マンションの除却等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構による融資の普及等に努めることとする。

ハ　国は、マンションの管理者等による要除却等認定の申請が適切かつ円滑に行われるよう、地方公共団体と連携し、要除却等認定の基準やその申請手続に関する知識の普及に努めることとする。

ニ　国は、地方公共団体における法第百六十三条の五十九第一項に規定する容積率又は各部分の高さの特例の許可が円滑に行われるよう、当該許可に係る許可準則を作成し、地方公共団体における許可基準の策定の促進に努めるとともに、地方公共団体と連携し、当該許可に係る事例の集積を行い、必要な助言、情報提供等に努めることとする。

ホ　地方公共団体は、法第百六十三条の五十九第一項に規定する容積率又は各部分の高さの特例の許可については、地域の実情を考慮しつつ、要除却等認定マンションの除却等がされることの公益性等を踏まえ、制度の積極的な活用の促進や許可の手続の早期化、申請予定者からの相談への対応等に努めることとする。なお、高齢者等の良好な居住環境を確保するため、容積率又は各部分の高さの特例の許可に当たっては、基本的に建物だけでなく敷地内の通路も含めたバリアフリー化を求めることとする。

ヘ　地方公共団体は、要除却等認定マンションを建て替える場合等において特に必要があるときは、地域の実情に応じ、市街地環境の確保に配慮しつつ、高度地区その他の都市計画の弾力的な運用について検討することが望ましい。

3　独立行政法人都市再生機構が取り組むべき事項

独立行政法人都市再生機構は、要除却等認定マンションの除却等がされることについて公益性が認められるとき及び民間の主体に委ねた場合には必ずしも円滑にマンションの建替え等又は敷地分割が行われないおそれがあるときに限り、独立行政法人都市再生機構の有するノウハウ、中立性及び公平性の活用を図り、委託を受けてマンションの建替え等又は敷地分割を行うために必要なコーディネート業務を行うこととする。

第九の二　マンションの建替えその他の措置の実施の円滑化に関する基本的な指針（以下「マンション建替等円滑化指針」という。）に関する事項

マンション建替等円滑化指針は、管理組合及びマンションの区分所有者等によるマンションの建替え等の円滑化を推進するため、その基本的な考え方を示すとともに、地方公共団体が法第四条の二に基づきマンションの区分所有者に対して助言、指導又は勧告を行う場合の判断の基準の目安を別紙に示すものである。

1　マンションの建替え等の円滑化の基本的方向

日常のマンションの管理を適正に行い、そのストックを有効に活用していくことは重要だが、一方で、老朽化が進むことにより、修繕、耐震改修等の長寿命化手法のみでは良好な居住環境の確保や地震によるマンションの倒壊、老朽化したマンションの損壊その他の被害からの生命、身体及び財産の保護が困難であると想定される場合には、マンションの建替え等を円滑に行い、より長期の耐用性能を確保するとともに、良好な居住環境や地震に対する安全性等の向上を実現することが重要である。

第九の二　マンションの建替えその他の措置の実施の円滑化に関する基本的な指針（以下「マンション建替等円滑化指針」という。）に関する事項

マンション建替等円滑化指針は、管理組合及びマンションの区分所有者等によるマンションの建替え等の円滑化を推進するため、その基本的な考え方を示すとともに、地方公共団体が法第四条の二に基づきマンションの区分所有者に対して助言、指導又は勧告を行う場合の判断の基準の目安を別紙に示すものである。

1　マンションの建替え等の円滑化の基本的方向

日常のマンションの管理を適正に行い、そのストックを有効に活用していくことは重要だが、一方で、老朽化が進むことにより、修繕、耐震改修等の長寿命化手法のみでは良好な居住環境の確保や地震によるマンションの倒壊、老朽化したマンションの損壊その他の被害からの生命、身体及び財産の保護が困難であると想定される場合には、マンションの建替え等を円滑に行い、より長期の耐用性能を確保するとともに、良好な居住環境や地震に対する安全性等の向上を実現することが重要である。

管理組合及び区分所有者等は、マンションを社会的資産として、この資産価値をできる限り保全し、かつ、快適な居住環境が確保できるように、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九条）第三条第二項第三号に規定するマンションの管理の適正化に関する基本的な指針（マンション管理適正化指針）等に即し、マンションを適正に管理するよう自ら努めなければならないとされている。

老朽化が進み、維持修繕が困難と想定されるマンションについては、当該状態が継続した場合、外壁等の剝落により周囲に危害等を生ずるおそれもあることから、当該マンションの建替え等を円滑に行い、当該状態の解消にも努める必要がある。

このような基本的な責務の認識の下に、この基本方針第一から第九及び第十に規定する必要な事項に十分に留意しつつ、中長期的な見通しを持って、マンションの建替え等の円滑化に努める必要がある。

なお、借家権者、マンションを購入しようとする者等においても、マンションの適正な管理に加え、マンションの建替え等の円滑化の重要性を十分に認識することが重要である。

２　（略）

第十　その他マンションの再生等の円滑化に関する重要事項

１　管理組合等が取り組むべき事項

イ　再生決議から着工までの間、売却決議から買受人への売渡しまでの間又は取壊し決議から着工までの間において、不法占拠、新たな権利設定等により円滑なマンションの再生等に支障が生ずることのないよう従前のマンション及びその敷地の適正な管理に努める必要がある。

ロ　マンションの再生等に際しての従前のマンションの管理組合の財産の処分について、管理組合の総会において取決めを行うことが望ましい。

２　施行者等が取り組むべき事項

イ　再生マンションの分譲時までに適切な管理規約や長期修繕計画、修繕積立金の金額等の案を作成するとともに、分譲時にこれらの内容を購入者に対して説明を行い、理解を得るよう努めることとする。

ロ　マンションの再生等に伴って発生する廃棄物の分別、再資源化等に努めるとともに、再生マンション等の建設に当たってはリサイクル材を使用することが望ましい。

３　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

イ　国及び地方公共団体は、民間事業者を参加組合員や買受人等として選定する手続が透明かつ公正に行われるようマンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合又は敷地分割組合を設立しようとする者等に対して適切に助言又は指導を行わなければならない。

ロ　国は、マンションの再生等の事業が着実に遂行されるよう、ガイドライン、マニュアル等を整備し、技術的な支援に努めるとともに、事例収集及び成功事例の横展開に努めることとする。

ハ　国は、マンション敷地売却事業等により、非現地（売却マンション等の敷地に全く重なっていない土地）を活用したマンションの建替え等の事例収集に努めることとする。

ニ　国は、マンションの建替え等の際に必要な関連法における手続についても、実態の把握を行った上で、マンションの建替え等の事業円滑化のために必要な対応の検討に努めることとする。

管理組合及び区分所有者等は、マンションを社会的資産として、この資産価値をできる限り保全し、かつ、快適な居住環境が確保できるように、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九条）第三条第二項第三号に規定するマンションの管理の適正化に関する基本的な指針（マンション管理適正化指針）等に即し、マンションを適正に管理するよう自ら努めなければならないとされている。

老朽化が進み、維持修繕が困難と想定されるマンションについては、当該状態が継続した場合、外壁等の剝落により周囲に危害等を生ずるおそれもあることから、当該マンションの建替え等を円滑に行い、当該状態の解消にも努める必要がある。

このような基本的な責務の認識の下に、この基本的な方針第一から第九及び第十に規定する必要な事項に十分に留意しつつ、中長期的な見通しを持って、マンションの建替え等の円滑化に努める必要がある。

なお、借家権者、マンションを購入しようとする者等においても、マンションの適正な管理に加え、マンションの建替え等の円滑化の重要性を十分に認識することが重要である。

２　（略）

第十　その他マンションの建替え等の円滑化に関する重要事項

１　管理組合等が取り組むべき事項

イ　建替え決議から着工又はマンション敷地売却決議から買受人への売渡しまでの間において、不法占拠、新たな権利設定等により円滑なマンションの建替え等に支障が生ずることのないよう従前のマンション及びその敷地の適正な管理に努める必要がある。

ロ　マンションの建替え等に際しての従前のマンションの管理組合の財産の処分について、管理組合の総会において取決めを行うことが望ましい。

２　施行者等が取り組むべき事項

イ　再建マンションの分譲時までに適切な管理規約や長期修繕計画、修繕積立金の金額等の案を作成するとともに、分譲時にこれらの内容を購入者に対して説明を行い、理解を得るよう努めることとする。

ロ　マンションの建替え等に伴って発生する廃棄物の分別、再資源化等に努めるとともに、再建マンション等の建設に当たってはリサイクル材を使用することが望ましい。

３　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

民間事業者を参加組合員や買受人等として選定する手続が透明かつ公正に行われるようマンション建替組合、マンション敷地売却組合又は敷地分割組合を設立しようとする者等に対して適切に指導及び助言を行わなければならない。

ホ　国は、地方公共団体が能動的にマンションの再生等の円滑化に取り組むことができるよう、地方公共団体の担当者向けの研修を実施するなど、地方公共団体の体制の強化に向けた総合的な支援に努めることとする。

別紙　法第四条の二に基づく助言、指導又は勧告を行う際の判断の基準の目安

法第四条の二に基づき、都道府県（市の区域内にあっては、当該市）がマンションの区分所有者に対して助言又は指導を行う際の判断の基準の目安は、当該マンションが法第百六十三条の五十六第二項各号に規定する要除却等認定の基準に該当する可能性があると認める場合とする。

また、法第四条の二に基づき、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）がマンションの区分所有者に対して勧告を行う際の判断の基準の目安は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合とする。

一　当該マンションが、法第百六十三条の五十六第二項各号（第五号を除く。）に規定する要除却等認定の基準の複数に該当する可能性が高いこと。

二　当該マンションが、法第百六十三条の五十六第二項各号（第五号を除く。）に規定する要除却等認定の基準よりも安全性が低いことにより、又は、更なる劣化が進行することにより、著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあること。

なお、個別の事案に応じ、当該マンションが法第四条の二に基づく助言、指導又は勧告を行う際の判断の基準のいずれに該当しない場合についても、マンション建替等円滑化指針等に即し、必要な助言、指導又は勧告を行うことは差し支えない。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条及び第三条の規定は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十一月二十八日）から施行する。

○国土交通省告示第千二十二号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の施行に伴い、海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令（令和六年国土交通省令第四十三号）第十三条（第十七条において準用する場合を含む。）並びに第四十二条第二号及び第四号（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、海上運送法に基づく安全統括管理者講習及び運航管理者講習の内容及び方法の基準等を定める告示を次のように定め、令和七年十一月二十一日から適用する。

令和七年十一月二十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

海上運送法に基づく安全統括管理者講習及び運航管理者講習の内容及び方法の基準等を定める告示

第一条　海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令（以下「省令」という。）第十三条の告示で定める科目は、次のとおりとする。

一　輸送の安全の確保に関する科目

二　船舶の運航に関する科目

イ　水上交通に関する基礎

ロ　気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断

ハ　航海の安全の確保

三　船舶の施設及び船員に関する科目

イ　船体及び設備

ロ　船員の配置及び教育訓練

四　輸送の安全に係る近年の動向に関する科目

第二条　前条の規定は、省令第十七条において準用する省令第十三条の告示で定める科目について準用する。

第三条　省令第四十二条第二号の告示で定める内容及び方法の基準は、次のとおりとする。

一　安全統括管理者講習の内容は、安全統括管理者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために十分なものであること。

二　安全統括管理者講習の時間は、一時間以上であること。

三　安全統括管理者講習は、毎月一回以上行うこと。ただし、国土交通大臣が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

四　離島その他受講の機会を確保するために特別の配慮を必要とすると認められる区域に在住する者に対し、適正かつ合理的な範囲内において、安全統括管理者講習の実施場所の確保その他の便宜の提供が行われるものであること。

五　前各号に掲げるもののほか、公正性及び公平性の観点から適当と認められる方法により安全統括管理者講習を行うものであること。

第四条　省令第四十二条第四号の告示で定める基準は、安全統括管理者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために十分なものであることとする。

第五条　第三条の規定は、省令第五十一条において準用する省令第四十二条第二号の告示で定める内容及び方法の基準について準用する。この場合において、第三条中「安全統括管理者」とあるのは、「運航管理者」と読み替えるものとする。

第六条　第四条の規定は、省令第五十一条において準用する省令第四十二条第四号の告示で定める基準について準用する。この場合において、第四条中「安全統括管理者」とあるのは、「運航管理者」と読み替えるものとする。

別紙　法第四条の二に基づく助言、指導又は勧告を行う際の判断の基準の目安

法第四条の二に基づき、都道府県（市の区域内にあっては、当該市）がマンションの区分所有者に対して助言又は指導を行う際の判断の基準の目安は、当該マンションが法第百二条第二項各号に規定する要除却認定の基準に該当する可能性があると認める場合とする。

また、法第四条の二に基づき、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）がマンションの区分所有者に対して勧告を行う際の判断の基準の目安は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合とする。

一　当該マンションが、法第百二条第二項各号（第五号を除く。）に規定する要除却認定の基準の複数に該当する可能性が高いこと。

二　当該マンションが、法第百二条第二項各号（第五号を除く。）に規定する要除却認定の基準よりも安全性が低いことにより、又は、更なる劣化が進行することにより、著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあること。

なお、個別の事案に応じ、当該マンションが法第四条の二に基づく助言、指導又は勧告を行う際の判断の基準のいずれに該当しない場合についても、マンション建替等円滑化指針等に即し、必要な助言、指導又は勧告を行うことは差し支えない。

○国土交通省告示第千二十三号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、並びに海上運送法施行規則の一部を改正する省令（令和七年国土交通省令第四十三号）による改正後の海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第七条の十一第二項第二号（第十九条の三、第二十条の十二、第二十一条の五第三項（第二十三条の六第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条の七第一項、第二十二条の六及び第二十三条の十第一項において準用する場合を含む。）及び第二十一条の五第二項第一号（第二十三条の六第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、運航管理者を船舶に乗り組ませるために運航管理者及び陸上従業者に受講させなければならない講習に関する告示を次のように定める。

令和七年十一月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

運航管理者を船舶に乗り組ませるために運航管理者及び陸上従業者に受講させなければならない講習に関する告示

（用語の定義）

第一条　この告示において「運航管理者」とは、海上運送法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）（第五項において「新法」という。）第十条の六第一項（同法第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項で準用する場合を含む。）に規定する運航管理者をいう。

2　この告示において「運航管理者兼務講習」とは、海上運送法施行規則の一部を改正する省令による改正後の海上運送法施行規則（以下「新施行規則」という。）第七条の十一第二項第二号（同規則第十九条の三、第二十条の十二、第二十一条の五第三項（同規則第二十三条の六第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条の七第一項、第二十二条の六及び第二十三条の十第一項において準用する場合を含む。）及び同規則第二十一条の五第二項第一号（同規則第二十三条の六第一項において準用する場合を含む。）の規定（以下「兼務講習規定」という。）により運航管理者に受講させなければならない講習をいう。

3　この告示において「登録運航管理者兼務講習機関」とは、次条の規定により国土交通大臣の登録を受けた者をいう。

4　この告示において「運航管理者兼務講習修了証明書」とは、兼務講習規定に規定する運航管理者兼務講習を修了したことを証する書類をいう。

5　この告示において「陸上従業者」とは、新法第十条の七第二項ただし書（同法第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項で準用する場合を含む。）の規定により運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者（第二十三条及び第二十四条において「運航管理者と常時連絡を取ることができる従業者（船舶に乗り組んでいない者に限る。）をいう。

6　この告示において「陸上従業者兼務講習」とは、兼務講習規定により陸上従業者に受講させなければならない講習をいう。

7　この告示において「登録陸上従業者兼務講習機関」とは、第二十二条第一項の規定により国土交通大臣の登録を受けた者をいう。

8　この告示において「陸上従業者兼務講習修了証明書」とは、兼務講習規定に規定する陸上従業者兼務講習を修了したことを証する書類をいう。

（登録運航管理者兼務講習機関の登録）

第二条　運航管理者兼務講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

（登録の手続）

第三条　前条の登録（この条において「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　運航管理者兼務講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　運航管理者兼務講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）を行う事務所の名称及び所在地

三　講習事務の開始予定日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　役員の氏名、住所及び履歴を記載した書面

二　登録を受けようとする者が個人である場合には、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類並びに履歴を記載した書面

三　運航管理者兼務講習に必要な書籍その他の教材を用いて運航管理者兼務講習が行われるものであることを証明する書類

四　運航管理者兼務講習を行う講師が海上運送法（次条及び第九条において「法」という。）第三十二条の四十第二項で準用する同法第三十二条の二十七第一項各号に掲げる条件のいずれにも適合する者であることを信じさせるに足る書類

五　運航管理者兼務講習を行う講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類

六　登録を受けようとする者が次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

（登録の要件等）

第四条　国土交通大臣は、第二条の登録の申請に係る運航管理者兼務講習が、当該講習に必要な書籍その他の教材を用いて、法第三十二条の四十第二項で準用する同法第三十二条の二十七第一項各号に掲げる運航管理者講習（法第三十二条の九第三項に規定する運航管理者講習をいう。）の講師の条件のいずれにも適合する者により行われるものであるときは、その登録をしなければならない。

2　国土交通大臣は、第二条の登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二　第十七条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であって、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3　第二条の登録は、登録運航管理者兼務講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　運航管理者兼務講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四　運航管理者兼務講習を開始する日

（登録内容の変更の届出）

第五条　登録運航管理者兼務講習機関は、第三条第二項各号に掲げる書類の記載事項（次条又は第七条の規定により届け出なければならない事項を除く。）に変更があったときは、遅滞なく、その旨及び当該変更後の当該書類を国土交通大臣に届け出なければならない。

（役員の選任の届出等）

第六条　登録運航管理者兼務講習機関は、役員を選任したときは、その日から二週間以内に、選任した役員の氏名、住所及び履歴を記載した届出書を国土交通大臣に届け出なければならない。

2　登録運航管理者兼務講習機関は、役員を解任したときは、その日から二週間以内に、その旨並びにその理由及び年月日を記載した届出書に登記事項証明書を添付して国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録簿の変更の届出）

第七条　登録運航管理者兼務講習機関は、第四条第三項第二号及び第三号に掲げる事項の変更をしようとするときは、その二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

２　登録運航管理者兼務講習機関は、前項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする日

三　変更の理由

３　前項の届出書には、変更に係る事項を証明する書類を添付しなければならない。

（登録の更新）

第八条　第二条の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

２　第二条から第四条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（講習事務の実施に係る義務）

第九条　登録運航管理者兼務講習機関は、公正に、かつ、第四条第一項に規定する要件及び次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

一　講習事務を管理する者（第三号及び次条第二項第六号において「運航管理者兼務講習管理者」という。）が次に掲げる要件に適合すること。

イ　二十五歳以上の者であること。

ロ　過去二年間に講習事務に関し不正な行為を行った者又は法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者でないこと。

ハ　講習事務を適正に管理できると認められる者であること。

ニ　運航管理者兼務講習について必要な知識及び経験を有する者であること。

二　前号イからニまでに掲げる要件に適合する者であって登録運航管理者兼務講習機関が選任したものが、運航管理者兼務講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。

三　運航管理者兼務講習管理者及び講師の知識及び能力の維持のため、当該運航管理者兼務講習管理者及び講師に対し、運航管理者として船舶に乗り組むに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために十分な研修を受講させること。

２　運航管理者兼務講習は次に掲げる内容及び方法の基準に適合するように行われなければならない。

一　運航管理者兼務講習を受講できる者は、十八歳以上の者であること。

二　運航管理者兼務講習は、講義の終了後に、受講者が講義の内容全体について十分に理解していることを確認するものであること。

三　運航管理者兼務講習の科目は、次のとおりであること。

イ　輸送の安全の確保に関する科目

ロ　船舶の運航に関する科目

(1)　気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断

(2)　航海の安全の確保

ハ　輸送の安全に係る近年の動向に関する科目

四　運航管理者兼務講習の内容は、運航管理者として船舶に乗り組むに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために十分なものであること。

五　運航管理者兼務講習の講義時間は、一時間以上であること。

六　運航管理者兼務講習は、毎月一回以上行うものであること。ただし、国土交通大臣が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

七　離島その他受講の機会を確保するために特別の配慮を必要とすると認められる区域に在住する者に対し、適正かつ合理的な範囲内において、運航管理者兼務講習の実施場所の確保その他の便宜の提供が行われるものであること。

八　運航管理者兼務講習を修了した者に対し、遅滞なく、運航管理者兼務講習修了証明書を交付するものであること。

九　前各号に掲げるもののほか、公正性及び公平性の観点から適当と認められる方法により運航管理者兼務講習を行うものであること。

（講習事務規程）

第十条　登録運航管理者兼務講習機関は、講習事務の開始前に、講習事務の実施に関する規程（次項において「講習事務規程」という。）を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　講習事務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一　運航管理者兼務講習の受講の申請に関する事項

二　運航管理者兼務講習の日程、公示の方法その他運航管理者兼務講習の実施の方法に関する事項

三　運航管理者兼務講習の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項

四　運航管理者兼務講習に必要な書籍その他の教材の名称、著者及び発行者

五　運航管理者兼務講習修了証明書の交付及び再交付に関する事項

六　運航管理者兼務講習管理者の氏名及び履歴

七　講習事務に関する秘密の保持に関する事項

八　帳簿書類（帳簿書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の管理に関する事項

九　講習事務に関する公正の確保に関する事項

十　不正な受講者の処分に関する事項

十一　その他講習事務の実施に関し必要な事項

（帳簿の備付け等）

第十一条　登録運航管理者兼務講習機関は、講習事務について、次に掲げる事項が記載された帳簿並びに運航管理者兼務講習の受講申請書及びその添付書類又は運航管理者兼務講習の受講申請書及びその添付書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を備え、運航管理者兼務講習を終了した日から三年間これらを保存しなければならない。

一　運航管理者兼務講習の料金の収納に関する事項

二　運航管理者兼務講習の受講の申請の受理に関する事項

三　運航管理者兼務講習修了証明書の交付及び再交付に関する事項

四　その他運航管理者兼務講習の実施状況に関する事項

（帳簿等の提出）

第十二条　登録運航管理者兼務講習機関は、第十六条の規定により講習業務を休止し、又は廃止した場合その他当該事務を行わないこととなった場合は、遅滞なく、前条の帳簿並びに運航管理者兼務講習の受講申請書及びその添付書類又はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を国土交通大臣に提出しなければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十三条　登録運航管理者兼務講習機関は、毎事業年度、当該事業年度の経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項第一号及び第三号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

２　運航管理者兼務講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録運航管理者兼務講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録運航管理者兼務講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電子情報処理組織を使用する方法及び受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できる方法であって次に掲げる方法のうち登録運航管理者兼務講習機関の定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ　電磁的記録に係る記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（適合命令）

第十四条　国土交通大臣は、運航管理者兼務講習が第四条第一項に規定する要件に適合しなくなったと認めるときは、当該登録運航管理者兼務講習機関に対し、当該要件に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第十五条　国土交通大臣は、登録運航管理者兼務講習機関が第九条の規定に違反していると認めるときは、当該登録運航管理者兼務講習機関に対し、同条の規定による運航管理者兼務講習を行うべきこと又は講習事務の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（講習事務の休廃止）

第十六条　登録運航管理者兼務講習機関は、講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

２　登録運航管理者兼務講習機関は、前項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　休止又は廃止をしようとする講習事務に関する業務の範囲

二　休止又は廃止をしようとする日

三　休止をしようとする場合にあっては、その期間

四　休止又は廃止の理由

（登録の取消し等）

第十七条　国土交通大臣は、登録運航管理者兼務講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第四条第二項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二　第七条、第十条、第十一条、第十三条第一項又は前条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がなく、第十三条第二項各号の請求を拒んだとき。

四　第十四条又は第十五条の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により第二条の登録を受けたとき。

（国土交通大臣による講習事務の実施等）

第十八条　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一　登録運航管理者兼務講習機関がいないとき。

二　第十六条の規定による講習事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったとき。

三　前条の規定により第二条の登録を取り消し、又は登録運航管理者兼務講習機関に対し講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四　登録運航管理者兼務講習機関が天災その他の事由により講習事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき。

２　国土交通大臣は、前項の規定により講習事務を行うこととするときは、当該講習事務を開始する日をインターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。

（登録運航管理者兼務講習機関の講習事務等の国土交通大臣への引継ぎ）

第十九条　登録運航管理者兼務講習機関は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める日前に受け付けた申請に係る運航管理者兼務講習（第一号又は第三号に掲げる場合において、運航管理者兼務講習に関する業務の一部を休止し、又は停止するときは、当該休止又は停止に係るものに限る。）を同日前に開始していないときは、当該申請に係る申請書及びその添付書類（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）（申請者からの申出があった場合に限る。）並びに料金を、速やかに申請者に返還しなければならない。

一　第十六条の届出をして講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合　当該業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する日

二　第十七条の規定により第二条の登録を取り消された場合　当該登録を取り消された日

三　第十七条の規定により期間を定めて講習事務に関する業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合　当該定められた期間の初日

四　第一号又は前号に掲げる場合のほか、前条第一項の規定により国土交通大臣が講習事務を行うこととなった場合　前条第二項の当該講習事務を開始する日

２　登録運航管理者兼務講習機関は、前項各号に掲げる場合に該当し、国土交通大臣が前条第一項の規定により講習事務に関する業務の全部又は一部を行う場合には、（前項第一号又は第三号に掲げる場合において、当該業務の一部を休止し、又は停止するときは、当該休止又は停止に係るものに限る。）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

（国土交通大臣の講習事務等の登録運航管理者兼務講習機関への引継ぎ）

第二十条　国土交通大臣は、第十八条第一項の規定により行っている講習事務を行わないものとする場合には、当該講習事務を終止する日をインターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。

２　国土交通大臣は、前項に規定する場合には、同項の当該講習事務を終止する日以後において、当該講習事務の実施のために必要な書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を当該講習事務を実施する登録運航管理者兼務講習機関に送付するものとする。

（公示）

第二十一条　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

一　第二条の登録をしたとき。

二　第七条の規定による届出があったとき。

三　第十六条の規定による届出があったとき。

四　第十七条の規定により第二条の登録を取り消し、又は講習事務に関する業務の停止を命じたとき。

（登録陸上従業者兼務講習機関）

第二十二条　陸上従業者兼務講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

２　第三条から前条までの規定は、前項の登録、陸上従業者兼務講習及び登録陸上従業者兼務講習機関に関する事務について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第三項	登録運航管理者兼務講習機関登録簿	登録陸上従業者兼務講習機関登録簿
第八条第二項	第二条から第四条	第三条、第四条及び第二十一条第一項

第九条第一項第一号及び第三号並びに第十条第二項第六号	運航管理者兼務講習管理者
第九条第一項第三号及び第二項第三号	運航管理者として船舶に乗り組むに当たり
第九条第二項第七号、第十条第二項第五号及び第十一条第三号	運航管理者兼務講習修了証明書
陸上従業者兼務講習管理者	
陸上従業者としての職務を行うに当たり	
陸上従業者兼務講習修了証明書	

（運航管理者兼務講習に係る特例）

第二十三条　運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者が、兼務講習規定により運航管理者に運航管理者兼務講習を受講させなければならない場合において、当該運航管理者が最後に運航管理者兼務講習を受講した日から起算して二年を経過しないときは、兼務講習規定により運航管理者兼務講習を受講させたものとみなす。

（船舶が小型船舶であって当該船舶の航行中は他の船舶を運航しない等の場合の運航管理者兼務講習の受講義務）

第二十四条　新施行規則第二十一条の五第一項第一号（同規則第二十三条の六第一項において準用する場合を含む。）の場合において、運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者は、当該運航管理者に、最後に運航管理者兼務講習を受講させた日から起算して二年を経過する日までに運航管理者兼務講習を受講させなければならない。

（陸上従業者兼務講習に係る特例）

第二十五条　運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者が、兼務講習規定により陸上従業者に陸上従業者兼務講習を受講させなければならない場合において、当該陸上従業者が最後に陸上従業者兼務講習を受講した日から起算して二年を経過しないときは、兼務講習規定により陸上従業者兼務講習を受講させたものとみなす。

（船舶が小型船舶であって当該船舶の航行中は他の船舶を運航しない等の場合の陸上従業者兼務講習の受講義務）

第二十六条　新施行規則第二十一条の五第一項第一号（同規則第二十三条の六第一項において準用する場合を含む。）の場合において、運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者は、陸上従業者に、最後に陸上従業者兼務講習を受講させた日から起算して二年を経過する日までに陸上従業者兼務講習を受講させなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二十三条から第二十六条までの規定は、海上運送法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（次条において「特定日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　次の各号に掲げる場合においては、第二十四条及び第二十六条の規定にかかわらず、特定日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

一　特定日前に内航貨客定期航路事業の登録を受けている場合（改正法附則第六条第三項に規定する者が人の運送をする内航貨物定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。）

二　特定日前に内航一般不定期航路事業の登録を受けている場合（改正法附則第六条第五項に規定する者が人の運送をする内航不定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。）

その他告示

○外務省告示第四百三十九号

令和六年十二月二十六日にエレバンで署名された所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約について、それぞれの国において法令上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文の交換は、令和七年十一月二十日にエレバンで行われた。よって、同条約は、その第二十九条１の規定に従い、令和七年十二月二十日に効力を生ずる。

令和七年十一月二十一日

外務大臣　茂木　敏充

官庁報告

官庁事項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第１項の規定に基づき定めた米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の全部を令和７年10月31日付けで変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき公表する。

令和７年11月21日

農林水産大臣　鈴木　憲和

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

第１　米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有してきましたが、備蓄量については、現在行っている主食用米及び加工原材料用としての備蓄米の売渡予定数量を全て売り渡した場合、29.5万トンとなることから、今後、需給状況等の環境が整った場合には、備蓄水準の回復を行います。

第２　米穀の需給の見通しに関する事項

１　令和６／７年の需要実績

(1)　**需要実績の対象期間及び対象米穀**

米穀の需要実績については、前年７月から当年６月までの１年間について算出することとしています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稲うるち米及び水稲もち米から、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年４月１日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第４及び第５で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

(2)　**算出方法**

需要実績は、令和６年産主食用米等生産量、令和６／７年（令和６年７月から令和７年６月までの１年間）の政府備蓄米供給量、令和６年６月末民間在庫量及び令和７年６月末民間在庫量を基に算出します。

表１　令和６／７年の需要実績の算出方法

需要実績＝①＋②＋③－④

① 令和６年産主食用米等生産量
② 令和６／７年政府備蓄米供給量
③ 令和６年６月末民間在庫量
④ 令和７年６月末民間在庫量

⑶　**需要実績（確定値）**

前記方法により算出した令和６／７年の需要実績（確定値）は、玄米ベースで713万玄米トン、精米ベースで635万精米トンとなります。

２　令和６／７年の需給実績

令和６／７年の需給実績は、表２のとおりです。

表２　令和６／７年の需給実績（確定値）

		玄米ベース（万トン（玄米））	精米ベース（万トン（精米））
令和６／７年	令和６年６月末民間在庫量　A	153	135
	令和６年産主食用米等生産量　B	679	606
	令和６／７年政府備蓄米供給量　C	36	32
	令和６／７年主食用米等供給量計　D＝A＋B＋C	868	773
	令和６／７年主食用米等需要量　E	713	635
	令和７年６月末民間在庫量　F＝D－E	155	138

注１：令和６年産主食用米等生産量は、令和６年産水稲の収穫量（主食用）（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。

注２：６月末民間在庫量は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に水稲を作付けした生産者の在庫量推計値を加えたものである。なお、令和７年６月末民間在庫量には、売り渡した政府備蓄米の在庫量（12万玄米トン）を含む。

注３：令和６／７年政府備蓄米供給量は、令和７年６月までに供給された政府備蓄米の数量（買戻し条件付売渡しによる政府備蓄米31万玄米トン、随意契約による政府備蓄米５万玄米トン）である。

注４：精米ベースの令和６年６月末民間在庫量、令和６年産主食用米等生産量、政府備蓄米供給量及び令和７年６月末民間在庫量は、玄米ベースの値に「精米歩留りの状況調査」による当該年産の精米歩留りを乗じた値である。

注５：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

３　令和７／８年及び令和８／９年の需要見通し（推計値）

令和７／８年及び令和８／９年の需要量については、近年の需要量が必ずしも減少していないことを踏まえ、直近の１人当たり消費量の実績、人口（推計値）、インバウンド需要量の動向及び精米歩留りの変動を考慮して、幅を持って設定することとします。

具体的には、

①　令和２／３年から令和６／７年までの需要実績（精米ベース）から、それぞれ当該年のインバウンド需要量を除いた上で、それぞれ当該年の人口で除し、各年の１人当たり消費量(精米)（推計値）を算出

②　①の１人当たり消費量（精米)（推計値）について、直近５年平均値及び直近５年最大値を算出（なお、令和７／８年の１人当たり消費量については、算出した直近５年最大値を直近のとう精数量の実績に基づき補正）

③　②で算出した各値に、令和７年及び令和８年の人口（推計値）を乗じ、令和７／８年又は令和８／９年のインバウンド需要量（推計値）を加えて需要見通し（精米ベース）を算出します。

需要見通し（玄米ベース）は、精米歩留りの変動を考慮し、需要見通し（精米ベース）を、想定される精米歩留りの直近５年平均値及び直近５年最小値で除して算出します。

結果は、図１及び表３のとおりとなります。

図１　令和７／８年及び令和８／９年の需要見通しの算出方法

①　令和２／３年から令和６／７年までの各年の１人当たり消費量（精米)（推計値）を算出

	需要実績（万トン）		インバウンド需要量（万精米トン）②	人口（千人）③	１人当たり消費量（精米kg／人）（①－②）÷③
	玄米	精米①			
２／３年	704.0	631.3	0.0	126,146	50.0
３／４年	701.5	632.8	0.1	125,502	50.4
４／５年	691.1	622.3	1.9	124,947	49.7
５／６年	704.9	626.2	5.1	124,352	49.9
６／７年	712.7	635.0	5.7	123,802	50.8
				５年平均	50.2

注１：需要実績の玄米は、各年の基本指針において示した値であり、精米は、玄米の値に「精米歩留りの状況調査」による精米歩留り（例えば、６／７年の場合は、需要実績（玄米）のうち、令和６年７月から令和６年８月までの２か月分は令和５年産の精米歩留り、令和６年９月から令和７年６月までの10か月分は令和６年産の精米歩留り）を乗じた値である。

注２：インバウンド需要量は、日本政府観光局「訪日外客統計」及び観光庁「インバウンド消費動向調査（旧訪日外国人消費動向調査）」を基に算出した推計値である。

注３：人口は、総務省「人口推計」の各年10月１日現在の値である。

②　①で算出した１人当たり消費量（精米)（推計値）に人口（推計値）を乗じたものにインバウンド需要量（推計値）を加えて需要見通し（精米ベース）を算出

		令和７／８年	
		下位値	上位値
令和７／８年１人当たり消費量	①	50.2精米kg／人	50.7精米kg／人
令和７年人口（推計値）	②	123,170千人	123,170千人
令和７／８年消費量	③＝①×②	618.0万精米トン	624.8万精米トン
令和７／８年インバウンド需要量（推計値）	④	6.1万精米トン	6.1万精米トン
令和７／８年需要見通し（精米）	⑤＝③＋④	624.1万精米トン	630.9万精米トン

		令和８／９年	
		下位値	上位値
令和８／９年１人当たり消費量	①	50.2精米kg／人	50.8精米kg／人
令和８年人口（推計値）	②	122,569千人	122,569千人
令和８／９年消費量	③＝①×②	615.0万精米トン	623.0万精米トン
令和８／９年インバウンド需要量（推計値）	④	6.6万精米トン	6.6万精米トン
令和８／９年需要見通し（精米）	⑤＝③＋④	621.6万精米トン	629.6万精米トン

注１：令和７／８年及び令和８／９年１人当たり消費量の下位値には、①で算出した１人当たり消費量（精米）(推計値）の直近５年平均値、上位値には、①で算出した１人当たり消費量（精米）(推計値）の直近５年最大値の値。

なお、令和７／８年の上位値については、令和７年７月及び８月のとう精実績が直近３年平均値と比較して0.42％減少していることから、これに需要量全体に占めるとう精数量見込みの割合を乗じて得た減少率（0.20％）により、１人当たり消費量（精米）の直近５年最大値の補正を行っている（50.8精米kg／人×（１－0.20％）＝50.7精米kg／人）。

注２：令和７年人口（推計値）は、「人口推計（総務省、令和７年９月公表）」の総人口（令和７年９月１日現在（概算値）。以下「令和７年９月現在人口」という。）の値。

令和８年人口（推計値）は、令和７年９月現在人口に、「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、令和５年４月公表）」の令和７年10月１日から令和８年10月１日までの総人口（出生中位・死亡中位推計）の減少率を乗じて算出した値。

注３：令和７／８年及び令和８／９年インバウンド需要量（推計値）は、訪日外国人数を政府目標（2030年に6,000万人）に向かって増加すると仮定した場合の当該期間の訪日人数に、令和６／７年の１人当たりの平均泊数、米食回数を１泊当たり２回及び１食あたり78ｇ（ＦＡＯ供給熱量データに基づき推定）を乗じて算出した値。

③　精米歩留りの変動を考慮し、需要見通し（玄米ベース）を算出

精米歩留り	
２年産	89.7％
３年産	90.3％
４年産	90.0％
５年産	88.6％
６年産	89.2％
５年平均	89.6％

注：精米歩留りは、「精米歩留りの状況調査（令和７年６月末時点）」の値である。

		令和７／８年	
		下位値	上位値
令和７／８年需要見通し（精米）	①	624.1万精米トン	630.9万精米トン
令和６年産精米歩留り（令和７年７月～令和７年８月）	②	89.2％	89.2％
令和７年産精米歩留り（見込み）（令和７年９月～令和８年６月）	②[注1]	89.6％	88.6％
令和７／８年需要見通し（玄米）	③＝①÷②[注2]	697.4万玄米トン	711.3万玄米トン

		令和８／９年	
		下位値	上位値
令和８／９年需要見通し（精米）	①	621.6万精米トン	629.6万精米トン
令和８年産精米歩留り（見込み）	②[注1]	89.6％	88.6％
令和８／９年需要見通し（玄米）	③＝①÷②	694.1万玄米トン	710.7万玄米トン

注１：令和７年産及び令和８年産精米歩留り（見込み）の下位値には、直近５年平均の値、上位値には、直近５年最小値の値を用いる。

注２：令和７／８年需要見通し（玄米）は、令和７／８年需要見通し（精米）のうち、令和７年７月から令和７年８月までの２か月分は令和６年産精米歩留りで算出し、令和７年９月から令和８年６月までの10か月分は令和７年産精米歩留り（見込み）で算出した合計値である。

表３　令和７／８年及び令和８／９年の需要見通し（推計値）

令和７／８年	玄米ベース	697万玄米トン～711万玄米トン
	精米ベース	624万精米トン～631万精米トン
令和８／９年	玄米ベース	694万玄米トン～711万玄米トン
	精米ベース	622万精米トン～630万精米トン

４　令和７年産及び令和８年産の主食用米等の生産量の見通し（推計値）

令和７年産主食用米等の生産量の見通し（玄米ベース）は、令和７年９月25日現在の予想収穫量（主食用）のうち、生産者ふるい目幅（1.85㎜、1.90㎜等）以上の予想収穫量の715万玄米トンに、生産者ふるい目幅未満のうち主食用への供給が見込まれる32万玄米トンを加えた748万玄米トンです。

また、令和８年産主食用米等の生産量の見通し（玄米ベース）は、３により算出した令和８／９年の需要見通し（推計値）の上位値である711万玄米トンと設定します。

生産量の見通し（精米ベース）は、精米歩留りの変動を考慮し、生産量の見通し（玄米ベース）に、想定される精米歩留りの直近５年最小値及び直近５年平均値を乗じて算出します。

結果は、表４のとおりとなります。

表４　令和７年産及び令和８年産の主食用米等の生産量の見通し（推計値）

令和7年産	玄米ベース	748万玄米トン
	精米ベース	662万精米トン～670万精米トン
令和8年産	玄米ベース	711万玄米トン
	精米ベース	630万精米トン～637万精米トン

５　令和７／８年及び令和８／９年の需給見通し

令和７／８年及び令和８／９年の需給見通しは、表５のとおりです。

⑴　令和７／８年の需給見通し

【玄米ベース】

①　供給量

ア　令和７年６月末の民間在庫量（確定値）は、155万玄米トンです。

イ　令和７年産主食用米等の生産量は、748万玄米トンです。

ウ　令和７／８年の政府備蓄米供給量は、23万玄米トンの見通しです。

エ　この結果、令和７／８年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、926万玄米トンとなります。

②　需要量

令和７／８年の主食用米等の需要量の見通しは、697万玄米トンから711万玄米トンです。

③　令和８年６月末の民間在庫量

令和８年６月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して、215万玄米トンから229万玄米トンと見通されます。

【精米ベース】

①　供給量

ア　令和７年６月末の民間在庫量（確定値）は、138万精米トンです。

イ　令和７年産主食用米等の生産量は、662万精米トンから670万精米トンです。

ウ　令和７／８年の政府備蓄米供給量は、21万精米トンの見通しです。

エ　この結果、令和７／８年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、822万精米トンから829万精米トンとなります。

②　需要量

令和７／８年の主食用米等の需要量の見通しは、624万精米トンから631万精米トンです。

③　令和８年６月末の民間在庫量

令和８年６月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して、191万精米トンから205万精米トンと見通されます。

⑵　令和８／９年の需給見通し

【玄米ベース】

①　供給量

ア　令和８年６月末の民間在庫量は、215万玄米トンから229万玄米トンと見通されます。

イ　令和８年産主食用米等の生産量は、711万玄米トンと設定します。

ウ　この結果、令和８／９年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、926万玄米トンから939万玄米トンとなります。

②　需要量

令和８／９年の主食用米等の需要量の見通しは、694万玄米トンから711万玄米トンです。

③　令和９年６月末の民間在庫量

令和９年６月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して、215万玄米トンから245万玄米トンと見通されます。

【精米ベース】

①　供給量

ア　令和８年６月末の民間在庫量は、191万精米トンから205万精米トンと見通されます。

イ　令和８年産主食用米等の生産量は、630万精米トンから637万精米トンと設定します。

ウ　この結果、令和８／９年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、821万精米トンから841万精米トンとなります。

②　需要量

令和８／９年の主食用米等の需要量の見通しは、622万精米トンから630万精米トンです。

③　令和９年６月末の民間在庫量

令和９年６月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して、191万精米トンから220万精米トンと見通されます。

表５　令和７／８年及び令和８／９年の主食用米等の需給見通し

			玄米ベース（万トン（玄米））	精米ベース（万トン（精米））
令和7／8年	令和７年６月末民間在庫量	A	155	138
	令和７年産主食用米等生産量	B＝C＋D	748	662～670
	うち生産者ふるい目幅以上	C	715	
	うち生産者ふるい目幅未満のうち、主食用米への供給見込量	D	32	
	令和７／８年政府備蓄米供給量	E	23	21
	令和７／８年主食用米等供給量計	F＝A＋B＋E	926	822～829
	令和７／８年主食用米等需要量	G	697～711	624～631
	令和８年６月末民間在庫量	H＝F－G	215～229	191～205

			玄米ベース（万トン（玄米））	精米ベース（万トン（精米））
令和8／9年	令和８年６月末民間在庫量	H	215～229	191～205
	令和８年産主食用米等生産量	I	711	630～637
	令和８／９年主食用米等供給量計	J＝H＋I	926～939	821～841
	令和８／９年主食用米等需要量	K	694～711	622～630
	令和９年６月末民間在庫量	L＝J－K	215～245	191～220

注：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

なお、事前契約による令和８年産備蓄米の政府買入れは21万玄米トンを予定します。これは、上記の令和８年産主食用米等生産量には含まれていません。

また、政府備蓄米の売渡し（全体で59万トン予定）に係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行います。

上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、第４の２のＳＢＳ方式や枠外の民間輸入（令和６／７年：約４万実トン）による輸入米は含まれません。

上記の需給の見通しについては、今後の生産量や需要量の変動の把握に努め、必要に応じて柔軟に見直していきます。

第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

１　備蓄運営の基本的な考え方

⑴　政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

①　適正備蓄水準は100万トン程度（６月末）

②　国内産米を一定期間（５年間程度）備蓄

③　備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から、一般競争入札により実施

また、「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」（平成29年11月24日ＴＰＰ等総合対策本部決定）に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（平成30年12月30日発効。以下「ＣＰＴＰＰ協定」という。）に基づく豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量の買入れを行う（なお、当該買入れは、その前年の１月から12月までに豪州から実際に輸入した数量に相当する量の当年産米に係る事前契約により行うものとする。上記に即して備蓄運営が行われた場合の基本的な買入数量は、20万トンから21万トンまでの範囲となる。）。

④　備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売

なお、加工原材料用販売（従来から販売している備蓄米のうち精米形態で保管する米穀の販売を除く。）については、前年産の加工原材料用の国内産米の供給量が大きく減少し、米加工品製造業者による当年産への切替えの前倒し及び第４のミニマム・アクセス米への代替が行われてもなお端境期の供給が不足すると認められる場合において、当年８月以降に行うものとする。

⑤　大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

としています。

⑵　他方、毎年11月30日までに行う基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

⑶　⑴の⑤の放出及び⑵の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後（原則５年以内）に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします（買戻し条件付売渡し）。ただし、買受資格者が小売業者その他農産局長が定める者である場合においては、当該条件を付すことを要しないこととします。

⑷　なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。

２　令和７／８年及び令和８／９年の備蓄運営

⑴　令和７／８年の備蓄運営

令和７年産米の備蓄米としての買入れについては、需給状況にかんがみ、当面中止しています。

政府備蓄米の売渡し（全体で59万トン予定）に係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行います。

また、備蓄量については、現在行っている主食用としての備蓄米の売渡予定数量（59万トン）及び加工原材料用としての備蓄米の売渡予定数量（7.5万トン）を全て売り渡した場合、29.5万トンとなります。

⑵　令和８／９年の備蓄運営

令和８年産米の備蓄米としての買入れについては、21万トンを予定します。

政府備蓄米の売渡しに係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行います。

こうした状況を踏まえた今後の備蓄運営については、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。

第４　米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成７年度からガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成５年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からＣＰＴＰＰ協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

１　令和６会計年度の輸入状況

令和６会計年度においては、令和６年３月の基本指針に基づき、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちＳＢＳ（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びＣＰＴＰＰ協定に基づく6,960トン（ＳＢＳ方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買付けを行いました。その結果、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちＳＢＳ方式による輸入10万トン）を買い付けるとともに、ＣＰＴＰＰ協定に基づく輸入についても全量を買い付けました。

２　令和７会計年度の輸入方針

令和７会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、ＷＴＯ農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちＳＢＳ方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、ＣＰＴＰＰ協定に基づく輸入については、ＳＢＳ方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間7,200トンとします。

諸事項

公告

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１号

岐阜県高山市国府町宇津江2775番地
清算株式会社　吉城電子工業株式会社
代表清算人　伊藤　哲雄

１　決定年月日　令和７年10月23日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　本件債権

特別清算開始決定日までの原因に基づいて発生した各協定債権者（別紙「本件債権額一覧」に記載の債権者をいう。）の協定債権のうち、元金部分にかかる債権を「本件債権」とする。

２　債権額

各協定債権者の特別清算開始決定日における本件債権額は、別紙「本件債権額一覧」のとおりである。

３　弁済の場所及び端数の処理

⑴　協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

⑵　割合弁済の結果生じる１年未満の端数は切り捨てる。

第２　債務の弁済及び免除

１　清算株式会社は、各協定債権者（但し、伊藤哲雄及び桑原辰郎は除く。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各本件債権額に応じて按分して弁済する。

２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けた時は、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（各本件債権に付随する利息、遅延損害金、違約金も含まれる。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、直ちにこれを換価して、各協定債権者（但し、伊藤哲雄及び桑原辰郎は除く。）に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各本件債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、前項の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

４　伊藤哲雄及び桑原辰郎は、本協定の認可の決定が確定した日において、清算株式会社に対して有する債権（本件債権を含むがこれに限らない。）の全額につき、その債務を免除する。

岐阜地方裁判所高山支部

本件債権額一覧

番号	協定債権者	住　　所	本件債権額 （配当基準額） （円）
1	株式会社日本政策金融公庫	愛知県名古屋市中区錦一丁目11番20号 平和不動産名古屋伏見ビル７階	397,560,984
2	株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲二丁目10番17号	258,359,473
3	きらぼし債権回収株式会社	東京都渋谷区宇田川町33番７号 アイ・アンド・イー渋谷ビル４階	210,877,491
4	岐阜県信用保証協会	岐阜県岐阜市薮田南五丁目14番53号 岐阜県県民ふれあい会館11階	205,465,124
5	サンライズ・ターンアラウンド・パートナーズ合同会社	東京都港区麻布台一丁目３番１号 麻布台ヒルズ森ＪＰタワー	81,655,445
6	アイ・アール債権回収株式会社	東京都中野区本町二丁目46番１号 中野坂上サンブライトツイン16階	68,190,566
7	アビリオ債権回収株式会社	東京都江東区豊洲三丁目２番20号 豊洲フロント６階	67,151,861
8	飛騨信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目13番地１	41,777,583
9	東京信用保証協会	東京都中央区銀座六丁目17番１号	39,936,887
10	伊藤哲雄	東京都目黒区目黒本町四丁目16番４号	28,396,200
11	桑原辰郎	神奈川県横浜市南区永田山王台20番18号	78,991,000
	合　　計		1,478,362,614

小規模個人再生による再生計画認可

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和７年11月21日

独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長　水野　克彦

1　当招請の主旨

本工事は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）において令和８年度に予定されている、発注者の管理するＵＲ賃貸住宅団地に存する敷地、建物、設備、駐車場等設備、屋外工作物等及び樹木等（以下「点検対象物」という。）における点検業務、点検結果の整理集計業務等である。当該業務実施にあたっては、建物の各部の劣化、損耗に起因して安全上又は機能上、重大な結果を引き起こす恐れのある事故等の発生、あるいは発生の傾向にあり、経年建物等について、その機能を良好に維持するとともに安全性を確保し、長期にわたって活用を図っていくために、的確な点検を行い、合理的な手法に基づいて修繕措置の判定を行い、適正かつ計画的に修繕等を実施していくことが必要なため、従前から当該業務を実施してきた特定の法人（以下「特定法人」という。）を契約相手先とする契約手続きを行う予定としているが、当該法人以外の者で、以下に記載する応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものある。

応募の結果、４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人との契約手続に移行する。

なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当該手続を終了して一般競争入札に移行するものとする。

2　業務概要

⑴　業務名　令和８年度九州支社管轄団地（福岡・北九州地区）における法定点検等業務

⑵　履行期間　令和８年４月１日から令和11年３月31日まで

⑶　業務内容

九州支社が管轄する別添１「九州支社管轄（福岡・北九州地区）賃貸住宅団地一覧」に存する敷地、建物、設備、駐車場等設備、屋外工作物等及び樹木等（以下「点検対象物」という。）における以下の①から④の業務。（以下「法定点検等業務」という。）

①　点検業務

点検対象物における次のイからニに掲げる点検業務。

イ　法定点検

建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第１項、３項その他法令等の定めに基づき点検する業務及び特定行政庁等への報告書類の作成、提出及び協議に係る業務。

ロ　安全点検

事故等を未然に防止し居住者の日常の安全を確保するため、安全性を欠く恐れのあるもの及び居住上支障を来たす恐れのあるもの等を点検する業務。

ハ　計画点検

一定の期間を経た点検対象物を対象として、修繕計画策定上の一要素となる点検対象物の損耗・劣化の進行度合を点検する業務。

ニ　緊急点検

上記のイ～ハ以外に機構が必要とし指示する緊急的に行う点検業務。（業務実施量に応じ別途精算）

② 点検結果の整理集計業務
上記①により記録した点検結果について整理集計する業務。
③ 外壁点検に係る予備調査業務
計画点検（建物診断）を行うための予備調査を行う業務。
④ 応急措置等を施す業務
上記①及び③の業務により発見された著しい劣化等部分において、事故等の発生を未然に防止し又は発生した場合の被害を最小限に止めるために必要な応急措置等を施す業務。

⑷ 業務の詳細な説明
別冊１「法定点検等業務標準仕様書」のとおり。
併せて、業務の概要については、別冊３「ＵＲ賃貸住宅点検等業務マニュアル」（当機構ホームページ「ＵＲの技術」→「住宅ストック改修の技術」→「ＵＲ賃貸住宅点検等業務マニュアル」
https://www.ur-net.go.jp/rd_portal/stock-kaisyu-tech/lrmhph000000hmv0-att/tenken_20250901.pdf）を参照すること。
なお、本件の業務仕様書と「ＵＲ賃貸住宅点検等業務マニュアル」の内容に相違がある場合は、業務仕様書を優先する。

3　業務目的
本業務は、ＵＲ賃貸住宅団地における事故等を未然に防止し居住者の日常の安全の確保を目的とする。

4　応募要件
応募要件は、次に掲げる全ての要件を満している者であること。
⑴ 下記１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は２）に掲げる資格を満たしている共同企業体であること。
１）単体企業
① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
注）「独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構たち第95号）第331条及び第332条の規定の内容については、機構ホームページをご覧ください。
https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000h1-att/lrmhph00000000hz.pdf
② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
③ 当機構九州地区における令和７・８年度物品購入等業務に係る競争参加資格を有している者で、「役務提供」の業種区分の認定を受けていること。
２）共同企業体
① 上記１）に掲げる条件を満たしている者により構成される共同企業体であって、入札公告別紙「競争参加者の資格に関する掲示」に示すところにより九州支社長から本業務に係る共同企業体として競争参加資格の認定を受けているものであること。
② 共同企業体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
⑵ 業務の実績
平成27年度以降に５階建て以上のＲＣ造又はＳＲＣ造の共同住宅における以下のいずれかの業務について２ヵ年度以上実施したことがある者。
① 建築基準法第12条第１項又は第３項の点検業務（昇降機設備は含まれていなくても可とする。）（以下「12条点検業務」という。）を受託し又は請け負い、直接的な雇用関係にあるものが代表となる調査者（検査者）※として点検を実施した業務。
※建築基準法第12条の規定による定期調査報告書に記載される代表となる調査者（検査者）をいう。
② 共同住宅を良好に維持することを目的とした管理を日常的に行い、建築物の構造及び建築設備の修繕の必要性について、技術的な検討を行い判断する業務を、共同住宅の所有者から直接受託し又は請け負い実施した業務。
⑶ 次に掲げる基準をすべて満たす技術者等を当該業務に配置できること。
１）予定管理技術者の資格等
① 建築士法第２条第２項に規定する「一級建築士」の資格を有する者又は建築基準法施行規則第６条の５第１項に規定する「特定建築物調査員資格者証」の交付を受けている者であること。
② 申請者と、申請書提出時点で直接的な雇用関係があること。
③ 専任であること。
２）予定業務担当者　業務を実施する予定業務担当者の資格は、別冊１「法定点検等業務標準仕様書」に記載のとおりとする。
⑷ 点検時において、事故等を未然に防止するための応急措置の実施が可能な体制を構築できること。なお、応急措置の内容は別冊１「法定点検等業務標準仕様書」による。
⑸ 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
⑹ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものでないこと。詳細は、「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」（当機構ホームページ「ＵＲ都市機構について」→「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連書式・標準契約書」→「標準契約書等について」→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」
https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf）を参照すること。

5　手続き等
⑴ 担当支社等　〒810―8610 福岡県福岡市中央区長浜二丁目２番４号　独立行政法人都市再生機構九州支社住宅経営部ストック技術課　電話092―722―1077
⑵ 説明書の交付期間　令和７年11月21日（金）から令和７年12月８日（月）の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日午前10時から午後５時まで
⑶ 説明書の交付方法　説明書の交付を希望する者は、独立行政法人都市再生機構ホームページからダウンロードすることにより取得すること。
⑷ 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法
令和７年11月21日（金）から令和７年12月８日（月）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日、午前10時から午後５時まで。
⑴記載の担当部署に持参又は郵送（提出期限までに必着）によること。（電送によるものは認めない。）

6　その他
⑴ 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵ 関連情報を入手するための照会窓口
５⑴に同じ。
⑶ 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
当機構九州地区における令和７・８年度物品購入等業務に係る競争参加資格において業務区分「役務提供」の資格を有すると認定をうけていない場合も参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札に移行した場合は、一般競争入札における競争参加資格審査において、開札時までに当該資格の認定を受けていなければならない。
⑷ 詳細は説明書による。

7　Summary
⑴ Nature and quantity of the services to be required: Legal inspection, etc. of rental apartment complex 1 set
⑵ Time-limit to express interests: 5:00 P.M. 8 December, 2025.
⑶ Contract point for documentation relating to the proposal: Stock Operations Technology Team, Housing Management Department, Kyushu Branch Office, Urban Renaissance Agency, 2―2―4 Nagahama, Chuo-ku, Fukuoka 810―8610, Japan TEL 092―722―1077.

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年11月21日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

記

１．(1)の表中、「湯沢横手道路」を「東北中央自動車道（湯沢横手道路）」に改める。
１．(2)②チのうち、「湯沢横手道路」を「東北中央自動車道（湯沢横手道路）（以下「湯沢横手道路」という。）」に改める。
１．(5)②に掲げる表に次のとおり加える。

首都圏中央連絡自動車道 稲敷東インターチェンジの入口及び出口	令和７年11月29日から 料金の徴収期間が満了する日まで

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和７年11月21日　牛久市長　沼田　和利

１　対象となる特定空家等の所在地等
所在地　牛久市岡見町字上池台2733番地135
(1)　主である建物
構造　木造セメント瓦葺平家建
(2)　付属建物
構造　木造トタン葺平家建
２　所有者等に命じようとする措置の内容
火災後、放置された当該特定空家等に残存する残置物等を除却し、適正に処理すること
３　措置の期限　令和７年12月９日
期限までに措置が行われないときは、牛久市長又はその措置を命じた者若しくは委任した者が、特定空家等の除却並びに動産の搬出及び処分を行う。
４　牛久市役所の掲示場への告示
この公告の内容は、牛久市公告式条例（昭和29年条例第１号）第２条第２項に規定する牛久市役所庁舎前の掲示場において掲示する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年十一月二十一日

札幌市中央区南五条西三丁目一一番地
有限会社ピー・エス・エム
清算人　鳥海　眞

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年十一月二十一日

札幌市中央区南三条西三丁目一番地
有限会社アトラス
清算人　鳥海　眞

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

札幌市豊平区月寒東三条七丁目三番二〇号
株式会社ＢａｒｃｈＥ
代表清算人　長野　勇斗

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

北海道天塩郡豊富町字豊富大通四丁目
有限会社細川商会
清算人　細川芙美子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

岩手県西磐井郡平泉町平泉字大佐五一番地の一
有限会社千葉産業
清算人　千葉　俊昭

第28期決算公告

令和７年11月21日　東京都中央区新富一丁目12番２号
株式会社帝国データバンクビジネスサービス
代表取締役　後藤　雅夫

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,833,970	流動負債	749,944
固定資産	478,629	固定負債	593,420
繰延資産	135	**負債合計**	**1,343,364**
		株主資本	3,969,370
		資本金	50,000
		資本剰余金	1,506,000
		資本準備金	1,506,000
		利益剰余金	2,413,370
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	2,388,370
		純資産合計	**3,969,370**
資産合計	**5,312,735**	**負債・純資産合計**	**5,312,735**

(注)　当期純利益　388,961千円

解散公告

当社は、令和七年七月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

岩手県北上市鍛治町二丁目一四番三九―三〇一号ラ・メゾン南天　有限会社コア

代表清算人　東田　等

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

宮城県宮城郡利府町神谷沢字南沢一番地の二〇五　有限会社品田工務店

清算人　品田　明

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

山形市十日町一丁目一番三五号　株式会社イーワン

代表清算人　石垣　英一

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

福島県福島市渡利字番匠町一〇五―二タイムA二〇一　Ｌｉｇｈｔ　Ｓｔｙｌｅ合同会社

清算人　前田　泰輝

解散公告

当社は、令和七年十月二十八日開催の臨時株主総会の決議により同年十月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

茨城県神栖市東和田二一番地三　鹿島共同再資源化センター株式会社

代表清算人　笹田　和幸

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

茨城県水戸市大串町三四二番地一　有限会社ツノダ住宅

代表清算人　角田　隆司

解散公告

当社は、令和七年十月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

茨城県稲敷郡美浦村木原一六九一―一七　合同会社美浦倶楽部

清算人　酒寄　広行

解散公告

当社は、令和七年十一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

埼玉県川口市並木一丁目一一番三号　株式会社レミンスター

代表清算人　波平　光夫

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

埼玉県川越市連雀町二二番地一　有限会社三双建築設計事務所

清算人　布目　清二

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

千葉市緑区おゆみ野中央六丁目五番地三六　株式会社用皆建築設計事務所

代表清算人　用皆　幸二

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

千葉県千葉市中央区富士見二丁目一五番一号ワラビビル六Ｆ、Ｃ号室　株式会社ＢＵＤＤＹ

代表清算人　押野　智宏

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都北区上十条五丁目四三番三号　株式会社ドクタル

代表清算人　谷口　美奈

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号　渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ　スマートメディア株式会社

代表清算人　澤田　泰

第50期決算公告

令和７年11月21日

名古屋市緑区鳴海町字長田75番地の１

ソルダーコート株式会社

代表取締役　成田　雄彦

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,550	流動負債	4,093
固定資産	1,721	固定負債	1,037
繰延資産	―	株主資本	4,141
		資本金	1,375
		資本剰余金	1,325
		資本準備金	1,325
		利益剰余金	4,136
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	4,123
		自己株式	△2,695
資産合計	9,272	負債・純資産合計	9,272

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	12,396
売上原価	11,146
売上総利益	1,249
販売費及び一般管理費	554
営業利益	695
営業外収益	398
営業外費用	124
経常利益	970
特別利益	40
特別損失	0
税引前当期純利益	1,010
法人税、住民税及び事業税	289
当期純利益	721

解散公告

当法人は、令和七年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都港区北青山二丁目一〇番二九号

一般社団法人ソーシャルスポーツイニシアチブ

代表清算人　馬見塚健一

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により同日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都大田区南六郷二丁目五番七号

株式会社石山製作所

代表清算人　石山　桂一

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都港区六本木六丁目四番一号

一般社団法人ＳＢＭラボ

代表清算人　牛山　大輔

解散公告

当社は、令和七年九月十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都新宿区大久保一丁目二番一―二〇五号

Ｖｉｍｅｔｒｉｃ合同会社

清算人　レイナ・ガブリエル

解散公告

当社は、令和七年十一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都板橋区徳丸七丁目二六番一四号

株式会社勢能工務店

代表清算人　勢能　啓二

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都世田谷区太子堂四丁目五番三二号

株式会社世田谷建築工房

代表清算人　光田　真

解散公告

当社は、令和七年十月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都目黒区東山一丁目一〇番一〇号

株式会社ヌリー

代表清算人　石田　裕美

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都港区南青山二丁目二七番二八号

株式会社サンライト・ナガミ

代表清算人　永見智恵美

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都稲城市長峰二丁目三番一二号

株式会社環境エネルギー開発

代表清算人　岩間　久直

解散公告

当法人は、令和七年十月二十二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都港区芝公園三丁目六番二二号Ｊ．Ｃ．ビルディング二〇三号室

特定非営利活動法人ＷＢ金融経済研究所

清算人　柳澤　伯夫

解散公告

当社は、令和七年十一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都港区虎ノ門一丁目一七番一号

ハルモニア株式会社

代表清算人　松村　大貴

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都千代田区九段北一丁目一番七号カーサ九段六〇六

株式会社ウィル

代表清算人　池田　隆

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都江戸川区船堀二丁目三番三号

有限会社船堀工機

清算人　天宮　正則

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号グラントウキョウサウスタワー一三階

株式会社ＭＩ

代表清算人　板宮　一善

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和７年11月21日

北海道小樽市港町８番４号

（甲）立花運送株式会社

代表取締役　石田　裕司

北海道小樽市色内三丁目六番三一号

（乙）有限会社石原運輸

代表取締役　石田　裕司

第64期決算公告　令和７年11月21日

北海道小樽市港町８番４号

立花運送株式会社

代表取締役　石田　裕司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	92,145
	固定資産	41,888
	合計	134,033
負債及び純資産の部	流動負債	12,882
	固定負債	565
	株主資本金	120,586
	資本剰余金	17,850
	利益準備金	102,736
	その他利益剰余金	4,463
	（うち当期純利益）	98,273
	合計	(2,740)
		134,033

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都日野市多摩平三丁目二番地の一

トフコ株式会社

代表清算人　上田　富穂

解散公告

当法人は、令和七年十月二十四日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都港区麻布十番三丁目一―四―五〇六号

一般社団法人道路・舗装技術研究協会

代表清算人　稲垣　竜興

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都武蔵野市関前五丁目三番五号

有限会社マジカル

清算人　児玉　昌浩

解散公告

当社は、令和七年十月十五日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都西東京市南町五丁目九番二号

合同会社プリンス栄

清算人　王　碧瑩

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

マリトワージュ株式会社

代表清算人　伊丹　浩

解散公告

当社は、令和七年十一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都新宿区西早稲田二丁目一八番二〇号

ユニゾソーシング株式会社

代表清算人　山口　雄平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都品川区東品川二丁目二番四号天王洲ファーストタワー五F　WA株式会社

代表清算人　柴田　一泰

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都目黒区青葉台三丁目七番一七―七〇七号ソプラタワー

一般社団法人イベントシンキング協会

代表清算人　世古　詞一

解散公告

当社は、令和七年十月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

横浜市南区清水ケ丘一六八番地

FP21横濱株式会社

代表清算人　島村　貴穂

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

神奈川県茅ヶ崎市今宿八三七番地

有限会社森タイル

清算人　森　良太郎

解散公告

当社は、令和七年十月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

川崎市高津区末長一丁目四三番六号

有限会社向台

清算人　大久保きみ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月三十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

記

(甲)　左記のとおりです。

(乙)　下記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

北海道夕張郡由仁町古川二五番地一

(甲)　代表取締役　栄進工業株式会社　渡辺　泰弘

北海道夕張郡由仁町北栄一三三番地

(乙)　代表取締役　喜多村建設株式会社　渡辺　泰弘

第49期決算公告　令和７年11月21日

北海道夕張郡由仁町古川25番地１

栄進工業株式会社

代表取締役　渡辺　泰弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	149,566
	固定資産	87,716
	資産合計	237,282
負債及び純資産の部	流動負債	44,410
	固定負債	83,080
	負債本合計	109,791
	株主資本金	20,000
	資本剰余金	89,791
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	84,791
	（うち当期純損失）	(16,961)
	負債・純資産合計	237,282

第47期決算公告

令和７年11月21日　北海道夕張郡由仁町北栄133番地

喜多村建設株式会社

代表取締役　渡辺　泰弘

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	76,287	流動負債	67,212
固定資産	103,914	（賞与引当金）	(975)
		固定負債	9,169
		株主資本	100,271
		資本金	45,000
		利益剰余金	80,271
		利益準備金	5,522
		その他利益剰余金	74,749
		（うち当期純利益）	(10,416)
		自己株式	△25,000
		評価・換算差額等	3,548
資産合計	180,202	負債・純資産合計	180,202

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

神奈川県大和市深見台一丁目一〇番一五号
有限会社相和
清算人　髙橋　慎二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

神奈川県横須賀市大津町一丁目七番一六号
有限会社パック
清算人　三富　秀樹

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

横浜市金沢区富岡東二丁目五番七―二〇四号
有限会社オーミヤ商会
清算人　大宮　雄晴

解散公告

当法人は、令和七年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

相模原市南区新磯野四丁目七番三号
一般社団法人八百万ＩＮＧシンクタンク
代表清算人　長野　陽子

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社サングリン太陽園（乙、住所札幌市白石区流通センター六丁目一番一八号）の吸収分割契約書に記載の権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

札幌市白石区流通センター六丁目一番一八号
株式会社サングリンホールディングス
代表取締役　北濱　宏一

乙の貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,862,852
	固定資産	1,624,860
	資産合計	4,487,712
負債及び純資産の部	流動負債	2,502,835
	固定負債	423,559
	退職給付引当金	139,664
	株主資本	1,561,317
	資本金	80,000
	利益剰余金	1,502,315
	利益準備金	11,730
	その他利益剰余金	1,490,584
	（うち当期純利益）	(163,399)
	自己株式	△20,998
	負債・純資産合計	4,487,712

第56期決算公告　令和７年11月21日

東京都府中市日新町一丁目１番地５
三協オイルレス工業株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,431,991
	固定資産	2,145,199
	資産合計	5,577,190
負債及び純資産の部	流動負債	1,627,049
	固定負債	100,000
	株主資本	3,850,141
	資本金	90,000
	資本剰余金	1,512
	資本準備金	1,512
	利益剰余金	4,257,691
	利益準備金	20,987
	その他利益剰余金	4,236,704
	（うち当期純損失）	(783,555)
	自己株式	△499,062
	負債・純資産合計	5,577,190

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都府中市日新町一丁目一番地五
三協オイルレス工業株式会社
代表取締役　中村　智

第40期決算公告　令和７年11月21日

東京都港区海岸一丁目７番１号
東京ポートシティ竹芝８Ｆ
株式会社タイトルアート
代表取締役　澤﨑　蓉果

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	455,912,607
	固定資産	6,776,488
	資産合計	462,689,095
負債及び純資産の部	流動負債	85,708,632
	負債合計	85,708,632
	株主資本	376,980,463
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	356,980,463
	利益準備金	5,050,000
	その他利益剰余金	351,930,463
	（うち当期純利益）	(24,840,658)
	純資産合計	376,980,463
	負債・純資産合計	462,689,095

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十一日

東京都港区海岸一丁目七番一号東京ポートシティ竹芝八Ｆ
（甲）株式会社タイトルアート
代表取締役　澤﨑　蓉果

東京都港区海岸一丁目七番一号東京ポートシティ竹芝八Ｆ
（乙）株式会社ｔｉｔｌｅｆａｍ
代表取締役　澤﨑　蓉果

第28期決算公告

令和７年11月21日

東京都渋谷区神宮前一丁目９番11号
株式会社エム・ケー商会
代表取締役　織田　証

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	123,039
	資産合計	123,039
負債及び純資産の部	流動負債	15,604
	固定負債	50,000
	株主資本	57,435
	資本金	3,000
	利益剰余金	54,435
	その他利益剰余金	54,435
	（うち当期純利益）	(5,552)
	負債・純資産合計	123,039

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社エム・アール商会（住所東京都渋谷区神宮前一丁目九番一一号）に対して当社の有価証券の保有及び運用事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都渋谷区神宮前一丁目九番一一号
株式会社エム・ケー商会
代表取締役　織田　証

解散公告

当社は、令和七年十月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

神奈川県茅ヶ崎市東海岸南一丁目八番二八―一号　ＫＩＹＯ合同会社

清算人　山口　公男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

長野市柳原二三六三番地七　ライフ設備株式会社

代表清算人　星野　貴久

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

長野県大町市大町三三一一番地　株式会社コンドウ眼鏡店

代表清算人　近藤　郁子

解散公告

当社は、令和七年十一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

岐阜市薮田西一丁目一六番一号　有限会社ノマ

清算人　野間　直樹

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社エム・ユー物産（住所東京都渋谷区神宮前一丁目九番一一号）に対して当社の有価証券の保有及び運用事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都渋谷区神宮前一丁目九番一一号　株式会社ケー・エス物産

代表取締役　織田　証

第29期決算公告

令和７年11月21日

東京都渋谷区神宮前一丁目９番11号

株式会社ケー・エス物産

代表取締役　織田　証

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	231,519
	固定資産	12
	資産合計	**231,531**
負債及び純資産の部	流動負債	34,417
	固定負債	153,500
	株主資本	43,614
	資本金	3,000
	利益剰余金	40,614
	その他利益剰余金	40,614
	（うち当期純利益）	(6,898)
	負債・純資産合計	**231,531**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百万円減少し二千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都目黒区中根二丁目三番一五号　株式会社三京建設

代表取締役　白井　康雄

第８期決算公告　令和７年11月21日

東京都目黒区中根二丁目３番15号

株式会社三京建設

代表取締役　白井　康雄

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	322,934,510
	固定資産	19,349,069
	資産合計	**342,283,579**
負債及び純資産の部	流動負債	231,242,292
	固定負債	149,852,198
	負債合計	**381,094,490**
	株主資本	△38,810,911
	資本金	95,000,000
	利益剰余金	△133,810,911
	その他利益剰余金	△133,810,911
	（うち当期純損失）	(98,303,426)
	純資産合計	**△38,810,911**
	負債・純資産合計	**342,283,579**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月十一日であり、株主総会の決議は、令和七年十月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都墨田区両国二丁目三番四号　株式会社国華

代表取締役　安藤　輝和

第56期決算公告　令和７年11月21日

東京都墨田区両国二丁目３番４号

株式会社国華

代表取締役　安藤　輝和

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,228
	固定資産	88
	資産合計	**13,316**
負債及び純資産の部	流動負債	19,176
	負債合計	**19,176**
	株主資本	△5,860
	資本金	12,000
	利益剰余金	△17,860
	その他利益剰余金	△17,860
	（うち当期純損失）	(1,773)
	純資産合計	**△5,860**
	負債・純資産合計	**13,316**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四億六千三百五十八万五千八百七十四円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号虎ノ門三三森ビル　株式会社Ｆｉｖｏｔ

代表取締役　安部　匠悟

第６期決算公告　令和７年11月21日

東京都港区虎ノ門三丁目８番21号　虎ノ門33森ビル

株式会社Ｆｉｖｏｔ

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,480,612
	固定資産	3,515,868
	繰延資産	31,324
	資産合計	**8,027,805**
負債及び純資産の部	流動負債	7,499,345
	固定負債	122,216
	株主資本	406,244
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,570,000
	資本準備金	1,570,000
	利益剰余金	△1,173,756
	その他利益剰余金	△1,173,756
	（うち当期純損失）	(486,749)
	負債・純資産合計	**8,027,805**

解散公告

当社は、令和七年十一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

岐阜県本巣郡北方町高屋白木二丁目三七番地の二デ・ドールビル一Ｆ

フィル株式会社

代表清算人　野間　直樹

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割により三日月株式会社（乙、住所東京都品川区東五反田二丁目七番一八号）の有価証券投資事業に関する権利義務の一部を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十一日

東京都品川区東五反田二丁目七番一八号

株式会社クレアート

代表取締役　長瀬　文男

決算公告　令和７年11月21日

東京都品川区東五反田二丁目７番18号

株式会社クレアート

代表取締役　長瀬　文男

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	221,355
	固定資産	15,931,425
	合計	16,152,780
負債及び純資産の部	流動負債	4,920
	固定負債	—
	株主資本	16,147,860
	資本金	10,000
	資本剰余金	11,480,924
	資本準備金	990,000
	その他資本剰余金	10,490,924
	利益剰余金	4,656,936
	その他利益剰余金	4,656,936
	（うち当期純利益）	(318,819)
	合計	16,152,780

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

岐阜県大垣市鶴見町二二四番地二

株式会社竹島国際投資ラボ

代表清算人　竹島　祐幸

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を六億四千四百九十八万七千五百円減少し、それぞれ五千万円、千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号

ＳＢＩ地方創生サービシーズ株式会社

代表取締役　福留　大士

第３期決算公告

令和７年11月21日

東京都港区六本木一丁目６番１号

ＳＢＩ地方創生サービシーズ株式会社

代表取締役　福留　大士

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	119,156
	固定資産	330,000
	資産合計	449,156
負債及び純資産の部	流動負債	2,625
	株主資本	446,530
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,219,975
	資本準備金	659,987
	その他資本剰余金	559,987
	利益剰余金	△873,444
	その他利益剰余金	△873,444
	（うち当期純損失）	(841,534)
	負債・純資産合計	449,156

解散公告

当社は、令和七年二月二十六日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

愛知県東海市富木島町西山田一番地の一（Ｄ棟一〇四号）

合同会社Ｈｏｎｅｓｔｙ

代表清算人　坂巻　晃

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千六百九十一万七千七百三十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都港区六本木三丁目四番二四号

ＶＡＲＹＴＥＸ株式会社

代表取締役　平野喜一郎

第４期決算公告　令和７年11月21日

東京都港区六本木三丁目４番24号

ＶＡＲＹＴＥＸ株式会社

代表取締役　平野喜一郎

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	87,003
	固定資産	9,074
	資産合計	96,077
負債及び純資産の部	流動負債	5,944
	固定負債	18,000
	株主資本	72,133
	資本金	116,917
	資本剰余金	105,917
	資本準備金	105,917
	利益剰余金	△150,701
	その他利益剰余金	△150,701
	（うち当期純損失）	(90,787)
	負債・純資産合計	96,077

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

愛知県名古屋市東区泉一丁目二一番二九号

株式会社ＡＷＩＮ

清算人　仁和　大輔

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千八百万円、資本準備金の額を五千万円減少することにいたしました。

ただし、株式の発行により資本金及び資本準備金の額を増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は二千万円、資本準備金の額は零円となります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都港区西麻布三丁目一八番一一号

フィーストインターナショナル株式会社

代表取締役　古市　尚

第32期決算公告　令和７年11月21日

東京都港区西麻布三丁目18番11号

フィーストインターナショナル株式会社

代表取締役　古市　尚

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	49,825
	固定資産	96,125
	資産合計	145,951
負債及び純資産の部	流動負債	2,034
	固定負債	100,000
	負債合計	102,034
	株主資本	43,917
	資本金	98,000
	利益剰余金	△54,082
	利益準備金	280
	その他利益剰余金	△54,362
	（うち当期純損失）	(47,044)
	純資産合計	43,917
	負債・純資産合計	145,951

解散公告

当社は、令和七年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

愛知県西尾市山下町泡原一七番地二御幸Ｎ
Ｙモール一〇五　株式会社震興東川
代表清算人　李　家義

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

三重県津市南丸之内一四―二
株式会社セダップ
代表清算人　野元　慎祐

解散公告

当法人は、令和七年十月二十二日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

滋賀県蒲生郡日野町中道二丁目一二番地日野公民館内
特定非営利活動法人ひびきあい日野
清算人　山田　人志

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

京都市中京区新町通御池上る中之町三一番地イーグルコート御池新町七〇一号室
有限会社ティーアイプランニング
清算人　池田由香里

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十一月二十一日

（甲）東京都中央区日本橋堀留町二丁目二番六号　株式会社則武好雅堂
代表取締役　則武　紘嘉

（乙）群馬県前橋市下増田町一〇〇一番地五　有限会社ティー・ピー・オー・フレックス
取締役　野口　利克

第 73 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 21 日
東京都中央区日本橋堀留町二丁目２番６号
株式会社則武好雅堂
代表取締役　則武　紘嘉

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	335,643
	固定資産	274,280
	合計	**609,923**
負債及び純資産の部	流動負債	257,960
	固定負債	243,374
	株主資本	108,589
	資本金	20,000
	利益剰余金	88,589
	利益準備金	2,400
	その他利益剰余金	86,189
	（うち当期純利益）	(27,826)
	合計	**609,923**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一九五〇万円減少し一〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都新宿区北新宿三丁目二―一
レグノセレーノ五〇三号室
株式会社ＮＥＷ　ＮＯＲＭＡＬ
代表取締役　本間　祐介

第７期決算公告　令和７年11月21日
東京都新宿区北新宿三丁目２－１
レグノセレーノ503号室
株式会社ＮＥＷ　ＮＯＲＭＡＬ
代表取締役　本間　祐介

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	24,797
	固定資産	288
	資産合計	**25,086**
負債及び純資産の部	流動負債	1,264
	負債合計	**1,264**
	株主資本	23,821
	資本金	20,500
	利益剰余金	3,321
	その他利益剰余金	3,321
	（うち当期純利益）	(2,603)
	純資産合計	**23,821**
	負債・純資産合計	**25,086**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二百四十二万七千九百九十一円、資本準備金の額を三億二百四十二万七千九百九十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都渋谷区神泉町二一番三号
ＨＭｄ株式会社
代表取締役　楠瀬　丈生

第７期決算公告　令和７年11月21日
東京都渋谷区神泉町21番３号
ＨＭｄ株式会社
代表取締役　楠瀬　丈生

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	11,699
	固定資産	12,031
	合計	**23,730**
負債及び純資産の部	流動負債	13,407
	固定負債	619,026
	株主資本	△608,703
	資本金	20,000
	利益剰余金	△628,703
	その他利益剰余金	△628,703
	（うち当期純損失）	(110,568)
	合計	**23,730**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二二五、〇〇二、八〇〇円、資本準備金の額を四四九、〇六〇、五四五円減少し、それぞれ一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円、三五二、四四六、八七三円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都小金井市中町二丁目一六番一七号
株式会社オンチップ・バイオテクノロジーズ
代表取締役　藤村　祐

第 21 期決算公告　令和７年11月21日
東京都小金井市中町二丁目16番17号
株式会社
オンチップ・バイオテクノロジーズ
代表取締役　藤村　祐

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	823,642
	固定資産	282,721
	資産合計	**1,106,364**
負債及び純資産の部	流動負債	214,603
	固定負債	439,314
	株主資本	452,446
	資本金	325,002
	資本剰余金	801,507
	資本準備金	801,507
	利益剰余金	△674,063
	その他利益剰余金	△674,063
	（うち当期純損失）	(432,221)
	負債・純資産合計	**1,106,364**

解散公告

当社は、令和七年十一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

京都市西京区大原野北春日町一二五二番地

増田友禅写真型株式会社

代表清算人　増田　明博

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

大阪府高槻市明野町二〇番一六号

禅株式会社

代表清算人　角前　壽一

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

大阪府大阪市北区梅田一―一二―一二東京建物梅田ビル一二階

株式会社Ｋｉｒａｎａ　Ｈｅａｒｔ

代表清算人　山本　雅代

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

大阪市天王寺区寺田町二―五―六―八〇六室

系統引導伝習院合同会社

清算人　伍　衛　民

第１期決算公告　令和７年11月21日

東京都港区赤坂一丁目12番32号
アーク森ビル31階
ＹＥＮ　ＬＯＡＮＳ株式会社
代表取締役
ドラブキン・マーク・トンプソン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	83,973
	固定資産	—
	繰延資産	13,615
	合計	97,589
負債及び純資産の部	流動負債	1,977
	固定負債	—
	株主資本	95,612
	資本金	100,000
	利益剰余金	△ 4,387
	その他利益剰余金	△ 4,387
	（うち当期純損失）	(4,387)
	合計	97,589

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

なお、減少する資本金の額の全部を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号
アーク森ビル三一階
ＹＥＮ　ＬＯＡＮＳ株式会社
代表取締役　ドラブキン・マーク・トンプソン

第２期決算公告　令和７年11月21日

東京都渋谷区桜丘町18番４号
二宮ビル１Ｆ―48
ヴィアゲート株式会社
代表取締役　下崎　守朗

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	29,956
	固定資産	1,299
	合計	31,256
負債及び純資産の部	流動負債	49,276
	株主資本	△221,020
	資本金	58,300
	資本剰余金	58,300
	資本準備金	58,300
	利益剰余金	△337,620
	その他利益剰余金	△337,620
	（うち当期純損失）	(179,350)
	新株予約権	203,000
	合計	31,256

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千八百三十万百二円、資本準備金の額を一億五千九百三十二万三百九十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和七年十二月二十二日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都渋谷区桜丘町一八番四号二宮ビル一Ｆ―四八　ヴィアゲート株式会社

代表取締役　下崎　守朗

第３期決算公告

令和７年11月21日
東京都新宿区西早稲田一丁目22番３号
株式会社エキュメノポリス
代表取締役　松山　洋一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	149,015
	固定資産	146,404
	合計	295,420
負債及び純資産の部	流動負債	117,207
	固定負債	50,000
	株主資本	128,212
	資本金	143,162
	資本剰余金	142,662
	資本準備金	142,662
	利益剰余金	△157,612
	その他利益剰余金	△157,612
	（うち当期純損失）	(124,651)
	合計	295,420

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千三百十六万千四百四十円、資本準備金の額を七千四百四十五万九百八十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都新宿区西早稲田一丁目二二番三号
株式会社エキュメノポリス
代表取締役　松山　洋一

第２期決算公告

令和７年11月21日
東京都渋谷区富ヶ谷二丁目20番８号
ＴｈｅＳＥＡ株式会社
代表取締役　リ・ヤンジン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	69,770
	固定資産	696
	資産合計	70,467
負債及び純資産の部	流動負債	12,539
	株主資本	△52,071
	資本金	16,200
	資本剰余金	13,200
	資本準備金	13,200
	利益剰余金	△81,471
	その他利益剰余金	△81,471
	（うち当期純損失）	(75,478)
	新株予約権	110,000
	負債・純資産合計	70,467

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千百十九万九千八百三十六円（うち資本準備金とする額二億八千九百七十二万八千二百七十一円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都渋谷区富ヶ谷二丁目二〇番八号
ＴｈｅＳＥＡ株式会社
代表取締役　リ・ヤンジン

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

大阪府豊中市玉井町四丁目三番三号

出合印刷株式会社

代表清算人　出合美津子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

大阪市西成区花園北一丁目七番四号ナニワⅢ番館三〇四

ＡｓｉａＰｒｏ　Ｅｘｐｏ株式会社

代表清算人　郝　暁春

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

大阪市淀川区西中島二丁目一二番一一―二〇六号

株式会社亀福

代表清算人　田付　浩一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

大阪市北区天満二丁目一番一二号天満橋Ｓビル五階

株式会社谷久

代表清算人　郭　思行

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九億二千九百三十七万二千三百二十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

神奈川県相模原市南区鵜野森二丁目二三番四五号　相模中央企業株式会社

代表取締役　金子　澄夫

第63期決算公告

令和７年11月21日

神奈川県相模原市南区鵜野森二丁目23番45号

相模中央企業株式会社

代表取締役　金子　澄夫

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	15,608,678
	固定資産	1,188,272,138
	資産合計	**1,203,880,816**
負債及び純資産の部	流動負債	48,546,333
	固定負債	94,918,885
	株主資本	1,060,415,598
	資本金	25,000,000
	利益剰余金	1,035,415,598
	利益準備金	6,250,000
	その他利益剰余金	1,029,165,598
	（うち当期純利益）	(50,869,368)
	負債・純資産合計	**1,203,880,816**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三千九百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台七九番五号　ＬＱＵＯＭ株式会社

代表取締役　新関　和哉

第５期決算公告　令和７年11月21日

神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79番５号

ＬＱＵＯＭ株式会社

代表取締役　新関　和哉

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	226,208,148
	固定資産	31,049,229
	資産合計	**257,257,377**
負債及び純資産の部	流動負債	19,033,367
	株主資本	238,224,010
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	255,684,570
	資本準備金	212,428,878
	その他資本剰余金	43,255,692
	利益剰余金	△117,460,560
	その他利益剰余金	△117,460,560
	（うち当期純損失）	(36,819,055)
	負債・純資産合計	**257,257,377**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千七百五十万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

新潟県佐渡市鷲崎一一一六番地二

株式会社ＳＡＤＯ二ツ亀ビューホテル

代表取締役　渡邊　幸計

第56期決算公告

令和７年11月21日

新潟県佐渡市鷲崎1116番地２

株式会社ＳＡＤＯ二ツ亀ビューホテル

代表取締役　渡邊　幸計

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	30,088
	固定資産	65,788
	合計	**95,876**
負債及び純資産の部	流動負債	100,758
	固定負債	27,600
	株主資本	△ 32,481
	資本金	82,500
	利益剰余金	△ 114,981
	その他利益剰余金	△ 114,981
	（うち当期純損失）	(7,624)
	合計	**95,876**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

新潟県佐渡市真野六五五番地

株式会社佐渡歴史伝説館

代表取締役　大久保治仁

第52期決算公告

令和７年11月21日

新潟県佐渡市真野655番地

株式会社佐渡歴史伝説館

代表取締役　大久保治仁

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	24,344
	固定資産	20,616
	合計	**44,960**
負債及び純資産の部	流動負債	113,246
	固定負債	28,254
	株主資本	△ 96,541
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 146,541
	その他利益剰余金	△ 146,541
	（うち当期純損失）	(12,223)
	合計	**44,960**

解散公告

当社は、令和七年十月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

大阪市鶴見区横堤四丁目一七番八号

株式会社アサクマ

代表清算人　朝隈　修一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

大阪府大阪市中央区瓦屋町三―六―五―一〇三

株式会社ＡＮＺ

代表清算人　大橋あきみ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

奈良県生駒市東松ヶ丘七番二八号

有限会社サンデーブランチ

清算人　荻田　恭久

解散公告

当社は、令和七年十一月四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

広島県東広島市西条町土与丸一七八番二号

合同会社Ｒａｄｉａｎｔ　Ｃａｐｉｔａｌ

清算人　松田　惇

第60期決算公告

令和７年11月21日

新潟県佐渡市小木町1950番地７

小木観光株式会社

代表取締役　大久保治仁

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	16,114
	固定資産	1,076
	合計	17,190
負債及び純資産の部	流動負債	8,224
	固定負債	19,618
	株主資本	△ 10,651
	資本金	40,000
	利益剰余金	△ 50,651
	その他利益剰余金	△ 50,651
	（うち当期純損失）	(11,711)
	合計	17,190

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

新潟県佐渡市小木町一九五〇番地七

小木観光株式会社

代表取締役　大久保治仁

第１期決算公告

令和７年11月21日

岐阜県多治見市弁天町二丁目29番地

コスモハイツ多治見１階

株式会社トラストワーク多治見

代表取締役　岡野　翔大

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	21,111
	固定資産	―
	合計	21,111
負債及び純資産の部	流動負債	978
	固定負債	―
	株主資本	20,133
	資本金	21,500
	利益剰余金	△1,366
	その他利益剰余金	△1,366
	（うち当期純損失）	(1,366)
	合計	21,111

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百五十万円減少し九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十六日であり、株主総会の決議は、令和七年十月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

岐阜県多治見市弁天町二丁目二十九番地

コスモハイツ多治見一階

株式会社トラストワーク多治見

代表取締役　岡野　翔大

第７期決算公告　令和７年11月21日

名古屋市中区錦三丁目４番６号

株式会社アトリエはるか

代表取締役　岩井　良子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,060,958
	固定資産	604,756
	資産合計	1,665,715
負債及び純資産の部	流動負債	625,718
	固定負債	810,774
	株主資本	229,222
	資本金	1,000
	資本剰余金	250
	資本準備金	250
	利益剰余金	227,972
	その他利益剰余金	227,972
	（うち当期純利益）	(145,003)
	負債・純資産合計	1,665,715

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）http://www.haruka.co.jp/

令和七年十一月二十一日

名古屋市中区錦三丁目四番六号

（甲）株式会社アトリエはるか

代表取締役　岩井　良子

名古屋市中区錦三丁目四番六号

（乙）株式会社ハルカホールディングス

代表取締役　岩井　大輔

第13期決算公告

令和７年11月21日

兵庫県芦屋市大桝町１番18号

株式会社ことぶきビジネスサポート

代表取締役　奥村　仁

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,250
	固定資産	167
	資産合計	13,417
負債及び純資産の部	流動負債	2,634
	株主資本	10,782
	資本金	5,000
	利益剰余金	5,782
	その他利益剰余金	5,782
	（うち当期純損失）	(44)
	負債・純資産合計	13,417

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載の官報　掲載の日付　令和七年七月十五日　掲載頁　七十六頁（号外第一六二号）

（乙）左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

愛知県安城市三河安城町一丁目八番地四

（甲）スギスマイル株式会社

代表取締役　森　茂樹

兵庫県芦屋市大桝町一番一八号

（乙）株式会社ことぶきビジネスサポート

代表取締役　奥村　仁

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

広島市中区白島九軒町一二番二七号パシフィックシティ白島一〇三号室

特定非営利活動法人エポケー

清算人　西井　裕恵

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

徳島県阿波市土成町土成字実安一〇二番地

吉本畜産合同会社

清算人　髙里　真理

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

愛媛県今治市河南町三丁目二番二八号

有限会社寿電機工業

清算人　高木　克巳

解散公告

当社は、令和七年十月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

高知県高知市葛島四丁目八番八号

高知ハウスサポート有限会社

清算人　岩本　正憲

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

名古屋市西区砂原町四三番地一

東海重設株式会社

代表取締役　木原　毅

第37期決算公告

令和７年11月21日

名古屋市西区砂原町43番地１

東海重設株式会社

代表取締役　木原　毅

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	526,100
	固定資産	1,083,104
	合計	1,609,204
負債及び純資産の部	流動負債	134,511
	固定負債	247,830
	株主資本	1,226,863
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,196,863
	利益準備金	1,680
	その他利益剰余金	1,195,183
	（うち当期純利益）	(126,274)
	合計	1,609,204

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社下鴨コーポレーション（本店：京都市左京区下鴨中川原町八八番地四）に対して当社の有価証券等に関する投資事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

京都市伏見区下鳥羽広長町二二六番地

株式会社成研

代表取締役　成田　克永

第55期決算公告

令和７年11月21日

京都市伏見区下鳥羽広長町226番地

株式会社成研

代表取締役　成田　克永

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	350,104
	固定資産	815,573
	資産合計	1,165,677
負債及び純資産の部	流動負債	37,520
	株主資本	1,128,157
	資本金	16,000
	利益剰余金	1,112,157
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	1,108,157
	（うち当期純利益）	(73,508)
	負債・純資産合計	1,165,677

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千九百万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

大阪市西区靭本町一丁目七番二五号

株式会社イトーダイ

代表取締役　伊藤　大三

第32期決算公告

令和７年11月21日

大阪市西区靭本町一丁目７番25号

株式会社イトーダイ

代表取締役　伊藤　大三

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	693,826
	固定資産	654,113
	合計	1,347,939
負債及び純資産の部	流動負債	213,180
	固定負債	416,378
	株主資本	718,379
	資本金	69,000
	利益剰余金	649,379
	その他利益剰余金	649,379
	（うち当期純利益）	(3,954)
	合計	1,347,939

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

大阪府八尾市志紀町南一丁目一一七番地

福塚運送株式会社

代表取締役　福塚　正徳

第63期決算公告　令和７年11月21日

大阪府八尾市志紀町南１丁目117番地

福塚運送株式会社

代表取締役　福塚　正徳

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	522,214
	固定資産	1,380,801
	合計	1,903,015
負債及び純資産の部	流動負債	364,278
	固定負債	1,190,877
	株主資本	347,861
	資本金	90,000
	利益剰余金	334,061
	利益準備金	9,200
	その他利益剰余金	324,861
	（うち当期純利益）	(82,806)
	自己株式	△ 76,200
	合計	1,903,015

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

福岡県筑紫野市二日市中央二丁目三番二号
株式会社ワールドエステート
代表清算人　谷　もと子

解散公告

当会社は、令和七年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により同日をもって解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

北九州市若松区南二島二丁目八番八号
二島チップ興業株式会社
代表清算人　清水　良孝

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

福岡市早良区田村三丁目一九番四六号
福申自動化設備株式会社
代表清算人　曽根田芳保

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

福岡県筑紫野市大字古賀七番地九
アールイーナビ株式会社
代表清算人　徳安　博文

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億三千五万八千四百六十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

岡山県備前市伊里中五八八番地の一
日生ホールディングス株式会社
代表取締役　伊賀　資耕

第13期決算公告　令和７年11月21日

岡山県備前市伊里中588番地の１
日生ホールディングス株式会社
代表取締役　伊賀　資耕

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	18,418
	固定資産	2,170,689
	資産合計	2,189,108
負債及び純資産の部	流動負債	121,572
	固定負債	24,996
	株主資本	2,042,540
	資本金	1,000
	資本剰余金	2,024,986
	資本準備金	130,058
	その他資本剰余金	1,894,928
	利益剰余金	16,553
	その他利益剰余金	16,553
	（うち当期純利益）	(8,655)
	負債・純資産合計	2,189,108

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

徳島市東船場町二丁目二一番地の二阿波銀住友生命ビル三階
（甲）Ｓホールディングス株式会社
代表取締役　山田　弘明

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号
（乙）ファーマシーキャピタル株式会社
代表取締役　山田　弘明

第５期決算公告　令和７年11月21日

兵庫県尼崎市御園町24番地尼崎第一ビル402号
ファーマシーキャピタル株式会社
代表取締役　山田　弘明

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	18,203
	固定資産	2,003,380
	合計	2,021,583
負債及び純資産の部	流動負債	36,312
	固定負債	1,065,102
	株主資本	920,169
	資本金	350,001
	資本剰余金	340,000
	資本準備金	340,000
	利益剰余金	230,168
	その他利益剰余金	230,168
	（うち当期純利益）	(342,219)
	合計	2,021,583

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

愛媛県松山市松末二丁目一五番七号
（甲）株式会社アシスト
代表取締役　桝元千恵子

愛媛県松山市松末二丁目一五番七号
（乙）リスボーン合同会社
代表社員　桝元　亮太
代表社員　須山　広道

第１期決算公告　令和７年11月21日

愛媛県松山市松末二丁目一五番七号
株式会社アシスト
代表取締役　桝元千恵子

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,294,562
	合計	8,294,562
負債及び純資産の部	流動負債	8,205,005
	株主資本	89,557
	資本金	20,000
	利益剰余金	69,557
	その他利益剰余金	69,557
	（うち当期純利益）	(69,557)
	合計	8,294,562

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千四十万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

福岡県久留米市荒木町藤田一四五四番地二五
ＧＵＤＥＮＧ株式会社
代表取締役　邱　銘乾

第１期決算公告

令和７年11月21日

福岡県久留米市荒木町藤田1454番地25
ＧＵＤＥＮＧ株式会社
代表取締役　邱　銘乾

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	720,288
	固定資産	1,360,108
	合計	2,080,397
負債及び純資産の部	流動負債	7,089
	固定負債	1,206,286
	株主資本	867,021
	資本金	470,400
	資本剰余金	460,500
	資本準備金	460,500
	利益剰余金	△63,878
	その他利益剰余金	△63,878
	（うち当期純損失）	(63,878)
	合計	2,080,397

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

長崎市賑町二番二号

有限会社浜本光生商店

清算人　濱本　房江

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

大分市寺崎町二丁目三番六号

株式会社ＳＦＣ

代表清算人　足立　秀雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄四二五〇番地三

株式会社ナチュレ・ファーム

代表清算人　岡田　英雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

沖縄県島尻郡南風原町字新川二一八番地一

有限会社オーディーエー

清算人　髙嶺　明彦

第19期決算公告　令和７年11月21日

沖縄県南城市佐敷字新里1688番地

タピック沖縄株式会社

代表取締役　宮里　好一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	725,391
	固定資産	3,167,759
	資産合計	3,893,151
負債及び純資産の部	流動負債	886,498
	固定負債	5,004,161
	負債合計	5,890,660
	株主資本	△1,997,508
	資本金	43,000
	利益剰余金	△2,040,508
	その他利益剰余金	△2,040,508
	（うち当期純損失）	(324,813)
	純資産合計	△1,997,508
	負債・純資産合計	3,893,151

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のホテル事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

甲の確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十一日

沖縄県南城市佐敷字新里一六八八番地

（甲）ユインチホテル株式会社

代表取締役　宮里　高明

沖縄県南城市佐敷字新里一六八八番地

（乙）タピック沖縄株式会社

代表取締役　宮里　好一

第56期決算公告　令和７年11月21日

岩手県紫波郡矢巾町大字高田第15地割101番地

ＵＤトラックス岩手株式会社

代表取締役　玉山　智子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,756,806
	固定資産	1,601,048
	合計	4,357,855
負債及び純資産の部	流動負債	1,506,038
	固定負債	1,502,374
	株主資本	1,349,442
	資本金	60,000
	利益剰余金	1,289,442
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	1,274,442
	（うち当期純利益）	(47,785)
	合計	4,357,855

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十一日

岩手県紫波郡矢巾町大字高田第一五地割一〇一番地

（甲）ＵＤトラックス岩手株式会社

代表取締役　玉山　智子

岩手県紫波郡矢巾町大字高田第一五地割一〇一番地

（乙）有限会社振興自動車

取締役　菊地　浩

第67期決算公告

令和７年11月21日

栃木県足利市大前町874番地

釜屋染工株式会社

代表取締役　塚原　達也

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	180,121,544
	固定資産	184,092,684
	合計	364,214,228
負債及び純資産の部	流動負債	16,420,812
	固定負債	13,606,000
	株主資本	334,187,416
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	324,187,416
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	321,687,416
	（うち当期純損失）	(14,786,252)
	合計	364,214,228

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社カマヤ（住所栃木県足利市大前町八七四番地）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十五日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

栃木県足利市大前町八七四番地

釜屋染工株式会社

代表取締役　塚原　達也

第４期決算公告　令和７年11月21日

神奈川県茅ヶ崎市美住町１－15

株式会社きゃりこん．ｃｏｍ

代表取締役　下平　光明

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	12,455
	固定資産	24,561
	繰延資産	302
	合計	37,319
負債及び純資産の部	流動負債	32,981
	固定負債	25,779
	株主資本	△21,441
	資本金	25,987
	資本剰余金	24,987
	資本準備金	24,987
	利益剰余金	△72,416
	その他利益剰余金	△72,416
	（うち当期純損失）	(36,757)
	合計	37,319

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百九十九万五百四十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

神奈川県茅ヶ崎市美住町一―一五

株式会社きゃりこん．ｃｏｍ

代表取締役　下平　光明

解散公告（第一回）

当組合は、令和六年四月二十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

香川県善通寺市吉原町二九一一番地

農事組合法人あまぎり

清算人　白井　等

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月三十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

石川県金沢市袋板屋町西三九番地

医療法人社団岸谷内科医院

清算人　岸谷　正雄

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月五日岐阜地方裁判所高山支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

（登記簿上の主たる事務所）

岐阜県高山市岡本町二丁目五〇番地

宗教法人妙蓮教会

清算人　弁護士　清水　卓也

連絡先　岐阜県高山市昭和町二―一〇〇―一〇　大久保ビル二階A号室　清水卓也法律事務所

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月十日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

広島県三原市城町一丁目二〇番二五号

医療法人社団正和会松下クリニック

清算人　松下　宏子

第36期決算公告　令和７年11月21日

京都府久世郡久御山町森中内61番地２

株式会社京都プラテック

代表取締役　井手　敏明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百万円、資本準備金の額を二千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

京都府久世郡久御山町森中内六一番地二

株式会社京都プラテック

代表取締役　井手　敏明

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,486,621
	固定資産	3,609,318
	合計	6,095,939
負債及び純資産の部	流動負債	2,247,894
	固定負債	971,076
	株主資本	2,876,968
	資本金	90,000
	利益剰余金	2,788,468
	利益準備金	15,120
	その他利益剰余金	2,773,348
	（うち当期純利益）	(441,004)
	自己株式	△1,500
	合計	6,095,939

第54期決算公告　令和７年11月21日

長崎県諫早市栄田町20番31号

クロダリアルパートナーズ株式会社

代表取締役　黒田　隆雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千三百二十万円減少し九千五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十五日であり、株主総会の決議は令和七年十一月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

長崎県諫早市栄田町二〇番三一号

クロダリアルパートナーズ株式会社

代表取締役　黒田　隆雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	81,982
	固定資産	546,709
	合計	628,691
負債及び純資産の部	流動負債	15,717
	固定負債	339,175
	株主資本	273,799
	資本金	75,000
	資本剰余金	22,895
	資本準備金	22,895
	利益剰余金	175,904
	その他利益剰余金	175,904
	（うち当期純利益）	(13,385)
	合計	628,691

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)左記のとおりです。

(乙)計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十一日

沖縄県那覇市久茂地一丁目一番一号

(甲)株式会社旭堂

沖縄県沖縄市諸見里一丁目三九番一五号　代表取締役　中曽根達幸

(乙)有限会社中部電算フォーム

代表取締役　宮城普実弘

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	368,577
	固定資産	937,658
	合計	1,306,235
負債及び純資産の部	流動負債	157,878
	固定負債	712,633
	株主資本	435,724
	資本金	40,870
	資本剰余金	22,410
	資本準備金	22,410
	利益剰余金	430,114
	利益準備金	200,000
	その他利益剰余金	230,114
	（うち当期純損失）	(61,013)
	自己株式	△57,670
	合計	1,306,235

第10期決算公告　令和７年11月21日

東京都中野区東中野四丁目４番５号

東中野アパートメンツ318

株式会社レイブ

代表取締役　田代　三郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十二月二十四日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都中野区東中野四丁目四番五号東中野アパートメンツ三一八

(甲)株式会社レイブ

代表取締役　田代　三郎

東京都練馬区練馬一丁目七番五号グランコンフォート練馬三〇五

(乙)合同会社ボンズ

代表社員　田代　三郎

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,814,110
	固定資産	26,091,276
	繰延資産	280,336
	資産合計	41,185,722
負債及び純資産の部	流動負債	3,065,630
	固定負債	25,127,019
	株主資本	12,993,073
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	7,993,073
	その他利益剰余金	7,993,073
	（うち当期純利益）	(9,175,980)
	負債・純資産合計	41,185,722

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月二十六日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

北海道帯広市東四条南八丁目

医療法人仁愛会

清算人　朴澤　忠昭

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月十九日開催の管理組合法人通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

東京都足立区島根二丁目一番一六号

コスモ西新井クレステイジ管理組合法人

清算人　大原　正明

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月三十一日定款をもって定めた解散事由の発生により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

愛知県稲沢市下津下町東四丁目二番地

医療法人愛聖会山田歯科

清算人　山田　義治

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十一日

滋賀県近江八幡市益田町二二〇番地

農事組合法人益田ファーム

清算人　小川　義男

第62期決算公告

令和７年11月21日

東京都江東区潮見二丁目３番７号

株式会社双文社

代表取締役社長　青木　純也

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	914,912	流動負債	91,486
固定資産	91,393	固定負債	8,053
		退職給付引当金	8,053
		株主資本	906,766
		資本金	15,000
		資本剰余金	13,000
		その他資本剰余金	13,000
		利益剰余金	878,766
		利益準備金	3,750
		その他利益剰余金	875,016
		（うち当期純利益）	(39,648)
資産合計	1,006,305	負債・純資産合計	1,006,305

第36期決算公告

令和７年11月21日

東京都港区虎ノ門三丁目５番１号

株式会社キューエイチ・インターナショナル

代表取締役　中山　竜太

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	385,097	流動負債	72,951
固定資産	31,244	固定負債	21,050
		退職給与引当金	19,108
		有給休暇引当金	1,941
		株主資本	322,339
		資本金	70,000
		利益剰余金	252,339
		利益準備金	17,500
		その他利益剰余金	234,839
		（うち当期純利益）	(23,402)
資産合計	416,341	負債・純資産合計	416,341

第15期決算公告　令和７年11月21日
札幌市北区新琴似五条十六丁目５番15号
ライトレート株式会社
代表取締役　十河　馨
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	178,837
	固定資産	653,726
	繰延資産	441
	合計	833,005
負債及び純資産の部	流動負債	66,724
	固定負債	630,030
	株主資本	136,250
	資本金	10,000
	資本剰余金	11,500
	利益剰余金	114,750
	利益準備金	600
	その他利益剰余金	114,150
	（うち当期純利益）	(33,022)
	合計	833,005

第20期決算公告　令和７年11月21日
札幌市白石区流通センター七丁目１―53―２Ｆ
風の株式会社
代表取締役　小島　健吾
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	143,624
	固定資産	119,654
	繰延資産	1,235
	合計	264,515
負債及び純資産の部	流動負債	295,580
	固定負債	307,044
	株主資本	△338,109
	資本金	20,300
	利益剰余金	△358,409
	その他利益剰余金	△358,409
	（うち当期純損失）	(580)
	合計	264,515

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のスポーツ用品販売事業及びフィットネスジムの運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

公告掲載の会社分割にあたり異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日
北海道伊達市松ケ枝町六五番地
（甲）アルファスポーツ株式会社
代表取締役　和歌　剛史
札幌市白石区流通センター七丁目一―二Ｆ
（乙）風の株式会社
代表取締役　小島　健吾

第 40 期 決 算 公 告

令和７年 11 月５日　東京都港区芝浦一丁目２番３号

株式会社ハイ・アベイラビリティ・システムズ

代表取締役社長　鈴木　健二

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,920,425	流動負債	8,062,970
固定資産	1,657,931	固定負債	212,983
有形固定資産	184,728	**負債合計**	**8,275,953**
無形固定資産	11,467	株主資本	7,302,403
投資その他の資産	1,461,736	資本金	161,000
		利益剰余金	9,878,396
		利益準備金	40,927
		その他利益剰余金	9,837,469
		（うち当期純利益）	(1,028,354)
		自己株式	△2,736,993
		純資産合計	**7,302,403**
資産合計	**15,578,356**	**負債・純資産合計**	**15,578,356**

第 31 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 21 日

東京都豊島区西池袋五丁目18番11号

豊島ケーブルネットワーク株式会社

代表取締役社長　渡辺映二郎

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,448	流動負債	152
固定資産	688	固定負債	143
		株主資本	1,841
		資本金	100
		資本剰余金	1,175
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	1,150
		利益剰余金	565
		その他利益剰余金	565
		（うち当期純利益）	(25)
資産合計	**2,136**	**負債・純資産合計**	**2,136**

第５期決算公告

令和７年11月21日

宮崎市橘通東４丁目７番28号
ＴＯＫＩＷＡ30ビル２階

株式会社ライトライト

代表取締役　齋藤　隆太

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	184,744,098
	固定資産	18,152,233
	資産合計	**202,896,331**
負債及び純資産の部	流動負債	29,264,761
	固定負債	117,435,000
	株主資本	56,196,570
	資本金	50,000,000
	資本剰余金	163,024,400
	資本準備金	105,012,200
	その他資本剰余金	58,012,200
	利益剰余金	△156,827,830
	その他利益剰余金	△156,827,830
	（うち当期純損失）	(36,481,794)
	負債・純資産合計	**202,896,331**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千四百九十八万七千四百二十四円、資本準備金の額を八千百八十四万四百六円減少し、それぞれ五千万円、九千八百十五万九千二百十八円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十一月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月二十一日
宮崎市橘通東四丁目七番二八号ＴＯＫＩＷＡ３０ビル二階
代表株式会社ライトライト
取締役　齋藤　隆太

第 24 期決算公告

2025年11月21日

栃木県佐野市町谷町2946番地

株式会社ＩＤＸ

代表取締役　森下　秀法

貸借対照表の要旨（2025年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,554,951
	固定資産	398,795
	合計	**1,953,747**
負債及び純資産の部	流動負債	1,118,024
	固定負債	630,785
	株主資本	204,937
	資本金	456,785
	資本剰余金	2,433
	その他資本剰余金	2,433
	利益剰余金	△254,281
	その他利益剰余金	△254,281
	（うち当期純利益）	(61,375)
	合計	**1,953,747**

(注)　千円未満を切り捨てて表示しております。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年11月21日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①森六ホールディングス株式会社　②東京都知事(4)86511　③栗田尚　④東京都港区南青山一丁目１番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区南青山一丁目１番１号　森六株式会社　代表取締役　黒瀬直樹

第３期決算公告

令和７年11月21日
宮城県仙台市青葉区片平二丁目１番１号国立大学法人東北大学産学連携先端材料研究開発センター

株式会社３ＤＣ
代表取締役　黒田　拓馬

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	797,311	流動負債	766,342
固定資産	266,412	固定負債	50,000
繰延資産	1,541	株主資本	248,923
		資本金	100,000
		資本剰余金	973,049
		資本準備金	949,999
		その他資本剰余金	23,050
		利益剰余金	△824,126
		その他利益剰余金	△824,126
		（うち当期純損失）	（532,494）
資産合計	1,065,265	負債・純資産合計	1,065,265

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億二千五百四万八千八百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日
宮城県仙台市青葉区片平二丁目一番一号国立大学法人東北大学産学連携先端材料研究開発センター
株式会社３ＤＣ
代表取締役　黒田　拓馬

第６期決算公告

令和７年11月21日　東京都渋谷区恵比寿西一丁目33番６号
株式会社UPSIDE　SPORTS　ENTERTAINMENT
（旧商号　株式会社なんでもドラフト）
代表取締役　森井　啓允

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	15,133,523	流動負債	49,534,974
固定資産	65,516,434	固定負債	30,000,000
繰延資産	315,900	株主資本	△153,569,117
		資本金	90,000,000
		資本剰余金	220,266,000
		資本準備金	155,133,000
		その他資本剰余金	65,133,000
		利益剰余金	△463,835,117
		その他利益剰余金	△463,835,117
		（うち当期純損失）	（116,463,900）
		新株予約権	155,000,000
資産合計	80,965,857	負債・純資産合計	80,965,857

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日
東京都渋谷区恵比寿西一丁目三三番六号
株式会社UPSIDE　SPORTS　ENTERTAINMENT
（旧商号　株式会社なんでもドラフト）
代表取締役　森井　啓允

第55期決算公告

令和７年11月21日
東京都千代田区外神田二丁目２番３号
ベル株式会社
代表取締役　安岳　宗吉

貸借対照表の要旨（令和７年７月７日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,044,850
	固定資産	455,613
	合計	2,500,463
負債及び純資産の部	流動負債	37,333
	株主資本	2,463,129
	資本金	80,000
	資本剰余金	250,000
	資本準備金	250,000
	利益剰余金	2,282,817
	利益準備金	2,310
	その他利益剰余金	2,280,507
	（うち当期純利益）	（108,497）
	自己株式	△149,688
	合計	2,500,463

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）左記のとおりです。
令和七年十一月二十一日
東京都千代田区外神田二丁目二番三号
（甲）スズデン株式会社
代表取締役　高谷　健文
東京都千代田区外神田二丁目二番三号
（乙）ベル株式会社
代表取締役　安岳　宗吉

第10期決算公告

令和７年11月21日
北海道石狩市生振540番58
生振商会株式会社
代表取締役　石岡　文章

貸借対照表の要旨
（令和７年５月７日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	226,655
	固定資産	1,051,837
	合計	1,278,492
負債及び純資産の部	流動負債	105,606
	固定負債	1,143,845
	株主資本	29,040
	資本金	10,000
	利益剰余金	19,040
	その他利益剰余金	19,040
	（うち当期純利益）	（26,432）
	合計	1,278,492

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日
北海道石狩市生振五四〇番五八
生振商会株式会社
代表取締役　石岡　文章

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社進道（住所北海道石狩市花川東一番二二）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日
北海道石狩市生振五四〇番五八
生振商会株式会社
代表取締役　石岡　文章

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十六日であり、両社の株主総会の承認決議は同年十一月二十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

千葉県松戸市松戸新田二三番地の三

（甲）東洋エレベータ工業株式会社

代表取締役　奥村　祐二

東京都葛飾区西新小岩四丁目一〇―九

（乙）湘南輸送機株式会社

代表取締役　奥村　祐二

第53期決算公告

令和７年11月21日

東京都葛飾区西新小岩四丁目10―９

湘南輸送機株式会社

代表取締役　奥村　祐二

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	25,618
	固定資産	4,610
	合計	30,228
負純資産債及びの部	流動負債	3,772
	株主資本	26,455
	資本金	10,000
	利益剰余金	20,505
	利益準備金	1,790
	その他利益剰余金	18,715
	（うち当期純利益）	(180)
	自己株式	△　4,050
	合計	30,228

第47期決算公告

令和７年11月21日

千葉県松戸市松戸新田23番地の３

東洋エレベータ工業株式会社

代表取締役　奥村　祐二

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	183,291
	固定資産	28,915
	合計	212,207
負純資産債及びの部	流動負債	75,926
	株主資本	136,281
	資本金	10,000
	利益剰余金	126,281
	利益準備金	3,700
	その他利益剰余金	122,581
	（うち当期純利益）	(46,509)
	合計	212,207

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることに致しました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都中央区新富一丁目一五番六号

（甲）株式会社インセット

代表取締役　板橋　達也

千葉県浦安市入船四丁目七番二八号

（乙）株式会社新東京ランド

代表取締役　後藤　慎哉

決算公告

令和７年11月21日

千葉県浦安市入船四丁目７番28号

株式会社新東京ランド

代表取締役　後藤　慎哉

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,771,382
	固定資産	1,608,046
	資産合計	3,379,429
負純資産債及びの部	流動負債	1,365,545
	固定負債	1,760,011
	株主資本	253,872
	資本金	9,500
	利益剰余金	244,372
	その他利益剰余金	244,372
	（うち当期純利益）	(27,260)
	負債・純資産合計	3,379,429

決算公告

令和７年11月21日

東京都中央区新富一丁目15番６号

株式会社インセット

代表取締役　板橋　達也

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	61,725
	固定資産	600
	資産合計	62,325
負純資産債及びの部	流動負債	3,394
	株主資本	58,931
	資本金	3,000
	利益剰余金	55,931
	その他利益剰余金	55,931
	（うち当期純利益）	(5,734)
	負債・純資産合計	62,325

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

札幌市中央区大通西五丁目八番地昭和ビル六階

（甲）札幌国際観光株式会社

代表取締役　桶川　昌幸

札幌市中央区大通西五丁目八番地昭和ビル六階

（乙）株式会社ジュアン・ペルル

代表取締役　桶川　昌幸

第22期決算公告

令和７年11月21日

札幌市中央区大通西五丁目８番地昭和ビル６階

株式会社ジュアン・ペルル

代表取締役　桶川　昌幸

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,858
	固定資産	2,039
	合計	3,897
負純資産債及びの部	流動負債	436
	固定負債	7,000
	株主資本	△3,538
	資本金	20,000
	利益剰余金	△23,538
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	△23,688
	（うち当期純損失）	(10,171)
	合計	3,897

第63期決算公告

令和７年11月21日

札幌市中央区大通西五丁目８番地昭和ビル６階

札幌国際観光株式会社

代表取締役　桶川　昌幸

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,878,919
	固定資産	1,015,026
	合計	2,893,945
負純資産債及びの部	流動負債	553,718
	固定負債	1,749,123
	株主資本	591,103
	資本金	49,000
	利益剰余金	542,103
	利益準備金	12,250
	その他利益剰余金	529,853
	（うち当期純利益）	(115,085)
	合計	2,893,945

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都港区南青山二丁目一二番一四号

（甲）株式会社ユニマックス

代表取締役　髙橋　洋二

千葉県八街市小谷流六二四番地

（乙）株式会社八街未来都市

代表取締役　髙橋　洋二

乙の貸借対照表の要旨

令和７年11月21日

千葉県八街市小谷流624番地

株式会社八街未来都市

代表取締役　髙橋　洋二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	756
	固定資産	19,301
	繰延資産	54
	合計	20,113
負純資産債及びの部	流動負債	540
	固定負債	13,883
	株主資本	5,689
	資本金	100
	資本剰余金	6,720
	その他資本剰余金	6,720
	利益剰余金	△1,130
	その他利益剰余金	△1,130
	（うち当期純損失）	(643)
	合計	20,113

第10期決算公告

令和７年11月21日

東京都港区南青山二丁目12番14号

株式会社ユニマックス

代表取締役　髙橋　洋二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	39
	固定資産	5,457
	繰延資産	0
	合計	5,497
負純資産債及びの部	流動負債	36
	固定負債	5,920
	株主資本	△460
	資本金	100
	資本剰余金	600
	資本準備金	600
	利益剰余金	△1,160
	その他利益剰余金	△1,160
	（うち当期純損失）	(192)
	合計	5,497

令和６年度決算公告

令和７年11月21日

東京都目黒区中目黒三丁目１番５号６階

株式会社ＳＥＮＲＩ

代表取締役　永井健太郎

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	52,047	流動負債	27,051
固定資産	43,091	株主資本	△71,347
繰延資産	566	資本金	100,000
		資本剰余金	228,642
		資本準備金	160,821
		その他資本剰余金	67,821
		利益剰余金	△399,989
		その他利益剰余金	△399,989
		（うち当期純損失）	（43,001）
		新株予約権	140,000
資産合計	95,704	負債・純資産合計	95,704

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千七百四十六万六千百八十四円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都目黒区中目黒三丁目一番五号六階

株式会社ＳＥＮＲＩ

代表取締役　永井健太郎

決　算　公　告

令和７年11月21日

兵庫県尼崎市水堂町二丁目40番10号

株式会社やよい商会

代表取締役　田村　崇

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	16,476
	固定資産	679,724
	合計	696,200
負債及び純資産の部	流動負債	25,326
	株主資本	670,873
	資本金	5,000
	利益剰余金	665,873
	その他利益剰余金	665,873
	（うち当期純利益）	（40,238）
	合計	696,200

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月七日

掲載頁　一二六頁（号外第一五五号）

（丙）左記のとおりです。

また、丙の株券を所有する方は、この合併の効力発生日である令和八年四月一日までに丙にご提出下さい。

令和七年十一月二十一日

東京都千代田区大手町二丁目三番一号

（甲）株式会社ＪＳＳ０３

代表取締役　田村　崇

兵庫県尼崎市水堂町二丁目四〇番一〇号

（乙）株式会社アメフレック

代表取締役　田村　崇

兵庫県尼崎市水堂町二丁目四〇番一〇号

（丙）株式会社やよい商会

代表取締役　田村　崇

第９期決算公告

令和７年11月21日

長野市大字三輪1297番地20、サーパス三輪田町901号室

株式会社ＣＯＬＯＲ

代表取締役　桃井　絵美

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	597	流動負債	25,633
固定資産	741,136	固定負債	353,798
繰延資産	9,313	株主資本	371,617
		資本金	185,000
		資本剰余金	185,000
		資本準備金	185,000
		利益剰余金	1,617
		その他利益剰余金	1,617
		（うち当期純利益）	（461）
資産合計	751,048	負債・純資産合計	751,048

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千五百万円、資本準備金の額を一億八千五百万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年十一月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

長野市大字三輪二二九七番地二〇、

サーパス三輪田町九〇一号室

株式会社ＣＯＬＯＲ

代表取締役　桃井　絵美

第43期決算公告　令和７年11月21日

沖縄県中頭郡西原町字小那覇1215番地

丸正印刷株式会社

代表取締役　与那覇正明

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,242,670
	固定資産	1,594,962
	合計	2,837,632
負債及び純資産の部	流動負債	670,677
	固定負債	635,348
	株主資本	1,531,606
	資本金	95,000
	資本剰余金	105,000
	その他資本剰余金	105,000
	利益剰余金	1,331,606
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	1,281,606
	（うち当期純利益）	（20,870）
	合計	2,837,632

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月二十三日

掲載頁　八十五頁（号外第二三六号）

（乙）左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

沖縄県中頭郡西原町字小那覇一二一五番地

（甲）株式会社丸正ホールディングス

代表取締役　與那覇正明

沖縄県中頭郡西原町字小那覇一二一五番地

（乙）丸正印刷株式会社

代表取締役　与那覇正明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都墨田区押上一丁目二四番一号
（甲）東京ステンレス研磨興業株式会社
代表取締役　日下部　繁

札幌市手稲区曙二条三丁目三番五四号
（乙）東京ステンレス研磨興業株式会社
代表取締役　日下部　繁

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,650,411
	固定資産	3,322,652
	繰延資産	353
	合計	4,973,416
負債及び純資産の部	流動負債	1,121,968
	固定負債	2,989,099
	株主資本	862,348
	資本金	50,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	797,348
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	767,348
	（うち当期純利益）	(40,366)
	合計	4,973,416

第72期決算公告

令和７年11月21日
東京都墨田区押上一丁目24番１号
東京ステンレス研磨興業株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,650,411
	固定資産	3,322,652
	繰延資産	353
	合計	4,973,416
負債及び純資産の部	流動負債	1,121,968
	固定負債	2,989,099
	株主資本	862,348
	資本金	50,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	797,348
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	767,348
	（うち当期純利益）	(40,366)
	合計	4,973,416

第63期決算公告

令和７年11月21日
札幌市手稲区曙二条三丁目３番54号
東京ステンレス研磨興業株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	98,168
	固定資産	371,164
	合計	469,333
負債及び純資産の部	流動負債	131,416
	固定負債	416,728
	株主資本	△78,811
	資本金	40,800
	利益剰余金	△119,611
	利益準備金	9,200
	その他利益剰余金	△128,811
	（うち当期純損失）	(8,654)
	合計	469,333

株式交換公告

左記会社は株式交換により乙はその発行済株式の全部を甲に取得させ、甲はこれを取得することにいたしました。効力発生日は令和七年十二月二十六日であり、両社の株主総会の承認決議は同年十一月二十一日に終了しております。この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都大田区羽田旭町一〇番一一号三井不動産インダストリアルパーク羽田
（甲）フィールドアイ株式会社
代表取締役　中山　正文

千葉県松戸市松戸新田二三番地の三
（乙）東洋エレベータ工業株式会社
代表取締役　奥村　祐二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	23,287
	固定資産	410,753
	合計	434,040
負債及び純資産の部	流動負債	16,712
	株主資本	417,327
	資本金	310,000
	資本準備金	210,000
	利益剰余金	△ 102,672
	（うち当期純利益）	(7,513)
	合計	434,040

第17期決算公告

令和７年11月21日
東京都大田区羽田旭町10番11号
三井不動産インダストリアルパーク羽田
フィールドアイ株式会社
代表取締役　中山　正文

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	183,291
	固定資産	28,915
	合計	212,207
負債及び純資産の部	流動負債	75,926
	株主資本	136,281
	資本金	10,000
	利益剰余金	126,281
	利益準備金	3,700
	その他利益剰余金	122,581
	（うち当期純利益）	(46,509)
	合計	212,207

第47期決算公告

令和７年11月21日
千葉県松戸市松戸新田23番地の３
東洋エレベータ工業株式会社
代表取締役　奥村　祐二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	40,197
	固定資産	4,562
	合計	44,759
負債及び純資産の部	流動負債	5,208
	株主資本	39,551
	資本金	15,000
	利益剰余金	24,551
	利益準備金	615
	その他利益剰余金	23,936
	（うち当期純利益）	(100)
	合計	44,759

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十三日に予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

東京都中野区中野三丁目三三番三号
（甲）エス・ビー・エス株式会社
代表取締役　高山　彰彦

東京都中野区中野三丁目33番３号
（乙）エス・ビー・エス・アライアンス株式会社
代表取締役　高山　素彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,425,146
	固定資産	53,201
	合計	1,478,348
負債及び純資産の部	流動負債	155,545
	株主資本	1,322,802
	資本金	50,000
	資本剰余金	22,000
	資本準備金	22,000
	利益剰余金	1,250,802
	利益準備金	18,000
	その他利益剰余金	1,232,802
	（うち当期純利益）	(112,763)
	合計	1,478,348

第41期決算公告

令和７年11月21日
東京都中野区中野三丁目33番３号
エス・ビー・エス株式会社
代表取締役　高山　彰彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	40,197
	固定資産	4,562
	合計	44,759
負債及び純資産の部	流動負債	5,208
	株主資本	39,551
	資本金	15,000
	利益剰余金	24,551
	利益準備金	615
	その他利益剰余金	23,936
	（うち当期純利益）	(100)
	合計	44,759

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

山梨県笛吹市八代町南八五九番地一
（甲）株式会社ＲＩＦＯＲＭＡ
代表取締役　五十嵐　徹

東京都港区南麻布三丁目六番一七号
（乙）株式会社ＬＥＣＴＥＵＲ
代表取締役　五十嵐裕基

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	64,067
	固定資産	66,610
	合計	130,678
負債及び純資産の部	流動負債	55,189
	固定負債	52,076
	株主資本	23,412
	資本金	3,000
	利益剰余金	20,412
	その他利益剰余金	20,412
	（うち当期純利益）	(7,006)
	合計	130,678

第７期決算公告

令和７年11月21日
山梨県笛吹市八代町南859番地１
株式会社ＲＩＦＯＲＭＡ
代表取締役　五十嵐　徹

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	66,224
	固定資産	9,071
	合計	75,296
負債及び純資産の部	流動負債	23,900
	固定負債	45,673
	株主資本	5,722
	資本金	1,000
	利益剰余金	4,722
	その他利益剰余金	4,722
	（うち当期純利益）	(2,077)
	合計	75,296

第７期決算公告

令和７年11月21日
東京都港区南麻布三丁目６番17号
株式会社ＬＥＣＴＥＵＲ
代表取締役　五十嵐裕基

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	98,168
	固定資産	371,164
	合計	469,333
負債及び純資産の部	流動負債	131,416
	固定負債	416,728
	株主資本	△78,811
	資本金	40,800
	利益剰余金	△119,611
	利益準備金	9,200
	その他利益剰余金	△128,811
	（うち当期純損失）	(8,654)
	合計	469,333

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲無議決権株式千九百二十株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月二十一日

静岡市清水区押切八一一番地

（甲）大栄總合開発株式会社

代表取締役　大畑　祐子

静岡市清水区有東坂二丁目三三八番地の三

（乙）株式会社ＯＤホールディングス

代表取締役　大畑　大輔

第５期決算公告

令和７年11月21日

静岡市清水区有東坂二丁目338番地の３

株式会社ＯＤホールディングス

代表取締役　大畑　大輔

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	22,935
	固定資産	1,500,000
	合計	1,522,935
負債及び純資産の部	流動負債	1,569,779
	株主資本	△46,843
	資本金	10
	利益剰余金	△46,853
	その他利益剰余金	△46,853
	（うち当期純損失）	(9,246)
	合計	1,522,935

第41期決算公告

令和７年11月21日

静岡市清水区押切811番地

大栄總合開発株式会社

代表取締役　大畑　祐子

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	296,504
	固定資産	458,346
	合計	754,851
負債及び純資産の部	流動負債	3,771
	株主資本	751,079
	資本金	50,000
	資本剰余金	455,800
	資本準備金	249,000
	その他資本剰余金	206,800
	利益剰余金	259,279
	その他利益剰余金	259,279
	（うち当期純利益）	(12,893)
	自己株式	△14,000
	合計	754,851

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

静岡県掛川市大渕九六四一番地

（甲）株式会社平松商店

代表取締役　関谷　和貴

静岡県掛川市大渕九六四一番地

（乙）株式会社ＨＳｒｉｎｇ

代表取締役　関谷　夕佳

第６期決算公告

令和７年11月21日

静岡県掛川市大渕9641番地

株式会社ＨＳｒｉｎｇ

代表取締役　関谷　夕佳

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,925
	固定資産	648,555
	資産合計	656,481
負債及び純資産の部	流動負債	12,464
	株主資本	644,016
	資本金	7,000
	利益剰余金	637,016
	その他利益剰余金	637,016
	（うち当期純利益）	(18,554)
	負債・純資産合計	656,481

第39期決算公告

令和７年11月21日

静岡県掛川市大渕9641番地

株式会社平松商店

代表取締役　関谷　和貴

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	528,852
	固定資産	724,025
	資産合計	1,252,877
負債及び純資産の部	流動負債	12,923
	固定負債	500,000
	株主資本	739,953
	資本金	7,000
	資本剰余金	628,299
	その他資本剰余金	628,299
	利益剰余金	104,654
	その他利益剰余金	104,654
	（うち当期純利益）	(20,522)
	負債・純資産合計	1,252,877

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

名古屋市中区松原三丁目一三番四一号

（甲）株式会社ワイ・ヨットホールディングス

代表取締役　寺田　清誌

名古屋市中区松原三丁目一三番四一号

（乙）株式会社Ｙホールディングス

代表取締役　松田佐和子

第３期決算公告

令和７年11月21日

名古屋市中区松原三丁目13番41号

株式会社Ｙホールディングス

代表取締役　松田佐和子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	15,085
	固定資産	3,892,794
	資産合計	3,907,879
負債及び純資産の部	流動負債	2,001
	固定負債	38,000
	株主資本	3,867,878
	資本金	100
	資本剰余金	3,862,783
	資本準備金	3,862,783
	利益剰余金	4,994
	その他利益剰余金	4,994
	（うち当期純利益）	(5,470)
	負債・純資産合計	3,907,879

第５期決算公告

令和７年11月21日

名古屋市中区松原三丁目13番41号

株式会社ワイ・ヨットホールディングス

代表取締役　寺田　清誌

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	294,714
	固定資産	4,268,730
	資産合計	4,563,444
負債及び純資産の部	流動負債	353
	固定負債	335,000
	株主資本	4,228,091
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,219,437
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	4,216,937
	（うち当期純損失）	(2,668)
	自己株式	△1,346
	負債・純資産合計	4,563,444

合併公告

左記会社は甲が商号変更により株式会社となることを条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

愛知県刈谷市稲場町三丁目三〇三番地

（甲）有限会社エムズカンパニー

（商号変更後の商号）

株式会社エムズカンパニー

代表取締役　酒井　溢之

愛知県刈谷市稲場町三丁目三〇三番地

（乙）エムズホールディングス株式会社

代表取締役　酒井　高雄

第３期決算公告

令和７年11月21日

愛知県刈谷市稲場町三丁目303番地

エムズホールディングス株式会社

代表取締役　酒井　高雄

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	86
	固定資産	1,211,001
	資産合計	1,211,087
負債及び純資産の部	流動負債	306
	株主資本	1,210,781
	資本金	10,000
	資本剰余金	842,001
	その他資本剰余金	842,001
	利益剰余金	358,780
	その他利益剰余金	358,780
	（うち当期純損失）	(298)
	負債・純資産合計	1,211,087

第29期決算公告

令和７年11月21日

愛知県刈谷市稲場町三丁目303番地

有限会社エムズカンパニー

代表取締役　酒井　溢之

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	24,360
	固定資産	522,673
	資産合計	547,034
負債及び純資産の部	流動負債	9,622
	固定負債	447,530
	株主資本	89,880
	資本金	13,000
	利益剰余金	76,880
	その他利益剰余金	76,880
	（うち当期純利益）	(4,573)
	負債・純資産合計	547,034

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

愛知県西尾市鳥羽町大入二〇番地一

（甲）株式会社イナテックホールディングス

代表取締役　稲垣美奈子

愛知県安城市和泉町北大木二番地二

（乙）株式会社オアシスカントリー

代表取締役　稲垣　現

第53期決算公告

令和７年11月21日

愛知県安城市和泉町北大木２番地２

株式会社オアシスカントリー

代表取締役　稲垣　現

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	20,813
	固定資産	281,234
	合計	302,047
負債及び純資産の部	流動負債	12,492
	固定負債	85,880
	株主資本	203,674
	資本金	10,500
	利益剰余金	193,174
	利益準備金	105
	その他利益剰余金	193,069
	（うち当期純利益）	(2,490)
	合計	302,047

第36期決算公告

令和７年11月21日

愛知県西尾市鳥羽町大入20番地１

株式会社イナテックホールディングス

代表取締役　稲垣美奈子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,250,061
	固定資産	7,212,621
	合計	10,462,683
負債及び純資産の部	流動負債	2,767,950
	固定負債	4,913,091
	株主資本	2,781,642
	資本金	3,000
	資本剰余金	2,663,764
	利益剰余金	114,877
	利益準備金	1,441
	その他利益剰余金	113,435
	（うち当期純利益）	(15,321)
	合計	10,462,683

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

名古屋市昭和区松風町二丁目一番地

（甲）タジマコーポレーション株式会社

代表取締役　田島　英彦

名古屋市昭和区松風町二丁目一番地の一

（乙）株式会社ＴＭＡＹＫＥＲ

代表取締役　田島　美穂

第３期決算公告

令和７年11月21日

名古屋市昭和区松風町二丁目１番地の１

株式会社ＴＭＡＹＫＥＲ

代表取締役　田島　美穂

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,612
	固定資産	20,000
	合計	21,612
負債及び純資産の部	流動負債	71
	株主資本	21,541
	資本金	1,000
	利益剰余金	38,091
	その他利益剰余金	38,091
	（うち当期純損失）	(10,898)
	自己株式	△17,550
	合計	21,612

第６期決算公告

令和７年11月21日

名古屋市昭和区松風町二丁目１番地

タジマコーポレーション株式会社

代表取締役　田島　英彦

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	28,842
	固定資産	70,737
	合計	99,580
負債及び純資産の部	流動負債	1,356
	固定負債	51,906
	株主資本	46,318
	資本金	3,000
	利益剰余金	43,318
	その他利益剰余金	43,318
	（うち当期純利益）	(2,375)
	合計	99,580

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

愛知県日進市赤池町モチロ六一番地の四六一

（甲）丸商物産株式会社

代表取締役　金原　福男

愛知県日進市赤池町モチロ六一番地

（乙）丸商観光株式会社

代表取締役　金原　福男

第39期決算公告

令和７年11月21日

愛知県日進市赤池町モチロ61番地

丸商観光株式会社

代表取締役　金原　福男

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,372
	固定資産	928,956
	合計	936,328
負債及び純資産の部	流動負債	65,845
	固定負債	643,147
	株主資本	227,336
	資本金	76,000
	利益剰余金	151,336
	利益準備金	3,900
	繰越利益剰余金	147,436
	（うち当期純利益）	(7,131)
	合計	936,328

第39期決算公告

令和７年11月21日

愛知県日進市赤池町モチロ61番地の461

丸商物産株式会社

代表取締役　金原　福男

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	244,514
	固定資産	2,145,148
	合計	2,389,663
負債及び純資産の部	流動負債	549,909
	固定負債	503,243
	株主資本	1,336,510
	資本金	80,000
	資本剰余金	305,449
	資本準備金	305,449
	利益剰余金	951,061
	利益準備金	48
	繰越利益剰余金	951,012
	（うち当期純利益）	(10,554)
	合計	2,389,663

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十五日であり、両社の臨時株主総会の承認決議は令和七年十一月十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

大阪市北区梅田一丁目三番一―一〇〇号

（甲）加茂商事株式会社

代表取締役　加茂　建

大阪市北区大淀中一丁目一番五二号四階

（乙）株式会社マラカナ

代表取締役　加茂　建

第40期決算公告

令和７年11月21日

大阪市北区大淀中一丁目１番52号４階

株式会社マラカナ

代表取締役　加茂　建

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	155,209
	固定資産	63,313
	合計	218,523
負債及び純資産の部	流動負債	89,704
	固定負債	1,527
	株主資本	127,291
	資本金	45,000
	利益剰余金	82,291
	利益準備金	4,050
	その他利益剰余金	78,241
	（うち当期純利益）	(20,401)
	合計	218,523

第54期決算公告

令和７年11月21日

大阪市北区梅田一丁目３番１―100号

加茂商事株式会社

代表取締役　加茂　建

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,382,264
	固定資産	1,463,662
	合計	5,845,927
負債及び純資産の部	流動負債	3,045,358
	固定負債	287,502
	株主資本	2,513,066
	資本金	73,500
	資本剰余金	23,500
	資本準備金	23,500
	利益剰余金	2,416,066
	利益準備金	18,375
	その他利益剰余金	2,397,691
	（うち当期純損失）	(722,437)
	合計	5,845,927

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

大阪府堺市中区深井沢町三二三一番地

（甲）株式会社ジェイランド

代表取締役　越前　尚史

兵庫県尼崎市浜田町二丁目七五番地

（乙）株式会社キッズドリーム

代表取締役　越前　尚史

第29期決算公告

令和７年11月21日

兵庫県尼崎市浜田町二丁目75番地

株式会社キッズドリーム

代表取締役　越前　尚史

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	472,881
	固定資産	76,072
	合計	548,954
負純資産債及びの部	流動負債	74,131
	固定負債	222,246
	株主資本	252,576
	資本金	10,000
	利益剰余金	242,576
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	240,076
	（うち当期純損失）	(51,930)
	合計	548,954

第25期決算公告　令和７年11月21日

大阪府堺市中区深井沢町3231番地

株式会社ジェイランド

代表取締役　越前　尚史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,545,420
	固定資産	749,520
	合計	2,294,941
負純資産債及びの部	流動負債	195,461
	（内賞与引当金）	(19,254)
	（内ポイント引当金）	(13,371)
	固定負債	333,529
	株主資本	1,765,951
	資本金	19,000
	利益剰余金	1,746,951
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	1,746,201
	（内当期純利益）	(81,763)
	合計	2,294,941

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

愛媛県伊予市下吾川一八五六番地一

（甲）株式会社メイキ産業

代表取締役　米山　千春

愛媛県伊予市下吾川一八五六番地一

（乙）愛媛農機販売株式会社

代表取締役　濵地　辰巳

第64期決算公告　令和７年11月21日

愛媛県伊予市下吾川1856番地１

愛媛農機販売株式会社

代表取締役　濵地　辰己

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	87,418
	固定資産	333,859
	合計	421,278
負純資産債及びの部	流動負債	33,352
	固定負債	86,252
	株主資本	301,674
	資本金	50,000
	利益剰余金	268,499
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	255,999
	（うち当期純利益）	(8,988)
	自己株式	△16,825
	合計	421,278

第40期決算公告

令和７年11月21日

愛媛県伊予市下吾川1856番地１

株式会社メイキ産業

代表取締役　米山　千春

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	23,826
	固定資産	91,042
	合計	114,869
負純資産債及びの部	流動負債	81
	株主資本	114,787
	資本金	5,000
	利益剰余金	112,128
	その他利益剰余金	112,128
	（うち当期純利益）	(47)
	自己株式	△2,340
	合計	114,869

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のグループ金融事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

埼玉県志木市本町六丁目二九番一八号

（甲）松井中央株式会社

代表取締役　松井　浩

福島県郡山市田村町上行合字北古川五六番地

（乙）松井産業郡山株式会社

代表取締役　松井　浩

第55期決算公告　令和７年11月21日

福島県郡山市田村町上行合字北古川56番地

松井産業郡山株式会社

代表取締役　松井　浩

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,201,677
	固定資産	281,161
	合計	1,482,838
負純資産債及びの部	流動負債	131,649
	株主資本	1,351,189
	資本金	16,000
	資本剰余金	645,653
	その他資本剰余金	645,653
	利益剰余金	689,535
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	685,535
	（うち当期純利益）	(26,918)
	合計	1,482,838

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千五百三十五万円、資本準備金の額を一億七千五百三十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

福島県郡山市田村町上行合字北古川五六番地

松井産業郡山株式会社

代表取締役　松井　浩

決　算　公　告

令和７年11月21日

東京都杉並区阿佐谷南一丁目36番４号

バリューアップ・パートナーズ株式会社

代表取締役　高松　豊

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	48,019
	固定資産	136,284
	繰延資産	1,150
	合計	185,454
負純資産債及びの部	流動負債	13,783
	賞与引当金	257
	固定負債	154,236
	株主資本	17,434
	資本金	30,000
	利益剰余金	△12,565
	繰越利益剰余金	△12,565
	（うち当期純損失）	(4,119)
	合計	185,454

決　算　公　告

令和７年11月21日

千葉県木更津市畑沢一丁目５番８号

株式会社Ｌｉｋｅ　ｆｉｔ

代表取締役　佐野　新一

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	60,409
	固定資産	377,913
	繰延資産	2,395
	合計	440,717
負純資産債及びの部	流動負債	26,871
	固定負債	350,561
	株主資本	63,284
	資本金	10,000
	利益剰余金	53,284
	その他利益剰余金	53,284
	（うち当期純利益）	(8,286)
	合計	440,717

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のフィットネス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

千葉県木更津市畑沢一丁目五番八号

（甲）株式会社Ｌｉｋｅ　ｆｉｔ

代表取締役　佐野　新一

東京都杉並区阿佐谷南一丁目三六番四号

（乙）バリューアップ・パートナーズ株式会社

代表取締役　高松　豊

第６期決算公告

令和７年11月21日
新潟県長岡市宝二丁目１番地12
吉川製作所株式会社
代表取締役　柳　昇

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	143,645
	固定資産	217,429
	合計	361,074
負純資産債及びの部	流動負債	35,219
	固定負債	113,514
	株主資本	212,340
	資本金	30,000
	利益剰余金	182,340
	その他利益剰余金	182,340
	（うち当期純利益）	(35,990)
	合計	361,074

第66期決算公告

令和７年11月21日
新潟県長岡市宝二丁目１番地13
吉川製作所株式会社
（旧商号　有限会社吉川製作所）
代表取締役　柳　昇

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,826
	固定資産	351,872
	合計	353,698
負純資産債及びの部	流動負債	2,271
	株主資本	351,426
	資本金	3,800
	利益剰余金	347,626
	利益準備金	623
	その他利益剰余金	347,003
	（うち当期純利益）	(21,794)
	合計	353,698

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十一月四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日
新潟県長岡市宝二丁目一番地一三
（甲）吉川製作所株式会社
（旧商号　有限会社吉川製作所）
代表取締役　柳　昇
新潟県長岡市宝二丁目一番地一二
（乙）吉川製作所株式会社
代表取締役　柳　昇

第３期決算公告

令和７年11月21日
兵庫県西宮市城ケ堀町２番23号
株式会社ベイエリア８１
代表取締役　執行　一彦

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,812
	固定資産	2,068
	合計	7,880
負純資産債及びの部	流動負債	11,302
	固定負債	1,303
	株主資本	△ 4,725
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 5,725
	その他利益剰余金	△ 5,725
	（うち当期純損失）	(4,103)
	合計	7,880

第５期決算公告

令和７年11月21日
大阪市北区中之島六丁目１番38―5503号
株式会社フードスイッチ
代表取締役　米田　竜馬

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,273
	固定資産	6,528
	合計	20,801
負純資産債及びの部	流動負債	16,311
	株主資本	4,490
	資本金	5,000
	利益剰余金	△ 509
	その他利益剰余金	△ 509
	（うち当期純損失）	(509)
	合計	20,801

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日
大阪市北区中之島六丁目一番三八―五五〇三号
（甲）株式会社フードスイッチ
代表取締役　米田　竜馬
兵庫県西宮市城ケ堀町二番二三号
（乙）株式会社ベイエリア８１
代表取締役　執行　一彦

決算公告

令和７年11月21日
神戸市長田区大橋町六丁目６番地
株式会社日包コンピューターサービス
代表取締役　浅野　正治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	7,443
	固定資産	2,350,361
	合計	2,357,804
負純資産債及びの部	流動負債	303
	株主資本	2,357,501
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,350,361
	その他資本剰余金	2,350,361
	利益剰余金	△2,859
	その他利益剰余金	△2,859
	（うち当期純利益）	(1,030)
	合計	2,357,804

決算公告

令和７年11月21日
神戸市長田区大橋町六丁目６番地
浅野紙工印刷株式会社
代表取締役　浅野　正治

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	469,132
	固定資産	956,584
	合計	1,425,716
負純資産債及びの部	流動負債	147,811
	固定負債	217,255
	株主資本	1,060,650
	資本金	12,500
	利益剰余金	1,404,494
	利益準備金	605
	その他利益剰余金	1,403,889
	（うち当期純利益）	(46,233)
	自己株式	△356,344
	合計	1,425,716

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日
神戸市長田区大橋町六丁目六番地
（甲）浅野紙工印刷株式会社
代表取締役　浅野　正治
神戸市長田区大橋町六丁目六番地
（乙）株式会社日包コンピューターサービス
代表取締役　浅野　正治

第７期決算公告

令和７年11月21日
東京都千代田区神田三崎町二丁目20番７号
水道橋西口会館２階
株式会社エナジーバンクエンジニアリング
代表取締役　品川　功

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	230,751
	固定資産	9,497
	合計	240,248
負純資産債及びの部	流動負債	96,477
	固定負債	99,645
	株主資本	44,125
	資本金	40,000
	利益剰余金	4,125
	その他利益剰余金	4,125
	（うち当期純利益）	(1,291)
	合計	240,248

第64期決算公告

令和７年11月21日
神戸市灘区城内通三丁目２番16号
株式会社ＴＤ・Ｋ
代表取締役　橋本　良平

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	160,803
	固定資産	298,843
	合計	459,646
負純資産債及びの部	流動負債	71,452
	固定負債	164,293
	株主資本	223,900
	資本金	12,000
	資本剰余金	13,243
	資本準備金	13,243
	利益剰余金	198,656
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	195,656
	（うち当期純損失）	(36,112)
	合計	459,646

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日
神戸市灘区城内通三丁目二番一六号
（甲）株式会社ＴＤ・Ｋ
代表取締役　橋本　良平
東京都千代田区神田三崎町二丁目二〇番七号　水道橋西口会館二階
（乙）株式会社エナジーバンクエンジニアリング
代表取締役　品川　功

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

奈良県大和高田市内本町八番二〇号
（甲）株式会社森川商店
代表取締役　**廣**瀬　圭一

奈良県大和高田市内本町八番二〇号
（乙）株式会社旭光
代表取締役　**廣**瀬　圭一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	405,522
	固定資産	1,388,089
	合計	1,793,611
負債及び純資産の部	流動負債	79,207
	固定負債	949,880
	株主資本	764,523
	資本金	89,344
	資本剰余金	0
	利益剰余金	675,179
	利益準備金	4,889
	その他利益剰余金	670,290
	（うち当期純損失）	(23,345)
	合計	1,793,611

第６期決算公告　令和７年11月21日

奈良県大和高田市内本町８番20号

株式会社旭光

代表取締役　**廣**瀬　圭一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	39,384
	固定資産	10
	合計	39,394
負債及び純資産の部	流動負債	286
	固定負債	0
	株主資本	39,108
	資本金	20,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	19,108
	その他利益剰余金	19,108
	（うち当期純損失）	(586)
	合計	39,394

第４期決算公告　令和７年11月21日

北九州市若松区小敷ひびきの一丁目16番12―101号

ＴＨＥ　ＩＣＨＩ　ＧＯ　ＮＡＮＡ株式会社

代表取締役　田中　乃介

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	4,979,996
	固定資産	19,291,931
	資産合計	24,271,927
負債及び純資産の部	流動負債	31,245,553
	固定負債	15,434,000
	株主資本	△22,407,626
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△25,407,626
	その他利益剰余金	△25,407,626
	（うち当期純損失）	(13,797,831)
	負債・純資産合計	24,271,927

第13期決算公告　令和７年11月21日

北九州市若松区塩屋三丁目29番20号

株式会社ＴＮＫ

代表取締役　田中　乃介

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	38,369,093
	固定資産	68,024,464
	資産合計	106,393,557
負債及び純資産の部	流動負債	93,918,454
	固定負債	35,734,520
	株主資本	△23,259,417
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△24,259,417
	その他利益剰余金	△24,259,417
	（うち当期純利益）	(1,767,097)
	負債・純資産合計	106,393,557

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月三十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

北九州市若松区塩屋三丁目二九番二〇号
（甲）株式会社ＴＮＫ
代表取締役　田中　乃介

北九州市若松区小敷ひびきの一丁目一六番一二―一〇一号
（乙）ＴＨＥ　ＩＣＨＩ　ＧＯ　ＮＡＮＡ株式会社
代表取締役　田中　乃介

第18期決算公告　令和７年11月21日

福岡市東区多の津四丁目９番10号

ユースタイル株式会社

代表取締役　大和　隆弘

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	198,769
	固定資産	7,141
	資産合計	205,911
負債及び純資産の部	流動負債	119,452
	（うち賞与引当金）	(595)
	固定負債	1,000
	（うち退職給付引当金）	(1,000)
	株主資本	85,458
	資本金	15,000
	利益剰余金	70,458
	その他利益剰余金	70,458
	（うち当期純利益）	(6,170)
	負債・純資産合計	205,911

第69期決算公告　令和７年11月21日

福岡市東区多の津一丁目４番５号

株式会社百田工務店

代表取締役　百田善太郎

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,168,461
	固定資産	911,439
	資産合計	2,079,901
負債及び純資産の部	流動負債	450,439
	固定負債	599,423
	（うち退職給付引当金）	(5,000)
	株主資本	1,030,038
	資本金	53,248
	利益剰余金	976,790
	利益準備金	13,312
	その他利益剰余金	963,478
	（うち当期純利益）	(32,894)
	負債・純資産合計	2,079,901

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

福岡市東区多の津一丁目四番五号
（甲）株式会社百田工務店
代表取締役　百田善太郎

福岡市東区多の津四丁目九番一〇号
（乙）ユースタイル株式会社
代表取締役　大和　隆弘

第54期決算公告

令和７年11月21日

熊本県山鹿市山鹿1608番地

株式会社西益屋

代表取締役　副島　隆

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	25,039
	固定資産	30,356
	合計	55,396
負債及び純資産の部	流動負債	7,751
	固定負債	54,857
	株主資本	△7,212
	資本金	3,000
	利益剰余金	△10,212
	その他利益剰余金	△10,212
	（うち当期純利益）	(1,731)
	合計	55,396

第75期決算公告　令和７年11月21日

熊本県熊本市中央区白山一丁目６番31号

株式会社香梅

代表取締役　副島　健史

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	734,163
	固定資産	2,199,036
	繰延資産	265
	合計	2,933,464
負債及び純資産の部	流動負債	145,574
	固定負債	1,458,708
	株主資本	1,329,181
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,344,118
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	1,329,118
	自己株式	△44,937
	（うち当期純利益）	(10,775)
	合計	2,933,464

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

熊本県熊本市中央区白山一丁目六番三一号
（甲）株式会社香梅
代表取締役　副島　健史

熊本県山鹿市山鹿一六〇八番地
（乙）株式会社西益屋
代表取締役　副島　隆

第50期決算公告

令和７年９月25日
栃木県栃木市都賀町家中1921番地３
渡邉工業株式会社
代表取締役　渡邉　君江

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	221,637
	固定資産	52,385
	繰延資産	0
	合計	274,022
負純資産及び部	流動負債	59,670
	固定負債	4,950
	株主資本	209,402
	資本金	80,000
	利益剰余金	129,402
	その他利益剰余金	129,402
	（うち当期純利益）	(684)
	合計	274,022

第27期決算公告

令和７年11月21日
東京都港区南青山二丁目５番20号
株式会社帝国データバンク情報システム
代表取締役　小原健一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	847,446
	固定資産	143,661
	資産合計	991,107
負純資産及び部	流動負債	103,556
	固定負債	123,315
	株主資本	764,235
	資本金	37,150
	利益剰余金	727,085
	利益準備金	5,621
	その他利益剰余金	721,464
	（うち当期純利益）	(169,051)
	負債・純資産合計	991,107

第69期決算公告

令和７年11月21日
山口県周南市銀座一丁目２番地
株式会社オーパス
代表取締役　河村啓太郎

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,047
	固定資産	966
	繰延資産	1
	資産合計	2,014
負純資産及び部	流動負債	695
	固定負債	365
	株主資本	954
	資本金	40
	利益剰余金	914
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	904
	（うち当期純利益）	(19)
	負債・純資産合計	2,014

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月二十一日
山口県周南市銀座一丁目二番地
（甲）株式会社オーパス
代表取締役　河村啓太郎
山口県周南市銀座一丁目二番地
（乙）株式会社ｍｉｎｎａ
代表取締役　河村啓太郎
山口県周南市銀座一丁目二番地
（丙）株式会社ヒゴヤ総業
代表取締役　河村　峰子

第58期決算公告

令和７年11月21日
山口県周南市銀座一丁目２番地
株式会社ヒゴヤ総業
代表取締役　河村　峰子

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	115
	固定資産	263
	資産合計	379
負純資産及び部	流動負債	4
	固定負債	9
	株主資本	365
	資本金	72
	利益剰余金	293
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	288
	（うち当期純利益）	(6)
	負債・純資産合計	379

第13期決算公告

令和７年11月21日
山口県周南市銀南街４番地徳山銀南街ビル１階
株式会社ｍｉｎｎａ
代表取締役　河村啓太郎

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(十万円)
資の産部	流動資産	456
	固定資産	553
	繰延資産	1
	資産合計	1,011
負純資産及び部	流動負債	272
	固定負債	861
	株主資本	△123
	資本金	160
	資本剰余金	140
	資本準備金	140
	利益剰余金	△423
	その他利益剰余金	△423
	（うち当期純利益）	(309)
	負債・純資産合計	1,011

第３期決算公告

令和７年９月30日
東京都港区六本木６丁目11番１号
ＤＡＤＡＮ株式会社
代表取締役　中村　慶太

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,049
	合計	16,049
負純資産及び部	流動負債	20,561
	固定負債	886,604
	株主資本	△891,116
	資本金	1,000
	利益剰余金	△892,116
	その他利益剰余金	△892,116
	（うち当期純損失）	(141,411)
	合計	16,049

第35期決算公告

令和７年11月21日
東京都中央区日本橋本町４丁目11番２号
アドコマットジャパン株式会社
代表取締役社長　山崎　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	69,566
	固定資産	6,626
	繰延資産	9,208
	資産合計	85,400
負純資産及び部	流動負債	144,872
	固定負債	15,368
	株主資本	△74,840
	資本金	100,000
	資本剰余金	102
	資本準備金	102
	利益剰余金	△174,942
	その他利益剰余金	△174,942
	（うち当期純損失）	(1,326)
	負債・純資産合計	85,400

第13期決算公告

令和７年11月21日

東京都新宿区西新宿二丁目１番１号

新宿三井ビルディング37階

株式会社グリーンエイト

代表取締役　藤井　貴之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	793,904
	固定資産	164,858
	資産合計	958,763
負債及び純資産の部	流動負債	762,409
	固定負債	81,833
	退職給付引当金	53,904
	株主資本	114,520
	資本金	10,000
	資本剰余金	96,390
	その他資本剰余金	96,390
	利益剰余金	8,130
	利益準備金	1,560
	その他利益剰余金	6,570
	（うち当期純損失）	(183,012)
	負債・純資産合計	958,763

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月二十一日
東京都新宿区西新宿二丁目一番一号
新宿三井ビルディング三七階
（甲）株式会社グリーンエイト
代表取締役　藤井　貴之
東京都千代田区平河町二丁目一六番九号
永田町グラスゲート六階ＡＣＡ株式会社内
（乙）ＡＣＡファーマシー株式会社
代表取締役　宮崎　潤

第１期決算公告

令和７年11月21日
東京都千代田区平河町二丁目16番９号
永田町グラスゲート６階ＡＣＡ株式会社内
ＡＣＡファーマシー株式会社
代表取締役　宮崎　潤

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	797,776
	固定資産	248,845
	資産合計	1,046,621
負純資産及び部	流動負債	1,160,773
	株主資本	△114,151
	資本金	250,505
	資本剰余金	250,495
	資本準備金	250,495
	利益剰余金	△615,151
	その他利益剰余金	△615,151
	（うち当期純損失）	(361,163)
	負債・純資産合計	1,046,621

第91期決算公告

令和７年11月21日

岐阜県土岐市駄知町1168番地

山津製陶株式会社

代表取締役　小木曽剛史

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	528,633
	固定資産	256,571
	資産合計	785,205
負債及び純資産の部	流動負債	325,428
	固定負債	391,852
	負債合計	717,280
	株主資本	67,924
	資本金	10,640
	資本剰余金	45
	資本準備金	45
	利益剰余金	89,373
	利益準備金	2,660
	その他利益剰余金	86,713
	（うち当期純利益）	(1,778)
	自己株式	△ 32,135
	純資産合計	67,924
	負債・純資産合計	785,205

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

岐阜県土岐市駄知町一一六八番地

（甲）山津製陶株式会社

代表取締役　小木曽剛史

岐阜県土岐市駄知町九八九番地の三六

（乙）馬駈鉱産株式会社

代表取締役　塚本　藤三

第35期決算公告

令和７年11月21日

岐阜県土岐市駄知町989番地の36

馬駈鉱産株式会社

代表取締役　塚本　藤三

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,242
	固定資産	84
	資産合計	4,327
負債及び純資産の部	流動負債	2,254
	負債合計	2,254
	株主資本	2,072
	資本金	15,000
	利益剰余金	△ 12,927
	その他利益剰余金	△ 12,927
	（うち当期純利益）	(5,971)
	純資産合計	2,072
	負債・純資産合計	4,327

第2期決算公告

令和７年11月21日

東京都新宿区西新宿１丁目21番

株式会社シンセリオ

代表取締役　押田　典久

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	212,484
	合計	212,484
負債及び純資産の部	流動負債	108,654
	株主資本	103,829
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	利益剰余金	53,829
	（うち当期純利益）	(25,592)
	合計	212,484

第21期決算公告

令和７年11月21日

東京都渋谷区広尾一丁目11番２号

ＴＴプリンシパル株式会社

代表取締役　畠中　純

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	141,659
	固定資産	28,735
	資産合計	170,394
負債及び純資産の部	流動負債	31,153
	固定負債	61,200
	株主資本	78,041
	資本金	30,000
	利益剰余金	48,041
	利益準備金	882
	その他利益剰余金	47,159
	（うち当期純利益）	(1,499)
	負債・純資産合計	170,394

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建設事業の一部、建築物の設計及び工事監理事業、砂利採取・採石事業並びに産業廃棄物の処理及び収集運搬業事業に関する権利義務並びに丙の古物営業法に基づく古物商及びトレラーハウス・自動車・建設機械等の設計、製造、改造、運搬、設置、販売に関する権利義務を承継し、乙及び丙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）下記のとおりです。

（丙）下記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

岐阜県中津川市阿木四四〇〇番地の一

（甲）株式会社阿佐木建設

代表取締役　佐々木一信

岐阜県中津川市阿木四四〇〇番地の四

（乙）株式会社阿佐木建設

代表取締役　佐々木宏之

岐阜県中津川市阿木四三九九番地の一

（丙）株式会社エー・エス・ジー

代表取締役　佐々木宏之

第2期決算公告

令和７年11月21日

東京都千代田区神田和泉町１番地６－16

TOP DEAD CENTER株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,126,407
	固定資産	11,880,000
	繰延資産	99,317
	資産合計	13,105,724
負債及び純資産の部	流動負債	2,126,586
	固定負債	9,900,000
	株主資本	1,079,138
	資本金	675,000
	資本剰余金	3,375,000
	資本準備金	375,000
	その他資本剰余金	3,000,000
	利益剰余金	△2,970,862
	その他利益剰余金	△2,970,862
	（うち当期純損失）	(2,965,062)
	負債・純資産合計	13,105,724

第42期決算公告

令和７年11月21日

岐阜県中津川市阿木4399番地の１

株式会社エー・エス・ジー

代表取締役　佐々木宏之

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	66,618
	固定資産	108,583
	合計	175,202
負債及び純資産の部	流動負債	107,324
	固定負債	144,339
	株主資本	△ 76,461
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 96,461
	その他利益剰余金	△ 96,461
	（うち当期純損失）	(76,807)
	合計	175,202

第52期決算公告

令和７年11月21日

岐阜県中津川市阿木4400番地の４

株式会社阿佐木建設

代表取締役　佐々木宏之

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	172,159
	固定資産	84,970
	合計	257,130
負債及び純資産の部	流動負債	157,111
	固定負債	277,983
	株主資本	△ 177,965
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 197,965
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	△ 201,715
	（うち当期純損失）	(41,529)
	合計	257,130

第17期決算公告

令和７年10月24日

東京都武蔵野市桜堤２丁目７番23号

株式会社　藤

代表取締役　藤巻　豊一

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	84,688
	固定資産	25,323
	合計	110,011
負債及び純資産の部	流動負債	23,637
	固定負債	27,999
	株主資本	58,374
	資本金	500
	利益剰余金	57,874
	（その他利益剰余金）	(57,874)
	合計	110,011

(注)　当期純利益　14,133千円

第１期決算公告

令和７年11月21日

東京都港区三田２－７－22
ＭＴアリーナ103
株式会社Ｃｕｒｉｏ
代表取締役　平山真梨花

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	7,706,194
	資産合計	7,706,194
負純資債及産のび部	流動負債	1,841,868
	株主資本	5,864,326
	資本金	9,100,000
	資本剰余金	8,100,000
	資本準備金	8,100,000
	利益剰余金	△11,335,674
	その他利益剰余金	△11,335,674
	（うち当期純損失）	(11,335,674)
	負債・純資産合計	7,706,194

第28期決算公告

令和７年11月21日

東京都大田区北馬込２－50－４－105
株式会社ソルカ
代表取締役　春山　周一

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	650
	固定資産	145
	合計	795
負純資債及産のび部	流動負債	51
	固定負債	13,250
	株主資本	△12,506
	資本金	10,000
	利益剰余金	△22,506
	その他利益剰余金	△22,506
	（うち当期純損失）	(1,731)
	合計	795

第74期決算公告

令和７年11月21日

名古屋市中区丸の内二丁目19番29号
株式会社渡辺商店
代表取締役　渡辺　敬一

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	711
	固定資産	551
	合計	1,263
負純資債及産のび部	流動負債	190
	固定負債	616
	株主資本	455
	資本金	20
	利益剰余金	435
	利益準備金	45
	その他利益剰余金	390
	（うち当期純利益）	(11)
	合計	1,263

第73期決算公告

2025年11月13日

大阪市大正区小林西１丁目25番13号
丸三海運株式会社
代表取締役社長　市原　義隆

貸借対照表の要旨（2025年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,379,296
	固定資産	4,181,080
	資産合計	9,560,376
負純資債及産のび部	流動負債	1,724,820
	固定負債	694,538
	負債合計	2,419,358
	株主資本	7,141,018
	資本金	156,000
	資本剰余金	32,000
	利益剰余金	6,953,018
	（うち当期純利益）	(450,034)
	純資産合計	7,141,018
	負債・純資産合計	9,560,376

第21期決算公告

令和７年11月21日

名古屋市中区松原三丁目13番41号
株式会社
ワイ・ヨットネットワークセンター
代表取締役　寺田　清誌

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,133,512
	固定資産	3,193,425
	繰延資産	477
	資産合計	4,327,415
負債及び純資産の部	流動負債	39,137
	固定負債	7,550
	株主資本	4,280,727
	資本金	10,000
	資本剰余金	3,293,195
	資本準備金	711,576
	その他資本剰余金	2,581,619
	利益剰余金	977,531
	その他利益剰余金	977,531
	（うち当期純利益）	(6,146)
	負債・純資産合計	4,327,415

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月二十一日
名古屋市中区松原三丁目一三番四一号
（甲）株式会社ワイ・ヨットネットワークセンター
代表取締役　寺田　清誌
名古屋市中区松原三丁目一三番四一号
（乙）株式会社ワイ・ヨットアセットマネジメント
代表取締役　寺田チヅ子

第41期決算公告

令和７年11月21日

名古屋市中区松原三丁目13番41号
株式会社
ワイ・ヨットアセットマネジメント
代表取締役　寺田チヅ子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	242,351
	固定資産	564,246
	資産合計	806,597
負純資債及産のび部	流動負債	3,539
	固定負債	45,600
	株主資本	757,457
	資本金	99,000
	資本剰余金	296,000
	資本準備金	296,000
	利益剰余金	362,457
	その他利益剰余金	362,457
	（うち当期純利益）	(18,009)
	負債・純資産合計	806,597

第６期決算公告

令和７年11月21日

京都市中京区河原町通夷川上る指物町328番地
株式会社アダプト
代表取締役　増井　啓司

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,616,481
	固定資産	1,217,388
	繰延資産	1,359
	合計	2,835,229
負債及び純資産の部	流動負債	741,912
	固定負債	791,404
	株主資本	856,183
	資本金	10,000
	資本剰余金	647,310
	その他資本剰余金	647,310
	利益剰余金	198,873
	その他利益剰余金	198,873
	（うち当期純利益）	(94,811)
	評価・換算差額等	445,729
	繰延ヘッジ損益	445,729
	合計	2,835,229

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月二十一日
京都市中京区河原町通夷川上る指物町三二八番地
（甲）株式会社アダプト
代表取締役　増井　啓司
京都市中京区河原町通夷川上る指物町三二八番地
（乙）株式会社ＫＢテキスタイル
代表取締役　増井　啓司

第８期決算公告

令和７年11月21日

京都市中京区河原町通夷川上る指物町328番地
株式会社ＫＢテキスタイル
代表取締役　増井　啓司

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,666
	合計	5,666
負純資債及産のび部	流動負債	43,952
	株主資本	△38,286
	資本金	50,000
	利益剰余金	△88,286
	その他利益剰余金	△88,286
	（うち当期純損失）	(11,959)
	合計	5,666

第 60 期決算公告

令和７年11月21日
大阪府東大阪市高井田本通二丁目８番４号
ＯＲＳコジマ株式会社
代表取締役　小島　博司

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,697,030
	固定資産	498,813
	合計	2,195,843
負債及び純資産の部	流動負債	984,290
	固定負債	371
	株主資本	1,211,181
	資本金	50,000
	資本剰余金	12,000
	資本準備金	12,000
	利益剰余金	1,149,181
	利益準備金	11,100
	その他利益剰余金	1,138,081
	（うち当期純利益）	(102,844)
	合計	2,195,843

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月二十一日
大阪府東大阪市高井田本通二丁目八番四号
（甲）ＯＲＳコジマ株式会社
代表取締役　小島　博司
愛知県弥富市東末広九丁目四〇―一
（乙）宮田塗料株式会社
代表取締役　小島　博司
兵庫県丹波篠山市八上内字口ノ坪三八番四
（丙）こじま塗料株式会社
代表取締役　五十住賢一

第 40 期決算公告

令和７年 11 月 21 日
長崎県佐世保市小佐々町臼ノ浦９番地
株式会社小佐々渡辺
代表取締役　渡邊　敬一

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9
	固定資産	44
	合計	54
負債及び純資産の部	流動負債	199
	株主資本	△145
	資本金	10
	利益剰余金	△155
	その他利益剰余金	△155
	（うち当期純利益）	(1)
	合計	54

第 36 期決算公告

令和７年11月21日
兵庫県丹波篠山市八上内字口ノ坪38番４
こじま塗料株式会社
代表取締役　五十住賢一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	21,352
	固定資産	38,233
	合計	59,585
負債及び純資産の部	流動負債	18,304
	固定負債	10,144
	株主資本	31,137
	資本金	10,000
	利益剰余金	22,187
	利益準備金	1,990
	その他利益剰余金	20,197
	（うち当期純損失）	(3,601)
	自己株式	△1,050
	合計	59,585

第 39 期決算公告

令和７年11月21日
愛知県弥富市東末広九丁目40―１
宮田塗料株式会社
代表取締役　小島　博司

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	33,420
	固定資産	102,925
	合計	136,345
負債及び純資産の部	流動負債	23,247
	固定負債	21,650
	株主資本	91,448
	資本金	58,000
	利益剰余金	33,448
	その他利益剰余金	33,448
	（うち当期純利益）	(2,061)
	合計	136,345

第 49 期決算公告

令和７年11月21日
栃木県栃木市尻内町555番地
アワノ総合開発株式会社
代表取締役　宮崎　武史

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(万円)
資産の部	流動資産	390,482
	固定資産	747,098
	合計	1,137,580
負債及び純資産の部	流動負債	168,844
	固定負債	240,748
	株主資本	744,393
	資本金	1,000
	利益剰余金	743,393
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	743,143
	（うち当期純利益）	(59,803)
	評価・換算差額等	△16,405
	有価証券評価差額等	△16,405
	合計	1,137,580

第 64 期決算公告

令和７年 11 月 21 日

岡山県備前市伊里中588番地の１

日生運輸株式会社

代表取締役　伊賀　資耕

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,166,718
	固定資産	4,005,887
	資産合計	6,172,606
負債及び純資産の部	流動負債	571,899
	固定負債	2,747,254
	負債合計	3,319,153
	株主資本	2,853,452
	資本金	75,000
	資本剰余金	251,802
	資本準備金	101,521
	その他資本剰余金	150,280
	利益剰余金	2,526,650
	利益準備金	6,824
	その他利益剰余金	2,519,825
	（うち当期純利益）	(92,794)
	純資産合計	2,853,452
	負債・純資産合計	6,172,606

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む不動産関連事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月二十一日
岡山県備前市伊里中五八八番地の一
（甲）日生ホールディングス株式会社
代表取締役　伊賀　資耕
岡山県備前市伊里中五八八番地の一
（乙）日生運輸株式会社
代表取締役　伊賀　資耕

第 13 期決算公告

令和７年11月21日
岡山県備前市伊里中588番地の１
日生ホールディングス株式会社
代表取締役　伊賀　資耕

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	18,418
	固定資産	2,170,689
	資産合計	2,189,108
負債及び純資産の部	流動負債	121,572
	固定負債	24,996
	株主資本	2,042,540
	資本金	1,000
	資本剰余金	2,024,986
	資本準備金	130,058
	その他資本剰余金	1,894,928
	利益剰余金	16,553
	その他利益剰余金	16,553
	（うち当期純利益）	(8,655)
	負債・純資産合計	2,189,108

第 72 期決算公告

令和７年 10 月 28 日
埼玉県さいたま市浦和区常盤９―30―16
株式会社トキワ
代表取締役　田口　薫

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	734,521
	固定資産	1,150,149
	合計	1,884,671
負債及び純資産の部	流動負債	385,461
	固定負債	404,070
	株主資本	1,095,140
	資本金	44,000
	利益剰余金	1,051,140
	利益準備金	11,000
	その他利益剰余金	1,040,140
	（うち当期純利益）	(52,448)
	合計	1,884,671

第 78 期決算公告

2025年８月20日
名古屋市中区丸の内三丁目13番27号
株式会社青雲クラウン
代表取締役　青山　英生

貸借対照表の要旨（2025年６月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,174,751
	固定資産	1,466,467
	合計	3,641,219
負債及び純資産の部	流動負債	2,069,766
	固定負債	296,890
	株主資本	1,073,251
	資本金	100,000
	資本剰余金	159,290
	利益剰余金	813,961
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	801,461
	（うち当期純利益）	(85,121)
	評価・換算差額等	201,311
	合計	3,641,219

合併公告

左記会社は合併して甲は乙・丙・丁の権利義務全部を承継して存続し乙・丙・丁は解散することについて合併いたしました。

掲載のこの合併に対し異議のある債権者は、本公告翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおり掲載の官報（乙）下記のとおり掲載紙の令和七年六月二十五日付掲載頁（丙）左記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

埼玉県所沢市松葉町三番一号
代表取締役社長　坂本　歩　（甲）

埼玉県朝霞市西原二丁目一四番二二号
代表取締役　瀬歩　（乙）

武蔵業第二ビル
代表取締役　株式会社バンガード　（丙）

埼玉県入間市大字下藤沢五五三番地一
株式会社デンツートラフィック
代表取締役　我妻　文男　（丁）

千葉市中央区登戸一丁目13番22号
シティファイブビル
東邦警備保障株式会社
代表取締役　我妻　文男　（丁）

決算公告

令和７年11月21日

埼玉県入間市大字下藤沢553番地１

株式会社デンツートラフィック

代表取締役　我妻　文男

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	711,383
	固定資産	5,058
	合計	716,442
負債及び純資産の部	流動負債	136,644
	固定負債	17,250
	株主資本	562,548
	資本金	10,000
	利益剰余金	552,548
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	550,048
	（うち当期純損失）	(91,248)
	合計	716,442

決算公告

令和７年11月21日

千葉市中央区登戸一丁目13番22号
シティファイブビル

東邦警備保障株式会社

代表取締役　我妻　文男

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	14,096
	固定資産	1,100
	合計	15,197
負債及び純資産の部	流動負債	21,967
	固定負債	183,289
	株主資本	△190,059
	資本金	6,000
	利益剰余金	△196,059
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	△197,259
	（うち当期純利益）	(1,187)
	合計	15,197

決　算　公　告

令和７年11月21日

埼玉県所沢市松葉町３番１号

株式会社セキュリティ

代表取締役　坂本　歩

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	162,034	流動負債	68,333
固定資産	29,049	固定負債	3,536
		株主資本	118,878
		資本金	10,000
		資本剰余金	53,000
		その他資本剰余金	53,000
		利益剰余金	60,378
		その他利益剰余金	60,378
		（うち当期純利益）	(20,341)
		自己株式	△4,500
		評価・換算差額等	335
		その他有価証券評価差額金	335
合計	191,083	合計	191,083

令和７年度エネルギー管理講習「資質向上講習」の公示

当センターは、エネルギー管理講習に関する規則（平成11年通商産業省令第48号）第３条第２項の規定に基づき、令和７年度エネルギー管理講習「資質向上講習」を実施する期日、方法その他講習の実施に関し必要な事項を次のように定めたので公示します。

令和７年11月21日

一般財団法人省エネルギーセンター

会長　海輪　誠

令和７年度エネルギー管理講習「資質向上講習」実施内容

標記講習は、原則インターネット回線等で配信する講義をパソコン・タブレット端末・スマートフォン等によって個別に受講できるオンライン方式により実施します。

オンライン環境を整えることができない場合のために集合講習も実施します。(定員に達し次第締め切り)

１．講義課目及び時間

①　**講義課目**：エネルギー総合管理及び法規、エネルギー管理の手法、エネルギー管理の実務
・本講習は「工場向」及び「事業場向」の２つのコースがあり、どちらかひとつを選択して受講

②　**講義時間**：５時間30分、但し講義の節目で行われる「効果測定」の解答時間は含まない。

２．受講期間

①　**オンライン講習**：令和８年１月16日（金）～令和８年３月31日（火）

②　**集合講習**：東京都23区内　令和８年３月６日（金）、名古屋市　同３月４日（水）、大阪市同２月25日(水)

３．受講申込の受付期間及び受講申込方法

①　**受講申込の受付期間**：令和７年12月１日（月）～令和８年２月24日（火）

②　**申込方法**：インターネット申込又は申込書による申込

４．申込書等必要書類の配布場所及び問い合わせ先

一般財団法人省エネルギーセンター　エネルギー管理試験・講習本部　講習部
〒108-0023 東京都港区芝浦二丁目11番５号　五十嵐ビルディング　(03) 5439―4977
※問い合わせ時間は９時15分から17時30分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

５．受講料　15,600円（非課税）

６．受講対象者

現在、エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員に選任され、かつ下記に該当する方

①　令和４年度のエネルギー管理講習「新規講習」又は「資質向上講習」を修了

②　平成18年度から令和３年度の間にエネルギー管理講習「新規講習」又は「資質向上講習」を修了し、令和６年度に選任

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十九日
掲載頁　一二〇頁（号外第一九六号）

（乙・丙）下記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

広島県福山市川口町一丁目七番三号
（甲）広建コンサルタンツ株式会社
代表取締役　小瀧　訓一

広島県福山市川口町一丁目七番三号
（乙）エムライン株式会社
代表取締役　小瀧　訓一

広島県三次市三次町一六三五番地の１２
（丙）サンテックス株式会社
代表取締役　小瀧　訓一

第32期決算公告

令和７年11月21日
大阪市中央区博労町二丁目３番９号
ヤマト ファッションサービス株式会社
代表取締役　小林　正明

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	410,893,404
	固定資産	1,363,976
	有形固定資産	2
	投資その他の資産	1,363,974
	合計	412,257,380
負債及び純資産の部	流動負債	51,337,232
	株主資本	360,920,148
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	330,920,148
	利益準備金	7,500,000
	その他利益剰余金	323,420,148
	（うち当期純利益）	(37,359,551)
	合計	412,257,380

第54期決算公告

令和７年11月21日
広島県三次市三次町1635番地の12
サンテックス株式会社
代表取締役　小瀧　訓一

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	67,180
	固定資産	9,556
	合計	76,736
負債及び純資産の部	流動負債	690
	固定負債	—
	株主資本	76,045
	資本金	10,000
	利益剰余金	66,045
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	64,795
	（うち当期純利益）	(1,204)
	合計	76,736

第58期決算公告

令和７年11月21日
広島県福山市川口町一丁目７番３号
エムライン株式会社
代表取締役　小瀧　訓一

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	101,474
	固定資産	55,829
	合計	157,303
負債及び純資産の部	流動負債	5,573
	固定負債	—
	株主資本	151,730
	資本金	10,000
	利益剰余金	141,730
	利益準備金	4,750
	その他利益剰余金	136,980
	（うち当期純利益）	(5,842)
	合計	157,303

第37期決算公告

令和７年11月21日
岡山市北区野田五丁目１番４号
不動電気株式会社
代表取締役　平松　良一

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,300
	固定資産	1,674
	合計	20,974
負債及び純資産の部	流動負債	11,879
	固定負債	51,660
	株主資本	△42,564
	資本金	10,000
	利益剰余金	△52,564
	その他利益剰余金	△52,564
	（うち当期純損失）	(2,387)
	合計	20,974

合併公告

左記会社は甲が商号変更により株式会社となることを条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十六日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年十一月二十一日

埼玉県坂戸市千代田三丁目二一番二三号
ヴィラ・ボンセジュール若葉五〇一号室
（甲）有限会社ビジョナリアム
代表取締役　新井　和美

埼玉県坂戸市千代田三丁目二一番二三号
ヴィラ・ボンセジュール若葉五〇一号室
（乙）株式会社Ｓｈａｐｅ
代表取締役　新井　和美

第54期決算公告

令和７年10月29日
福岡県福岡市博多区山王一丁目６番18号
九州計測器株式会社
代表取締役　岩倉　弘隆

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,096,320
	固定資産	142,610
	資産合計	1,238,930
負債及び純資産の部	流動負債	955,638
	固定負債	12,623
	株主資本	270,669
	資本金	35,000
	資本剰余金	4,650
	資本準備金	4,650
	利益剰余金	231,019
	利益準備金	4,025
	その他利益剰余金	226,994
	（うち当期純利益）	(20,929)
	負債・純資産合計	1,238,930

第9期決算公告

令和７年11月21日
埼玉県坂戸市千代田３丁目21番23号
ヴィラ・ボンセジュール若葉501号室
株式会社Ｓｈａｐｅ
代表取締役　新井　和美

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,451
	固定資産	10,519
	合計	16,970
負債及び純資産の部	流動負債	5,486
	固定負債	12,434
	株主資本	△949
	資本金	100
	利益剰余金	△1,049
	その他利益剰余金	△1,049
	（うち当期純損失）	(454)
	合計	16,970

第27期決算公告

令和７年11月21日
埼玉県坂戸市千代田３丁目21番23号
ヴィラ・ボンセジュール若葉501号室
有限会社ビジョナリアム
代表取締役　新井　和美

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,103
	固定資産	26,348
	合計	29,452
負債及び純資産の部	流動負債	12,810
	固定負債	31,343
	株主資本	△14,701
	資本金	3,000
	利益剰余金	△17,701
	その他利益剰余金	△17,701
	（うち当期純損失）	(7,723)
	合計	29,452

第６期決算公告

2025年10月24日
札幌市西区発寒九条十丁目２番10号
Ｌｅｔａｒａ株式会社
代表取締役　平井　翔大
代表取締役　ケンブス・ランドン・トマス

貸借対照表の要旨（2025年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	418,620
	固定資産	379,240
	繰延資産	145
	合計	798,007
負債及び純資産の部	流動負債	192,316
	固定負債	122,360
	株主資本	483,331
	資本金	9,000
	資本剰余金	1,136,212
	利益剰余金	△661,880
	その他利益剰余金	△661,880
	（うち当期純損失）	(461,293)
	合計	798,007